

平成 28 年

## 第 3 回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 28 年 9 月 6 日

閉 会 平成 28 年 9 月 16 日

大 津 町 議 会

## 平成 2 8 年 第 3 回 大 津 町 議 会 定 例 会 会 期 日 程

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 6 日	火	午前 10 時	本会議	開会、提案理由の説明、 議案質疑、委員会付託	本会議終了後 全員協議会
9 月 7 日	水	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 8 日	木	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 9 日	金	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 1 0 日	土		休会	議案等検討	
9 月 1 1 日	日		休会	議案等検討	
9 月 1 2 日	月	午前 10 時	委員会	各常任委員会	
9 月 1 3 日	火		休会	議案等整理	
9 月 1 4 日	水	午前 9 時	本会議	一般質問	
9 月 1 5 日	木	午前 9 時	本会議	一般質問	
9 月 1 6 日	金	午前 10 時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会 期				1 1 日 間	

本 会 議

提 案 理 由 説 明

議 案 質 疑

委 員 会 付 託

## 諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について
- 健全化判断比率報告書
- 資金不足比率報告書
- 平成27年度決算カード
- 平成27年度大津町普通会計決算状況調
- 平成27年度大津町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況審査意見書
- 平成27年度公営企業会計経営健全化審査意見書
- 平成27年度財政健全化審査意見書
- 平成27年度大津町工業用水道事業会計決算審査意見書
- 平成28年度大津町一般会計・特別会計・事業会計補正予算の概要
- 平成28年6月例月出納検査の結果について
- 平成28年7月例月出納検査の結果について
- 平成28年8月例月出納検査の結果について

# 平成28年第3回大津町議会定例会会議録

平成28年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第1日)

平成28年9月6日(火曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行	書 記 佐 藤 佳 子	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	兼 会 計 管 理 課 長 中 野 正 継	
	副 町 長 田 中 令 児	兼 総 務 課 行 政 係 部 長 宮 崎 俊 也	
	総 務 部 長 杉 水 辰 則	兼 総 務 課 行 政 係 部 長 本 司 貴 大	
	住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	兼 総 務 課 行 政 係 部 長 本 司 貴 大	
	経 済 部 長 松 岡 秀 雄	兼 教 育 課 長 齊 藤 公 拓	
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	兼 併 任 工 業 用 水 道 課 長 教 育 部 長 市 原 紀 幸	
	総 務 部 総 務 課 長 藤 本 聖 二	兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 上 克 也	
	総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治	兼 代 表 監 査 委 員 嶋 田 純	

## 会 議 に 付 し た 事 件

議案第 39 号	大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号	平成 28 年度大津町一般会計補正予算（第 5 号）について
議案第 41 号	平成 28 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 42 号	平成 28 年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 43 号	平成 28 年度大津町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
議案第 44 号	平成 28 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 45 号	平成 28 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
認定第 1 号	平成 27 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	平成 27 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	平成 27 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	平成 27 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	平成 27 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	平成 27 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	平成 27 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
承認第 8 号	平成 27 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議 事 日 程 (第 1 号) 平成 2 8 年 9 月 6 日 (火) 午前 1 0 時 開会  
開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 3 9 号 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) について
- 日程第 6 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度大津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 7 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度大津町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 8 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度大津町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- 日程第 9 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度大津町農業集落排水特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 0 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 日程第 1 1 認定第 1 号 平成 2 7 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 2 号 平成 2 7 年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 3 号 平成 2 7 年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 4 号 平成 2 7 年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 5 号 平成 2 7 年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 6 号 平成 2 7 年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 7 号 平成 2 7 年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 8 号 平成 2 7 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について  
一括上程、提案理由の説明

日程第 19 議案質疑

議案第 39 号	質 疑
議案第 40 号	質 疑
議案第 41 号	質 疑
議案第 42 号から議案第 45 号まで	一括質疑
認定第 1 号	質 疑
認定第 2 号	質 疑
認定第 3 号から認定第 8 号まで	一括質疑

日程第 20 委員会付託

議案第 39 号から議案第 45 号まで  
認定第 1 号から認定第 8 号まで

午前 9 時 58 分 開会

開議

○議長（大塚龍一郎君） ただいまから、平成 28 年第 3 回大津町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、12 番手嶋靖隆君、13 番永田和彦君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（大塚龍一郎君） 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

まず、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長（津田桂伸君） おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、8 月 26 日午前 10 時から町民交流施設集会室において、議会運営委員、また大塚議長に出席を願い、平成 28 年第 3 回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の 15 件について執行部より大筋の説明があり、取り扱いについて協議をいたしました。また、議事日程、会期の日程、その他の議会運営全般について協議いたしました。認定第 1 号、平成 27 年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第 8 号、平成 27 年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの 8 件の決算関係については、本日の議会で町長の提案理由の説明のみとし、所管部長の説明は省略することにいたしました。



一般質問については11名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から6番まで、2日目が7番から11番目の順で行うことになりました。

委員会については、定例会は決算認定がありますので4日間行うことになりました。

したがって、会期日程については議席に配付のとおり、本日から9月16日までの11日間とし、一般質問の開議時刻を午前9時からといたしました。また最終日に人事案件が提案される予定です。

以上、大塚議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程案のとおり、本日から9月16日までの11日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの11日間に決定いたしました。

### 日程第3 諸般の報告

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

### 日程第4 議案第39号から日程第18 認定第8号まで一括上程・提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4 議案第39号 大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから、日程第18 認定第8号 平成27年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの15件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。今回の熊本震災に関しまして、大津町においてこれまでに3名の方が亡くなられておられます。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。

復旧・復興の進捗につきましては遅れておりますが、住民の方々が1日も早く元の生活に戻るように取り組んでまいります。今後、復旧・復興計画を策定してまいります。議会や町民の方々との意見交換に取り組んでまいります。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます。

議案第39号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてですが、建築基準法施行令、地方自治法施行令の一部を改正する政令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する

省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第39号につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第40号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ25億8千327万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を188億154万1千円とするものです。

歳入では、地方交付税589万4千円、国庫支出金2千470万1千円、県支出金18億1千249万2千円、寄附金2千万円、繰入金680万3千円、繰越金8億3千853万7千円、諸収入315万7千円をそれぞれ増額し、町債の1億2千831万1千円を減額するものです。

歳出では、総務費4億8千523万8千円、民生費4千901万8千円、衛生費856万1千円、農林水産業費19億9千762万8千円、商工費20万円、土木費1千666万2千円、消防費387万1千円、教育費834万7千円、災害復旧費5千5万5千円をそれぞれ増額し、予備費3千630万6千円を減額するものです。

次に、議案第41号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千549万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億3千851万6千円とするものです。

歳入では、国庫支出金が1千680万円、前期高齢者交付金が9万8千円、繰越金1億859万9千円をそれぞれ増額するものです。

歳出では、総務費が18万4千円、保険給付費2千100万円、前期高齢者給付金等の4万1千円、諸支出金が1千707万3千円、予備費9千91万3千円をそれぞれ増額し、後期高齢者支援金等の353万円、保健事業費18万4千円をそれぞれ減額するものです。

次に、議案第42号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を12億3千897万5千円とするものです。

歳入では、繰越金が5千110万2千円を増額し、繰入金が5千110万2千円を減額するものです。

次に、議案第43号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが。今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千968万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を24億3千336万9千円とするものです。

歳入では、繰越金が7千968万8千円を増額するものです。

歳出では、総務費が49万2千円、諸支出金が2千536万8千円、予備費が5千382万8千円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第44号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を1億4千190万1千円とするものです。

歳入では、繰越金が485万9千円を増額し、繰入金485万9千円を減額するものです。

次に、議案第45号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてですが、今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ151万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8千138万9千円とするものです。

歳入では、繰越金が151万円を増額し、歳出では、総務費9万6千円、予備費で141万4千円をそれぞれ増額するものです。

議案第40号から議案第45号までの6議案につきましては、平成28年度一般会計及び特別会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

続きまして、承認第1号から承認第8号までの案件は、平成27年度一般会計、特別会計及び事業会計に係る歳入歳出決算の認定についてでございますが、各会計の決算内容につきましては、各常任委員会でご審議いただくことになっております。

一般会計では、歳入総額139億2千697万1千円、歳出総額は128億9千308万円、翌年度に繰り越すべき財源、繰越明許費9千535万4千円を差し引きまして、実質収支額9億3千853万7千円となっております。

大津町国民健康保険特別会計外、各特別会計につきましては、歳入総額79億9千787万7千円、歳出総額75億9千90万2千円でございます。

また、大津町工業用水道事業会計の決算では、収入済額8千336万6千円、支出済額5千661万8千円となっております。

決算の認定につきまして、認定第1号から認定第8号までは、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

また、監査委員の審査意見書、決算資料及び主要な施策の成果を配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ここで大津町の平成27年度の決算状況について簡単にご説明を申し上げます。

まずは歳入でございますが、大津町の収入の約32.7%は、町民の皆さんや企業から納められた町税によるものです。町税総額は、45億6千600万円で、昨年より0.03%増の100万円の増額となっております。

内訳は、個人町民税が3.9%の増の5千100万円の増額となっております。法人町民税は12.2%の減、5千900万円の減額、固定資産税は0.6%減の1千400万円の減額となっております。

また、自主財源は、歳入全体の49.6%、69億2千400万円で、前年度比4%減となっております。要因としましては、26年度に公共施設整備基金・庁舎建設基金に積立てを行うための繰入金が大きかったことが影響し、繰入金が昨年度に比べ3億6千200万円の減額となっております。

依存財源は、昨年度比2.9%減、2億8千万円の減額で、要因としては、26年度の消費税増税の影響で地方消費税交付金が61.1%の増、地方交付税が基準財政需要額の増などにより9%の増、都道府県支出金が19.2%の増となっているものの、地方債が臨時財政対策債などの起債発行の減

により42.7%の減となったことが影響し、全体として減額になっています。

次に、歳出でございますが、総務費は、法人税の過誤納還付金が3億3千500万円の増となっているものの、財政調整基金等の積立が2億8千万円の減、公共施設整備基金への積立が6億円の減などにより15.2%の減、民生費は、26年度の保育所緊急整備事業終了などにより補助金が1億8千800万円の減となったものの、市立保育所負担金や地域型保育給付負担金などの増により、全体で0.1%の微増となっています。

教育費は、26年度大津北中学校の増築工事の終了などにより37.7%の減となっています。

義務的経費は年々増加傾向にありますが、全体で61億7千400万円、4.5%の増となっています。

町債の残高につきましては、平成27年度末で129億400万円、前年度比2億5千800万円の減額となっています。これは、臨時財政対策債の残高が2億4千900万円の増額になったものの、教育・福祉施設整備事業債の2億7千600万円の減、一般事業債の1億7千600万円の減などが影響しております。

基金につきましては、平成27年度末の総額は48億7千100万円で、前年度比2億6千300万円の減額となっています。

財政状況につきましては、全国の類似団体と比較しても、健全財政を堅持しており、財政健全化法に基づく指標につきましても、国が示す早期健全化基準を超えるものではありませんが、今後ともさらなる健全財政の運営に努めなければならないと考えております。

以上、簡単ではございますが、町の財政状況の説明とともに、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご議決、ご認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、各会計の決算の認定以外の議案につきましては、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） おはようございます。

議案第39号、大津町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は1ページから3ページ、説明資料集は1ページから7ページになります。

今回の改正は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。資料の2ページから3ページにまたがっておりますが、第28条第7号イの表中、4階以上の階の「区分」、避難用の「施設又は設備」の欄中第1項を改正しております。

これは、建築基準法施行令の改正により、避難用の屋内階段の構造の基準が見直されたことに伴い、小規模保育事業所A型の保育室を4階以上に設ける場合に設置する避難用の屋内階段の構造要件につ

いても同様の取り扱いをする改正を行うものでございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

資料の4ページから5ページになりますが、第43条第8号イの表中、4階以上の階の「区分」、避難用の「施設又は設備」の欄中第1項を改正しております。

これも同様に、建築基準法施行令の改正により、保育所型事業所内保育事業所の保育室を4階以上に設ける場合に設置する避難用の屋内階段の構造要件について改正をするものでございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

附則第5条のあとに、第6条から第9条を新たに追加しております。これは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置について、当面の間の措置として、特例を設けて配置要件の弾力化を図るものでございます。

附則第6条は、利用児童が少数である時間帯における保育士の配置基準の特例です。保育士を常時2人以上配置するという要件がございますが、幼時または乳児の年齢配置基準により算定される保育士の数が1となる場合は、保育士1人に加え、保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者を配置することができることとなります。

附則第7条は、幼稚園教諭等の活用に係る特例でございます。配置が必要な保育士の算定で、幼稚園若しくは小学校教諭、または養護教諭の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができるようになります。

附則第8条は、加配人員に係る特例です。保育時間が1日につき8時間を超える保育所に係る保育士の員数の算定についてです。保育時間を通じて必要となる保育士の総数から、当該保育所の利用定員の総数を基礎として算定した数を引いた数の範囲内で、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を保育士とみなすことができることとなります。

附則第9条は、特例により配置される人数の制限です。保育士とみなされる者の総数は、各時間帯において配置が必要な保育士の3分の1を超えてはならないとするものでございます。

議案集の3ページをお願いいたします。附則で、この条例は、平成28年4月1日から適用する。ただし、第28条及び第43条の規定については、平成28年6月1日から適用するとしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。

議案第40号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、熊本地震に伴う対策費や27年度の決算に伴う繰越金及び交付税確定に伴う補正が主なものとなっております。

補正予算書の1ページをお願いいたします。併せて別紙補正予算の概要をご参照をお願いいたします。

第1条で、既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ25億8千327万4千円を追加し、予算の総額を188億154万1千円とするものです。第2条で、債務負担行為の補正を「第2表債務負担行為補正」のとおりとしております。第3条で地方債の追加を「第3表地方債補正」のとおりとしてお

ります。

8ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正でございますけれども、美咲野小学校の児童数が増加し、教室が不足することに伴い、美咲野小学校プレハブ教室賃貸借として債務負担行為を追加するものです。期間は、平成29年度から33年度まで、限度額は8千640万円としております。

9ページをお願いいたします。

地方債の補正ですが、今回の地震に伴う地域防災がけ崩れ対策事業と公園災害復旧事業を追加し、臨時財政対策債については、交付税算定において借入額が確定したことに伴う変更となっております。

歳出からご説明申し上げます。18ページをお願いいたします。

款2、項1、目6、企画費は、震災復旧復興計画を策定するため調査などに要する委託費でございます。

19ページをお願いいたします。

目13、財政調整等基金費については、平成27年度決算に伴い繰越額の2分の1を下らない金額を積み立てるものでございます。目16、合併60周年記念事業費については、今回の震災に伴い、記念式典を簡素化することに伴い、式典費用などを減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

項3、目1、戸籍住民基本台帳費については、社会保障・税番号制度に伴う通知カード・個人番号カード関連事務の委託に係る交付金でございます。

21ページをお願いいたします。

款3、項1、目1、社会福祉総務費の節13、委託料の地域支え合いセンター事業委託については、仮設住宅入居者を含めた被災者の安心した生活再建に向けた相談事業や見守り等の総合的な支援体制を行うもので、社会福祉法人等へ委託を予定しております。節19の社協補助金については、災害ボランティアセンターで従事した社教職員の時間外勤務手当を助成するものでございます。目4、老人福祉費、節19の介護ロボット等導入支援特別事業費補助金は、介護ロボットを導入する介護事業所3カ所に対する補助金でございます。

22ページをお願いいたします。

款3、項3、目1、災害救助費、節20、扶助費の災害弔慰金については、熊本地震で亡くなられた方や障害を受けられた方に対し、弔慰金及び障がい見舞金を支給するものでございます。

23ページをお願いいたします。

目2、熊本地震関係費、節14の応急仮設住宅ユニットハウス借上げについては、住家と同じ敷地内にユニットハウスやコンテナハウス等をリース等により設置する場合の取り扱いについても応急仮設住宅の供与として取り扱うことができるようになったことから6件分のリース代を計上しております。

款4、項1、目8、合併処理費、節19の合併処理浄化槽設置補助金は、熊本地震による被災に伴い、5人槽15基、7人槽5基分を計上しております。

24ページをお願いいたします。

目9、新エネルギー等推進費、節19の錦野土地改良区小水力発電実施設計補助金については、熊本地震により畑井手が崩落した土砂に埋まったやめ、小水力発電の推進が困難になったことから実施設計を取りやめるものでございます。

項2、目2、節13、委託料、家屋等解体等業務委託は、家屋解体の費用については、個人で撤去した分について個人に支払うことができるようになったことから、節19、損壊家屋等解体撤去費用負担金に組み替えるものでございます。

25ページをお願いいたします。

款6、項1、目3、節19の11.被災農業者向け経営体育成支援事業補助金は、熊本地震により被災した農業用施設等の修理・再建に対する補助金でございます。14の強い農業づくり交付金は、熊本地震で被災した大津カントリーエレベーター1号機及び菊陽カントリーエレベーターを解体し、大津カントリーエレベーター2号機に統合するため大規模改修するための補助金でございます。

26ページをお願いいたします。

目9、農業集落排水費、節28の繰出金は、27年度農業集落排水特別会計の決算に伴い、繰出金を減額するものです。

款8、項2、目5、熊本地震関係費、節13の測量設計業務委託は、外牧地区のがけ崩れ対策に伴う測量設計委託料でございます。

27ページをお願いいたします。

節15、工事請負費の災害復旧工事は、地域防災がけ地対策事業として、外牧地区で熊本地震により被災したがけ地が降雨等に2次災害を防止するため、がけ地の復旧を行うものでございます。項3、目3、公共下水道費、節28の繰出金は、27年度公共下水道特別会計の決算に伴い繰出金を減額するものでございます。目6、熊本地震関係費、節13、委託料の住家被害認定三次調査委託は、三次調査を行うための費用でございます。

28ページをお願いいたします。

項4、目3、住宅建設費については、今回の震災に伴い、事業を見直し、鍛冶の上団地駐輪場設置などを次年度以降に先送りとしたものでございます。

款9、項1、目3、消防施設費の節12消防車両登録手数料は、地域住民の災害学習や防災指導に役立てていただくものとして、消防協会から消防団学習車両・災害活動車両を寄贈していただく消防車両の登録手数料でございます。

29ページをお願いいたします。

款10、項4、目1、幼稚園費、節18、備品購入費の難聴児用補聴補助システムは、中程度の難聴の障害を持つ年長児に、小学校入学への支援をするため購入をするものでございます。

30ページをお願いいたします。

項5、目4、文化振興費、節19、4.文化財保存管理整備費補助金（国補助事業分）については、熊本地震により、江藤家住宅保存修理国庫補助事業費が増額されたことに伴う増額となっております。

5. コミュニティ助成事業助成金は、コミュニティ助成事業の採択によるもので、大津太鼓に対し、大太鼓の張替え等に対する助成でございます。

31ページをお願いいたします。

款11、項1、目1、農業用施設災害復旧費、節15、工事請負費は、水路及び農道の小災害復旧費でございます。節19の農地及び農業用施設単独災害復旧事業補助金は、工事費が40万円未満等で、国の補助対象とならなかった農地の災害に対する補助金でございます。目2、林業用施設災害復旧費、節15、工事請負費は、岩坂及び外牧地区で山腹崩落の恐れのある場所に土留め等の仮設応急の工事を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

項2、目2、都市計画施設災害復旧費、節15、工事請負費は、熊本地震により被災した公園8カ所の災害復旧工事でございます。

33ページをお願いいたします。

款13、予備費で財源の調整をしております。

次に、歳入をご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

款10、項1、目1、地方交付税は、交付額の確定に伴うものでございます。

款14、国庫支出金から15ページの款15、県支出金までは、いずれも先ほど歳出で説明しました事業に伴うものでございます。

16ページをお願いいたします。

款17、項1、目3、震災復興寄附金は、今回の地震に伴い、町の復興に役立てていただきたいといただいた寄附金でございます。

款18、項1、目1、介護保険特別会計繰入金は、平成27年度決算に伴い、介護保険特別会計から繰り入れるものでございます。

款19、項1、目1、繰越金は、平成27年度決算に伴う繰越金でございます。

17ページをお願いいたします。

款20、項4、目2、雑入は、先ほど説明しましたコミュニティ助成事業に対する補助金でございます。

款の21、町債は、地方債補正で説明したところでございますけれども、目2、土木費は、地域防災がけ地対策事業に、また目5、災害復旧債は、公園の災害復旧の事業に充てる財源として借り入れるものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） おはようございます。

議案第41号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。



今回の補正の主な内容は、歳入では、国の交付金、繰越金の確定に伴う増額、歳出では、熊本地震に伴う一部負担金免除の償還払いに伴う療養費の増額及び平成27年度特定健康診査等負担金、療養給付費負担金の額の確定に伴う償還金の増額を補正したものでございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億2千549万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億3千851万6千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。予算の概要は10ページからになります。

款3、国庫支出金、項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金、節2、特別調整交付金は、熊本地震に伴う一部負担金減免に係る国特別調整交付金、10分の8でございますが、を増額補正したものでございます。

款6、前期高齢者交付金、項1、前期高齢者交付金、目1、前期高齢者交付金、節1、現年度分は、前期高齢者交付金の額が確定したことによる増額補正でございます。

款10、繰越金、項1、繰越金、目2、その他繰越金、節1、その他繰越金は、前年度繰越金の額が確定したことによる増額補正でございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

款1、総務費、項1、総務管理費、目3、熊本地震関係費、節3、職員手当等は、熊本地震に伴う一部負担金免除申請、免除証明書の発行、減免に伴う償還払い分の還付事務等に係る時間外勤務手当の増額補正でございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目3、一般被保険者療養費、節19、負担金、補助及び交付金は、一般被保険者に係る熊本地震による一部負担金の免除に伴う増額補正でございます。目4、退職被保険者等療養費、節19、負担金、補助及び交付金は、退職被保険者に係る熊本地震による一部負担金の免除に伴う増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

款3、後期高齢者支援金等、項1、後期高齢者支援金等、目1、後期高齢者支援金、節19、負担金、補助及び交付金は、平成28年度後期高齢者支援金等の額の確定に伴う減額補正でございます。

12ページをお願いいたします。

款4、前期高齢者納付金等、項1、前期高齢者納付金等、目1、前期高齢者納付金、節19、負担金、補助及び交付金は、平成28年度前期高齢者納付金等の額の確定に伴う増額補正でございます。

款8、保健事業費、項1、特定健康診査等事業費、目1、特定健康診査等事業費、節3、職員手当等は、熊本地震に伴い、第1四半期に健診、保健指導等の事業実施件数等が減ったことに伴う時間外手当の減額補正です。

13ページをお願いいたします。

款11、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目3、償還金、節23、償還金、利子及び割引料は、平成27年度特定健康診査等負担金、療養給付費負担金の額の確定に伴う償還金の増額補正で

ございます。

款12、予備費で財源調整をしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第43号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、繰越金の確定に伴う増額、歳出では、熊本地震に伴う保険料、利用料の減免申請事務に伴う経費や国・県支払い基金の平成27年度介護給付費等の精算に伴う返還金の増額補正をしたものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千968万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3千336万9千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。予算の概要は12ページになります。

款8、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金、節1、繰越金は、前年度繰越金の額が確定したことによる増額補正でございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

款1、総務費、項1、総務管理費、目2、熊本地震関係費、節3、職員手当等は、地震により被災された方の介護保険料や介護サービスにおける一部負担金の減免申請事務に関わる時間外勤務手当の増額補正でございます。項3、介護認定審査会費、目2、認定調査等費、節13、委託料は、熊本地震により県外等に避難されている要介護者の認定調査に関する業務委託料を増額するものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目2、償還金、節23、償還金、利子及び割引料は、平成27年度介護給付費国庫負担金及び県負担金、支払基金交付金等の額の確定に伴う返還金でございます。

10ページをお願いいたします。

款5、諸支出金、項2、繰出金、目1、一般会計繰出金、節28、繰出金は、平成27年度介護給付費や事務費等の確定に伴い、町負担分給付費と事務費精算分を一般会計へ繰り出すものです。

款6、予備費で財源調整をしております。

以上、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第45号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入では、繰越金の確定に伴う増額、歳出では、熊本地震に伴う保険料の減免申請事務等に伴う経費の増額補正をしたものです。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ151万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8千138万9千円としたものでございます。

歳入からご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。予算の概要は13ページになります。款5、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金、節1、繰越金は、前年度繰越金の額が確定したことによる増額補正でございます。

続きまして、歳出について主なものをご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

款1、総務費、項1、総務管理費、目2、熊本地震関係費、節3、職員手当等は、熊本地震に伴う保険料減免還付事務及び一部負担金減免申請、減免証明書の発行事務等に関わる時間外勤務手当の増額補正でございます。項2、徴収費、目1、徴収費、節3、職員手当等は、熊本地震に伴い時間外徴収ができなかったことなどによる減額補正でございます。

款6、予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、おはようございます。

議案第42号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要については11ページになります。

今回の補正の主なものは、繰越金の確定によるものが主なものでございます。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3千897万5千円とするものでございます。

最初に、歳入から説明いたします。7ページをお開きください。

款4、項1、目1、一般会計繰入金を前年度繰越金の確定に伴い減額し、款5、項1、目1、繰越金、前年度繰越金5千110万2千円を増額補正するものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。8ページをお願いいたします。款2、項1、目1、元金につきまして財源を組み替えたものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案第44号、平成28年度大津町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

別冊の補正予算書をお開きをお願いいたします。補正予算の概要につきましては12ページになります。

今回の補正の主なものにつきましては、繰越金の確定によるものが主なものでございます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条で、既定の歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4千190万1千円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳入から説明いたします。

款3、項1、目1、一般会計繰入金、節1、一般会計繰入金を繰越金相当額減額し、款4、項1、目1、繰越金、節1、前年度繰越金を485万9千円追加するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。予算書の8ページをお開きください。

款2、項1、目1、元金につきまして財源を組み替えるものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（大塚龍一郎君）** 次に、決算認定について監査委員から審査意見書が町長に提出されていますので、その説明を求めます。

代表監査委員嶋田 純君。

**○代表監査委員（嶋田 純君）** 皆さん、こんにちは。4月から代表監査委員を仰せつかっている嶋田と申します。多分皆さんにお会いするのはこれが初めてだと思いますので、よろしくお願ひします。

私は、3月までは大学で全然違うことをやっていたので、そういう意味ではちょっと部外者的な感じもあるかもしれないんですけども、研究でやっていたのは水収支、地球の上の水の循環というのをやっていたんですが、ご存じのように、水というのは海から蒸発して雲になって、雨になって地上に降ってきて、それが川になり、一部が地下水になり、また最終的には海に戻るという循環をしていますね。そういう意味では、水の出入、入って、どれだけ入ってどれだけ出ているかという数値を抑えることが研究の主眼なんですけども、なかなか量ることができないファクタも多いので、その辺をどうやって推測するかというのが研究のターゲットになるんですが、退職して少し時間的余裕も出てきたのと、地元がこのままずっと一生住み続けるということにしましたので、そういう意味では、ほとんど大津町のことを知らないということもありまして、せっかくの機会ですので、何か地域に貢献できることはということで、お話をお引き受けしました。水の流れとお金の流れというのは、実は極めて似ていまして、地球の上の水循環というのを収支を閉じると、入りと出がバランス取れているんですね。ただそれをなかなか量れない。でも片や町の財政というのは、入りと出がきちっとしてますから、きちっと抑えれば必ず収支は閉じるんですね。そういうそのきちっとした目で収支を見てですね、状況がきちっとなっているということを確認する役割は、ある意味で私が今までやってきたことの見方というのが役立つ部分もあるんじゃないかということで、お引き受けをさせていただいた次第です。よろしくお願ひします。

さっそくですが、このような初めて決算審査というのを仰せつかってですね、そういう意味でまだ慣れないところもあると思いますけれども、意見書というものをですね、書かせていただきましたので、お手元の意見書をもとにですね、報告をさせていただきます。

私とこの府内委員と2人で審査の対象になっている一般会計と特別会計の6つに関して7月の14日から8月の19日までの11日間、町の役場の2階の会議室において詰め込みで審査をしました。審査の方法は、例年と同じであると思うんですけども、決算書その他の附属書類の計数の正確性、それから予算執行の適正、あるいは効率性についての観点、それから資金の適正の管理、効率的な運用に関して、それから法令、条例に違反するような経理はないか。財産管理は適正に行われているか。財政運営は健全かつ適正になされているか。収入済額及び支出済額は歳入原簿及び帳票書類と符合しているか。予算執行の手続きは適正になされているかなどの各項目に主眼を置いて慎重に審査をしてまいりました。

審査の概要なんですけども、2ページなんですけど、国のレベルでは、安倍政権になって3本の矢の一体的な推進によってデフレの脱却と経済再生に向けた前進がみられるという兆候だろうと思いますが、その中において大津町の財政というのは、先ほど町長の説明にもあったように、前年に比べると少し減ってですね、歳入が139億、歳出が129億ですか、くらいで黒字の状態ではありますけども、やや少し規模が縮小しているという状態であります。

歳入の中で町税の割合が45億、前年よりもコンマ03%ぐらい増えているという状態であります。

歳出に関しては、全体的に減少、減額となっていて、総務費は前年度比の15.5%減の4億1千800万円ですか。この理由は、財政調整金や公共施設整備基金の積立額の減によるものとされています。それから、農林水産費に関しては、6次産業化ネットワーク活動交付金事業や多面的機能支払交付金事業の交付ルートの変更に伴って、見かけ上は前年度比80%増になっております。土木費に関しては、あけぼの団地の大規模改修により増額があるものの、社会資本整備交付金事業では大幅な減額により、前年度比15%減というふうになっています。教育に関しても、先ほど説明がありましたように、26年度に実施した小中学校の空調設備が終わりました関係で、前年度比よりも37.2%減ということで、そのほかに関しては、あまり前年との差がないということで、トータルでいくと歳出は前年よりやや減っているという状態にあります。

こうした状況の中で、今回実施した決算書、決算の審査においては、27年度の一般会計並びに特別会計について、関係する帳簿、伝票、台帳等の証拠書類と照合した結果、証票書類の整理・保存に一部若干の不備は見られたものの、審査した範囲の中においては、計数及び金額について誤りは認められませんでした。

また、基金の運用管理についてもおおむね適正に執行されていることが確認されました。

財産に関する調書に関しては、有価証券及び出資に関する権利の各項目について監査をした結果、適切に管理されていることが確認されました。ただし、かなり古い帳票もそのまま残っていて、出資団体の名称変更なども既に行われているにも関わらずそのまま残っているというようなことがあってですね、監査をやる上で極めてわかりづらい状態になっていましたので、今後の保管上のことを考えると、仕分けの方法を含めて新たなファイル化をしていただきたいと思っています。

基金については、これまで私が監査しだしてから4、5、6、7、8と4カ月ぐらい、例月の出納検査を確認しておりますけれども、基金の台帳、預金通帳、証書を1件ごとに審査した結果、適切に管理されていることを確認しております。なお、来年度に関しては、今回の熊本地震を受けて、おそらく基金の活用が検討されることと思われまので、基金に関しては、今後のことではありますけれども、適切にその使い方を議論していただきたいと思っています。

以降、一般会計に関する意見に関してなんですけど、先ほど町長からも似たような説明があったので、概略のご説明、むしろ全体的なトレンドに関してのお話を少ししたいと思います。

まず、町税に関しては、収入済額がここ数年微増ではありますけど、少しずつ上がっておりますし、不納欠損額とか、収入未済額に関しては下がっている、いい方向ですね、取り残しが減っているというところで、結果としての徴収率がここ数年間は少しずつ上がっているということで、この辺は多分

町税の徴収努力をされている町の職員のですね、努力だろうというふうに思っております。ただ、まだ100%には満たしていないわけでありまして、公平・公正な税制の維持のためにも引き続き徴税の強化に努めていただきたいと思います。また、これ先ほど申し上げたように、次年度以降はおそらく経済が停滞化するので、町税収入、歳入に関しても減額が予測されますので、これについては、ぜひ留意をいただきたいと思います。

続いて、分担金及び負担金に関してですが、収入済額がこの第2表、4ページの第2表にあるように、次第に上がってきておりまして、徴収率も高水準であるけれどもやや減っているような状態であります。この中で、特に大きなウェートを占めているのが、実は、児童福祉負担金でありまして、5ページの2-1の表にみられているように、過去3年間ぐらいですか、収入未済額とか、徴収率を見ていただくと、これ上の欄が現年で下の欄が過年度のやつなんですけど、いずれもですね、過去3年間収入未済額、徴収率ともにですね、下がってきておりまして、一番右側にあるのは保育園の数と定員数ですが、待機児童数解消に向けて町の取り組みとして保育園を少し増やして定員も大きくしたというところは評価できるんですが、それに伴って収入額そのものは増えたんですけども、収入未済額と徴収率が下がってきているというところは猶予すべき点だろうと思います。引き続き徴収努力をしていただきたいと思います。

続いて、6ページなんですけど、使用料、手数料のトレンドです。下のグラフのほうがわかりやすいですが、徴収率に関しては、ここ数年間、26年、27年は大体頭打ちですけども、ここ数年間、22年度以降ずっと上昇してきております。傾向としてはいい傾向があると思います。ただし、この徴収率の中で大きなウェートを占めているのが住宅使用料、町営住宅の使用料なんですけど、この部分だけを切り出してみると、7ページの3-1にあるように、徴収率はここ数年間でですね、悪化の徴収率及び現年より過年の徴収率がいずれも悪くなってきているということで、住宅に住んでいる方の使用料の取り立てに関しては、徴収率の改善に向けてですね、これまで以上に徴収の努力を努めていただきたいと思います。

一つ飛ばしまして、全体の8ページの不納欠損及び収入未済額のトレンドについて見てみたいと思うんですが、8ページの表、あるいは9ページの上のグラフのほうがわかりやすいかもしないんですけど、先ほどと同じ町税の部分の不納欠損額についてグラフ化するとこの薄い灰色のグラフのように、ここ数年間は不納欠損額は減る傾向にあります。いい方向ですね。同じく、10ページの下のグラフに見られる町税の収入未済額に関しても減ってきているということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、町税に関しては、徴収努力が実ってきていい方向に改善しているということが認められます。

国民健康保険税に関しては、町税ほど著しい低減化は見られないんですが、上昇するという傾向はなくて、むしろ10ページの収入未済額のトレンドなんかを見ると、最近に向けて収入未済額が減ってきているということで、こちらに関しても徴収努力は評価すべきものがあると思います。

ただし、先ほどの住宅使用料と同じようにですね、税の負担の公平性という観点から、収入未済額とか、不納欠損額というのができるだけゼロになるように引き続き努力をしていただきたいと思います。

おります。

続いて、歳出に関して11ページ以降なんですけれども、一番大きいのがやはり人件費でして、この表に、第1表に見られるように、ここ数年間ずっとですね、上昇してきておまして、構成比は全体としての、歳出の中の構成比は下がってきているんですけれども、歳出額そのものが、全体が膨らんできてますので、実際の額はずっと上がってきている。人件費がより大きなウェートを占めるようになってきているというのが実態だろうと思います。これはおそらく非常勤職員の伸びというのが原因になっているというふうに思われますけれども、それだけ町の業務のするため人間が、職員が必要だということなんでしょうけれども、限られた歳入の中でうまくまわしていくためにですね、全体としては少子高齢化で人口の増減が続いている中で、行政需要が段々高まってきておますので、一層のですね、行財政改革の推進、これまでも町は行財政改革に関してはいくつかプランを練っているようなんですけれども、その推進を今後とも徹底していただきたいと思います。

続いて、扶助費です。13ページをごらんください。この扶助費に関しては、一番大きなトレンドなんですけれども、3の表、あるいは下のグラフを見ていただくとわかるように、ここ10年間ですね、ずっとうなぎのぼりに上がっておりまして、構成比に関しても歳出そのものが膨らんでいる中で、さらに構成比が膨らんでいるということは、かなりの割合で増えているということだろうと思います。これは日本全体に言えることだろうと思いますけれども、この突出して扶助費が大きいということは、ある意味でここは注視をしていく扶助費が大きいということは、ある意味で注視をしていく必要があるだろうと思います。町だけではどうしようもない部分で、国の施策に影響を受ける部分であるということは十分認識をしてですね、町独自の福祉サービスなどに当たっては、財源が限られていること。あるいは、将来負担が存在するということを念頭に置きながら検討をしていただければと思います。

それから、補助費に関してなんですが、15ページの表の4-2表をごらんください。これは環境関係の一部事務組合の負担金のトレンドを見たものですが、菊池環境保全組合、あるいは菊池広域連合の消防本部の部分の負担金のトレンドです。特に、環境保全組合に関しては、過去10年間で段々減ってきているように見えますけれども、数年以降ですかね、2、3年経つと新しい埋め立て処分場が建設され、工場がつくられるということで、当然のことながらその負担金は町に応分の負担がくると思われますので、そういう意味では、この減ってきている傾向というのは決して予断できるものではなくてですね、環境整備のためには必要不可欠な部分ですけれども、この部分をきちっとこれからまた増えていくという可能性があることを認識しながらお使いいただきたいと思います。

その下の繰出金に関してです。これは基本的に一般財政から特別会計に移行する特別会計への補填用の財源というふうに考えられるんですけれども、見ていただくとわかるように、繰出金に関しては、過去10年間ぐらいのトレンドはずっと右上がり、年々、少しずつ増えておますし、構成比も段々増えているということで、そういう特別会計が赤字にならないように、一般会計からお金を補填しているということだろうと思いますけれども、これがどんどん増えていくということは、ある意味で町の負担を大きくしているという部分だろうと思いますので、注視をしていく必要があると思います。

より細かく見たのが16ページの表の5-2と、その下のグラフです。繰出金の主な繰出先である国民健康保険、それから公共下水道、介護保険、これらがみんな2億から3億ぐらいの負担、繰出金を出している部分なんですけれども、特に介護保険はここ10年間ずっと右上がりに増えておりまして、増加傾向にあります。人口構成から言って老人が増えてきているというのの実態だろうと思いませんけれども、こういう負担が増えているということは十分認識してですね、町の財政運営をしていただきたいと思います。それから、農業集落排水に関しては、1億ぐらいなんですけど、ここ数年間ずっと増えておりまして、当初の計画である集落排水の施行は大体終わったというふうに聞いていますので、これからは、この繰出金がこれ以上増えるということはないだろうと思いませんけれども。かなりの額が負担金として繰り出されているということを十分認識の上、できるだけですね、費用負担をするべき住民からはしかるべく料金徴収をしていただくように努力をしていただきたいと思います。

町税に関しては先ほど、最初に説明をしたので飛ばしてですね、公債費の部分、19ページにいきたいと思います。公債費、これは町の借金の部分の返済額に相当する部分だろうと思いますが、ここ10年間ずっとグラフにも見られるように、全増の状態です。基本的に自主財源が減って、その依存財源が増えているというところに反映しているんだと思えますけど、それだけ返済金も次第次第に増えているということは、注視すべきファクターだろうと思えます。

次のページの20ページの3-2表の部分の地方債の合計額を見ていただきたいんですが、27年度末の地方債の合計金額は186億1千470万8千円ですか。という額で、これ町の27年度の町税の総額が45億7千万円というので割ると、町の自主財源の4倍近い借金があるという状態だろうと思えます。

いかに、先ほど町長も述べました、その町の財政状態が決してそんなに悪い状態ではないんですが、ただこの地方債が経常的な自主財源の4倍近くまで膨れているということは十分認識の上、これからの会計運営をですね、考えていただきたいと思えます。

それから、財政運営に関して、これは先ほども町長も説明がありましたように、21ページですが、まず実質収支比率に関しては、プラスの状態ですとずっと続いておりますので、基本的には黒字で大きな問題はないと思えます。ただし、その下の21ページの②の経常収支比率ですか、これがですね、80%以上ということで、これが大体70から80%が標準的な数字と言われていて、この数字が大きくなるとそれだけ財政構造が硬直化しているというふうに考えられるんですが、そういう意味では、全体としてはやや硬直化の方向に向かっている。自分で使えるお金が段々少なくなっているという状態だろうと思えますけど、そういう意味では、よく認識していただきたいと思えます。

同じようなファクターは、次の22ページの財政力指数というふうにも出ているんですが、19年度から21年度は自主財源がかなりあって、指数が1以上ということで、普通交付税の不交付団体に大津町がなっていたということなんですけど、それ以降ですね、22年度からずっと毎年下がり続けているんですね。そういう意味では、段々段々自主財源が減ってきて、依存財源が増えている。ですから、町の自由にお金を使えるようなことができなくなっているということで、借金が増えているという状態だろうと思えます。この傾向は決していい傾向ではないので、十分な注視をする必要があると



思われます。

公債費の比率に関して、23ページです。これもですね、10%超えないことが望ましいとされているファクターなのですが、11.4%ということでややその基準をオーバーするという状態ですね、ここも一つ考慮すべきポイントだろうと思います。

手元に配った27年度の財政健全化審査意見書と、この冊子体ではなくて、もう1個1枚ものですかね、部分があるんですが、ここにも似たようなファクターの数字が書いてあってですね、個別の意見のところをごらんいただくとわかるように、今述べたように、実質には黒字で良好であるとか、一般会計と特別会計を足した連結決算は黒字で良好な状態であるとかいうところがあるんですが、その次の部分ですね、実質公債比率、これは今説明した公債費率とはちょっと違った計算をするんだろうと思いますけど、似たような数値が出ているんですが、昨年度、27年度の実質公債比率というのが、大津町が11.0%ということで、26年度が11.1ですから、同じような状況なんですけれども、財政健全化の団体に指定されるのは25%をオーバーすると早期健全化の基準をオーバーするということが要注意の団体というふうになるんだろうと思うんですが、そこまでは至ってないんですけども、いただいた熊本県内のほかの市町村、平均値を見てみますと、26年度の平均値がこの実質公債比率というのが29.2%なんです。それに比べると大津町の11.0%というのは決して小さい数字ではないということで、そういう意味では、全体としては良好な状態ではあるけれども、決して楽観視はできない状態であるということをご認識をしていただきたいと思います。

特別会計の部分に関しても今ご説明をする過程でおおよその繰出財源とかの辺でご説明をしたので、最後に、審査における指摘事項として申し述べをしておきたいと思います。24ページをごらんください。読み上げさせていただきます。

決算審査は、月ごとの出納検査する例月出納検査の延長線上に位置するものであり、その意味では、例月出納検査で指摘している事項の再点検という性格を持つものであります。一方、例月出納検査では確認していない歳入状況、複数月にまたがる歳入歳出の状況の実態把握や決算報告書の記載数値との整合性の確認も行うことから、その観点での指摘事項を併せて申し述べさせていただきます。

まず、これは一般論なんですが、歳入歳出状況の変遷と今後の懸念についてコメントしたいと思います。

まず、歳入の中で自主財源である町民税は、特に法人町民税が景気変動に左右されるために大きな変動要因となっており、リーマンショックの影響により平成21年度に激減した後の回復は顕著でない状態であります。一方、歳出は、住民の年齢構成に起因する義務的経費と考えられる民生費と教育費の増加が顕著で、21年度に設置した子育て健診センターや、24年度に設置した美咲野小学校といった町民のための民生・教育施設建設等の投資的な経費も加わり、過去10年間に25億円程度の増加が確認されております。不足する歳入自主財源を補うために、歳入の中での地方交付税や国・県からの支出金といった依存財源の割合を次第に増やすことで対応してきているというのが大津町の実態だろうと思います。このような変遷状況の中での一般会計の収支決算で今日に至っておるわけですが、地方債及び臨時財政対策債の残高は、先ほど述べましたように、着実に増大しております。

て、財政力指数は平成20年度以降7年間連続して低減傾向にあります。今年4月の熊本地震に伴う被災関連費用のための歳出増と地域の経済的な損傷による次年度以降の町民税の着実な低下に伴う歳入減も予想されることから、次年度以降の天津町の財政状況の大きな懸念材料と考えられます。これまで以上に「入るを量りて、出るを為す」という精神で徹底した町財政の運営を求めていると思います。

また、実際には、歳入歳出に関しての伝票とお手元にある決算書の数字等を照合しながら、決算書の数字というのは、基本的に歳入歳出に係る個別伝票の積み上げのはずなので、その辺の照合を10日間やってきたんですが、その結果に関しての幾つかのコメントを以下に述べます。

調定額の算定、調定の時期など適正であるかの確認ができるように、関係書類の裏面添付をお願いしたいと思います。担当課に確認すれば可能ではありますが、監査の効率を高めるために、書類だけでそれが見極められるようにそういう添付の書類をなるべくつけていただきたいということをお願いしたいと思います。

また、調定の伝票の処理の中では製本がバラバラ、督促、税証明、運行許可手数料などに関してもばらばらなものもありましたので、その辺はきちっと製本化をしていただきたいと思います。

また、監査の効率を高めるために、歳入・歳出ともに、繰越明許額の費用に関しては、分けてインデックスをつけるなど仕分けをしていただくと効率的に監査ができるので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それから、支出の負担行為、支出の命令書、支出負担行為兼支出命令書等の支出関連伝票に記載されている金額と決算書に集計されている金額とを監査の過程で効率的に照合できるように支出伝票の執行済額の欄で確認できるようなシステムの構築をお願いしたいと思います。これは、実際には電算処理で実際に支出をするときに担当職員が入力して、それが細目の中の執行済額というところに累積されるようなシステムになっているんですが、その執行済額というのの細目が必ずしも決算書の中の個別の項目とは一致しない。一致するものもあるんですけど、一致しないのもあってですね、そういう意味では同じ目で決算書が見られないというところがあってですね、監査の側からいくと効率的に同じ目でわっとやったほうが非常に効率が上がりますので、一朝一夕ではできないというふうに聞いてますけど、電算システムの再構築、再建等のときにですね、ぜひその辺の改変をお願いしたいと思います。

また、請負工事・請負業務等の支払いについては、町独自の請求書のスタイルがあるようですので、なるべくそのフォームをですね、活用して伝票に添付する等の対応をしていただければと思います。

以上、簡単ではございますが、監査の報告とさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩いたします。10分ほど休憩いたします。

午前11時17分 休憩

△

午前11時26分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第 19 議案質疑

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第 19 議案質疑を行います。

まず、議案第 39 号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 40 号を議題とします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1 番（金田英樹君） それでは、議案第 40 号、一般会計補正予算について、1 点質疑いたします。

概要のほうの資料で 1 ページ目、予算書のほうで 18 ページ目になります。

ここの震災復旧・復興計画の策定に伴う調査及び計画書の策定集の業務委託 600 万円についての質疑です。中身が 3 つの観点になっております。1 点目が、ここに関する町の関わり方という点でございます。復興にあたっては、町の特性や地域の要件等十分に踏まえる必要があると思っておりますが、一方で、特に町外、県外の業者コンサルタントさん等の状況等はなかなかわからない部分もあると思っております。そうした中で、基本的には大きな絵などは執行部、役場のほうで、先月の座談会やアンケートなどを踏まえて描き、業者さんとしては基本的にそれを数値化するというか、書面に落とすような役割分担になっていくと思うんですけども、具体的にどういった分担で進めていくかというのが一つ。二つ目が、その策定にあたるスケジュールを考えているか。そして、最後の三つ目が、平成 29 年度から策定される新総合計画との位置付けと関連性、その 3 点について質疑いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の復旧・復興計画の策定業務に対するご質問についてお答えいたします。

まず、町の関わり方ということでございますけれども、今回の計画につきましては、基本的な考えとしましてはですね、600 万円ということでそんなに大きなといいますか、600 万円といえば結構金額は大きいんですけども、そういったことでございますけれども、計画の策定につきましては、全面的な業務委託というよりも、計画書をつくるにあたりまして、先ほどもありましたように、住民座談会、あるいはその各種ワークショップ、あるいはその庁内におけるその内部検証結果あたりを踏まえたところでのその意見の調整、そしてどういったものができるのかと、そういったところの計画書の構成や編集、また、そのアンケート調査のほうもまた実施していきたいと思っておりますので、そういったところの費用、そして成果品としての編集、印刷。そういったものを考えておきまして、基本的な作業的な業務を委託するというようなイメージを考えております。いろんなその住民の方のワークショップ、あるいはその懇談会、そういったものにつきましては、役場のほうの職員のほうである程度やっていきたいなというような形で考えているところでございます。

また、スケジュールにつきましてはですね、12月ぐらいまでには何とか素案あたりぐらいはですね、お示ししたいなということで考えております。

また、復旧・復興というのはやっぱり急がれるものでございますので、今年度中ですかね、3月までにはちゃんとしたものを作り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

また、総合計画との整合性等でございますけども、基本的には、復旧・復興というのがやっぱり優先的に、重点的にやっぱりやっていかなければいけないというふうに考えておりますので、こちらのほうが出来上がりますと、こちらのほうをベースとして総合計画あたり何かに反映させていくというような考え方でやらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第40号に対しまして質疑いたします。

8ページに債務負担行為の補正がなされておりますが、プレハブ教室賃貸借という形で載っております、8千640万円。プレハブ教室、人口が増えて子供さんたちが増えるのは、もうこれは嬉しいことではあります、やはり建てて間もないんですよ。結局美咲野小学校というのは、一番うちの町で新しい小学校です、こういった形でプレハブ教室という形になるならば、もともとの設計段階で予測が甘かったのかなということを感じますけれども、この点についての説明をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質疑ですけども、美咲野小学校の元々の、要するに教室あたりですね、算定あたりがどうなっていたかということかと思えます。当初、建設する際の事業認定時の推定人数で当然教室の枠が決まってくる。その当時の人口でいきますと、普通教室が12教室ということでございましたけども、大型団地等の人口急増地域については加算が認められております。その加算で最大6学級ということで、普通教室のほうを18、特別支援教室を2学級、そして少人数教室が2学級ということで、22の教室を設計してつくらせていただいたところです。ただ実際、その人口のほうは美咲野地区を中心にですね、増えてきまして、併せて特別支援学級あたりですね、こちらのクラスも増えてきた関係で、平成25年度開校時で通常学級が17、それから特別支援学級が4ということで、その時点であんまり余裕の部分ですね、なくなってきたということで、そのあと年々増加して、現段階ではいろんなですね、特別室あたりも工夫して使用しているところではございますが、もう新年度については、そこもどうしても足らなくなったということで、今回プレハブ校舎をですね、増築するという計画になったというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

今は全体的な流れがこうだったですよという形で22教室で足りるだろうという形でつくりましたということなんです、ここでですね、私が疑義に感ずることは、例えば、町の振興総合計画やその一般の業者の開発などによってですね、人口のいろんな分布というのはもちろん変わってくると思えます。しかしながら、それに対して、町というのはインフラ整備とか、そういったものというもの

を計画的に進めているわけですよ。ということは、人口動態にいつも注意しろというのは、私はすっぱく今までずっと言ってきましたんで、こういったところをきちんと把握しておかないと、大津中学校のプレハブや大津小学校のプレハブ、あれって実際行ってみるとですね、哀れな教室ですよ。今プレハブの庁舎を建ててますけど、人が歩くとドタドタドタドタとって。本当何かただの箱づくりですね。ですから、その学生生活というのは、非常にこう人の一生の中で思い出に深く残ると思うんですよ。そういったときにですね、こういった設計の甘さというものが、結局その人の人生の中でプレハブ教室だったとか、そういったものじゃなくて、華美にしなくてはいいいですよ、ただそういったところを社会教育とか、そういったものをきちんと組み合わせて小学校の用途をもう少し、今回の災害でもですけれども、例えば、その緊急避難所あたりにも指定されていることでしょうかから、そういったものも加味してきちんと計画を立てないと、ですから、町のそういった振興総合計画の中の全体を見渡してこの学校というとはできているのかなという疑義が出てくるんですよ。そのとき国みたい、縦割り行政みたいに、教育委員会は別もんだというような感じにしかこれ思えないんですよ。まだ本当この前開校したばかりですよ。で、すぐもうプレハブ教室でしょ。これって誰が聞いたっておかしくなると思うんですよ。その点のきちんとしたその積算といいますが、今後の人口推移というのは、どこでどう計算して、そういった計算が出てきたのか。再度質疑いたしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの再質疑にお答えいたします。

先ほど、当時の人口推移ということでございますけども、あくまでも学校建設だけで申しますと、そのときの人口の基準、それから、今回の場合は加算という形で6学級はですね、増えさせていただきましたけども、そちらについては、あくまでも学校建設で補助をいただきながら事業を進める中で加算を最大限活かしていただいたというところで設計をしたところでございます。

先ほど言われました、ほかの施設、大きい意味でということでございますので、そういったことにつきましては、今後いろんな事業を進める中で、例えば、文科省の事業以外のほかの事業を活用するとかですね、そういったところは必要だと思いますので、今後そういったところも含めてですね、今後の建設に当たりましては、そういったところを含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度もう1点だけ質疑しておきたいと思います。後は委員会のほうで厳しく追及されるだろうですから。ああいった建物を使ったときにですね、耐用年数というものがあります。耐用年数の間使うんですよ、言うならば。最初に設計をして、こういった小学校を建てたいと言ったときには、必ず耐用年数が積算されて、その分は使えます。50年とか70年とか、何年だったかな、あれ70年だったですか。出てくるんですよ。ということは、長期の計画をもとに作らなくてはならないということが絶対出てきて当たり前と思うんですよ、こういった建物は。だから大津町の地図を俯瞰して見れば、あの地域が今後こういった開発がなされて、こういった人口が増えていくか。県道が通って、非常にアクセスは国道からしやすくなっているとか、そういったものを加味しながら、その耐用年数も含めたところで計算はしていかなければならないと思うんですが、その耐用年数とか

いうのは全く頭がないんじゃないですか。これって10年も経ちや壊してまた建てるような、そんな感じの何か計算しかしとらんようにしか思えませんが、その計算の要素の、例えば、重要な部分というものは、その何点かあげられるんじゃないですかね。そういったところがきちんとか説明せんとわかりませんので、再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

あくまでの今回、美咲野小学校をつくる際は、文部科学省の補助事業で建てさせていただいたというところで、こちらの学校につきましては、先ほど耐用年数という話もございますけども、あくまでも事業認定時の推定人数で積算をするという中で、今回、将来的な人口増の最大分のところをつくらせていただいたというところがございますので、当時の事業としては、一応最大限多い教室をとというところで設計をさせていただきました。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 40号の補正予算についての質疑になりますが、私のほうからは非常に細かい点ですけれども、整理していただきたいなというところをちょっとお願いしたいと思います。合併の60周年の記念事業についてですけれども、今回3月の時点では非常に思いというかですね、大切な機会だということでご説明があったわけなんですけれども、それ地震の影響でやむを得ないとはいえ縮小をせざるを得なくなっているということ、そのことはわかります。ただ、その縮小するにあたってですね、どういう考え方で、何をなぜ削減したのか。あるいは拡充したのかということについて、きちんと枠組みの整理をしていただきたいということなんですけれども、例えばですね、表彰の記念品代です。当初40万円程度の予算があって、それが今回25万円追加になっているとかですね。額縁代なんかに関してもそうなんですけれども、ということは、その表彰の対象が広がるのか。あるいは、表彰記念品の単価があがるのかとかですね。そして、その表彰の考え方そのもの、表彰審査員という方を活用するということがあったと思いますけれども、その話の中でこういう話になったのかというようなことですね。それがまず一つでございます。

それから、真打ち競演の公開収録の分ですね、これ実行委員会への補助金の中で予定されていたものなんですけれども、これこちらの概要のほうを見ますと、商業観光課の観光費のほうにですね、動いております。これも合併60周年記念事業というのがついているのは、多分間違いかなと思っております。これも合併60周年記念事業というのがついているのは、多分間違いかなと思っております。ここなんです、実行委員会への補助、これは直接支出になったというところで、そこでどういう実行委員会の役割、枠組みの変化があったのかということ。

それからもう一つが、小学生を対象とした台湾との国際交流で、美咲野小学校のホームステイと、今度高雄市のほうに行くというほうのホームステイと予定されていたと思います。これは多分中止になったのだらうと思いますが、このうちですね、向こうから来て、ホームステイをするという分については、これ町の単独事業だったのかなど。結果としてみると、何か県の事業だったような結果になってしまっているなというところがあります。これ当初どういう計画だったのかということもちょ

っともう1回ご説明いただければなと思うんですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 合併60周年記念事業関係のご質問でございますけれども、私のほうから合併60周年記念事業のほうの今回のほうの縮小各種、そういったところについての説明をさせていただきたいと思っております。

今回、合併60周年記念事業ということで、先ほどおっしゃったようにですね、今回の震災に伴いまして、盛大なその祝宴、祝賀会と申しますかね、そちらの方はもうやっぱり縮小したほうがよからうということで、今回、こういった形で簡素化をさせていただいているところでございます。その中ですね、表彰記念品とか、消耗品、こういった項目が増えてきている。ところが、減っているところもあると、拡充、縮小、この辺はどういうふうに考えているかというようなお話でございますけれども、全体としては、実行委員会補助金ということで623万3千円ですかね、こちらの中にその表彰記念品とかですね、といったのはもともと入っていたわけですね。それをこちらのほうに組み替えた。全額こちらを補助金のほう落としてますので、はい。予算の組み替えを行ってですね、させていただいたということでございますので、基本的には、表彰するのはですね、表彰をさせていただきたいということで考えております。もう当初からですね、当初から表彰はもう考えていたということです。ですので、基本的には祝賀会のほうで、そのいろんなイベントをやったりとかですね、そういったのはもうやめよう。しかしながら、合併60周年に当たりまして、町政にいろいろと貢献された方、こちらについては、やっぱり節目でございますので、きちんとやっぱり表彰していきたいということで、こちらの表彰だけはやっぱり残しておくということで考えております。また、そのほかのいろいろなその合併60周年記念で真打ち競演とかですね、いろいろございますけれども、こちらのほうはもう当初から、震災の前からですね、ある程度こういったことでやりたいということで、相手方と一応いろんな初合わせをしておりましたので、今回はそれはそのままやっていきたいということで予算のほうはそのままさせていただいているというような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） ただいまの質問にお答えします。先ほどの質問は美咲野小学校の交流事業ということでよろしかったですか。一応、美咲野小学校につきましてはですね、県のほうの紹介でございますね。高雄市との小学校との交流というところで進めさせていただいて、一応こちらについてはもう終わっております。一応、こちらについてもあくまでもこちらに来ていただいて文化交流をするというふうなところでのもとの計画でございますので、ではないんですか、お話は。その大津小学校の件。

○3番（佐藤真二君） これに書いてある事業というのはどういう枠組みで進めようとされとったですかということをお尋ねします。

○教育部長（市原紀幸君） 美咲野小学校の交流につきましては、当初から、向こうから来ていただいて、交流をするというところでの話でしたので、一応時期をずらしてですね、そちらのほうは終わらせていただいております。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 佐藤議員さんの福山小学校について若干ご説明申し上げます。

来週の13日のほうで台湾の高雄市の福山小学校のほうから子供たち、それから保護者、それから先生たちがお見えになります。地方創生の加速化交付金をちょっと利用いたしまして、インバウンド事業で、昨年は販路開拓事業をしまして、その第2弾として今年度計画しておるものでございます。修学旅行等の推進なんかも含めましてですね、今回、来週するということで計画しております。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） すみません、質問の意図が正確に伝わっていないようですので、もう一度ちょっとお尋ねしたいんですけども、まず、最初、杉水部長のほうにお答えいただいた分ですけども、記念品等ですね、増額が行われてますよねと。それは審査、表彰の対象、審査員さんがおられるということなんですけども、その方とのお話の中で当初より表彰の対象を広げるのかというようなことをお尋ねしたかったということがまず一つです。

それから、学校の関係がちょっと全く伝わってないんですが、この太鼓をたたく町子というんですかね、あれが来たのはもちろん知っております。ただその夏休みに予定されていた高雄市の小学生がこちらに来て、ホームステイをしますよという話があって、これに100万円ほどの予算が計上されていたわけなんですけども、この事業は、実際には県のほうがホームステイ先の募集をして、町のほうは結局何もここに関しては、まあ中止にしたのかわかりませんが、されてないなというところで、この予算でそもそも何だったのかなと。3月にいただいたこの60周年記念事業の中に書かれたとき、どういうその計画を持っておられたのかということを確認したいというのが質問の意図です。

それから、真打ち競演に関しては、これもNHKさんとの話ですので、もちろん辞められないということもうわかりますので、もうそこについては結構でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） 高雄の小学校との交流の再質問についてお答えいたします。

当初のですね、60周年記念事業ということで、4月にですね、台湾の小学校から一応来ていただいて、ホームステイも含めてですね、当初するということで計画をしたところでございます。その後震災の関係で向こうの小学校のほうと調整をさせていただいて、交流についてはですね、できるだけ少ない形で行うということで、あとホームステイにつきましても、当初は美咲野のほうでですね、OKいただくところで進んでおりましたけども、一応こちらでも震災の関係がございまして、こちら県のほうでそちらのホームステイのほうのですね、募集あたりも最終的にはさせていただいたというところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 佐藤議員のほうの表彰する人が増えたのかとかいうようなご質問ですよ、今回増額していますので、どうなっているかということですね。当初、表彰審査に関する表彰記念品とかですね、あるいは、消耗品として表彰の額縁、そんなものを予定していたところでございますけれども、台湾のほうの交流関係ですかね、こちらのほうはもともと60周年記念のほうの実行委員会



のほうの補助金の中で使用するところでございましたけれども、先にそちらのほうをですね、今既存のほうの報償費、あるいは消耗品費、こちらのほうでその先にですね、使用させていただいたものから、予算が今回その表彰するにあたりまして、記念品、あるいは看板、額縁あたりをつくるものに不足を生じてきておりますので、今回補正をお願いしているところでございます。よろしいでしょうか。要は、その当初あげてたものをですね、台湾とのほうの交流のほうに先に使用させていただいたということです、ですので、予算が足りなくなりましたので今回補正をさせていただいたというような状況でございます。当初、報償費、表彰記念品とか、需用費として消耗品あたりなんかもですね、当初予算の中で組んではいたところでございます。それが先に小学校のほうの関係で、台湾のほうの交流の関係で使用させていただいたということで、本当に申し訳ございませんけれども、そういったことで補正をお願いしているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） すみません、ちょっとお尋ねしたい、申し訳ないんですけども、もう詳しくは委員会のほうでお話いただければと思います。ちょっと私も今の話だけではちょっとぴんときてないところがございますので、答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） それでは、一つ質問いたします。

罹災証明の関係です。昨日と今日の熊日新聞にも載ってございましたけども、罹災証明の手続きというか、審査の中では、熊本市はえらい緩かったと、大津が一番厳しかったということでですね、私にも何人か罹災証明書関係で質問というか、そういった問題提起をされた方が何人かおられます。そういうことでですね、今解体費用負担が1億9千300万円程度あがっておりますけれども、まだ2次審査じゃなくて、今度は3次審査に何人か今おられるということ聞いておりますので、そのとき、もし3次審査でやはり半壊なり、大規模半壊という判定が出た場合、当然補正予算としてはまたこれ以上に出てくるんじゃないかと思っております。そういった点について、町としてどのようなお考えであるかちょっとお尋ねします。昨日、一昨日、町長たちも荒木市長たちと一緒に十何市町で県庁のほうにそういった問題を投げかけられているんじゃないですか。ちょっと町長のほうから説明をお願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 家屋の調査は、今土木部で今やっておりますので、今調整している、今吉永議員が言われたように、3次が昨日ぐらいから入っているところでございますので、今専門の建築士、今回は町外の専門の建築士が見ておられますので、より精密な検査になってくるといことで、可能性としてはですね、2次審査よりももうちょっと精密になりますので、精度が高くなるということ、内容的なものは詳しくなると思っておりますので、一部損壊が半壊になったり、半壊が

大規模になったりとする可能性は十分あるかと思っております。ですから、今後解体の現在の数値につきましては、現予算での積算がちょっと私もどういった形で付けられたかわかりませんが、半壊が多くなれば、その分だけ解体のほうも多くなるということですね、必然的に予算的なものも大きくなってくると推測できるところでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） えっと町長、その経緯ばちょっと、あたちが昨日か一昨日行かれたときの。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 予算のほうに300万円計上させていただいておりますけども、これについては、今担当部長のほうから申しましたように、3次関連等の調査に入っていく中で、専門の職員2人予定しながら、役場職員とともに3次のほうに入っていきたいというふうに思って予算を計上させていただいております。もちろん、昨日5日の新聞とかに出ました結果で、今後、町民の皆さんがどのような形で3次関係が入ってくる可能性が十分あるかというふうに思っておりますけども、今後については、様子を見ながらまたお願いできれば12月に補正を組ませていかならないんじゃないかなというふうに思っております。課題といたしましては、18市町村で今、昨日いろんな状況、それぞれの状況が出てきておまして、一番困っておるのは事務量の増大と、今後についての対応について職員関連に負担というか、相当な負担がございますけども、これを各町村もちより、いろんな課題事項を今後お話をしながら、県のほうでその調整をやっていただこうかなというふうに思っております。熊本市以外については、内閣府の示した素案でやってきておりますけども、熊本市については、独自のそれに沿うような案をつくって、簡単にと言うとしかれますけども、我々のやっておる時間、調査については2時間も3時間もかかりますけども、熊本市は30分かからない程度で、その場で半壊、全壊というふうに言っていかれたというような、昨日の大体の内容を聞いておりますけども、そういう課題事項を県民としての平等性というか、不公平をなくすために、今県のほうにお話を申し入れて、調整を県のほうにとっていただければなということで、今県のほうに今ボールを投げかけておると言うようなことでございます。県のほうも、それに基づきまして、何らかの対処をしてくれるものというふうに思いますけども、県の腰が重いときには、我々はまた国のほうに行って、それなりの予算を確保していかなくちゃならないというようなことで、今関係の首長さんたちと、そういう中で県のほうに申し入れをしておると言うような状況でございますので、この問題につきましては、県のほうからの調整関連を再度担当レベルとの相談をしながら今後についてしっかりと取り決めていただけるんじゃないかなというふうに思っております。現在、大津町につきましても大変厳しい22点というような、熊本市は六十何%というような差が相当出てきておりますけども、出た結果の中で、我々として、全体的なものからすれば一部半壊についてうちの場合も六十何%の形が出ておりますけども、あがった率とかいろんな形を見ればそれをそのような22という数字が出てきておりますけども、何しろ今後についても、町民に対する責任というのはしっかりとやっつけていかなくちゃならないわけでございますので、そういう件につきまして、しっかりと県のほうで調整をしていただきながら、

今後の説明をやっつけていかないと3次調査関連等も前へ進まないというか、職員がなかなか調査に入っていけないんじゃないかなというような懸念もしております。そういう辺におきまして、県の回答関連と調整関連としっかりと検討を各町村でやりながら、今後に対応をしていきたいというふうに思っておりますので、300万円の補正予算をお願いしておりますけれども、今後町民の皆さんのその辺のところでの調査関連が出てくる可能性もあります。もちろん、うちも、各町村で聞きますと、しっかりと調査票をしっかりとつくっておりますので、熊本市とのバランスを取るような形の中でまたその調査票に基づいて検討していく案も出てくるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そういうところの案をしっかりと県のほうで調整をしていただければというふうに思っておりますので、今回の予算につきましては、今言ったような形の前の段階でございますので、今後については、多くなればまた日数がかかりますので、その辺の人件費をお願いしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、申し訳ありませんけれども、今予算につきましては、そういう形の中で、まず執行させていただければなというふうに思いますので、ご検討のほどをよろしく願いしておきたいと思えます。

○議長（大塚龍一郎君） 吉永弘則君。

○9番（吉永弘則君） いずれにしてもですね、半壊になるかならないか、2ポイントの差ぐらいですね、2次検査でもやはりできなかつたという話も聞いております。何しろうちには住めないから解体費用だけでも、やっぱ半壊にさせていただいて出して欲しいという要望もかなりあっておりますので、その点、町長、よろしく願います。終わります。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） ただいまの罹災証明の判断基準についてですが、何ですかね、1回目の調査、私は2回目の調査を受けたところで、2次調査でも一部損壊だと言われて、納得できないということで相談がございましたので、現地を見てまいりました。明らかにですね、大規模半壊に相当するような被害が出ているにも関わらず、一部損壊とかあり得ないと。一体2次調査というのは誰が、専門家は見たのかなど。一目瞭然ですね、片方と片方、6畳の部屋、片方と片方測ると、片方が5センチほど下がっているんです。簡易の水平器を持っていけば一発で、ああこれは、ボールを置けばごろごろと転がっていく、これで一部損壊とかあり得ないで、誰が見たんだということです。2次調査というのは一体どういう、専門の人が本当に見たのかどうか。素人の人が、職員が見たのか。どうもちょっと疑問にありますので、これはそのままほっといて3次調査って、またそういう事態になったらこれはまた大変な問題になるのではなからうかと思っておりますので、確認のためにお尋ねをしておきたいと思えます。

それから、文化財関係で埋蔵文化財のですね、試掘ですかね、文化振興費の中で試掘の賃金、それから重機借上げ等の予算がなされております。この中でですね、例のミルクロードの工業団地の入り口のところの清正公道公園の谷間、これは埋蔵文化財包蔵地に指定がなされております。この款の説明の中で、以前ミルクロードを拡幅するのに、あの谷間が邪魔だからもう埋めていいという、何かサ

インが県のほうからお達しが出たと聞いてますけど、その説明がこちらでわかるのであれば説明を  
願いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） まず、荒木議員の質疑にお答え申し上げます。

まず、家屋調査の件でございますけども、1次につきましても地方公共団体の職員が、2次につき  
ましても、先ほど町長が説明されましたように、内閣府の指針に基づいて一応講習を受けてですね、  
町の職員及び他町の職員及び他県からの応援の関係職員がやっているところでございます。2次調査  
については以上でございます。

清正公園でございますけども、一応あちらのほうにつきましてもはですね、埋蔵文化財があるという  
ことで教育委員会のほうとも協議をしたんですけども、一応あそこを埋めると、その破壊するわけじ  
ゃなくて埋めるということですね、一応了解をもらったということですね、今後はそのあれを埋  
めていくと、埋めるということは、文化財を触りませんもですから、そういう形で調整をさせてもら  
いたいということで、今考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 罹災証の判断はですね、幾ら公務員がやってもいいということでしょうけど、  
やらざるを得ないと思いますけど、明らかに一目瞭然のところはですね、一部損壊であるということ  
であれば、多分応急修理代が五十数万円、それから義援金が40万円、約100万円の支援が受けら  
れるかどうか。あるいは、民間の保険会社が半壊になれば数百万出るというパターンもあるみたいで  
すけど、要するに、判断に迷うようなときはですね、町民の利益を守るようなそういう何というかな、  
調査する人がそういう観点があるかどうかですよね。明らかにボールを置けばごろごろと転がっ  
て、要するに、基礎が片方が沈下しているんですよ。これが一部半壊なんてことは絶対あり得ない、  
誰が見たってですね。そういう意味で、きちんとしたやっぱ公平な判断を徹底していただきたいとい  
うことが、いいです。この件についてはもう結構です。

もう一つの埋蔵文化財ですね、今のお話では、触らんから埋めてもいいということで、私が以前こ  
こは危険だから埋めるべきだということと言ったら、指1本触ることはできないという答弁だったん  
ですよ。そんなに簡単に、僕らはだけん危険を回避するためには、埋める、そういう優先をするべき  
だと、埋蔵文化財よりもと言ったけど、駄目だと。門前払いをされてきたわけです。それが何であっ  
という間に許可が出そうだと、これはあの辺に住んでいる人たちにとっては、何で今まで言ってきた  
のに、簡単にできるごたつとを何でしなかったんだということ、怒りの声があがってるんですけど  
ね、そこはきちんと説明を、関係者の方にも説明できるようなことを、経緯を、あるいは誠意を示す  
べきではないかと思っておりますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 荒木議員の質疑にもう1回お答えします。

地元の方に誠意を尽くすという、最ものことだと思っております。地元の関係区長等々にも相談を  
全部しましてですね、文化財関係の保護委員さんのほうにもご相談をして、これ震災が起こった時点

からでございますので、その辺は大変に私たちのほうの手前がちょっと大変だったと思うんですけども、地元の区長、関係区長及び文化財保護委員さん及び地元の何人かの、あそこ家が建ってますもんですから、何名かの方のほうにはお話をしてですね、やったところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

しばらく休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

午後0時13分 休憩

△

午後1時08分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第41号を議題といたします。質疑ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 議案第41号の国民健康保険特別会計について質疑をいたします。

今回、熊本地震に関連して健康保険の自己負担、また介護保険、後期高齢者の医療自己負担、これらの免除手続きが実施されているようです。それで、一番わかりやすいのがこの医療保険制度かなと思ってお尋ねをしますが、我が家も地震による住宅被災が半壊となりましたので、多分罹災証を持っていけば医療費が免除、自己負担が免除になるということらしいんですが、忙しくてとうとう病院にも行きだせない状況であります。私の知り合いのほうで一部損壊ですね、半壊には住宅は至らなかったと。一部損壊だけど、この熊本地震に関して国の法律、通知に基づいて自己負担の免除ができるはずだということで申請をしたら、半壊以上でないといえぬとされた。その後ちょっと確認はしてありませんが、この保険料の窓口負担の免除手続きについて、根拠とする法律、それからどういう方を、どういう場合を対象とするか。そういう条文をお示ししたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

今回の熊本地震におきまして被災されました方につきましては、今言われましたように、国民健康保険、それから介護保険、それから後期高齢者保険、それぞれにおきましてそれぞれの税金につきましても、それから、一部負担金につきましても免除の制度がございます。その中で、一部負担金についての免除についての根拠法令ということでお尋ねでございますけれども、それぞれ国民健康保険の税につきましてもですね、根拠法令がございますけれども、ちょっとこの場では根拠法令が明確にお示しできませんので、後ほど委員会等でですね、お示ししたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 質疑の通告を出していなかったのが詳しいことはわからない、まあ無理はないかと思いますが、いわゆる先ほど問題になりました、罹災証ですね、半壊以上の罹災証明書が出たところの人は、医療費が免除になる、窓口負担が。私も歯医者に行きたかったんですが、歯医者に行く暇がないですけど、私の知り合いの方は、一部損壊だけど、それを相談にのった方が国のこの制度は、いわゆる半壊、大規模半壊、全壊と同時に、それに準ずる方も申告によって窓口負担を免除することができるというふうに規定をされている。これ準ずるですね。これをどうも大津町の役場は、知っていて受け付けなかったのか、知らなくてお宅もう駄目ですよと、半壊以上でないから門前払いですよという対象がされたと聞いたわけです。部長で今詳しいことはわからんと思うんですけど、半壊以上が対象だというふうに部長自信も理解なさっているのではないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 荒木議員のご質問にお答えいたします。

3つ今申し上げましたけども、国保と後期高齢と介護と、確かに、議員がおっしゃるようになりますね、文言の中に、どの部分になるのかはちょっとお答え、この場ではできませんけれども、半壊に準ずるというような言葉があったのは記憶しておりますので、それにつきましても併せてですね、調べまして、委員会のほうでもまた報告したいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回のその減額免除制度も法律に基づいてなされた措置だとは思いますが、例えば、今度地震の災害基本法も大まかなことしか法律は決めていないと。現場の具体的なことについては、その都度改善がなされてきたと。例えば、応急修理も最初はなかったと。その後52万円出るようになって、現在は57万円というふうに改善がなされてきたと。この医療費の窓口負担免除もそれに、そうですね、法律ではその準ずる、じゃあ準ずる場合は一体どういう場合なんだということ、また悩むこともあろうかと思いますが、先ほどから言うように、判断に迷うような場合は、可能な限りやっぱり被災された住民の皆さん、途方に暮れた皆さんのですね、利益を守るという立場をですね、ぜひ行政の側は貫いていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、議案第42号から議案第45号までの4件を一括して議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号を議題といたします。質疑ありませんか。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 認定第1号について質疑いたします。こちら決算の全体像についてのお話にな

ります。今回の決算なんですけども、資料が主に二つありまして、一つが決算書のほう、もう一つが主要な施策の成果となっております。その役割を少し考えてみると、決算書のほうは、一つには、一番大きい所で予算が適切に執行されているかというところ。こちらの主要の施策の成果の部分で言いますと、最小の経費で最大の効果が達成できているかというところの検証。もう一つが、職員の一人一人の方が目指すべき目標を定めてそれを意識しながらPDCAサイクルを回して町をよくしていくという話になるかと思います。少し未来志向の話になるんですけども、本年度は27年度の決算で、ただ次の振興総合計画が29年ということで、28、29とまだこちらの指標等を、基本的には変更しなければ使うという形になります。ただ、先ほどの2つ目と3つ目の役割を踏まえたときに、こちらの施策の中身、あるいは指標等を見直して目指すべきものをつくっていくかどうかということについてお伺いしたいと思います。もう少し言いますと、震災においてかなり状況等も一変しております、指標に関しても現実的なものとそうでないもの、あるいは優先すべきとそうじゃないものも変わってくると思います。もちろんここの施策の成果だけを見て仕事をするわけではないので、まず業務負担だとか、あるいは意義とかを踏まえた上で、必要というか、住民のためにならないようであれば必ずしもやる必要はないと思っはいるんですけども、現状の現場の状況や実務を踏まえた上でこちらをどのように扱っていくかということについてご質問いただきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員の決算の全体像についてということで、どちらかと言えば主要な施策の成果ですかね、そちらのほうの今後のあり方というようなご質問の趣旨ではないかと思っはいますけれども、確かに、議員が言われますように、主要な施策の成果の中には、いろいろ成果、あるいは行動指標あたりが出ておりますけども、なかなか中身のほうがですね、充実していないというのも事実でございます。また、言われましたように、震災によって大分その方面の状況も変わってきているということで、これをどうするかということでございますけども、今振興総合計画のほうも来年度つくる予定で今考えているところでございますけども、それとあわせてですね、事務事業関係のその成果主要あたりですかね、そのあたりも十分精査したところで、じゃあこの主要な施策の成果あたりをどうするかということにつきましても、当然何らかの検討していかなければいけないというふうには思っているところでございます。どのような形で見直すかということにつきましても、ちょっとまだこの場では何とも申し上げようがございませぬけれども、ただこの主要な施策の成果と申すのは、地方自治法のほうで議会のほうにですね、出すようにということで決まっておりますので、これはもう必ずつくって出すようにしております。こちらのほう、主要な施策につきましても、事務事業評価ということで今やっておりますけども、そちらのほうをなるべく利用しようということで、今そちらのほうのデータを使いながら主要な施策の成果のほうに反映させていくという方法を採用しております。基本的には、そういった形のほうでやったほうがですね、決算書は先ほど言われましたように、数字的に予算に対して幾ら使ったかということを示すことではございますけども、その辺の中身の説明書としてですね、それが主要な施策の成果がどこまで活かされるのかということにつきましては、もう一度検討する必要があるのかなということも考えておりますので、振興総合計画をつくる

中で、その辺につきましてはもう少し検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 意見なんですけども、次期振興総合計画29年の話ありましたが、問題は28と29のそのつなぎまでの間に今のものをどういうふうに活用して、あるいはこちらには影響しなくとも、今の業務目標等、指標等を見直して、業務を効率化あるいは向上させていくかというお話ですので、もちろん先の次の計画の話もありますけども、既存のところでも十分ですね、やられていると思いますけども、一層の尽力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今回の同僚議員の金田議員のほうからお話があった内容と似ておりますけども、全体的に決算関係の関係で、先ほど言いました、決算書と主要な成果の2点があるということでありまして。今回、主要な成果を見させていただきますと、特にですね、社会資本とか、補正予算であがってきたもの。また、26年度から繰り越したものの、そういったものの主要な成果というのがこの成果表のほうに載っていないのが結構多く見られるというような状況であります。補正予算を組んだり、年度途中である場合には、予算要求書と併せて事業の目的、効果、事業概要の予算要求の説明あたりをした上で予算を組む、そして、執行して使うという形のシステムになっていると思います。今回、今お話がありましたように、震災を受けて非常に厳しい状況があるという中で、事業の見直しあたりを含めて検討する中で、事業の透明性や必要性を考えた場合に、観点から、事業評価シート、今つくっておられる評価シート、今部長からも説明ありましたが、その辺で今回作成をされていない部分あたりが追加されていないという状況が多くみられるという点もあります。震災があつて、なかなか多忙ですね、できなかった面もありますが、その辺を整理をした上でやっていかなければ、今後の予算執行なり、予算を立てていく場合もですね、透明性や必要性、そして見直しをすることが非常に難しい点がありますので、その点について、今後どのように評価や整理をしていかれるのかお尋ねしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員の主要な施策の成果の関係のほうで、かなり事業関係が漏れていると。それを今後どうするかというようなお話ですけども、確かに、今回ですね、熊本地震で4月に起きて、3カ月、今は4カ月ぐらいになりましたけども、本当にそのこれを集約してここまでするのに本当に大変な労力があつてですね、確かにもう今の事業についても、本当はもう全部あげた上でですね、この主要な施策の成果にやらなければいけなかったんですけども、忙しいと言ってですね、そういったことでその言い分けをしたならば本当はいけないんでしょうけれども、本当に実際はそういった形で忙しくてですね、そこまで手が回らなかったというのが本当のところでございます。本当に申し訳ないとは思っておりますけども、ただ今後はですね、やっぱそのこういったものもきちんと施



策の成果の中に記載しながら、説明ができるような形ではしていかなければいけないというふうに思っております。また、今回そのあがってないものにつきましては、決算のほうの委員会のほうですね、説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今お話がありましたようにですね、かなり大きな事業、ビッグ事業がかなりありましたけれども、成果で出てないというのがあります。今お話があったように、確かに地震がですね、ありましたので、大変業務の中で大変だったと思っておりますけれども、今から先事業を見直したり、評価をしているときに、補正予算なり、緊急の予算を組む時も成果の目標や課題、そういうものを整理してどこまで持っていくかということ念頭におきながら、本当に必要な事業なのか。先ほど話がありましたように、見直しをする時期が今回震災を伴うことによって非常に大きくなってくると思っております。財政計画の問題点も含めてですね、職員一丸となって取り組んでいただくようお願いをしまして、質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 認定第1号に対しまして質疑いたします。

今2者の方から成果等々ありましたけれども、やっぱり全体を見回したときにですね、代表監査委員のほうからその意見書というものを決算を見られて出されております。全体を見回すということで、実際、説明の中で代表監査委員は、トレンド的にこういった傾向にありますよというようなことをずっと言われて、わかりやすく説明されたと思っております。しかしながら、この決算の認定、27年度を見たときにですね、そういった書類の突き合わせなり何なりというものをやって、その信憑性がきちんとあるのかというようなものを調べながら、事業の成果とそういったものとちゃんと勝ち合っているのかというのをずっと調べられたと思っておりますが、これはもう考え方の違いでしょうけれども、例えば、不納欠損、これは毎年、もちろん議題にされて当たり前のことだろうと思っております。本来入るべきものが入っていないということですので、不納欠損をみたときに、例えば、前年度よりも、26年度よりも27年度は少なかったですよ。もう平成19年からずっとこう載っております。しかしながら、逆にこれをその単年度の傾向として見るのか。それとも逆にですね、これを合算したら幾らになるのか。例えば、貯蓄の逆ですよ。基金というものは、すぐ貯まるものではありませんね。少しずつ積み立てていって今の額になっているという形で、じゃあこれも逆積み立てしてみようじゃないかというふうに考えたときには、もうすぐ億ですよ。2億、3億という金が本来ならば町の金庫に残っていないなければならないのが残っていないというのがこの見方だろうと、私は思います。ですから、考え方なんです。本来、きちんとしたそういった町税の回収のシステムというものが今までどおりでいいのかと。そういった疑義をもたなければ改善されないと思っております。そういったですね、言うならば、税収をどういうふうに高めていくのかといったときに、今のシステムが陳腐化していないのか。改善の余地はないのか。新しい手法を持ってきて、そしてさっきの逆積み立てじゃないですけども、今から10年後に大きくそういったこの努力がですね、成果というものが、実は目に見えないところで本来ならば、

システムを変えないならば、例えば2億円、3億円という損失の合算になるのに、それが逆にそういったよりよきシステムを開発したことによってそのゼロにはなかなかならないかもしれませんが、実態はある程度知っていますので、そういったところで、逆にいい結果を残すようなシステムができなければならないと思います。ですから、こういった監査委員の意見書が出たときに、こういったものは、我々この議会でこの配付される前に、町長をはじめとして、職員の方々というものにはきちんとまわっていると思います。ですから、そのときにどう問題視したかということですよ。今から我々議員が決算の認定に当たるにあたって、こういった努力をもとに、来年度はさらなるいい結果を出していきますよという、そういった計画をきちんとやったのかやってないのか。ただ単に意見書を、ただ意見書としてああそういった傾向だったですねって、そういったトレンドでみるのがきましたねということで終わるのかどうかです。ですから、私はそのことの改善はまだまだ必要にこれは感じるわけですよ。その点についてのきちんとした議論にして、問題視して、次に結べるような話合いがなされたのかどうかということはこの質疑しておきたいと思います。

そしてもう一つは、繰越明許であります。例えば、よく言うことでありますけれども、前年度の、ものを本年度に繰り越してきたならば、じゃあ本年度の計画を圧迫してしまうじゃないかと。ですから、例えば、27年度でできることが何らかの原因でできなかったということが28年度になりました、そしたら震災が起きましたと。熊本地震が起きました。またできなくなりました、ということになるならば、どんどんだぶっていくわけですよ。本来の住民サービス、そういったものがおろそかになりはしないか。もちろんこの災害によって多大なる影響がありますので、そういった住民サービスというものの本来の形というものは取れなくなるというものは、それはもう当たり前かもしれません。しかしながら、例えば、総務関係で見てみますれば、繰越明許で地域情報化整備事業3千947万9千円というものが出ています。内容は、私よくわかりませんが、地域情報化整備事業、地域情報化が整備されるのならば、今回の27年度きちんとできてたとします。そしたら、28年度に震災が起ったときに、その事業が27年度やとったお陰でその震災時も有効に働いて迅速にさまざまな対応ができたとかいうような答えが返ってきたときには最悪なんですね。ですから、そういったですね、繰り越しというものは、わざとしてテクニックとしてあるかもしれませんが、やはりこれはなくしていかなければならない。ちゃんとできることを単年度予算主義で、基づいて、事業もそれに正比例してやっていかなければならないと思いますので、2点質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の決算に関するご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、第1点目が監査委員の意見、これは非常に重いものであって、これをどれだけ私たち行政のほうがですね、それを重く思って、それに対応してきたかというようなことだと思いますけども、監査さんのこの意見書につきましてはですね、幹部のほうが集まりまして、幹部のほうの説明が、意見書についてですね、監査委員さんからの決算報告というような形で、私たちも受けております。そのあとどれだけ話し合いをして、今後どういうふうにつなげていったかということにつきましては、残念ながらそこまではまだいってなかったというのが正直なところでございます。ただ、去年、一昨年

ということで、かなり手厳しい監査の方のご意見もお聞きする中でですね、それにつきましては、我々その財政のほうからですね、厳しくそういったところについては、各部署のほうにいいながら、そういうふうなところについては十分対応してきたんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

また、繰越明許費につきましては、もう近年かなりこれは増えてきております。議員さんがおっしゃるようになりますね、本当にその通常の仕事もあるのに、繰越明許でまだ増えてきたんじゃないかなというものもできないんじゃないかと。私たちも本当にそれを危惧しているところでございますけれども、近年の繰越明許につきましては、国の補正予算ですね、これに伴うものの繰越明許がかなり多くなってきております。3月、国のほうが経済対策として3月に補正を組むと、それに対応して町のほうも補正を組んでそのまま繰り越して使っていくというようなことが繰り返してございまして、そういった面で繰越明許が増えてきているということでございます。先ほどご指摘のありました、情報化システム推進ですかね、そっちにつきましても、これはセキュリティを強化していくというようなことの対策の費用でございますけれども、これもやはり国のほうの補正予算に絡むものでございまして、3月の補正あたりで強補しなさいというようなことが、予算額が組まれたものですから、予算を組んで繰越明許で対応しているというような状況でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 繰越明許の部分は、国もいろんなテクニックがありますんで、そういった形で国民の声に答えるというか、そういったもので出したり、小出ししたりとか、いろんなことをやりますので、それも言われることはわかります。しかしながらですね、そういった形で予算にのせた以上はやっていかなければならない。そういったきちんとした理由として、国がやれといったけれども、まだ予算のほうはまだきてないとか。ですね、いろんなそこで誤差が生じると思いますけれども、そこはきちんとできるものか、できないものかといったときに、予算にのせた以上は、できると宣言したんですよ、ですよ。そういったときには、それこそ流用してでも、一借してでもやらなければならないことは出てくるのかなど。そういったものが翌年度の大きな災害やそんなものに影響しないかということをお聞きしたかったわけでありまして、ですから、そういったものは今後の課題として、予算にのせた以上はですね、我々はそういった目で見ておりますので、審議の対象であるということで、厳しく追及しなければならないと。これはもう町民の代弁者として当たり前のことです。ですから、そういったものには今後きちんとそういった理由も説明責任として付けられたらいいかなと思います。そしてまた、やはりこの不納欠損の部分というものに対してからは、それなりにもともと頑張ろうとか、引き締まっていこうとか、そういったぐらいで何か終わっているような感じがしますね。やはり何らかの新しいシステムなり、改善策、打開策、そういったものをですね、探し当てなければならぬと思います。それは永遠の課題なんですね、実は。よりよきものはもつとないかというのは、もちろん日々努力しながらやっていかなければならない。ですから、今回その先の2者から言われました、事業の成果、結果あたりはですね、事業を始めたときからもう目標は決まっているから、それができないんじゃないんですよ。実は、100点満点で減点法で80点しかできませんでした、

すぐできるんですよ。できて当たり前なんです。ずっと積み上げていってこれだけだったんですねというのは、非常に稚拙な計画ですよ。本当はもう既に100%の答えはできあがっているんですよ、それをやりますという。ですから、先ほどの答弁というのは、非常に僕は何かぎくしゃくした感じがしてですね、やはりもう事業に取りかかったときに。その責任者となる課長なり、部長なりというのは、もう既に頭の中で描いておかなければならない。ですから、この不能欠損も一緒です。昨年度、その前もこうだったからこのままじゃいかんというような陣をはって、新たなる戦力を立てるのは当たり前だと思うんですよ。それがなかったということで、今後もないというふうには聞こえなかったということですよ。ですから、質疑ですから、もうなかったと、これからもすぐするような予定はありませんという解釈でよろしいのでしょうか。再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 永田議員の町税関係の不納欠損と申しますかね、この辺の回収システムがどうなっているかということのご質問かと思えます。先ほどの答弁の中にはそれを入れてませんでしたので、大変申し訳ございませんでした。町税の回収につきましてはですね、おっしゃるとおり、そのこれでもう100%というのは、もちろん今の段階ではないと思えますけれども、ただいろんなことをしながらその町税を少しでもお金を取っていくということの努力はやっぱりやっていかなくてはいけないというふうに思っております。最近やり始めたのが公売ですかね、差し押さえてそのものを公売していくと、そしてお金にかえていくというようなことも最近またやり始めておりますし、特に一番大事なものは、その現年分ですかね、現年の課税分、これが1回、2回と溜まっていけば、それがもう払うときにはですね、ものすごく溜まってもう払えなくなってしまうということが生じてきますので、現年分がやっぱり貯まらないようにするのが一番大事なことなのかなと、少し遅れたのがすぐにやっぱり少し遅れてますよということで、住民の方にお知らせをしながら、その払うのを進めていくと。これをきちんとやっていけばですね、滞納というのもそんなに増えないのではなかろうかというふうに思っておりますけれども、とにかくそういった努力もやっていかなくてはいけないと思っておりますけれども、基本的には、やっぱりその数もかなり多くなって、それをどこまで対応するかというのがもちろんございますけれども、要は、そういったところからきちんとやっていくのが一番大事なのかなと。今の決算の状況を見てみますと、徴収率のほうもかなり少しずつ少しずつあがってきておりますので、そういった努力を積み重ねた結果が今の徴収率につながっているのではなかろうかというふうには思っております。ただまだ満足いくところまでいっておりませんので、そういったことにつきましては、やっぱり日々努力しながらやっぱりやっていく必要があろうかというふうには思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 最後のちょっと質疑ですけれども、今の答弁でおもしろいこと言われたんで、町税あたりの徴収に対しましても、1回、2回とこう溜まっていけば段々払うときにはどんどん溜まっていくから苦しくなるじゃないですかと。ですから、そういった不能欠損になりやすいその状況が見られるというようなデータまではもう持っておられるわけですよね。ということは、それをそういったデータが出てますと。ですから、この町民Aさんに対してからは、こういった対応が好ましいと

いうシステムまではまだまだ全然なっていないということですか。データというのは、活用して本当のデータの意味があるんですよ、そういった傾向があるというところまでは正解でしょう。ですから、それを加味したプログラムが必要なんですよ。ですから、それはないということですね。最後の質問です。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 町税をするためのそのシステム、まあプログラムといいますかね、そういったものがあるのかということですが、滞納をしたときのどういった対応をするかということにつきましてはですね、それはもちろん幾つかのパターンがございます、そのちゃんとやりますけども、ただ滞納される方、される方のパターンというのはまた人それぞれまた違います。それについて、それをすべてその同じそのルールに当てはめてするというのは、やっぱり非常に難しい面もございます。例えば、失業して全くそのお金も無くなってしまったと。事業に失敗して多額の借金を抱えているとか、いろんなパターンがございます、じゃあその方たちがそれに対応したからすぐにごさいますといっても、なかなか難しいのではなかろうかと。差し押さえするにしても、なかなか差し押さえする物件もない、物もないと、そういった方に対してじゃあ一律のそのルールをやってしまうというのはなかなか難しいところももちろんございますので、それはそれでその人人に応じたところのやっぱり対応というのが、きめ細かい対応というのがやっぱり必要になるのかなというふうには思っているところではございます。ただ、そういったような一つ一つの経験をもとに、それを積み上げていって今おっしゃるような、そのシステムを築き上げていくというのも大変大事なことではないかと思しますので、そういったことを積み上げたところで一つのルール化をしながら、そして時代に引き継いで、またよりよいシステムを作り上げていきたいというふうにも思っているところでございます。

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。

次に、認定第2号を議題とします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号から認定第8号までの6件を一括して議題といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

## 日程第20 委員会付託

○議 長（大塚龍一郎君） 日程第20 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第39号から議案第45号まで、認定第1号から認定

第8号までを、お手元に配付しました議案委員会付託表（案）のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

午後1時46分 散会

本 会 議

一 般 質 問

# 平成28年第3回大津町議会定例会会議録

平成28年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第2日)

平成28年9月14日(水曜日)

	1 番 金 田 英 樹	2 番 豊 瀬 和 久	3 番 佐 藤 真 二
	4 番 松 田 純 子	5 番 桐 原 則 雄	7 番 本 田 省 生
	8 番 府 内 隆 博	9 番 吉 永 弘 則	10 番 源 川 貞 夫
出席議員	11 番 坂 本 典 光	12 番 手 嶋 靖 隆	13 番 永 田 和 彦
	14 番 津 田 桂 伸	15 番 荒 木 俊 彦	16 番 大 塚 龍 一 郎
欠席議員			
職務のため出席した事務局職員	局 長 豊 住 浩 行		
	書 記 佐 藤 佳 子		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 家 入 勲	会 兼 計 管 理 者 中 野 正 継	兼 会 計 課 長
	副 町 長 田 中 令 児	総 務 課 務 行 政 係 部 長 宮 崎 俊 也	総 務 課 長
	総 務 部 長 杉 水 辰 則	総 財 政 課 務 財 政 係 部 長 本 司 貴 大	総 財 政 課 長
	住 民 福 祉 部 長 本 郷 邦 之	教 育 長 齊 藤 公 拓	教 育 部 長
	経 済 部 長 松 岡 秀 雄	教 育 部 長 市 原 紀 幸	教 育 部 長
	土 木 部 長 大 塚 敏 弘	農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 上 克 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長
	併 任 工 業 用 水 道 課 長 藤 本 聖 二		
	総 務 部 総 務 課 長 羽 熊 幸 治		
	総 務 部 財 政 課 長 羽 熊 幸 治		



## 一 般 質 問

2 番 豊 瀬 和 久 君 p 62～p 74

1. 熊本地震への対応について

- (1) 住民に必要な情報が正確に届いていたのか。
- (2) 要援護者の避難及び安否確認はどのように行われたのか。
- (3) 避難所及び、避難所運営のあり方について。
- (4) 町の復旧・復興プランは、いつ、どのようにして作成するのか。

5 番 桐 原 則 雄 君 p 74～p 87

1. 熊本地震に対する町の復旧復興プランを早急に

- (1) 28年熊本地震の発生から5ヶ月を迎えようとしている。町も大変な中で町民の生活再建に向けて不眠不休の行動で対応されている。県も被害にあわれた方の痛みを最小化し、創造的復旧を目指し、復興をさらなる発展につなげる方針のもとに、震災復旧、復興プランを策定された。

町も、町民の皆さんとともに、新しく再生し、今まで以上に発展につなげる復旧、復興プランを早急に策定し、一刻も早く、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指す必要がある。

- ① 町の復旧復興プランの策定や今後のスケジュールをどう進めるのか。また、被災者支援の観点から地域別復旧復興や農工商関係の再生に伴う具体的な支援をどのように進めるのか。
- ② 復旧復興プランと復興総合計画、まち、ひと、しごと創生総合戦略計画など含めた事業予算及び財政計画との整合性など今後どのように進めるのか。

2. 人員確保や組織の見直しを

- (1) 震災対応による業務も急激に増加し、職員は多忙を極め、大変厳しい状況の中で対応している。

通常業務と復興業務を同時に進めるためには、職員の確保や組織体制の見直しを行い、復旧、復興を加速させる必要がある。

- ① 職員の定員適正計画や震災復旧、復興を迅速に進める組織体制の見直しや充実を進めないか。

3. 庁舎や各地域の防災拠点の早期対応を

- (1) 庁舎は、行政機能の中核であるとともに、防災拠点としての役割や災害関係の情報収集、発言の場であり、全体の指揮をとる重要で欠かすことのできない施

設である。

今年3月に、築47年を経過した庁舎建設の比較検討資料が示され、新庁舎建設案が最も良いと報告を受け、これから具体的に計画が進む予定であったが、震災による行政機能と防災拠点として機能が発揮できなかった。また、各小中学校や社会教育施設、各地域コミュニティの拠点である公民館の多くも被災し、生涯学習の場や避難所としての機能が十分に発揮できない状況となり、今後の地震や大規模な災害に対する今後の拠点整備を早急に進める必要がある。

- ① 新庁舎建設に向けた、今後のスケジュールはどのように進めるのか。
- ② 庁舎建設財源として、寄付制度の創設や民間事業者や資金を活用する考えはないか
- ③ 各地域公民館の被災に対する改修や新設の緊急支援や南部、中部、北部地域の広域避難所機能を併せ持つ中核的な施設整備を早急に検討し整備する考えはないか。

15 番 荒 木 俊 彦 君                      p 87～p 97

1. 役場庁舎等、町民と職員の安全への責任

- (1) 甚大な被害をもたらした熊本地震、地震の予測はだれもできなかったが、特に役場庁舎の危険性は指摘されてきた。執務中に地震が発生したら、と考えるとおそろしい。また庁舎が使用不能になったことによる、町民の被害救済の遅れ、職員の疲労の倍増など、徹底した反省と検証が必要だと思うが、町長の認識はどうか。

2. 途方に暮れている被災者に励ましを

- (1) り災証明申請は、約3千500件。全壊・大規模・半壊までは非常に不十分だが生活再建支援金の支給、義援金の配分があるが、2千件を超える一部損壊建物居住者には、1円の支援もされない。国の法律改訂を求めると同時に町独自のお見舞い制度で被災者を励ますことが必要ではないか。

3. 国道の肩代わり道路の舗装を急いで

- (1) 国道57号線の肩代わりとして、ミルクロードに至る、町道三吉原北出口線、新小屋桜山線で沿線の住宅は、大型車などによる振動で悩まされている。国や県に強く要望するのはもちろんだが、早急に町道の振動軽減舗装が必要ではないか。

4. 復興のためのシンポジウムを企画したらどうか

- (1) 地震災害の対応の難しさは、発生時期・時間が予測できないので、行政を中心とした対応の難しさがある。これからの復興のためにも、反省と教訓、改善すべきことなど専門家、町民も含めたシンポジウムや情報の共有が重要ではないか。

3 番 佐藤真二君 p 97～p 108

1. 町民に向けたメッセージが必要ではないか
  - (1) 発災以降、町長から町民全体に向けたメッセージが発せられていない。時期を逸した感もあるが、やはり町長としての思いを示すべきではないか。
2. 誰も置き去りにされない復興を
  - (1) 今回被害が特に大きかった地域は高齢化が進んだ地域であり、支援が行き届かないことも考えられ、また制度の限界もある。きめ細かい対応が必要。民生委員のように、地区担当職員等が生活再建支援員（仮）として訪問するなどしてはどうか。
3. 中学校での不祥事、町教育委員会の責任は
  - (1) 災害下の不祥事で扱いが小さかったが、実際は大問題だ。学校内で、授業中のことであり、常習性もあった。県教育委員会の処分はあったが、町教育委員会の責任と処分をどう考えているのか。
4. 町立幼稚園の保育料値上げの再検討を
  - (1) 保育料の値上げの適切さを判断するには、夏休みの状態や入園希望者の動向などを踏まえるべき。条件が整ったとはいえないのではないか。
5. 復興のため廃止や見直しを検討すべき事業があるのではないか
  - (1) 生活再建支援や復興への取り組みには、多額の費用や人的リソースの投入が必要。現在計画されている様々な事業について、見直しが必要ではないか。

13 番 永田和彦君 p 108～p 119

1. 熊本地震関連
  - (1) 発生から現在まで自治体管理体制は有効に機能しただろうか。

今回の災害により行政構造の変化を求められるだろう。

たとえば、点在する町の施設を緊急時には連結させるなどして、国の縦割り行政を超えてでも行政機能の維持ができる主権在民視点の緊急対応マニュアルを創り上げなければならない。今回の災害経験に対し政策立案できない行政や議会は、住民視点から刷新が求められて当然である。

2. 教育長に求められるものとは

- (1) 今回の災害を風化させて行くのか、それとも経験を基にして優秀な人材を育てて行くのが重要なポイントだ。すでにヒントを提示したが、災害時対応や危機管理能力が備わった人材は世界に通用するであろうし必ず大津町の繁栄に寄与すると強く思える。こんな時こそ教育長は、我が町教育の道しるべを示さなくてはならない。

7 番 本 田 省 生 君 p 119～ p 124

1. 老人施設について

- (1) 施設に娯楽室や医療施設または医療体制は十分出来ているか。

2. 知的障害者施設の安全について

- (1) 入所施設内での安全は守られているか。

1 1 番 坂 本 典 光 君 p 129～ p 137

1. 町の人口を減少させてはならない

- (1) 熊本空港開港、本田技研等誘致企業の進出以来大津町の人口は増え続けてきた。そういう中での今回の熊本地震である。  
6月末の町の人口は前年比で18人減少している。一時的なことであることを願うが、真剣な調査、分析、対応が必要である。

2. 全国からの人材応援及び支援物資に感謝

- (1) 今回の地震で町は全国の都道府県、市町村から人材応援を受け、また多くの団体から支援物資が届けられた。感謝に堪えない。この情報は町民すべてが共有すべきであり、支援者名簿を作成し町民に配布すべきである。機会があればお礼を述べ、いつの日か相手が苦境に陥った時には真っ先に手助けしようではないか。

3. 上井手の復旧について

- (1) 地震で上井手が機能しなくなっており、今年は田植えもできなかった。  
現状と復旧の見直しを聞く。

1 2 番 手 嶋 靖 隆 君 p 137～ p 145

1. 防災の対応と今後の見通しについて

- (1) 今まで防災については、災害対策基本法に基づき、防災のための基本事項を定め、地域防災計画を樹立されている。

本町も、日頃日奈久、布田川断層上にあることは承知し、震災の対応について考慮し、事前対策は進めて進捗状況を把握に努めていた折、県下全域にひとしい直下型地震により4月16日夜半の本震にて大規模災害となり、現実を踏まえ、新しい防災まちづくり基本計画策定見直しを行い、効率的な復旧、復興が極めて重要と思われる。

今後の防災対応について伺う。

- ① 今後の防災の基本的方向性を定める防災会議地震対策専門部会設置。
- ② 避難場所の適正化、近隣に予備箇所を設ける。
- ③ ボランティアによる防災活動、協力組織の位置づけ、環境整備、計画のなかに樹立を。
- ④ 震災後の家屋等、実態調査、耐震補強支援。
- ⑤ 住民に対する防災意識の啓発訓練等、広域による防災センター設置。
- ⑥ 一部損壊における被災者に対する支援は。
- ⑦ 本庁、建設促進。

## 2. 市民農園の実態と今後の取組みは

- (1) 遊休農地解消対策、高齢者の健康、生きがいを感じる環境を子どもが土に触れる場所、食育活動の場、新タイプのコミュニティ園芸福祉活動等を目的で市民農園としての活用、拡大を図る考えはないか。

4 番 松 田 純 子 さん p 145～p 159

### 1. 防災計画の周知徹底について

- (1) 自助について  
各自、各家庭の安全確保、避難経路、場所、被災時の生活、環境の整備など、再度、住民に周知又は指導の徹底が必要ではないか。
- (2) 共助について  
各地区での協力体制、区長の役割、代表者による情報収集など、周知徹底の必要はないか。
- (3) 公助について  
自助、共助の範囲を越える対応について、住民との意思の疎通を元に、再度、検討する必要はないか。

### 2. 避難所運営について

- (1) 避難所設置について  
今回の災害により、大津町は被災した他市町村に比べ、認知された避難所は多

かった。今後は、校区又は分団に1つ、主軸となる避難所を指定し、その活動区域の小中規模の避難所は、サテライトとして、情報収集、発信、支給物品等の依頼、受け渡しをしてはどうか。

(2) 避難所の管理について

主軸となる避難所には、固定した管理者、代表者等を数人配置し、必ず女性を含める必要を検討しているか。

(3) 避難所の運営内容について

発災後、数日間は、女性による見廻り、特に夜間の巡視をしてもらいたい。見廻る事により、性的暴力の抑制となる。避難生活において、管理者に女性がいると相談しやすい。

例えば、体育館などの広い場所での授乳、更衣、洗濯干し場等は解決しやすい。この様に女性の登用、夜間見廻りに関しては、行政的なバックアップが必要と考える。町の意識を問う。

(4) 情報の発信と収集について

災害対策本部と主軸避難所、そして避難所間を何らかの方法をもって連携する。公共無線は聞こえない場所もある。からいもメールは全住民に利用されていない。主軸避難所から、サテライトへと情報が伝達されると近くの避難所にいけば情報が得られる。と考えられるが、発信と収集をどのように考えているか。

(5) 機能別避難所の整備又は設置（指定）について

要支援者（児）、要援護者（児）、傷病者（児）等の避難所を明確にし、受け入れをスムーズにしてはどうか。

3. 公共トイレについて

(1) 住民が集まる場所には必ず障害者用トイレの整備が必要と考える。新しい公園等の設備はよいが、古い設備、館外の設備についての今後の対策を問う。

(2) 停電時の対策がある公共トイレはどれ程あるか。停電したトイレの利用は不安を伴う。懐中電灯を持参しても利用しづらい。懐中電灯をかけるフックの設置など考えられないか。

(3) 災害時に、トイレの不足は深刻であった。今後の対応について聞きたい。

1 番 金 田 英 樹 君 p 159～ p 172

1. 役場組織・人員体制の見直し

(1) 今後、震災対応によって手付かずとなっている事業への対応を含め、復興に向けて必要となる膨大な業務を迅速かつ“適切”に進めていくことは容易ではない。今後様々な改善案が出てくるものと思われるが予算だけではなく必要な人

員が措置できなければ絵に描いた餅である。組織体制の見直しはもちろん、単純な人員確保ではなく復興に関する専門的な知見や経験のある任期付き職員の採用や国・県からの人員派遣等の戦略的な措置が必要である。

## 2. 防災・減災

(1) 熊本地震の対応においては庁舎の耐震問題や避難所指定・運営、備蓄、住民への情報伝達、組織間連携など既に多くの反省・改善点が見えている。今回は被害がほぼ熊本県内のみにとどまったため、外部から多数の支援が速やかに入り対処できた面も多い。外部の支援も期待できない大震災も想定されるなか、今後は如何にして検証を行い、体系立てた改善策を練っていくかが問われている。

- ① 検証手法とスケジュール
- ② 地域防災拠点としての公民館等の整備、分散備蓄、情報伝達、組織間連携
- ③ 防災教育・訓練

## 3. 被災者の暮らしと再建

(1) 復興と一言で表現されがちであるが、「町全体の復興」のみに目を奪われ被災者一人ひとりの「暮らしの再建」が埋もれてしまわないよう丁寧に対応していく必要がある。暮らしの再建には主に住居と生業の確保が必要である。

- ① 自力再建が難しい世帯への復興公営住宅建設計画
- ② みなしを含む仮設住宅入居者のケア
- ③ 一部損壊世帯を含め被害の大きい家屋で継続して生活している被災者のケア
- ④ 農家や中小企業、個人事業主、震災による失業者への支援策

## 4. 町としての復興

(1) 震災からの復興に向けては、大津町が「復興や防災・減災の先進都市」「被災地域への支援・視察拠点」となり、域外からも多くの視察や支援等を迎え入れることのできる“立地を生かした震災復興に関連する新たな地域戦略”が必要である。

長期的な落ち込みが予測される産業支援になることはもちろん、町内資源だけで日常生活から文化にわたる多様な復興を実現するのは難しい現状において外部からの多様な支援の獲得と相互協力によっても早い復興を進めることができる。実際に東日本大震災においては企業や研究機関、支援団体との連携窓口をしっかりと備えていた一部の自治体に人的・物的支援が集中したという事例がある。さらに全国的にも震災が多発する中で大津町がモデル都市として視察などを受け入れながら全国の取り組みををリードしていくことは、町や近接地域への恩恵を超えた「社会的な意義」も大きい。

- ① 町外団体および町内ボランティア団体等が相談・調整・コラボレーションで  
きる支援・連携窓口の設置
- ② 復興コーディネーターとしての地域おこし協力隊の採用
- ③ 「復興」「防災・減災」先進都市、及び県内の「復興拠点」としての計画づ  
くりを自治体間連携

8 番 府 内 隆 博 君                      p 173～p 179

1. 国道57号北回り復旧ルート計画と迂回路となっている県道（ミルクロード）に  
ついて町の対応は

(1) 熊本地震で国道57号立野地区で大規模な土砂崩れが発生。国道が通行止めと  
なり、急きょ県道北外輪山大津線（通称ミルクロード）が阿蘇市や大分県への  
主要道路となり、通常の何倍もの車両が通行するようになり、大渋滞している。  
また国土交通省は国道57号北回り復旧ルートを発表し、熊本県や大津町、阿  
蘇市と協議しながら九州を結ぶ幹線道路の整備を提案、早々に地元説明会を開  
催し、住民の声を聞いたり、アンケートによる意見聴取がなされた。3年か4  
年で高尾野地域や古城地域を夢にも見なかった国道57号が整備される。そこ  
で、下記の点について、町の対応は。

- ① 国道57号北回り復旧ルート工事にともない、現在の渋滞状況から見ても作  
業専用道路を新小屋地域から国道57号に通じる道路を国土交通省に早急に  
要望できないか。
- ② 三吉原線や美咲野地域、新小屋地域の住民から振動苦情が出ていると聞いて  
いるが、舗装の継ぎ目を改修したり、アスファルトを厚くする対策ができな  
いか。
- ③ この際、三吉原線からミルクロードまでの町道を県道に昇格お願いできな  
いか。
- ④ ミルクロードの通行量を少しでも緩和するため、下り線だけでも、二重の峠  
の交差点から真木方面へのルート標示を県に要望できないか。

2. 熊本地震後、町内の山間地や原野など、亀裂調査は出来ているか

(1) 熊本地震から4ヶ月が経過、一歩ずつ復興に向かっているが、山間地や原野に  
生じた亀裂や小崩落はその後の大雨や雨、台風などのきっかけで大規模な災害  
も引き起こす危険性がある。林野庁は早急に実態を調べる必要があると判断し、  
空からの写真では見つけにくい点から、緊急調査では航空レーザー測量を活用  
する。調査は震度6弱以上を観測した地域を対象に実施、計測したデータを基  
に危険箇所を割り出して、該当する自治体に伝えるとしているが、町も計測し  
たデータを基に町内の山間地や原野などを調査して今後の危険箇所の判定に活  
用できないか。



- ① 林野庁は計測したデータを基に危険箇所を割り出して、該当する自治体に伝えるとしているが、町もデータを調べて今後の防災計画に活かすべきではないか。
- ② 集落近くの危険箇所の亀裂調査が出来ているか。

3. 家入町長の今後の行財政運営のかじ取りについて

- (1) 3期目の本年4月に発生した熊本地震、大津町も甚大な被害が発生、庁舎も被災、今後復旧復興事業など難題が山積する中で、町長の今迄の政治、経験と手腕が発揮される事を期待したい。今後も「町民主体の町づくり」の基本理念のもと「地域の再生」「命を守る」「子育て教育の推進」を重点施策として体育会系の町長でありますので、体はタフであろうと思いますが、強い姿勢で町発展の為、再挑戦されるのかを伺います。

議 事 日 程 (第2号) 平成28年9月14日(水) 午前9時 開議

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

午前8時59分 開議

○議 長(大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

なお、源川貞夫君より遅参の届出があつておりますので報告いたします。

日程第1 諸般の報告

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第1 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は11名ですので、本日が1番から6番まで、明日の15日が7番から11番の順で行います。

日程第2 一般質問

○議 長(大塚龍一郎君) 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀬和久君。

○2番(豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様も雨の中、朝早くからありがとうございます。

2番議員、公明党の豊瀬和久でございます。

まずはじめに、熊本地震によりお亡くなりになった皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、全国の多くの皆様から支援物資のご提供や義援金のご協力、ボランティア活動などの応援をいただき、深く感謝を申し上げます。

4月14日及び16日に発生した熊本地震は、災害関連死を含めて98名もの尊い人命を奪い、2千374名が負傷されるなど、熊本県の広範囲甚大な被害をもたらしました。発生より5カ月、被災地には復旧・復興の靴音が響き始めたとはいえ、今なお多くの不自由な生活を余儀なくされ、深い傷がいえぬまま不安の中におかれています。

私たち公明党は、発生直後から全議員が団結して被災地に入り、水や食料などの緊急物資を届けるとともに、どこまでも被災者に寄り添い、生活再建や公共インフラ、産業の復興に必要な多くの政策を政府や自治体に提案し、実現をしてきました。そして、今、一日も早い復旧・復興へ向けて真に実

行力がある政治が求められています。これからも国会と地方議会のネットワークをさらに強化し、復旧・復興を前に進める責任を果たしていかなければならないと思っています。そして、復旧・復興を加速させ、心の復興を支え続けて、活力ある安心・安全な新しい大津町をつくるため、しっかりと被災者に寄り添ってまいります。今後策定される復旧・復興計画の案にも、命を守る、災害に強いまちづくりが一つの柱になり、防災体制や避難所の整備などが課題としてありますので、ぜひ協力をさせていただきたいと思います。

本日は、その決意を込めて一般質問を行わせていただきますので、何卒よろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして、熊本地震への対応についての質問を行います。

4月16日、午前1時25分、本震発生後、多くの住民が避難所である公共施設や学校、公民館など、最大時に83カ所の避難所に避難されました。町が把握されている避難者数は1万2千848名のことですが、車中泊や軒先避難、そして町外へ避難された方々などを含めるともっと多くの方が避難をされたのではないのでしょうか。私もすぐ地元の護川小学校へ駆けつけましたが、既に多くの方が着の身着のまま体育館駆け込んでこられているような状態でした。車が押し寄せ中、真っ暗闇の駐車場では、真っ先に津田議員がライトを持って誘導をされていました。当初は、私と本田議員と役場職員の方2名と協力をし、真っ暗闇の体育館の中で落下物などもありましたし、震度5クラスの余震も断続的に続いていましたので、段ボール箱や体操用のマットなどで来られた住民の方々が安全に横になれるスペースを確保することで精いっぱいでした。真夜中でしたので、お年寄りや子どもさんなどが家族と一緒に避難できたことや真冬や真夏でなかったことが混乱を最小限に防げた原因ではないかと思っています。しばらくすると地元消防団の方が発電機を持ってきてくれて、体育館に灯りを付けることができ、少しだけ落ち着きを取り戻したように思います。朝方になり避難者の受け入れが一段落をすると少し時間と心の余裕ができてきましたので、避難所の運営をするための準備を始めました。体育館には、テーブルやホワイトボードなど、最低限避難所の備品が必要となる備品関係は何もなく、詳しいPTA会長がいてくれて運営に使えるものは教室にありますとのことでしたが、教室に入る入り口の鍵が無く、混乱をし、何とか鍵を校長先生が持って来られて、教室に入り、様々な使えそうなものを職員の皆さんとともに、人海戦術で体育館に運び入れました。その中には、無線機などの、使いこなせば便利だと思われるものもありましたが、あの混乱の中では、目の前のことに対応することが精一杯で、日ごろからの訓練をしておくことの必要性を実感いたしました。夜明け前になると、トイレの問題が出てきました。車中泊の方まで含めると約800名以上の方が避難をされていたので、多くの方がトイレを使われるような状況でしたが、断水でトイレが使えず、プールに溜めてある水で流すにしても、トイレ自体の数が足らず、仮設のトイレが必要になるのではないかと考えていたところ、朝には断水が解除され、水が流れ出したときにはほっとしました。そのあとは人数や避難者の状況の確認もできるようになり、中には日本語が話せない外国人が二十数名一度に避難しにこられるなど、次から次に予想外のことが起こっているような状況でした。そのあとも余震が続く中で体育館の耐震性が不安になり、夕方にはすべての避難者が教室に大移動、しかし、教室には入り切れず、廊下まで足の踏み場もないようにぎっしりと一杯になるような状態でした、熊本地震へ

の初動対応は、訓練をせずいきなり大混乱の中で実践をするようなことになりましたが、あれだけの未曾有の大地震に対し、乗り越えられることができたのは、消防団や区長、PTA役員の皆様、学校の先生方、防災士の方々、避難所の運営に携わった役場職員の皆様、災害対策本部において、不眠不休で指揮を執られた町長はじめ幹部職員の皆様、自衛隊をはじめ、多くの行政機関からの応援、ボランティアの方々、そして何より住民の自助・共助の連携協力や、公助としての役場の臨機応変な対応により乗り越えることができたのではないかと思います。ただ、今回の熊本地震では改めて防災・減災への備えの必要を感じましたし、2週間避難所で地域の皆様と寝食を共にする中で、多くの課題や要望をお聞きすることができました。そのような観点から4項目にわたって質問と提案を行いますので、よろしくお願いいたします。

まず一つ目は、住民に必要な情報が正確に届いていたのかという問題です。町では様々な災害情報を防災無線やメールサービスのからも君便り、町のホームページなどで発信をされていました。避難所には、毎日、日刊広報おおづが貼り出しており、携帯電話やスマートフォンを持っていない方たちには大変喜ばれていました。明日からは新たな情報発信のツールとしてシティFMのインターネットラジオを活用した災害情報の発信も行われるようです。文字情報だけでなく、音声情報も非常に大切だと思われるので、多くの住民に周知徹底をしていかなければならないと思います。

メールサービスからも君便りも地震前の登録者数は890名だったそうですが、本震直後には1千498名となり、現在では地震前の倍以上の2千名を超えるほどの登録者数が伸びており、情報発信のツールとして有効利用されているのではないかと思います。避難されていた方からも防災無線が聞こえない町外に避難している方のところにも情報が届き安心だったとか、メールを転送し、情報共有をしてもらえたとの声も聞かれました。さらに、登録者数が増えるようにPRに力を入れていかなければならないと感じます。

ただ、先日3カ所で行われた復旧・復興住民座談会では、すべての会場で防災無線が聞こえないなどの情報発信に関する問題点が指摘をされていました。町からの情報伝達は、住民の皆様にとって何より大事な問題ですので、防災無線が聞こえないなどの問題点はそのままにせず、地域別の相談会などを開き、どのような手段にしたらスムーズに情報を伝えることができるのかなど、具体的に解決するための協議を行うべきだと思います。

また、町のホームページでは、主催者に対する生活支援制度などの情報が提供してありますが、避難所や車中泊の方などはスマートフォンでホームページを見るわけです。町のホームページは、十数年間リニューアルをしていないため、スマホ対応ではなく、非常に見づらいとの不満の声が多く聞かれました。この機会に、ぜひリニューアルをして、スマホ対応のホームページとし、住民サービスの向上を行っていきべきだと思います。

また、今回の熊本地震では、14日と16日の大きな地震の発生直後から電話回線が混乱し、つながりにくくなりました。停電で基地局にトラブルが生じて通話に支障が起きた可能性があるとのことです。一方、ラインなどのSNSで使うインターネット回線に目立った障害はなく、ラインやツイッターでの通信はほぼ可能だったとのことです。

熊本地震では、多くの被災者がラインで効率的に安否確認をしたり、ツイッターで通れる道路の確認をするなどの情報収集に役立ったとのことでした。

また、多くの漏水被害があった熊本市では、大西市長自らがツイッターで漏水しているところを教えてくださいと呼びかけ、6月中に応急修理を終えた、約3千600カ所の7割は市民からの通報で特定できたそうです。SNSにはそのようなメリットも大きい反面、中には、悪質なデモ情報なども瞬時に拡散して混乱をする原因ともなりました。このような悪質なデマ情報で混乱したことなどに関して、熊本学園大学の教授の意見が熊日新聞に掲載してありました。その内容によると、SNSは短時間で情報を共有できるため、災害の場合にはメリットも大きいとした上で、安易に拡散するのではなく、行政のSNSなどで、公的な情報で裏付けを確認する必要があると指摘をされています。

大津町に関するデマ情報も流れていましたが、このようなデマに町民が惑わされないようにするためにも、大津町の公式なSNSで正確な情報発信を行う必要があると思いますが、いかがでしょうか。

行政がSNSを活用するメリットとしては、情報発信とともに、情報を集めることもできますので、電話が使えないときの救助要請などでも有効活用をされています。テレビやラジオ、町の防災無線、メール、ホームページ、SNSなどの複数のメディアが連携することで、より正確に情報を提供できるようになると言われています。

情報伝達に関しては、防災無線が聞こえないで困っている方への対応とホームページをリニューアルすること、町の公式なSNSでの情報発信と情報収集の必要性についてお伺いをいたします。

2つ目は、要援護者の避難及び安否確認はどのように行われたのかということについてお聞きをいたします。

熊本地震の本震は1時25分と真夜中だったために、家族と一緒に避難をされた方が多くみられました。しかし、もし地震が真冬の昼間に起こったらと思うと同じようにはいかなかったのではないのでしょうか。要援護者が安心して避難を行うためには、地域の助け合いなどの協力が不可欠となります。地震があったあとに名簿を配付しても命を守ることはできません。以前から各地域で要援護者のための個別計画を作成し、訓練をすることなどの問題提起をしてきましたが、全く具体的な対策は採られてきませんでした。今後は、誰もが住み慣れた地域で、安心・安全に暮らせるよう、災害時に要援護者を守るためにはどのようにすればよいのかを普及啓発するためにわかりやすいマニュアルを作成し、全戸配付すること。地域ごとに要援護者の避難に関する個別計画の作成が円滑にできるよう、各種関係者などの力をお借りした会議の定期的な開催を行うための体制を整えること。そして、それらをもとにした避難訓練を行うことが必要だと思っております、ご見解をお聞きいたします。

3つ目は、避難所及び避難所運営のあり方についてお伺いをいたします。

避難所については役場の職員の方が常駐をしている公共施設とそうではない学校や体育館では環境に大きな違いがあると思います。今回も要援護者やお年寄り、乳幼児などがいらっしゃるご家庭が学校の廊下などに避難をされて寝起きをされていますので、初動時は仕方ないとしても、要援護者やお年寄り、乳幼児などがいらっしゃるご家庭で希望される方には、できる限り早い段階で環境の整った避難所に移動してもらうなどの配慮が必要なのではないのでしょうか。避難所の環境改善については、

トイレの問題や情報弱者に対する問題など、大小様々ありますが、83カ所の避難所でそれぞれ問題点があると思います、職員が常駐をされている避難所では、問題点などがまとめられていましたが、ぜひ防災士や住民の方も含めた形で、避難所ごとの検証を行い、問題点を見つけて改善をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

避難所運営のあり方については、初動時から住民が中心となり、スムーズに避難所運営を行うためには、わかりやすく実効性のある避難所運営マニュアルを作成し、訓練を繰り返し行う必要があると思います。災害時は誰が何を担うことになるかわかりません。そこにいる住民で役割を決めて物資の運搬や水の確保などの大変な力仕事などにも対応してもらわないといけないようなこともあります。身近に住んでいる住民で運営を中心的に担っていくという心構えを普段から持つておくということが大事なことではないかと思っております。混乱をできるだけ抑えられるよう、学校との連携や住民同士の協力を深めていくために、避難所運営に関して日常的に話し合いを行うということも必要になってくると思います。いざ地震などの災害が発生したら、自らの命や財産は自らの努力で守るという自助、そして、住民同士の協力、助け合いによって自分たちの地域は自分たちで守るという共助が非常に重要な役割を担います。この自助・共助、そして災害情報の周知徹底や日ごろからの防災意識の向上などの啓発を行う公助が三位一体となり、それぞれの役割を十分に果たすことにより、はじめて最大限の減災への取り組みとなります。

そのようなことから、防災意識の向上と啓発は公助としての行政の役割ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

避難所に関しては、環境に整った避難所の活用方法、防災士や住民も含めた形で避難所ごとの検証を行ってはどうか。実効性のある避難所運営マニュアルを作成し、訓練を繰り返し行う必要性をどう思うか。防災意識の向上と啓発は、公助としての行政の役割ではないかということについてのご見解をお聞きいたします。避難所の問題に関しましては、先月の座談会でも質問が出ていましたが、協議をしますとの回答しかされていなかったので、今日は、いつ、どのような協議をするのかも含めた明確な回答をお願いいたします。

4つ目は、町の復旧・復興プランは、いつ、どのようにして作成するのかということについてお伺いをいたします。

今回の震災を契機に、支え合う中で、住民同士の結びつきが強くなっています。まず第1に、できるだけ早く熊本地震への初動対応の検証を行い、住民と行政と専門家で問題点を見つけ、必要な対策を進めて、もし次に災害が起こったときには、かけがえのない命を守る。犠牲者ゼロということを最大の目標とした新たな地域防災計画を立てて、復興プランに盛り込んでいただきたいと思います。この一般質問の通告をした8月9日の時点では、全協なども計画策定に関する話はありませんでしたが、そのあとの全協で急に震災復旧・復興座談会を3カ所で行うとの話がありました。参加者からも遅かったとの意見も出ていたように、もう少し早めの方向性を示していただかねばいけないのではないかと思います。住民の関心が高くて待っておられたのでしょうか、多くの方が参加をされ、座談会の内容自体は多くの意見が出てよかったのではないかと思います。

そしてこれも突然決まったような印象を受けますが、創造的復興を考えるフューチャーセッションをちょうど本震から半年となる1カ月後の10月16日に美咲野小の体育館で行われるとのこと。住民の皆さんの声を聞く機会を多く持つということはとてもいいことだと思います。その他、住民アンケートも行うとのことですが、ネットを活用するなど、多くの回答が得られるような工夫をしていただきたいと思います。ただ思いつきや場当たりの方法で策定をするのではなく、まず復興計画を立てるための計画をしっかりと立てて、何のため、誰のためという全体間や誰が見てもわかるような工程表を示した上で策定を進めてほしいと思います。建物や道路などのハードの復旧であるならば財源と時間で解決のできる問題です。ぜひ国や県としっかり協議をしていただき、国や県からの支援を十分に活用しながら、適切に優先順位を決めて早期に進めていただきたいと思います。

しかし、復興座談会で示された、復旧・復興の基本方針案の中の住民生活、暮らしの再建と命を守る・災害に強いまちづくりの2項目に関しては、被災者や住民の理解と協力が必要なソフトの復興、心の復興に関する問題です。目の届きにくいところで助けを求めている被災者が必ずいますので、その人たちにどう支援の手を差し伸べていくのか、この一定の取り組みの強化こそが復興計画の最大のテーマではないかと思います。そのことを忘れずにしっかり住民の意見を聞いた上で、その意見を参考にし、絶対に机上だけで考えた絵に描いた餅にならないようにしていただきたいと思いますし、多くの意見の中からどういう方針にするべきかを選択を求められることもあると思いますが、そのようなときには、専門家や経験者からの意見などを参考にしていただきたいと思います。

最後に提案ですが、ハード面の復旧の工程表と同じように、被災者の生活再建や心身の健康など、ソフト面の支援に関する工程表を作成し、目に見えるような形で図式化することができないでしょうか。被災者に希望を与えられるような計画にしていかなければならないと思いますが、町長のご見解を求めます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さん、おはようございます。まずもっと被災された方々に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。また、昨日は高雄市のほうから福山小学校がお見えになって、ふれあい商店街の皆さんがしっかりと交流を図っておられますし、また、今日は大津小学校での子どもたちの交流が行われておると思います。そういう意味におきまして、大変被災された方々に勇気と希望を与えていただけるような交流がなされておることを心よりうれしく思っております。

また、先ほどから豊瀬議員の被災時における議員の活動関係等について、地域の避難所においてのそれぞれの頑張りについて心より感謝を申し上げたいというふうに思っております。議員の住民に必要な情報が正確に届いたのかというような質問につきましても、議員のおっしゃるように、今回について、町からの情報発信については、行政無線をはじめ、指定避難所に町からのお知らせや日刊広報おおづなどを配付し、掲示するとともに、ホームページやからいも君メールなどいろいろな方法で情報発信を行ったところでありますが、役場においてもテントを張り、掲示板を設置して必要な情報を掲示してお知らせをさせていただいたところであります。

しかしながら、防災行政無線では、平常時も同じこととございますけれども、風向きや避難地域等で

は聞き取りにくい地域もあったことも事実でございます。そのため、町では、防災行政無線を流すと同時に、からいも君メールでも同様の内容を送信してお知らせをいたしました。

また、役場のテントや指定避難所における掲示板だけの情報では自宅における方への情報が届かなかったり、あるいはホームページからやからいも君メールなどでも高齢者や登録していない方などには届かなかったことも事実と思います。

避難所における情報としては、やはり議員が提案されているように、テレビの情報が一番頼りになるようで、体育館などにテレビをつなぐアンテナ等の端子が取り付けられておりませんので、今回の災害でテレビを見ることができませんでしたと。避難所となる体育館では、テレビが見られるように整備していきたいと思います。

次に、避難所及び避難所運営のあり方についてのご質問でございますけれども、言われましたように、言い訳ではございませんけれども、町では、昨年の12月に大津町避難所運営マニュアルを作成したところであり、これから運用していくとしておりましたが、まだ作ったばかりということもあり、このマニュアルに基づき、実際に訓練を行ってもおらず、また、住民の方にも十分周知できなかったため、運用することはできませんでした。

しかしながら、一時避難所である地域における集会所を中心として、区長さん方をはじめ、自主防災組織や消防団などにより、自主的に運営されているところも多く見られたようです。私は基本的には、1次避難所で、議員がご指摘されているように、避難所の運営を住民に担ってもらえるように、マニュアルに基づき、日ごろからの訓練をしていかなければならないものと考えております。

次に、要援護者の避難関連についてでございますけれども、災害対策基本法に基づきまして作成している避難行動要支援者名簿を前震発生後に名簿情報を全行政区嘱託員へ提供し、安否確認や避難所誘導をお願いしたところであり、

また、各地域の民生委員・児童委員の皆さんにも日ごろから把握されている要援護者について、区長さんや地域の方々と連携し、安否確認の訪問や避難所への誘導等を実施していただきまして、震災から5カ月を経過しようとしておりますが、今後の町の復興に向けたまちづくりの取り組みを効果的、効率的に実現するためには、復旧・復興計画の策定が必要であると考えております。現に、ご審議いただいております一般会計補正予算にも復興計画に係る関連経費を計上させていただいております。

今回の計画では、復旧・復興の基本方針として、「命を守る・災害に強いまちづくり」を大きな柱の一つとしたいと考えております。そのために必要な施策としましては、防災拠点や避難所などの施設面の整備だけでなく、地域コミュニティを充実した「自助、共助、公助」の自主防災の取り組みや組織づくりを地域の皆さんと一緒に考えていくことに、特に重要であると、今回の震災経験で私も再認識したところであり、

発災時の避難や避難所生活において、最も心強かったのが家族や地域コミュニティの繋がりが多かったと多くの方が語られておりまして、住民自治の基盤は地域コミュニティであり、その主体は地域住民の皆さんです。

これからの復興に向かって、行政とともに課題解決に向けて力を出し合うことが協働のまちづくり



であると考えておりますので、計画にもその方向性を示し、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

まだまだ被災関連等の皆さんにつきましても、大変進行が進んでいない点についてお詫びを申し上げながら、今後についても強く県・国に要望しながら、その方向性がしっかりと掴めるように頑張っていきたいというふうに思っておりますので、今後についてもまだまだ確定方向が決まっていないものについて、しっかりと要望活動をやっていきたいというふうに思っております。

詳しくは担当部長より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。豊瀬議員のご質問にお答えいたします。

まず、からいも君メールの登録件数でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど豊瀬議員のほうがおっしゃったとおりでございますが、地震を契機に登録者数は増えてきておりますけれども、まだまだ少ない状況であるというふうに認識しております。さらに増えていくよう広報などでお知らせするとともに、いろいろなイベントでもですね、PRしていきたいというふうに考えているところでございます。

流している内容についてでございますけれども、防災無線で流している情報はそのまま流れるようになっておりますので、平常時には、各種イベントのご案内や納税のご案内などを流しているようなところでございます。今回の地震の際には、指定避難所の開設状況や給水所の設置状況、食料や毛布の配付などの情報も流したところでございます。また、熊本県防災情報メールと連動しておりますので、地震情報や気象情報などが自動的に流れるようになっております。さらに、県警のゆっぴー安心メールとも連動しており、行方不明者やオレオレ詐欺などの情報も自動的に流れるようになっております。

このように、災害時に関わらず、平常時の成果通関連情報や安心・安全につながるような情報もたくさんがしているようなところでございます。

次に、避難所の開設・運営は、原則として町で行いますが、台風や水害等のように、あらかじめ災害の発生が予測できる場合とは違い、今回の熊本地震のように、突発的かつ大規模な災害が発生した場合でも住民だけではなく、町や公的機関の職員も被災者となり、町だけの避難所運営は非常に困難な状況となったところでございます。そのため、昨年12月につくった避難所運営マニュアルは、大規模な災害が発生し、避難所での生活が長期間予想される場合に、行政や各行政区、自主防災組織等の地域住民の方々が協力・連携のもと、避難所における諸問題に適切に対応しながら地域が主体となった円滑な運営を行うための基本的事項を取りまとめた内容となっております。

このマニュアルはまだ作ったばかりということで、実際に運用、訓練等を行っていませんでしたので、今後は、今回の災害の経験を生かし、訓練等を継続的に行っていくことで、より実効性のあるマニュアルとなるよう継続的に見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

復興計画の策定期間についてでございますが、年度内の策定を目指しておりますが、町民の皆様からのご意見やご提案をいただきながら作業を進め、計画の素案につきましては、年内をめどに町民の

皆様や議会にもお示しできるようにしたいと考えております。

また、計画の策定に当たっては、住民参画の機会を設けることが不可欠でありますので、既に開催させていただきました住民座談会や、今後予定しております町民アンケート調査のほか、各種団体などからの意見聴取も行うこととしております。また、復興に向けたまちづくりをテーマにしたワークショップ等の開催も予定しており、町民の皆様のまちづくりへの思いやご意見、アイデアについて計画に反映させていきたいと考えているところでございます。

このほか防災の専門家や外部の有識者等を交えた懇談会の開催なども、今後計画づくりを進める過程の中で併せて検討させていただきたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 豊瀬議員の2番目の要援護者の避難及び安否確認はどのように行われたかという点につきましてご説明申し上げます。

避難行動要支援者名簿の作成の状況についてでございますけれども、名簿は大津町に居住しておられる方で、75歳以上の1人暮らしの方や要介護3以上の認定を受けられている方、心身に障害をお持ちの方などを抽出して整備いたしております。その全体数は、平成28年3月現在で2千777人となっております。

平常時から民生委員さんや区長さんなど避難支援等関係者に名簿を提供するためには、今申し上げました名簿に載っている方たちを対象に、意向確認を行い、同意された方のみ情報提供することになります。大津町におきましては、その同意を取った方の名簿を、昨年10月に行政区嘱託員及び民生委員に提供を行ったところでございます。

今回の熊本地震におきましては、前震発生後、避難行動要支援者名簿を全行政区嘱託員へ提供いたしまして安否確認をお願いしたところでございます。

発災当初は、各避難所を保健師2名体制で4チームに分かれて巡回し、住民の安否確認、医療ニーズの高い方への支援を実施いたしました、

その後、県外からの支援も開始になりましたので、DMAT（医療救護班）、DPAT（精神医療班）、JMAT（リハビリ班）と、それから夜間につきましては、在宅の看護師ボランティアとか、災害ボランティアナース等においでいただきまして、それぞれの専門的な支援、看護、それから医療物資の提供、これにつきましては、ノロの対策だとか、エコノミー症候群の予防あたりの医療物資の提供を受けているところです。避難所の衛生とか、栄養指導等を行っていただいたところでございます。

また、避難行動要支援者名簿をもとに、区長さん宅、民生委員さん宅を各訪問いたしまして、安否についての聞き取りを行いました、担当のケアマネージャーさんがおられるところにつきましては、その居宅事業者の担当職員に電話で聞き取りをいたしました。なお、不明な方につきましては、家庭訪問を実施し、安否確認及び体調確認を行ってきたところでございます。他県からの医師や看護師、保健師の派遣もありましたので、避難行動要支援者名簿により随時家庭訪問を行ったり、避難所にお

られる要支援者等の住民の健康や安全の確保に努めていただいたところでございます。

避難行動要支援者名簿につきましては、提供同意に未回答の方が数多く残っておりますので、意向確認作業を進めていかなければなりません。同意を得るに当たっては、名簿提供によりプライバシーが外部に知られることを懸念される場合や、個別計画書に支援する側の個人名を書いてもらうことなどがネックになり、同意を取ることに非常に苦慮しているところでございます。

現在は、国の示した取り組み指針により、対象者に直接郵送することにより意向確認を行っておりますけれども、今後は個人情報保護の問題に配慮し、民生委員や区長さんなどの協力をいただきながら、事前に名簿が提供できるよう同意を得る作業を進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） まず一つは、防災行政無線が聞こえないということで、3月の座談会ではどこでもその問題が言われてました。それに対するそのどうするのかということ、個別の協議が必要ではないかということに対するお話がなかったというのが一つ。それを教えていただきたいというのが一つ。

ホームページのリニューアルですね。

それとSNSでの大津町の公式な情報発信についてどうなのかということがまだだと思います。

それと環境の整った避難所の活用と、まだこれも行われていないんですけど、避難所ごとの検証をどうするのかということと、これも初動対応の検証、これもまだ行われてないと思いますので、どうするのかということとを再度お聞きするのとともですね、復興計画に対する町長と総務部長と、今福祉部長が立たれましたので、その3名の方の復興計画を立てるための、これを何のため、誰のために立てるのかというお3人の復興計画に対する思いをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 防災無線関係や情報発信関連等については、担当のほうからまた詳しく説明をしていただきますけれども、避難所の初動関連等についても83カ所の1次避難から、我々が指定した避難所関連についての課題事項関係等については、しっかりと今役場のほうで検討をさせていただいております。もちろん我々としては、まずはやっぱり第1避難所と我々のほうとの指定避難所との連携をどう今後とっていくかと、そういう本部とのつながりをしっかり取りながら、時期を見ながらというとか、その状況によって最終的には我々の指定した避難所での避難、運営、管理をやっていかなくちゃならないと

○2番（豊瀬和久君） 町長には、この復興計画のことだけでいいんですけど。

○町長（家入 勲君） ああそうですか。

○2番（豊瀬和久君） はい、細かいことはあとで部長とか。

○町長（家入 勲君） はい。じゃあ復興計画につきましてはですね、今我々のほうではいろんな災

害関連等について、今検討をさせていただいております。もちろん復興計画については、この災害復旧計画を本年度中には素案をつくりながら、議会のほうにしっかりとご相談、説明をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん、その計画に基づいて今後の振興計画関連等の整合性を図りながら事業関連等の推進を図っていかなくちゃならないというふうに思っておりますし、もちろん災害復旧を基本としておるということは、町民の幸せのために何が一番大切であるかというような施設関係の整備、それとともに、コミュニティの場所関連等について、今、各集会所での被災されたところについての要求関係も今県のほうにしっかりとやっておりますので、その辺の対応をしっかりと取り入れながら住民の皆さんの安心・安全な避難所につながっていくような方向をしっかりと復興計画の中に取り入れていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 豊瀬議員の再質問にお答えしたいと思います。

まずは防災無線が聞こえないところについての個別協議を行うべきではないかということでございますけれども、防災無線が聞こえないというのは、もう最近では住宅も密閉化しましてですね、防災無線が結構聞こえていながらも、密閉化したことに伴って聞こえづらくなっているというような家も最近が増えてきているというようなのが今の現状ではないかと思っております。そういったような今の現状をしますと、やはり個別受信機というのは一番有効ではないかというふうに思いますけれども、こちらにつきましては、個別受信機を全戸に配置するためには莫大なお金が必要になるということでございますので、国のほうでですね、今回の震災に伴いながら、国からの援助というようなことで、今国のほうにですね、個別受信機の設置について、何か補助がないかということですね、今いろいろと今要望を行っているようなところでございます。

それから、町のホームページにつきましては、スマホ対応でないので、スマホ対応、あるいはリニューアルというようなことのご提案ではございますけれども、スマホ対応にするためには約600万円ほど費用がかかると、またリニューアルも含めると800万円以上のお金が必要になってくるということでございますので、費用対効果といいますかね、そういったことも含めながら、ちょっと検討させていただければというふうに考えているところでございます。

それから、公式なSNSをとということで、町のほうでツイッターなり、何なりをしたらどうかというようなことではございますけれども、基本的には、今からも君メールというのを今つくっておりますので、こちらのほうを活用させていただければというふうに考えておるところでございます。また、ラインにつきましてはですね、今回、消防団のほうでかなり役立ったというようなお話も聞いております。また、これグループでその情報をやりとりするというようなことではございますので、町のほうの職員、あるいは幹部でラインを繋げながらですね、災害時のいろんな情報の共有を図っていくのも今後は必要になるのではないかなというふうに思っているところでございます。

それから、環境の整った避難所への避難をどうするかということでございますけれども、今回はその大規模な災害ということで、環境的にはですね、初期にはなかなかその環境の整った避難所へしていくというのは厳しいところがございました。また、福祉避難所というのを指定しておりますので、

こちらのほうは、環境がある程度整っております。ただ福祉避難所としておりますいろんな施設関係につきましても、今回被災したところもございましてですね、すべての人たちをこういった環境の整った避難所へ避難していくというのは、今回の大規模な災害においてはですね、なかなか厳しいところがあったと。ただし、必要な方についてはですね、今回福祉避難所へも避難をさせていただいたというような状況ではございます。

それから、避難所ごとの検証、あるいは初動対応の検証につきましては、今後復旧復興計画をつくる中でですね、住民の方のご意見をお伺いし、あるいは職員のいろんな意見を、初動体制についてのですね、ヒアリングなどをしながら検証を行っていきたいというふうに考えております。

最後に、復興計画は誰のため、何のためにするのかということについての見解でございすけれども、先ほど町長が申しましたように、復旧復興計画につきましては、まずは公共施設等の復旧、こちらのほうはまずきちんとやっていかなければいけないし、またコミュニティのためのいろんな施設整備、こういったのもですね、必要になってくるのではないかなと思います。そういったところでございすけれども、豊瀬議員が言われますように、住民の方の心のケアといいますかね、ソフト面でのそのケア、そういったものがですね、住民生活の再建という観点からしますと、そういった被災を受けられた方の再建、心のケア、あるいはその元気を取り戻すというようなところが一番大事なのではないかなというふうに考えております。復興計画につきましては、住民の方がやはり元気を取り戻すための計画でなければならないというふうに、私のほうは思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 復興計画への思いということでございましたけれども、住民福祉部の関連といたしましては、先ほど申し上げました、避難行動要支援者名簿、それを向上させると同時に、議員もおっしゃいましたように、実態把握に努めてですね、できれば集落単位あたりで災害の種類もあらかじめ予想がつきます台風だとか、水害だとかもあります。今回のような地震、予想がつかない地震、それから火災等もあります。そういった災害の種類だとか、発生する時間帯もやはり昼間であったり、地震のときのように深夜であったり、また休みの日であったり、いろんな場合が想定されると思いますので、そういういろんな場面を想定しながら個別の支援計画を策定することが大事かと考えております。さらに、支援計画に基づく避難誘導訓練、これもですね、やはり各集落での。これは集落単位が一番いいかと思っておりますけれども、その中での避難誘導訓練で要援護者あたりを実際にはですね、避難させるといった具体的なやはり訓練が大切になってくると思いますので、今後区長さん、民生委員さん、防災指導員さん方とですね、しっかりと連携をとらせていただきたいと思いますところでございます。

また、震災後の復興計画の中で申し上げますと、やはり心のケア、それから健康のケア、それからコミュニティの形成、いわゆる10月から現在考えております、地域支え合いセンター事業をですね、しっかりと充実していくことが大切なことかと考えております。今仮設住宅あたりでございますね、それぞれおられます。また、被災された家屋の中で修理もできずに過ごされている方もいらっしゃいますの

で、保健師等の訪問等を行いながら、その中でしっかりと状況を把握してですね、健康を害されたり、極端な場合、孤独死という可能性もありますので、そういったことがないようにですね、そういったことがないようにですね、しっかりと支援をしていきたいということで考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 豊瀬和久君。

○2番（豊瀬和久君） ぜひ避難所の運営の検証であるとか、初動対応の検証というものを早期に、それと訓練も、検証は早めにしていただいて、訓練はきちっとした形で定期的に行っていくような方向性をつくっていただくとともに、復興計画に関しましては、住民の皆様に支援をして、生活再建が一日も早くできて、先ほど言われましたように、住民の皆様が元気になれるような復興計画を立てていただきたいと思いますので、何卒よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

10時から再開いたします。

午前9時50分 休憩

△

午前9時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんも、雨の中、大変お忙しい中ありがとうございました。

最初に、今回の熊本地震により尊い命を亡くされた皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された多くの町民の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

熊本地震の発生直後から町民の皆様も被災住宅の対応をはじめ、避難生活や後片付け、地域での助け合いなど、復旧に向けて大変厳しい状況の中で頑張っておられました。その姿に敬意を表します。また、町長を先頭に、職員の皆さん、様々な関係団体や関係者及びボランティアの皆様には、被災現場や災害対応など先頭になって不眠不休の行動をされ、復旧が少しずつではありますが、進みつつあるようです。感謝申し上げます。

今回は、通告に従い、熊本地震関連に伴う3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、熊本地震に対する大津町の復旧・復興プラン関係についてでございます。先ほど同僚議員のほうからも同様の質問がありましたので、中身については整理をしていきたいと思っております。

熊本県は、被害に遭われた方の痛みを最小化し、創造的復旧を目指し、復興をさらなる発展につなげる方針のもとに、震災復旧・復興プランを8月3日に策定し、支援を強化していくとされております。他の市町村も同じように頑張っておられます。私も地震発生から町内の被災状況の確認、また、多くの皆様のご意見、要望あたりもお聞きしながらボランティア活動を進める中で様々な意見も聞かせていただきました。

また、大津町も今回、復旧・復興プランの計画作成に向けて、8月29日から9月1日までの3日間、南部、中部、北部地区で被害状況や災害の復旧の現状、町民に対する支援の状況、今後の復旧計画、生活再建に向けた支援について意見交換をされました。その中を主な意見として整理をしてみますと、先ほども話がありましたように、特に地震発生から避難生活関連では、地域の支援でお互いが助け合う地域コミュニティの大切さ、また避難所の大切さと運営の難しさ、救援物資などの確保、停電や水不足によるトイレの問題、防災無線が聞こえない、情報が多く町から出ているが、町民に届いていない。情報提供の充実や見直しの必要性がある。また、避難所での、83カ所という避難所がありましたので、それぞれ避難所の支援の方法、食い違い、また車中での避難生活など、非常に多くの対応が問題とされておりました。

次に、今後の生活再建に向けては、仮設住宅やみなし住宅への入居をされておりますが、その後の住宅再建や災害公営住宅の整備の問題など、被災住宅の早期解体、大津町で500件ほど納屋を含めて、住家が二百五、六十件、納屋も含めて500件近くの解体を早くしてほしいと。あとの計画が立たないというような要望も出ておりました。また、被災者に対する的確な情報提供や相談窓口の一本化も必要ではないか。道路の補修や整備、農林業、商工業の再生に向けた早期対策、地域コミュニティの必要性から避難所機能を強化するために地域の自治公民館を早く整備をしたい、移動したいというお話もあっております。また、地域の守り神であり、拠り所でもある神社仏閣に対する支援を要望がされておりました。併せて、住宅の一部損壊や宅地の擁壁の崩壊、宅地災害など、支援が様々な要望があげられていたと思います。

被災に遭われた被災者の皆さんには、共通する問題や地域ごとの課題、問題、被害の状況の違い、そして特色もあります。様々に対応するためには、多くの時間とお金が必要であり、スピードをもって解決していく必要があると感じております。

先ほど同僚議員のほうからありましたように、ソフト面とハード面の2つをうまくかみ合わせ、復旧・復興のスピードをあげなければならないと感じております。そして、町民の皆さんとともに、新しく再生し、一刻も早く、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すために、町民の皆さんの思いを大切に生活の再建、社会基盤、産業の再生など、今まで以上に発展につなげる、被災者一人一人に寄り添い、被災者ごと、地域ごとの問題点や課題を解決するきめ細かな全体計画と、校区や地域を単位とする地域別の復旧・復興プランのソフト面、ハード面が必要だと思っております。今後どのようなスケジュールで進めていかれるのか、お尋ねを申し上げます。

また、今回、産業の再生ということで、地震により農業関係では上井手や下井手の水路、農地の亀裂、またそういう関係で米から大豆への作付けの変更、米、麦、大豆の乾燥貯蔵施設であるカントリーエレベーター1号機の使用不能に伴う解体、2号機のリニューアルの改修、町の特産品である甘藷貯蔵庫の崩壊や雨漏り、農機具の格納庫、畜産の畜舎の被害、再建などの要望もあがっております。商業関係では、商店やホテルなど、損壊、企業の被害の再生に、事業再生に向けてまだまだ厳しい判断が必要であるということです。金額も先ほど言いました、カントリーエレベーター等では12億、甘藷の貯蔵庫や農機具倉庫関係では22億、商業関係では89億以上のお金が整備に必要があるとい

うような訴えをされています。9月9日、私たち経済委員会も町の経済団体と協議をさせていただきました。その中で、支援の内容、基準、認定申請の時間との闘い、様々な苦悩の日々が続いており、町単独のさらなる支援を強く要望されています。町も先ほど言いました事業の関係で、国や県の支援を受け、農業関係では、被災者の農業経営体育成支援事業を活用、また、強い農業づくり交付金事業、企業や商店街は、グループ補助金等を活用し、一緒になって推進をするということで今回予算も組まれております。

被災した先進の市町村の中で、単独事業が幾つか新聞等でも取り上げられています。被災住宅の一部損壊には支援がないということあたりも含め、店舗や早期復旧するために、中小企業の経営安定のための工事として、住宅や店舗の工事関係の50万円以上に災害の復興商品券を発給したり、また、一部損壊の住宅や倉庫を農地の復旧工事に、上限20万円まで補助をする。また、修理に対して、地域復興券を発行、また、プレミアム飲食券ということで、商店街を活性化しようというような単独で地域の活性化の支援が実施をされています。

町も今回農業関係では、町のほうで気を使っていたきながら応援するというので、国の支援がない40万円以下の農地や農業施設への町の単独事業など、対応していただいております、大変ありがたく思っております。

また、中小企業支援では、グループ補助金に対象にならない店舗の改修、またその店舗改修の限度額の引き上げや利子補給などの期間を延長するなど、要望も出ております。

そういった中で、国や県の支援策はもとより、町もスピードある支援として、町が先駆けて判断をし、様々に農家や農林業や商工業の皆さんの安心と今後の復興に目指す力添えをするためにも、独自の支援策など、具体的な事業に取り組む考えはないのかお尋ねを申し上げます。

2点目は、地震後の復旧・復興のスピードをアップさせるためには、緊急な予算が必要ということで、今回、すでに9月の今回の補正予算まで約60億円の予算がなされました。町の税収も落ちてきます。いろんなものが下がります。また、貯金も使っております。非常に厳しい状況であります。まだまだ復旧・復興には、大変なお金と時間、そして労力がかかることが想定されます。今回の復旧・復興プランの計画は、先ほどありましたように、年度内にある程度整理をし、3月いっぱいぐらいで立てていきたいという答弁がなされております。ただ、その計画を進めていくためには、住民の方としっかりお話し合いをする。そして、その計画を具現化する。そのためには、お金が必要になります。今、町が28年度の事業で実施している事業は、震災等の関係があり少し遅れていると思います。また、地方創生に向けた、まち・ひと・しごと総合戦略も今年の3月に立てられ、スタートしております。併せて、29年度から町の振興総合計画で、町全体の計画を進めるということの取り組みも現在進行中だと思います。多くの課題があります。今後のまちづくりを進めるためには、事業の見直し、縮小、中止など、様々なことを検討する時間も必要です。今後の町の財政計画をどのように進めていくのか。併せてお尋ねを申し上げます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 桐原議員の地震に対する町の復興・復旧プランを早急にというようなご質問



かと思いますが、復旧・復興プランにつきましては、豊瀬議員のご質問でもお答えさせていただきましたが、議員が言われるように、一刻も早く復興計画を策定し、町の目指す方向を住民の皆さん方に示し、安全で安心な暮らしができるようにまちづくりを目指す必要があると考えております。

今回の地震では、地域ごとに被害状況が違い、復旧・復興の内容も異なりますので、地域別の復旧・復興というものは、当然必要になってくるものと思うものでございます。住民の皆さんのご意見を十分にお聞きしながら計画づくりを進めていきたいと考えております。

また、農工商関係につきましても、色々な相談がっておりますが、国の制度や今回の補正予算でもお願いしているような支援対策以外での相談についても、今後の検討をやっていかなくちやならないというふうに思っております。これにつきましても、国や県に相談するとともに、復興基金の活用なども視野に入れて対応していきたいと考えております。

復旧・復興プランと総合計画などの整合性でございますが、何と言いましても、今回の震災に復旧・復興を最優先に取り組まなければならないと考えております。従いまして、復興・復旧の状況によりましては、当然、振興計画や総合戦略の取り組みにも影響が出てくるものと考えています。

復旧・復興には、今後とも多額の費用がかかることが予想されますので、震災で家屋も多数損壊するとともに、企業も大きな被害を受け、企業活動にも影響をしているところでもあります。町税等の大幅な減収も見込まれているところでもあります。

このようなことから、町の財政状況も益々厳しくなってくることは予想されますので、しっかりと事業の見直しを行いながら、取り組ませていただきたいと考えております。そのためには、県の災害基金関連等の利活用をしっかりと県のほうに要望しながら取り組みをさせていただきたいというふうに思っております。そういう町の支援、独自の支援というのは、今家屋調査関連等やほかのいろいろな課題についても今検討中でございますので、国・県の補助以外のものについて、町独自でやるというようなことが出てくる場合があるかと思いますが、この件につきましては、県下の被災市町村、18市町村で足並みを揃えていこうというようなことで、今町村会では申し合せをしながら、県のほうにどのような対応をしていただくかを今検討をさせていただいておるところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

地域別の復旧・復興の支援をどう進めるかということにつきましては、確かに今回の被害の状況を見てみますと、被災状況自体も地域で異なっておりますし、地域性や地域の自主防災組織の体制など、地域コミュニティの面でも各地域で様々であるかと思えます。そこで、計画の策定にあたりましては、地域の意向や地域のおかれている現状や課題などを踏まえて、いただいたご意見を基に、地区ごとの復興の考え方や地域づくりなどについても計画策定の中で十分検討し、地域の実情に応じた施策を展開してまいりたいと考えておるところでございます。

復旧・復興プランと振興総合計画などとの整合性でございますが、先ほども町長が述べましたように、振興総合計画や総合戦略の各事業の優先順位を見極めながら取り組んでいかなければならないものと考えております。

振興総合計画は、来年度に策定する計画で進めていたところですが、今回の震災に伴い、その内容は復旧・復興プランを前提としたような内容になるのではないかと考えているところです。復旧・復興プランは、今年度中に策定を行うところで作業を進めてまいりますので、振興総合計画は、復旧・復興プランをベースにしたような内容になるのではないかと考えております。

また、今回の震災で、大津町は、8月には人口が増加したものの、6月、7月と2カ月連続で人口が減少し、また、企業も大きな被害を受け、雇用関係も心配な状況となっており、今後が心配されるところです。今年の3月に策定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略計画は、人口減少社会に対応した地域活性化に関する総合戦略でございますが、今回の震災を受けて、復旧・復興プランと連動したところで戦略の中身をもう一度練り直していきたいと考えております。

財政計画との整合性でございますが、先ほど町長が申しあげましたように、大変厳しい財政運営を行わなければならないのではないかと心配しているところです。

復旧・復興については、国の財政支援等が必要不可欠ですので、国の動向も注視しながら、振興総合計画や総合戦略の各事業の優先順位を見極め、「どうしても、やらなければならない事業」、「見直して、中止や縮小する事業」、また、「先送りや、繰越して行う事業」などを整理するとともに、議会とも十分相談しながら財政計画とすり合わせていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、町長のほうと総務部長のほうからお話がありましたように、地域別に被害状況が違う、それぞれ被災された内容が違う、それぞれの思いがあります。また、現在はですね、住宅に入られて、仮設に約90戸ぐらい、またみなし住宅に138戸ぐらい入っておられるということで、また、それ以外に自分のところを納屋を少し改造して入っておったり、いろんな形で非常に厳しい状況があるという状況があります。先ほどもお話ししましたように、今、仮設では一応2年間を目標にと、ただ延長は可能性があると、しかし、地域コミュニティが崩壊するような状況にあるのではないかと。特に、中心部以外のところにつきましてはですね、自宅に家を建てたいという思いがあるけども、その場所が不安であるという話や、自分の高齢者の方は特にお金を必要とします。住宅を建てたりする場合には、そういった場合に非常に問題点も発生すると。悩みを抱えながらどうしようかと悩んでおられる方々もおられます。そういった点も含めると仮設から次の復興へ向かうためには、新潟の中越のときには、災害復興住宅あたりの建設がですね、各地域外にも対応ができるような取り組みもあったというふうな話も聞いておりますので、その辺も町のほうで今から、やはり入居されている方々や被災されている方々の意向を十分に汲み取って、そういう取り組みを見えると、こういう形でやりますよと、工程的に見えるというような状況あたりが見えてくると、非常に安心して自分が目標を立てられるというようなことができますので、その辺も工程表なり、復興プランの目標というものも示していただきながら、復興住宅の整備計画あたりも検討していただきたいと思っております。

その辺と、先ほど言いましたように、単独事業は非常に難しい面はあるというのは確かにわかります。財政的に町が国・県の支援にあわせてプラスするもの、また、町単独とするものということで、ただ新聞紙上にぎわしますと、住民の方は、よそでできて何で大津でできないんだというのが非常

にご意見としてあるわけです。その辺も含めて、先ほど町長が、18町村で連携を組みながら、国の復興基金、これ510億の話だと思います。その辺に極力申し込んでいきたいというようなお話だったと思います。よければですね、先ほど言いました、災害復興住宅の整備の問題をどうされていくのか。そして、その復興基金に申し込む場合のメニューをどの程度今整理をされているのか。もし今の現時点でわかる範囲内であればお教え願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 復興基金は、県の災害基金でございますけど、510億という大きいようで、小さくで、県のほうでは、県の使うのが大体半分と、あと残り半分を関係市町村で使っていただくというような話を聞いております。我々のところで今県のほうに要望しておるのが、集会所や消防署の詰所、この町の施設については、その基金が使用できないということですので、集落関係のコミュニティの場所としての建物についてお願いできればということで、今県のほうの話をしておるところでもあります。その辺については、大体の県のほうもそのような見込みで基金を使っていきたいというような話をしておられるところでもあります。

それから、災害を受けた仮設やみなし住宅、2年間というような線が今引かれておりますけども、この線につきまして、そのあと残る人もおられるんじゃないかなと。また、阿蘇市のように、それを払い下げるとか、いろんな形にすると、耐震関係の基礎関係がうまくできていないというようなことで、それ以上の金がまた必要になってくるというような話を聞いておりますので、我々としては、今仮設住宅がもうしばらく県のほうもかかる見込みでございますけども、県の担当に話すと、そのあと1年後につきまして、災害復旧住宅関連等を建設していきたいというような考えを県のほうは持っているようでございます。もちろん、その我々としては、町としては、4分の3の国の補助でございますので、あと4分の1で災害復旧、あるいは町営住宅の改修関連等もできるというような話でございますけども、大津町につきましては、住宅事情関連、庁舎関係もでございますけども、その辺のところを考えますと、大津町において、今現在立野地域やその他のところからも大津のほうに個人の住宅とか、いう関係にお住まいでございますので、県営で住宅をつくっていただければなというような申し込みを今しておりますけども、県としては、4分の1でできるんだから町でやってくれんかというような話もしておりますけども、いや、そういういい話であれば県のほうでぜひお願いできればなというようなことで、今話をしておりますけども、今後の1年後の関連につきまして、しっかりと県との交渉をしていく中で、そういう仮設住宅、あるいは住宅困窮者の住宅としての確保を今後やっぱり必要であるというふうに認識しておりますので、そういう件につきましては、今県と十分ご相談をしながら、今後について、町ですか、県ですかというのは、今後の課題事項ということで交渉を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） はい、町のほうでも様々な検討をなされておることです。先ほどありました、復興基金が510億、半分ぐらいが県のほうで整備をすると。残りが関係する市町村あたりで対応していくというようなお話です。これも国にですね、やっぱり働きかけて、金額を増額させるた

めにですね、先ほどありました、熊本県を中心に各市町村、関係市町村も含めて、全体でですね、こういうものが必要なんだという金額を早めに積み上げて、こんなに支援をしていただきたいという要望もですね、さらに強力に推し進めていただくことをお願いしまして、1問目を終わります。

次、2問目にいきます。

今回、地震に関係する部分で、人員確保と組織の再編についてということで、2問目ですけども、地震発生直後から現在に至るまで、町長はじめ職員の皆さんは、被災者でもあります。自分の家はさておき1日も気持ちの安らぐ時間のない中に、不眠不休の活動をされ、被災者の支援にあたってまいられました。深く感謝を申し上げたいと思います。通常業務に加え、今回発生した地震に伴う事業対応や予算執行など、多額なお金と多くの人員の確保が必要と考えます。

震災後、国、県外、県内の自治体など延べ1千300人以上の職員の応援をいただき、非常に大変ありがたく感謝もしております。しかし、その応援職員も帰還をされ、8月からはほとんど町の職員でやっているというような現状ではないかというふうに思います。現在、町で定めてあります職員定数は219人、再任用関係も含めて、今現在210近くだと思います。これは退職が最近6年間で約60人ぐらい辞めて60人ぐらい採用するというような状況の中で、状況を見て、もともと定員適正化計画では205人ぐらいが目標で、また下げると、本来は200人を切るということで町は進めてきたトータルもあります。しかし、ここに至っては、職員の数を減らすことが妥当なのかどうかも含めて検討する時期にきていると。いざ震災が起きますと、マンパワーの必要性は非常に高いというふうに思います。今回の地震で職場環境も大きく変化をしました。現在の職員の皆さん、また非常勤を含めた業務の対応では、健康面の不安や精神的な疲労もかなりあり、休職、休んでおられる職員もおられると。多数おられるというふうにも聞いております。まだまだ厳しい状況が続くと思います。復興には、先ほどのお金と人、これが非常に大切であるというふうに先進事例でも言われております。今後も長いスパンで復旧・復興業務を最優先に取り組むと、そのために、先ほど関連事業の休止や見直し、そして整理をしながら進めると。併せて職員の重点的な配置も考えていくということが必要じゃないかと、私は考えます。

そこで、震災の先進事例として、東日本大震災では、人材不足の対応として、緊急時には先ほどの県内、県外、全国の方々の支援をいただいたと。また、被災した自治体独自、うちで言えば大津町独自で復興・復旧に従事する、任期付きですね、任期付きの職員を整備をするというようなことを採用するというので、仙台市とか、そちらはそういう対応をしております。ただし3年間とか、4年間とかいう期間で、ちょっと一時は膨らむけども、定員が膨らむけども、定員が膨らむけどもそういう対応をするというようなやり方もされています。また、民間企業に在籍したまま任期付き職員を被災自治体が受け入れるというような制度も国あたりでも何かいろいろ検討されている部分もあります。また、復興に伴う地域協力活動として、被災地内の方の人材を生かした、見守りや地域おこし活動などの活用もあつてみたいでございます。そのような状況の職員の採用なり、いろんな部分の考え方。また、事業に必要な労力とするためには、専門職員が必要であるというふうに考えられます。そういった場合は、専門職員を活用するための業務の委託というようなことも考えられます。これ精通した

方々を活用するというような状況も考えられるということで進めておられるように聞いております。なかなか人材を整理をして、職員として活用していくのは非常に難しい点があります。今言いましたように、大津町も60人近くがここ5、6年で変わっております。若手の職員に代わっております。経験も含めてですね、先輩方も指導をしながら頑張っておられますが、厳しい状況もあるというふうにも見えております。そこで、今後の新たなまちづくりをするために、人件費の関係もありますけども、定員適正化の計画の整理をすること。そして、専門職など。民間活用など、あらゆる手法を使って人員の活用を行いながら、この難局を乗り越えていただくなればということで、今回の質問をさせていただきました。震災の復旧・復興を特化した窓口の一本化、相談の一本化、また、組織体制もどこかに重点を整理するなり、そういう組織体制も見直して、住民の方の期待に応え、そして復旧・復興を迅速に進めていく考えはないのか、町長にお尋ね申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の災害復旧に対する職員関連等の状況でございますけども、議員がおっしゃるように、議員の今の提案を今後十分活かして考えていきたいなというふうに思っております。

職員は4月14日の発生直後から、被害状況の把握や避難所への食糧、物資の供給など昼夜を問わず、震災対応に当たってまいっております。

そのような中で、大阪府をはじめとする大阪広域連合や全国知事会からの派遣、さらには県内の自治体からの職員の応援を受けながら、罹災証明の発行、あるいは家屋被害認定調査、がれきの処理、生活支援のための相談業務などを行ってまいりましたが、しかし、他の自治体からの派遣職員も8月末をもって終了し、今後は、町職員のみで復旧・復興を進めていくこととなります。

議員ご承知のように、近年、団塊の世代が大量退職し、一気に組織が若返っております。限られた職員の中で通常業務に加えて震災対応の業務を行っていくとなれば、職員の業務量も非常に多くなっていることは十分認識しているところであります。定員適正計画についても、早急に見直していきたいと考えているところでありますし、今後の復旧・復興を進めていくためには、即戦力になる人材や専門性をもった職員が必要となります。そのために、多くの経験をされている方々やOB職員などの活用も考えていく必要があると思っておりますし、専門職を他の自治体から派遣していただくことも考えられますが、さらに、震災対応をスピーディに進めていくために専門部署を設けることについても十分検討してまいりたいと考えております。

人事関連等について、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

私のほうから職員定数等についてご説明いたしたいと思っております。

職員定数は、ご存知のとおり、大津町職員の定数に関する条例で定められており、現在、219名となっております。平成17年度に集中改革プランと連動する形で、31年度までを改革期間とする、大津町定員適正化計画を策定し、これまで老人ホームや若草児童学園を民営化するなど、改革を推進

してきたところですが、この結果、17年度に212名だった職員は、現在204名となり、8名の職員を減らすことができました。ただ職員は減っていますが、老人ホームと若草児童学園を合わせた職員は、17年当時20名いましたので、20名減ると、17年当時212名でしたので、本当は192名になるところですが、現在、204名ということですので、違う見方をすれば12名増員したということもできます。

しかしながら、この間、人口も2万9千人から3万4千人へと、この10年間で5千人以上伸びており、また、業務も多岐にわたり複雑になってきております。さらに、広域連合への派遣や私傷病等により長期休職する職員が増加していることなどから、先ほど町長の答弁にもありましたように、定員適正化計画についても早急に見直していきたいと考えているところでございます。

当面は、復旧・復興が急がれますので、職員定数が219名となっており、定数に達していませんので、定数枠内で任期付き職員や専門職の採用などを行うことも可能かと思えます。

また、プロジェクトチームにつきましては、通常業務を相当抱えており、現在の職員数ではなかなか対応していくことは難しいのではないかとお考えですが、町長が申されましたように、OB職員の活用や、専門職を他の自治体から派遣していただき、それなりの体制を整えば可能かと思えますので、まずは応援していただけるよう、職員OBの方へ声をかけることや、国や県に対し、支援の要請を行っていきたく思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 定員の見直しなり、専門職員の採用あたりも含めてですね、検討すると。これは長い目で見ますとですね、今短期では非常に難しいところありますけども、住民にとって皆さんの、職員の皆さんがですね、しっかり働きができなければ復旧・復興は絶対進みません。今回、本年度職員の採用試験もあっているというふうに聞いてますけども、応募状況も例年に比べると少ないというようなことを聞いております。震災の影響で働く場所の環境やいろんなものが影響しているのかなというのがあります。そういうことも含めてですね、職員OBについても、私も何回か事務局に、こういった形ではどうかという提案もさせていただきましたので、あわせて、しっかり町長のほうで考えていただいて、町のほうで頑張っていたきたいと思えます。それが町の発展につながると思えますのでよろしくお願いたします。

次に、3点目に移ります。

今回、3点目は、庁舎や各地域の防災拠点の早期対応についてということで、3点目を質問させていただきます。

役場庁舎の地震に対する耐震強度については不足があるということは、昔から言われていました。本日も新聞にでかでかと庁舎の見開きで載っておりました。私も25年の12月だったですか、一般質問をし、取り組むために、まずはしかりとして基金をしたらどうかということで、それから基金が4億ぐらい、2カ年、2億、2億で積み立てられました。その後、新庁舎に対する検討委員会があり、今年の3月にはですね、庁舎の建設比較の資料等も見、方向をある程度どういうことか

というような方向が見えてきたなという時期だったと思います。しかし、突然今回の大きな地震が2回も続き、まちを襲いましたので、行政機能、また防災機能が役場の庁舎としての機能を果たせなくなったというようなところだと思います。8月に私も久々に役場の庁舎内に、三重県の伊勢市の議会の方が研修に来られたときに一緒にちょっと入らせていただきました。長い間勤務した場所であり、愛着ある庁舎でありましたけども、地下から入り、1階、2階、3階、4階と上にあがるたびに亀裂、そして壁の損壊、想像を絶するものでした。その無残な姿に驚きと心が痛んだところです。ただ、地震の発生時間が夜の時間帯と、または夜中の時間ということで、町民の皆さんや職員の皆さんに人的な被害がなかったということが唯一の救いであったというふうに思います。まずは、町民生活の安全と安定が最優先はもちろんでございますが、今のままの状況では、住民の方が仮設庁舎に行く、また下水道に行く、生涯学習センターに行くということで戸惑いもあり、駐車場から止められて、このオックスに入ってどこかなと悩み悩み来られる、そんな状況をみてみますと、非常に町民サービスについて問題があるのではないかというふうに感じます。そこで、防災拠点機能を持たせた庁舎の整備は非常に不可欠です。ぜひ、被害を受けた庁舎の解体と新庁舎の建設に向けて、今後どのように進めるのか。今日も新聞に載ってましたので、その辺でお答えになるとは思いますけども、今の現状なり、今後のスケジュールをお聞かせください。

また、この建設をするときにはお金が必要です。国も建て替えについても支援をします。ただ借金に対する支援でございます。補助金はありません。そんな中で、財政措置が非常に厳しい状況があると。ほかにもいろんな事業をしなければならぬという問題があります。多額の予算が必要です。そこで一つの提案ですけども、今、義援金や寄附金が町のほうにも来ていると思います。今回、その庁舎建設だけの、独自のですね、募金をすると、寄附をお願いするという方法あたりもとってみたらどうかと。大津町出身の方が関東、関西、日本全国におられます。皆さんにこの庁舎の被害の状況あたりを見せながら、写真等でも見せながら応援をしていただく、県人会あたりもそれぞれにあります。その辺を含めて、ぜひそういう寄附金制度をつくってですね、財源の支援を求めると。熊本城も復興基金1口城主というようなことでされておりますけども、そういった財源確保も併せてするべきではないかというふうに提案をさせていただきます。

そして、この新しい庁舎のときに、民間事業者や民間資金を活用するPFIあたりもあります。そういったものも含めて、今、どこも財源のない中で、どう活用するのか。民間の事業者の方の活用も含めて実施すると、そういう取り組みをしないか、あらゆる視点で対応していかないかをお尋ね申し上げます。

もう1点目は、各地域の公民館でございます。私のところも被災を受けております。地域の拠り所であり、生涯学習の場、災害の避難場所として機能を果たせない状況になっているところが数多くあります。そして、各囑託員さんを通じて被害状況を把握し、要望申請で33件ぐらいあって5千万円以上ぐらいの要望があっていると。ただまだ何も返事がないので、どうしようもない。先に行っているところもあります。そういった状況で整備資金集めに苦労されております。ぜひ、今回、町の単独事業で今やっております生涯学習施設の補助率あたりをですね、上げるというようなことも一つの方法

ではないかというように思いますし、そういうことも取り組んでいただきたいと。

また、特に今回各避難所の関係で、南部、中部、北部それぞれの意見交換会の中でもですね、今の避難所の機能について、各学校も被災を受け、被災した学校は体育館は現状に戻すだけであると、そういう避難所機能を併せ持つことは非常になかなか難しいというようなご意見も聞いております。そういった中で、特に白川水源の南部地域につきましては、小学校、南小学校は被災し、なかなかないと、体育館も被災し、それぞれがあるというような中で、非常に地域の会合や意見などでも避難所の整備が必要であるというようなことがあげられております。また、中部や北部もですね、それぞれの施設が改修整備をすべきではないかというような話も含めてあっております。そういうことで、広域的な避難所機能を持った中核的な整備をする考えがないのか。

町長に、この3点についてお尋ねを申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 桐原議員の庁舎や各施設の防災拠点の早期対応をというご質問ではないかとおもいますが、新庁舎の建設につきましては、これまで庁舎内での検討会で、耐震補強や新築、仮庁舎や民間施設利活用の4案での検討作業を進め、昨年度末に「新築建替え」の方針を出し、議会にもご説明をさせていただいたところでありますが、その直後に庁舎が被災してしまい、使用不能となってしまいました。

現在、総務部門や窓口関係業務をプレハブ仮設庁舎に移して、経済部を生涯学習センターへ、また土木部を浄化センターへ、また、議会関連等については、このオークスを利活用させていただいておりますが、役場機能が分散しておりまして、また、生涯学習センターなど、施設本来の目的が果たせない状況となっていることから、町民の皆さまへも大変ご不便をおかけしているというような状況でございます。

これらのことから、新庁舎の建設は早急に取り組まなければならない重要な課題であると認識しているところであり、今回策定します復旧・復興計画や次期、振興総合計画にも新庁舎建設について盛り込むことともに、議会や住民の皆さんにもご相談しながら、新庁舎の建設実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、庁舎の建設財源についてでございますが、熊本震災前の庁舎建設関係の財源としましては、国庫補助等の制度がなく、起債も交付税措置のない一般単独の建設地方債しかありませんでしたので、庁舎建設基金にある程度積立てて、財源の一部にするという方針を取り組んでまいってきたところです。

今回、桐原議員からご提案されている庁舎建設のための寄附制度についても、大変よい取り組みではないかと思いますが、ぜひ検討させていただきたいと思っております。

また、民間事業者や資金を活用する考えにつきましても、もちろん検討していく必要があると思っておりますが、今回の震災を受けて、国の支援策として、一般単独災害復旧事業債の特別措置を活用することを示されているところでありますので、これを財源として、庁舎の再建を検討していくことが、現段階では最良の財源対策ではないかと考えているところであります。



庁舎関連等については、今後検討していく中に、町民の憩いの場とか、あるいは防災関連の施設整備の關係の補助關係について、今担当のほうに国・県のほうにどのような補助金があるかを、今指示をしておるところでありますので、いろんな調査資料を集め次第、役場検討委員会の中で素案關係をしっかりと今後つくっていききたいというふうに思っております。

詳しい内容については、また担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 桐原議員のご質問にお答えいたします。

庁舎建設につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、仮設庁舎などで町民の皆様方に大変なご不便をおかけしているところがございますので、早急に取り組んでいかなければならないものと考えているところがございます。

建設につきましては、町内の検討委員会を立ち上げ、なるべく早い時期に基本構想・基本計画の策定作業に入っていきたいと考えています。

また、基本構想の策定に際しましては、住民の方たちにも参加していただくとともに、議会とも十分相談しながらつくらせていただきたいと思います。基本構想ができましたら、次の段階として、基本計画、実施設計など具体的な建設段階へと進めていきたいと考えています。

建設のスケジュール的なものにつきましては、基本構想の策定にはなるべく早く、今年度中に入らせていただきたいと思います。また、建設までに要する期間ですが、他の自治体の事例等をみても、建設までには3年から4年程度の期間が必要ではないかと見込んでいるところがございます。

今回、熊本地震により被災した庁舎の中で、建替えを検討している県内の自治体が、宇土、八代、人吉、水俣、天草の5市と大津、益城、小国の3町の計8自治体ございまして、県を通して、国へ補助制度等の要望を行ってきたところがございます。

それにより、8月3日、総務省は、被害の甚大さを考慮し、熊本地震の特例として、被災した自治体庁舎の建て替えに伴う地方債の記載については、通常であれば原形復旧が基本で、現有床面積が限度での復旧となりますが、それにとどまらず、行政機能を強化するために床面積を増やすことを認める方針が示されたところがございます。

さらに、一般単独災害復旧事業債は、起債の元利償還時に、通常であれば、各自治体の財政状況によって、47.5%から85.5%の交付税措置となっているところですが、今回は85%程度の交付税措置をするという緩和措置の方針が示されたところがございます。つまり、庁舎建設財源の85%程度は、交付税で国が財源手当であるということがございます。

このようなことから、庁舎建設財源につきましては、先ほど町長がお答えしましたように、現段階では、一般単独災害復旧事業債を利用することが、最良の財源対策ではないかと考えているところがございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 南部といいますか、各地区の中核となるような避難所の建設ということでございます。けれども、これにつきましてはですね、やっぱり必要であるというような形は認識はしているところでございますので、今後、復旧・復興計画をつくる中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 桐原議員のご質問にお答えをいたします。

今回の熊本地震によりまして、町の社会教育施設や地域で所有管理されております公民館、集会所の多くが被害を受けました。各地域で所有、管理されている公民館等は、町内に50カ所あり、その中で34カ所の施設が被災し、何らかの修繕が必要と、そういう報告を受けております。被害が大きいところでは、全壊状態の施設もあり、地域の皆さんには大変不自由な思いをされていることと思っております。

公民館等の新築、改修、修繕については、町の単独補助として3分の1を補助する要綱がありますが、熊本地震においては、地域全体が被害を受けており、それだけでは不十分であると考えております。現在、国に対しても新規補助事業等の要望を行っているところですが、まだその方向性は見えておりません。地域の公民館は、地域コミュニティや地域防災の観点からも中心的な施設であり、その復旧は町や地域にとっても大変重要なことであります。今回の地震による被災で施設を新築される場合も含め、施設の改修や修繕に対しては、現在の町の助成制度に加えて、何らかの助成が必要であるということは認識をいたしております。

今般、国の補正予算で計上予定とされている復興基金の創設については、今後、その用途について、関係市町村も含め、熊本県で検討が進められると思われませんが、その中で被災した地域の公民館等の復旧にも充当できることになれば、地域の負担が軽減され、早期復旧が進むこととなりますので、そのあたりの状況も見ながら、また、その他の助成事業などの活用も含め、町としてもできるだけ早く地域公民館の復旧ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5番（桐原則雄君） 今、3点についてお答えをいただきました。

庁舎につきましてはですね、先ほど言いましたように、住民の方、今までですね、町のほうも多種多様、学校やいろんなものをつくるということで、そちらに重点を置いてきたという問題があります。ただ行政機能が発揮する、先ほど言いました、町長もおっしゃったように、ほかにも庁舎だけでなく、多種多様な機能も含めて検討するというので、ただ時間がですね、やっぱりどうしても3年以上かかるというようなことでございますので、その辺はスピードをあげて、そしてまた、住民の方の意見、場所とかいろんなものも検討される必要があると思います。この地震によって対応できる期間を国が定めているところもあるんじゃないかと思えます。いつまでも置いておくということではできないと思いますので、方向性をしっかり見据えたならば、そこはしっかり対応していただくことが必要ではないかというふうに思います。

もう一つは、今、自治公民館の関係につきましても、先ほど言いました神社仏閣もですね、非常に厳しい状態のところもあると。私たちの地域も手が付かないというような状況でございます。その辺もさっきの復興基金あたりでですね、対応していただくというようなことも検討していただくならと思っておりますけども、町長のほうはその辺をどう思われているのか、これだけ1点お聞き願いたいんですけども。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 地域の集会所、あるいは神社関連等については、もう集落については、そこがコミュニティの場所というか、大切なものであるというのは十分認識しておりますので、県のほうの基金をうまく活用していただくように、しっかりと県のほうに要望しながら、早目に地域の関係者の皆さんに報告ができるよう頑張っていきたいというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 桐原則雄君。

○5 番（桐原則雄君） いろんな形でですね、町長も、県のほう、国のほうにですね、仕掛けていくということですので、町民の皆さんの思いをしっかりと伝えていただきたいと思います。

今回の地震に対する国や県の支援制度は目まぐるしく変化をしております。日々日々変わります。情報の収集、町民への情報伝達の周知徹底、そして多くの被災された町民の総合的な生活、暮らしの再建、命を守る、災害に強いまち、社会基盤の復旧、経済の再生というのが、今回、復興の計画の中での座談会で3点あげられて進めるということで決意をされております。新しく生まれ変わった大津町として、ますます発展するようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

11時05分から再開いたします。

午前10時54分 休憩

△

午前11時05分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木俊彦君。

○15 番（荒木俊彦君） 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

いみじくも今日は、4月14日の第1回目の地震からちょうど5カ月目にあたります。今度の地震で、関連で亡くなられた方々のご冥福を祈り、また、被災されました皆さん方にお見舞いを申し上げます。

この間、こうした大災害の起きたときに、最も大切なことは、これまでの質問の中での、地域のコミュニティ、地域の一番身近なつながりが最も大切ではなかろうかというようなお話も出ておりました。私の地元の高尾野、また新小屋、この両自治会の戸数の約7割が半壊以上になってしまいました。また、高尾野では、約110世帯のうち、4割ほどが解体、家屋の解体をせざるを得ないという状況となっております。私も仕事から1回目の地震のあと、電話がかかってきて、屋根の上に上がって屋

根を直してあげて、上がった、降ったりしてたら、次の16日の本震でそれがすべてまたがらりと屋根が崩れてしまったと。そのあとはもう屋根に登ってはシートをかけて、1軒シートをかけて、すると、隣の方がうちもかけてくれ、うちもやってくれというような状況で、まさに大変な状況が続きました。その中で、いわゆる地域コミュニティの根拠地であります、地域の集会所、先ほどからお話に出ております。高尾野の公民館も瓦屋根でしたので、約半分が、屋根が崩落をしてしまい、そのあとの雨漏り、シートも応急で被せましたが、もう間に合わなくて、雨漏りのせいで集会所の天井がほとんど落下をしている。そして、畳がカビが生えた。そういう状況で、区長さんを先頭にですね、地域の方々の力をあわせて、ボランティアを募って屋根に登り、瓦を下して、屋根の修理をまさにボランティアの力でやって、4月中には何とか雨漏りを食い止めるということができました。そこで初めてまさに地域コミュニティの拠点を確保することができたわけでありまして。これがまさに屋根のないようなところでは、拠点とはなり得ないということがはっきりしたわけです。先ほど来からお話が出ておりますように、こうした最も大切と言われる地域集会所がこうした地震に耐えるような修理、それにやはり復興基金あたりは最優先に充てていただきたいと思っております。

そこで、本題のですね、役場庁舎について入りたいと思っております。

本日の熊日の特集で、県内の被災をした役場の庁舎の状況が特集が組まれています。大津町の役場も当然その中の一つとなっているわけでありまして、ここできちんと認識をしなければいけないのは、町の今回の大地震で、町中心部は比較的被害が軽かった。これは本当再認識なくちゃいかんと思っております。私ごとではあります、私の自宅のほう、あるいは近所の方々のところは、ほとんどが16日の地震のときに食器棚の食器がすべて横に飛んでいった。家具もほとんどが横倒しに、私自身もタンスの下敷きになりましたけど、そのテレビも家具も固定しなければほとんど東や西へ、南へ、北へというふうには、横滑りをして、それほどひどい揺れがあったということです。ところが、街中の友人のところに来てみますと、確かに大変大きく揺れたけど、食器棚のコップが1つか2つ割れたぐらいだと。こんなにも違うものかと、改めて思ったわけです。その街の中心部であるこの大津町の役場が先日、委員会で内部に入って視察をしてまいりましたが、軽いと言われても相当な被害があるわけです。これがもし役場の中で、職員の皆さんが執務中であった場合、あるいは町民の皆さんがこの役場に来庁されていた場合、あの大地震が起こったら、犠牲者が出ていたことはまず間違いないであろうと、私は確信をしたところでありまして。

この中でですね、今日の熊日の記事で、県内で最大の被害を出した益城町の町長さんの発言が出ておりますが、この益城町は、鉄筋コンクリートで、大津町の役場よりもまだ新しかったわけですが、この間ですね、耐震補強工事をやってきたと。そこで、町長は、その耐震補強をしていなかったら、そう思うとまさにぞっとすると、このように述べられているわけでありまして。

大津町の役場につきましても、私も含め、この間、その非常に危ないと、とりわけ東日本大震災以降はですね、一刻も早く対処をしないといけないということで、最近では役場庁舎を建て替える準備も始まってきたところでありまして、幸いにも今度の地震で人的な被害がでなかったということが幸いをしたわけでありまして、確かに、地震の予測は誰もできないとっていいと思っております。しかし、今

回の地震で役場の庁舎が使用不能になったことによる被害を考えますと、私は猛烈な反省をするべきだと思うわけです。まして、町民の命を預かる、また、職員の安全を責任を持つ町の長としてですね、猛烈な反省をするべきであると、猛省をするべきであると、このように、あえて町長に申したいと思います。

この間、時代をみますと、高度経済成長のころはやたらと豪華な庁舎建設で、有権者の批判を浴びました。また、その後ですね、本音を言えばですね、役場を建て替えても、いわゆる選挙で票にならない。これが多くの政治家の本音だったのではなかろうかと、私は思うわけです。私はもうこういうことを隠してはいけません。票にならないから役場は後回しということがあってはならないと思いますので、今日はあえてそういう立場から町長にきちんとした反省が必要だということを申し上げたいわけであります。

とりわけ、庁舎が使えなくなったことによって、町民の皆さんの被害の救済が非常に遅れた。これはあとでお聞きしますが、罹災証明書の発行や各種の事務の手続きですね、これが非常に初動が遅れたということは否めない事実だと思います。また、庁舎が使えないことによって、働く職員の皆さんの疲労、これは庁舎が使えたところに比べれば、まさに倍の疲労が溜まったのではなかろうかと思うわけであります。そういう意味からもですね、この際、徹底した反省、そして検証、これが必要だと思いますので、町長の認識をお尋ねするものであります。

1 回目の質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 荒木議員の今回の地震に対する庁舎関連等の猛烈に反省しなさいということでございますけれども、まさしく、私も2度も大きな地震が来るとは思っていなかったわけでございますし、学校が、あるいは庁舎が、体育館がと、2度目の大きな本震によって相当災害を被りまして、その大きな災害関連について、庁舎以外にも町民の皆さんの住宅をはじめ、学校関連施設をはじめとする道路や農地、その他被害は広範囲に及び、町民の皆さんの生活環境や社会環境に大きく影響を与えました。そういう中におきまして、議員がおっしゃるように、この庁舎の問題については、前々からご相談をし、我々も検討してきた状況でございますし、大津の人口増に伴うところの美咲野団地をはじめとする団地関連で学校建設や学校整備計画関係等について検討をする中で、子ども教育環境をしっかりと早めにやろうということで、そちらのほうに重きを置いておりました、庁舎建設については、庁舎の中におけるライン関係の移動、あるいは電算室を別につくっていただくとか、あるいは古い庁舎の前のひさし関係を半分に落とすとか、あるいは、訓練関連について、建て増しのほうは大丈夫だろうということで、東のほうに避難訓練をするというような形で取り組みをさせていただいたわけでございます。そういう中におきまして、このような大きな地震に対して、庁舎関係が震度5で倒れるというようなことでございましたけれども、まあ倒れなくて、どうにか中の建物関係が大きな損害を被ったような状況でございます。もう議員がおっしゃるように、これが昼間であって、お客様がたくさんお見えになったり、役場職員における人命関係についても、相当危険な状態であったと、多に反省をしながら、学校の関係施設につきましてもしかりでございまして、子どもたちが体育館関連等で授

業をやっておったとき、どうなっただろうかというような大きな心配をする中におきまして、今後についても、学校関係の整備関係を進んでやろうということで、今回につきましても、体育館関連、3つの体育館、あるいは学校整備関係を今しっかりと文部省の査定を受けながら事業に入っていきたいということで、1年はかからないというような形の中で、今取り組みをさせていただいておるところであります。庁舎については、もう議員に言われるように、十分今回財政的な課題事項もございましたので、今回、この震災においての財源を活用しながら、しっかりと建て直す、そしてまた、その中には、防災関係の対策室はじめ会議室、あるいは町民の避難に一部使われるような、町民の避難場所になるような憩いの場所も考えなくてはいけないというようなことで、先ほど同僚議員の質問にありましたように、今、財政のほうで国・県のほうに、そのような予算関係がどれくらいくるかと。あるいは、どれくらいのものをつくっていけるかということで、役場の建設についても、国のほうも職員の25ぐらいだったのが、今33平米近く大きく面積を認めていただいているような状況でございますので、十分今後の庁舎建設等の中においてしっかりと検討を進めながら、議会とも十分ご相談しながらやっていきたいというふうに思っておりますので、そういう辺りにおきまして、十分今回については、反省の中でしっかりと防災起点となる庁舎をしっかりとしたものにつくりあげていきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 4月14日の第1回目の地震、それから16日のいわゆる本震、誰もが想定外であったということは当然であります。そして、夜中の地震、そして大津町においては、いわゆる電算室でコンピュータ関連は電算室に移しておいたということが幸いを表したことも事実であります。しかし、それを上回るほどのですね、今回の地震において庁舎が使えないということは、まずは金額にすると相当な被害であったと思うわけであります。ちょっと総務部長にお尋ねをしますが、庁舎を使えなかったと、そのことによって、職員のですね、町民に対するその対応の遅れですね、まあ罹災証明の発行とか、調査とか、益城町では大事な書類を庁舎の中から運び出すことができなかった。まあコンピュータの関係でだと思いうんですけど、そういうあれもあつたみたいですけど。最もそういうですね、対応の遅れがどのような点で考えられるか、お尋ねをしたいと思います。

それとですね、もう1点は、地震はもう大きなのが2回来ました。しかし、またこれから明日、明後日、震度6とか7の地震が来ないとは言い切れない状況だと思いうわけであります。そういう意味ですね、最悪の事態ですね、もう一度また地震が近々来るといことも想定をした対応をして、とっていかないと、そのときはもう想定外だったということではまた済まされないことになると思います。庁舎関連で言いますと、今ちょっと、先ほどの休み時間に確認してきたんですが、増築をした鉄骨造りの庁舎の壁は、もう一度地震がきたらがぼっと剥げて、とてもあの下にはおったらまさに人が犠牲になってしまう。あるいは、旧庁舎の南側の張り出した部分の下には、いまだに車が止められております。これ旧庁舎の2階部分は地震のとき以来、何かひびがどんどん増えているという報告もされております。こういうところ、何ですかね、柵もしてない。まあ私も含めてそうなんですけど、もうまさか来ないだろうという、そういう甘い認識に陥っているのではないかということです。そういう意

味ですね、今回その庁舎建設を事実上先延ばし、ほったらかしにしたという反省が本当にあるのであれば、明日また大地震が来るかもしれないということを想定した対応をとるべきではなかろうかと思うわけです。この点については、もう一度、町長の答えを求めたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 荒木議員の庁舎ができなかった場合のいろいろな事務の遅れ、こんなのがどういった形であったのかということにつきまして、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

まず、議員がおっしゃる罹災証明、調査関係でございますけども、こちらにつきましては、特に影響はなかったというふうに、こちらのほうは思っているところでございます。ただ窓口事務関係のほうのその証明とかですね、そういったものにつきましては、庁舎が使えないということで、すぐにオクスプラザのほうに事務所を移しながら対応していたところでございます。コンピュータ関係につきましては、特に被害も出ておりませんでしたので、L A Mケーブルあたりをつなげばですね、そうした機器をこっちに持ってくれば何とか対応できるというような状況でございまして、14日の前震のときからですね、そういった対応をさせていただきながら、16日の本震があり、そして、月曜日ですかね、月曜日からはもう基本的なその窓口関係の証明事務当たりについてはすぐに対応できたとなっております。あと1週間を過ぎました時点あたりで、すべてのコンピュータ関係ですかね、これにつきましては、事務的にはできるようになったという状況でございます。また、書類の紛失関係でございまして、こちらにつきましては、特に紛失したというような話は聞いておりませんので、まだ庁舎のほうにだいぶ残っておりますけども、そういったものにつきましては、今後その庁舎の建設とあわせてですね、どこに置くかということも、プレハブのほうの倉庫ございますので、そちらのほうも持って行ってもいいんですけども、まだ空調関係がきちんとできておりませんので、持って行ってもカビが生えるのかなという感じがしますので、そういったところの対応をした上で、書類のほうの保存あたりのほうはやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今、担当部長が申したように、町民の事務関連等については、ご迷惑をかけないように、即対応できるように指示をしておきまして、また、その間、震災直後につきましては、避難所管理、運営というようなことがなかなか全職員配置する、そして夜昼管理体制に入ると、なかなか民間の人員を確保しようとしても人員不足というような状況でございましたので、ガードマンをはじめとする、シルバー人材の皆さんにそのあとお願いをして、対応するというような形で避難所管理の運営を進めてきたわけでございます。もちろんそれにはやっぱり地域の皆さんの、区長さんをはじめとする多くの皆さんのご支援があってこそ、この避難所の運営ができてきたものと思いますし、また、そのあと学校の連休明けのために、学校施設の明渡し関連等が出てまいりますので、その辺も区長さんをはじめ、多くの指定避難所についても十分ご相談をしていきながら、職員の人数関係を、対応の人数を減らしていくというような状況をとってきたわけでございますし、まだ、今でも避難所関連等に2、3名の方がおられるというような状況でございますので、これについても、今、夜も昼も対

策というような形で職員を付けておるといような状況でございます、昨日も震度3といような地震がっております。いつ、議員がおっしゃるように、大きなものがまたやってくるかわからないといようなものは、もう十分我々もそういうつもりで、職員がまずそういう意志で対応できるよな形を、今意識を持って対応していただいておりますといような状況でございます。そういうふうに、書類関係も先ほど言われたように、まだまだいる書類だけを今出して業務に当たらせていただいておりますけども、肝心の重要書類関連等については、まだ旧庁舎の中に眠っておりますので、こちらのほうに今プレハブをつくっておりますけれども、先ほど担当部長が言いましたように、空調関係ができてないといような状況でございますので、今段ボールの中に整理はさせていただきますけども、こちらの空調の管理ができ次第、こちらのほうに運び入れながら危険庁舎を早めに解体をしていきたいといふふうに思っております。もちろん、議員今ご心配されております、危険庁舎の南側の地域におきましては、車が止まっておりますので、これで大丈夫かといようなご心配がありますので、担当のほうでまた検討しながら、安全な方向へ移すなり何なりを考えなくちゃならないといふふうに思っておりますけど、まだまだ大阪府関連のほうから車をお借りして、提供していただいておりますので、もうそろそろこの辺についても引き上げていただくよな方向を取らせていただきたいといふふうに思っております。そういう意味におきまして、しっかりとまた、そういう危険箇所関連等の立入禁止関係もしっかりとまた取り組みをさせていただきたいといふふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 今回の地震は、まさに誰もが想定外ということであったかもしれませんが、明日来る地震については、もはや想定外とは言えないと、あらゆる危険性をですね、そのいわゆる反省の上に立ってそういう危険性は初めて認識ができると思いますので、緊張感を持って当たっていただきたいと思います。

2番目の質問に移りますが、途方に暮れている被災者に励ましをということで、お尋ねをします。

先ほど触れました、大津町での罹災証明の申請が約4千件、3千845件、一番新しい数字で、それで、その内全壊が125件、大規模半壊が183件で、大規模半壊以上が約300ですね、合計。それから、半壊が847で、一部損壊が2千690件ですね、約2千700件、合計で罹災の申請が3千845件出されているということです。この内、いわゆる生活再建の支援が不十分ながら大規模半壊以上は百数十万から最高300万支援が出されるわけでありましたが、半壊だと57万6千円の応急修理代、それから、今回義援金が40万円ですので、両方で約100万円の支援が受けられる方が多いわけです。ところが、一部損壊になりますと、まさに一円の支援もないということです。あちらこちらで、要するに、一部損壊になって、隣と比べたり、知り合いと比べたりして、なぜうちが一部損壊なんだといふことで、非常に不公平・不満の声が出されているわけでありまして。私は当然だと思っております。とりわけですね、今回、屋根が壊れた家が非常に多いわけです。屋根が壊れまして、そのあとの大雨で余力のあるところ、あれは知り合いの伝手で頼めるところがあればいち早くシートをかぶせた。ところが、シートをかぶせる宛もない。お金もない。自分ではとてもできない。そういう一番困っている方々は、おろおろしている間に雨が降り出して、雨漏りがして、天井が落ちて、畳が駄目



になって、あるいは家具が駄目になってと。本当に一番困っている方々こそが被害がどんどんどんどん大きくなって、まさに途方に暮れている状態の人が非常に多いということでもあります。そういう意味です、国に対して、こうした一部損壊の方々に対しても、何らかの支援の制度をつくること。あるいは、町独自でもですね、ほかの自治体ではまだ少額ではありますが、見舞金制度をつくっているとありますので、大津町としても最大限、この途方に暮れている被災者に励ましの支援をするべきではなかろうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員がおっしゃるように、一部半壊等について、何らかの見舞は出ないかというようなご質問と思いますけども、我々も一部半壊の皆さんのご意見、関連等については十分認識しております、何らかの形は取らなくちゃいけないというような思いは大変強うございまして、議員がおっしゃるように、屋根の瓦の修理関連等もいろいろございまして、100万から200万と、ひどいところは三百五六十万かかるというようなお話を聞いております。持っておる人はいいいんだけど、老後のことを考えたり、あるいは修理ができないというような一人暮らしや、あるいは高齢者所帯というものの皆さんの思いを思うと、心の痛む思いでございまして、こういう一部半壊関連等につきまして、今県のほうにしっかりと申し入れをしながら、何らかの対策をとっていただけないでしょうか。しかし、これは国の決まりでございまして、半壊以上というようなことで、今進められておりますけども、ご承知のように、新聞で出ておるように、熊本市と関係町村との調査の格差が出ておるといふようなことで、町村のほうで、今県のほうに申し入れをしておりますので、16日の日に県がその説明会をしながら、何らかの形をとってくればなというような、我々は淡い期待というか、ぜひ県にしっかりとその取り組みをしていただきながら、国のほうに補正予算で取っていただければなと、強い思いを県のほうにお願いをしておるところでもあります。そういう意味におきまして、県選出の国会議員、熊本チームの皆さんもしっかりとその辺は十分心得ておられるようございまして、もちろん、一部半壊が出ているのに、やっぱり今県下でも13万人近くの一部半壊が出ておるといふことです。大津町でも2千以上の一部半壊がありますので、この辺の合志とか、宇城関係がやっておるやり方でやれば、大津町にも5、6億の金が必要になってきやしないかなというような思いをしておりますので、単独ではなかなか厳しい状況でございまして、国・県のほうにしっかりとお願いを強く要望してまいっていきたいというふうに思っております、それがなかなか、国・県にいろんな形で要望しておりますけども、国・県関係については、なかなか返事が来ないというような状況で、住民の皆さんに大変ご迷惑をかけておるのは確かでございますので、その辺、できるものは早急に、我々として町単独でできるものは、その辺の見込みを付けながら、しっかりと取り組みができればなというような思いをしておりますので、今後につきまして、その辺につきまして、また早い時期に議会とも相談して、単独の支援ができるような形になればなというような思いをしておりますので、今後、県・国のほうにしっかりと要望をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 大津町で一部損壊は約2千700戸であります。1戸当たり1万円で2千7

00万円の予算、平均10万円支援をすれば2億7千万円あれば、平均1戸当たり10万円のお見舞いとしても、要するに、50万円以上の例えば、修理代を払ったところが5万とか、100万円以上だったら10万円とか、そういうかかった費用に対して、段階的でもですね、私は5万円でも、10万円でも、やっぱり町が支援をすれば、こういう人たちの大きな励みになると思いますし、また、国の制度のこの何ですかね、不公平感を和らげるというかですね、そういう点でも最大限努力をすべきだと思います、復興基金の使い道の一つでもありますし、国が、県がやらなければ、町独自でも、その額が多額でなくてもですね、ぜひ努力していただきたいと思うところです。

時間がありませんので、次の質問に移ります。

3番目の国道の肩代わり道路の舗装を急いでほしいという質問です。

国道57号の肩代わりとして、ミルクロード、それから、このミルクロードに対する近道として町道三吉原北出口線、そして、私の地元の新小屋桜山線、町道ですね。この沿線の住宅地ですね、まさに今まで町道だったところが突然国道になってしまったわけです。国道の上に大型ダンプカーとかですね、大型輸送車がどんどん走ってくるということで、この沿線に住んでおられる方々は、もう毎日地震だと、その家がどんどん揺さぶられて、本当に毎日が地震状態で、非常に悩んでいるということです。早急にですね、こうしたミルクロードは県道ですので、県のほうに要望をこの前出しましたが、町道については、国・県に要望はもちろんですけど、国・県の返事待ちをいつまでも先延ばしするわけにはいけないということで、私が調べてみましたら、振動を軽くするための舗装、振動軽減舗装が現在は開発をされているということでありますので、こういう人たちの何ですかね、夜眠れないと、そういう悩み解消のためにも、こうした特に住宅が張りついている部分については、こうした震度軽減の舗装も早急に検討されるべきではなかろうかと思っておりますので、お尋ねをいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 57号の代替道路みたいになっております、町道関連等につきまして、議員がおっしゃるように、相当な大型車をはじめとする、車両の増加が現在町道内を走っておる関係で、地域移住民の皆さんの生活環境がおかされておるのは確かでございますし、ある地区からは、ちゃんと朝の2時から夜の12時までの車両の通行量と大型車両とかいろんなものを30分おきに上下の交通量を出して、要望をしていただいておりますので、その要望書を県のほう、あるいは国交省のほうと一緒に提出しながら、国・県の対応をしっかりと取ってくれというようなことで、今お話をしております。もちろん国交省については、代替道路の関係につきまして、大津町の町有林関係の活用をしていただくために、その交換条件という悪いんですけども、交換でなくて、我々も協力しておりますので、地域住民のためにぜひお願いできればなということで、国交省の河川事務所長ともしっかり話をしておりますが、工事が始まらないとですね、なんて、予算関係がというような話で濁しておられますけども、今の代替道路としての南阿蘇、西原の道路と同じような考え、なぜできないですかというような形で、強く今要望をしております。その件につきましても、知事のおられる前に、国交省の道路局長を交えながら、知事にも一応話しております、前々からこの町道を県道で引き取ってくれというようなことを申しておりますけども、なかなか県が引き取らないというような状況でござい

ますので、そのかわりにちゃんとした舗装関連等をお願いできないかということで、今県のほうにも部長、あるいは知事にも耳に入れさせていただいておるところであります。議員のほう、これからもしっかりと我々も国・県にお願いしていきますけども、議員がおっしゃった、今振動軽減措置関連等について、担当の部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さん、こんにちは。

今、町長が答弁されましたように、地震発生後、国道57号は立野から先は行き止まりになっております、代替道路としてミルクロードが指定されております。結果として、ミルクロードのみならず、町道の三吉原出口線、新小屋桜山線の交通量も激増し、沿線の住民の皆さんが非常に困っておられる状況になっているところでございます。町としては、段差解消等の応急修理に対応しておるところでございますが、議員がおっしゃるように、根本的な問題の解消になっているところございません。議員がおっしゃいます振動軽減舗装につきましては、近年開発されたものと考えられ、現在ではまだ非常に単価が高く、その使用頻度は、病院、及び精密機器製造工場の敷地などに多く利用されているようでございます。概算で計算してみますと、単価が約3倍程度になりますので、なかなか町のほうでの施工は非常に厳しいものがあると思います。これを踏まえまして、先ほど町長が申されましたように、今後も国・県に強く要望して、こちらのほうのやり方ですね、舗装のほうをお願いしたいということで要望していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） 振動を軽減する舗装も、確かに近年開発されたということで、いろいろ種類があるようです。単価もべらぼうに高いものもありますが、独立行政法人の土木研修所ですかね、こちらとの共同開発で、今かなり単価が下がっていると、そういう工法も開発がなされているようです。とりわけ、これから2年ないし、3年、まさに国道代わりにされているこの住宅地のところですね、多分、例えば、楽善住宅であれば数百メートルだと思います。そういうところあたりは十分、多少単価は高くても、その住宅地が張りついているほうだけでもこうした振動軽減措置が必要ではなかろうかと思うわけです。ぜひ検討いただきたいと思います。

それでは、4番目の復旧・復興をこれから計画がなされていくわけでありますが、そのためのシンポジウムを企画したらどうかということでお尋ねをします。

地震災害の対応の難しさは、発生初期・時間が、まさに予測ができないので行政を中心とした対応の難しさがあると。風水害であれば、何らかの予兆がありますので、準備もできるわけでありますが、そういう意味で、地震への対応の難しさというのは、本当に大変なものだと思います。だからといって、この大変な災難、これをですね、反省をし、そして今後引き出すということが非常に大切なことではなかろうかと思います。そのためにもですね、各種の専門家、あるいは町民も含めたシンポジウムや情報の共有が重要ではないかと考えられます。町のほうでも、今度主催はどこだったかちょっと忘れましたが、ワークショップが企画をされたりとか、すでに町内3カ所で住民との座談会も行われ

て、大変有意義なことだと思います。実は、私も8月の下旬に御船町で開かれました、ふるさと発復興会議というのがありましたので、総務委員会の同僚の議員と一緒にここにちょっと参加をしてまいりました。御船の町長さんが挨拶をし、その町の復興会議が立ち上がって、その議長さんですね、あるいは顧問、顧問には、元熊本大学の教授だった徳野さんという方がつかれているということで、この中で、このふるさと発復興会議、なぜふるさと発なのかということがふれられておりました。要するに、同じ町内でもお話に出ておりますように、地域によって被害の状況が違うということです。そういう意味で、その住んでいる人たちが一番状況を知っているということで、ふるさと発という名前がネーミングされているということ。この御船町の非常に相当過疎のほうですね、南里4区というところの区長さんが、事例を発表されておりましたが、三十数件、約70人の集落が、今度の地震で道路が寸断されて10日間。まったく車の行き来ができなく、孤立を余儀なくされた。そこで、この区長さんは、区民集まって、地域の集会所を中心にして炊き出しをし、共同生活をし、10日間を乗り切ることができたという事例でありました。ここでも地域の集会所がいかに大切かということがはっきりしたわけです。また、中越地震ですね、新潟の有名になりました山古志村ですかね、こちらの復興センターを経験されてこられた稲垣さんという、全国的にも有名な方らしいですが、こちらのお方の中越地震の経験などについてもお話がございました。何よりも、やっぱり地域住民の暮らしの再建が重要だと。暮らしの再建というのは、普段の生活を、特に住まいを中心とした普段の暮らしを取り戻すこと。また、仕事を失った人なんかはですね、やっぱり生業、農業もそうではありますが、生業を取り戻すこと。このことが大切ではなからうかというようなお話もございました。

もう一つ、阿蘇の火山博物館の須藤先生ですかね、新聞にも出ておりましたが、活断層がまだまだ眠っているやつがいっぱいあるというお話も新聞に出ておりました。こういった方々も含めてですね、専門家も含めたシンポジウム等が非常に大切ではなからうかと思っておりますので、町長の見解を求めたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員がおっしゃるように、今後の復興計画関係におきまして、やはり多くの反省をした上で、教訓を今活かしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、これからの復興につなげていくためにもとても大切なことであると思っております。行政だけでなく、住民も含めたところでの情報の共有というものが必要であるということは、もう議員がおっしゃるとおりでありますので、情報の共有を図るためにも、専門家や住民を含めたシンポジウムというものは大変有意義なことであると思っておりますので、どのような形でシンポジウムを開催したらよいか、今後の復興計画作成いきます中で検討をしていきたいと考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君） これから復旧・復興を進めていくに当たって、再三触れられております、地域のコミュニティが非常に役に立ったし、まさに大切であるということで、集会所みたいなハード、と同時に、やはり人を大切に、コミュニティを司る人が非常に大切ではなからうかと思っております。この中で、一つだけ私の職業がら、私は大工をしておりますので、こういう大震災のとき、もうあち

らこちらからも引っぱりだこであります。体がもたないほど休みなしで頑張っただけでしたが、そういう地域の職人さんがいなくなってしまうんです。これからもそうした中小零細業者を大切にしてほしいということによってまいりましたが、今度の震災でもうしみじみと瓦屋さんもない、大工もない、左官さんもないと、そういう以前、何か地域のコミュニティ、お祭りがあればこうした自営業者の方々が中心になってコミュニティを司っていた方々でもあるわけでありまして。そういう意味で、ハードと同時にですね、コミュニティを再生するには、人が大切であり、そのためには何が必要かということをお自身も含めて、ぜひ検討を進めていただきたいと、私もそのために頑張りたいと思います。

以上で終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

△

午後 0時58分 再開

○議 長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） こんにちは。佐藤真二が通告に従いまして一般質問を申し上げます。

まず、繰り返されてはおりますけれども、今回の震災において被災をされ、ご苦労なさっている皆さんに対してお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、早速始めたいと思います。

まず第1は、町民に向けたメッセージが必要ではないかという内容のものです。質問の要旨としましては、発災以降、町長から町民全体に向けたメッセージが発せられていない。時機を逸した感もあるが、やはり町長としての思いを示すべきではないかということです。

町長ですね、町長、まず第一に行政のトップであります。そして、また同時に、町のリーダーでもあるわけですね。発災直後、先ほどから話が出ておりましたけれども、行政は大変混乱をしながらも、その対策の業務を立ち上げていかれました。私の脇で見ておりましたけれども、職員、幹部職員の方、幹部の方々、それぞれが精一杯に努められていたと思います。もちろんその中で、できたこと、できなかったこと、どちらもあります。もっとこうすればよかったんじゃないかと、今になって思うこともあるかもしれませんが、それは今後の検証の中で課題を見出し、今後に向けて準備につなげていけばいいことだと考えてはおります。しかし、その行政の長としての役割と、もう一つの町のリーダーという側面に関しては、ちょっと別の思いがあります。それは、町長として住民に受けたメッセージが必要ではないかということです。先日、西原村で国政報告会、自民党の3区、4区だったのですかね、の合同の国政報告会というのがありまして、そちらのほうに長島前復興副大臣がお見えになっていました。この方はですね、6月の9日付けの熊日新聞のほうに連鎖の衝撃という連載記事がありまして、全国からの助言編というものに寄稿されている、インタビューを載せておられる方ですが、

私この記事を読んでおりましたので、この人の話は絶対聞かないかなと思ひまして、そちらのほうに話を聞きに行きました。その中でですね、言われた方、この記事のタイトルなんですけど、首長は強いメッセージをとということが、こちらのほうに書いてございます。この強いメッセージというのは、この記事で長島前副復興大臣が言われているのは、一つは、国や県に向けて被災の状況を伝えて、先ほどから出ておりますように、国や県の支援を求めるといふ強いメッセージと、もう一つは、住民に向けたメッセージが必要であるということを書かれております。私その記事を読んで、ああ確かにそのとおりだなと思ひて、今どうかなと思ひたときに、ああそういえば大津町にはまだこれがないなというふうに感じたところでした。町のリーダーとして傷ついた住民を励まし、行政が懸命に取り組んでいることを説明し、住民に寄り添っていくということを宣言し、全町民が思いを共有して行動するためのメッセージが必要ではなかったということです。時機を逸した感がございますけれども、このメッセージは復興に向けて、町民が心をあわせて行動していくために不可欠だと考えます。発生から今日で5カ月、前震からですね、5カ月になります。行政も落ち着きを取り戻してきていると感じております。復興座談会も開催されました。また、フューチャーセッションなど、今後の復興計画に向けた準備も進んでおります。こうしたタイミングで町長の思いを強いメッセージとして発信されてはいかがでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 佐藤議員の町民に向けたメッセージが必要ではないかというご質問でございますけれども、まさしく議員おっしゃるとおり、町のリーダーとして、あるいは舵取る上に町民の安心・安全の心をしっかりと方向性を見せるためにも、やはり必要であったというふうに思っております。

震災以後、私のほうから町民に対して全体に向けたメッセージとしては、広報5月号において、町長のメッセージとして被災された方に対するお見舞いを申し上げ、今後の復旧に対するご理解とご協力、また区長をはじめ消防団、地域の皆さんには感謝を申し上げるとともに、今後についても、地域をあげてのご協力をお願いします。また、最後に、健康に十分注意して一緒に頑張りましょうと呼びかけたところでもあります。

確かに、これ以降、町民全体に対するメッセージというものを発していませんでしたが、先日、災害復旧・復興住民座談会において、これまでの取り組みや復興に向けての私の思いも述べてきたところでありますが、この中で、今回の地震の対応について行き届かないところがたくさんあったかと思ひ、お詫びを申し上げ、1日も早い復興に向けて職員一丸となって取り組んでおり、できれば2年以内に復旧を行っていききたいと申し上げてきたことでもあります。

町民全体に対するメッセージということに関しましては、今後は、復旧・復興を最優先に取り組んでいくものでございまして、復旧・復興にかける私の思いについては、今後、広報おおづ10月号で述べさせていただきたいというふうに思っております。今後についても、今後反省に基づいてしっかりと住民に対する情報を流していきたいというふうに思っておりますが、なかなか悩む課題、そういうものが国・県の報告、情報というのは途中で出てきたり、いろいろする関係で、なかなか我々職員

も戸惑っておるといふか、住民に対するその辺の戸惑いが大きくなる可能性も多々あるんじゃないかなということ、今回の今混乱しております、家屋崩壊の調査関連等についてもしかりでございます、出入り関連等の赤札とかいろんなものを貼られたあと、また調査関連等である段階において住民の皆さんの戸惑いが多々あったのは確かでございますので、この辺をしっかりと情報を提供しながら、メッセージを送るべきであったというふうに反省をしておるところでもあります。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 町長のほうも思いをですね、共有していただいているということで、大変うれしく思います。ただもう少しちょっと補足といいますかですね、申し上げたいこととしましては、確かに、ここ5月号に今おっしゃったようなメッセージが載ってるんですけども、やっぱり私としてはこれはどちらかというとその庁舎が使えなくなっておりますという、業務連絡的な受け取りをしたところもございます。前後に確かにそのお見舞いとかもありますけれどもですね、そのことよりも庁舎のことを書いてあるんだなというふうに受け取ったところがございました。やはり今おっしゃっていただきました、次の10月号に載せられるということですので、やっぱりこのメッセージというのは、心に訴えかけるものではないといけないというふうに思っております。先ほど国や県との調整の中で決まってないことがたくさんあるとかですね、いろんな状況が変わっていることもあると、それは確かにそのとおりで、それは十分にわかるんですけども、そうしたその制度がどうか、復旧の手続きがどうか、財源がどうかという話もちろんあるとは思いますが、何よりもやっぱり大切なのは、住民の心情を前向きにさせる。さっき総務部長のほうで復旧・復興計画は元気が出るようなものというふうにおっしゃったと思いますけれども、住民の元気がでるようなそういったメッセージをぜひお願いしたいと思います。思いは共有していただいているということで、私のほうからこの1問目については以上にさせていただきます。

それでは、2問目に移ります。

2問目は、誰も置き去りにされない復興をというタイトルでございます。今回、被害が特に大きかった地域は、高齢化の進んだ地域であり、支援が行き届かないことも考えら、また、制度の限界もございます。きめ細かい対応が必要です。例えば、民生委員のように、地区担当職員等が生活再建支援員、それは仮の名前ですけども、そういった役割を果たす訪問型の支援ができないものだろうかというのが2点目の質問でございます。災害復旧・復興には、一番最初のその発災直後の生命の安全を図るというような段階から、幾つものこうステップ、ステージを踏んで進んでいくわけですけども、よくあるのが、そのステージが進む時に、ステップを進む時に、前のステップに取り残しが発生してしまうということです。その前の段階の問題が解決されないままに進んでしまうということがあるのではないかとということです。

今回の震災の課題で、車中泊とか、軒先避難とか、自主避難所への避難とか、避難所でないところに避難するとかですね、そういった問題がありました。町民グラウンドがどういう指定になっているかはわかりませんが、発災の3日後ぐらいに支援物資は各拠点の避難所に取りに行ってくださいというような連絡があったことがあります。そのときに、私美咲野の避難所におりましたので、美

美咲野避難所に取りに来るところってどこなのかというふうに調べたら、何か町民グラウンドにたくさん人がいるとということを知りまして、行って見たんですけども、確かに、何台もの車が停まっていた。雨が降っておりましたけれども、一応、こうノックして、すみません、美咲野の避難所から来ましたけれどもと声を掛けましたところ、どこに行ったらいいかわからなかったということですね、物資的にも、情報的にも何も支援がないまま3日間を過ごされていたというふうなことで、慌てて、それなら美咲野の避難所に来てくださいということでご案内したというようなことがございました。そのように、今回の地震では、非常に把握されなかったことというのがたくさんあります。何か一遍熊日新聞でもありましたけれども、軒先避難な車中泊を続けている人の状況をどのくらい把握していますかというような設問に対して、まだ答えが十分に揃わないというような記事があったかと思えます。こういうところに取り残しが発生する可能性があるのではないかというふうに思うところではあります。

被災したすべての人が生活再建に向けて前を歩いていくことができているか。これがやはり大きな課題だと思います。誰も取り残されない復興、このためには、生活再建支援の取りこぼしがあってはならないと考えます。

今回の予算で、地域支え合いセンター事業が計上されておまして、これはこれで非常に大切な取り組みだと思います。しかし、対象は、主にではありませんけれども、仮設住宅の入居者であって、まだ支援の手を延ばさなければならない隙間があると思われまいます。アウトリーチ型の対応が必要だということだと思います。地域には、区長さん、行政嘱託員さんを兼ねている場合がほとんどですけれども、民生委員さんや地域福祉員さんなどがいらっしゃいます。しかし、被災者への生活再建の支援となると、知識や手法も異なってまいります。一方で、町には、以前から地域担当職員というものが配置されておまして、その活動の濃淡はありますけれども、一定の地域とのつながりを持っておられるところです。この地域担当職員にこだわるわけではありませんけれども、ほかの職員さんであっていいんですが、地域ごとに職員を担当させて、地区の役員さんと連携をしながら生活再建が進まない住民を見つけ出し、支援する、アウトリーチ型の支援の取り組みをすることができないものでしょうか。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今回、被災された方々のこれまでの避難生活や今後の生活への不安に対するご心痛は相当なものであると認識はしております。町としても、震災前の安定した生活に一日も早く戻っていただけるよう、仮設住宅へ入居されている方、あるいは町外へ避難されている方々、及び自宅に居ながら生活の立て直しが必要な方を支援するために、国・県の補助事業を活用しながら地域支え合いセンター事業を新たに創設し、各関係機関と連携を取りながら総合的な支援を行っていきたく考えております。これからのそういう地域支援センターの活動でございますけれども、これまでの災害関連について、多分ご心配されておる件につきましては、包括支援センターがありますので、そこにセンターの職員、ケアマネージャーをはじめとする職員によりまして、避難されなくて自宅におられる方、関連等につきましてもしっかりとこれまでの保健師やそれぞれ支援いただいた医師や看護師



さん関連等としっかりと支援活動を行ってきております。今後につきましても、しっかりとそういう地域の中での交流活動を通じて、地域におけるコミュニティの再生や形成に取り組み、将来的に住民それぞれのともに助け合いを自立した生活ができるよう、今後地域の力をお借りしながら、そういう方々の支援を一緒になってやっていければなというふうに思っておりますので、今回、自治会の働きなどしっかりと活躍していただいております中におきまして、我々の職員関連について、今後についてもしっかりと地域職員とともに、地域の状況、環境をしっかりと把握しながら取り組んでいければなというふうに思っております。

内容関連等については、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 今回の地域支え合いセンター事業の主な事業内容といたしましては、まず、生活再建や心身に関する総合相談事業、これは心配事相談事業でありますとか、家計、心のケア、住まい、それから就労等も含めた総合的な相談事業でございます。それから、新たなコミュニティ形成支援のための座談会や地域交流サロン、それから、高齢者等の引きこもりを予防するための介護予防事業、ミニデイですとか、健康づくりの支援、健康教室や健康診断等ですね。それから、震災によって生活困窮者になられた方々、若しくは、その恐れがある方への生活基盤立て直し支援、この4つを主な柱といたしております。

そのため、地域支え合いセンターに主任生活支援相談員、それから生活支援相談員、生活支援補助員等を配置いたしまして、応急仮設住宅やみなし仮設住宅等に居住する避難者を訪問し、見守りや相談を行いながら、専門職や関係機関と密に連携を取り合い、きめ細かな対応を行っていくところです。また、大津町外へ一時的に避難されている方についても、各区長さんや民生委員さんと情報を共有しながら把握するとともに、福祉課の被災者生活再建相談窓口において提出を今いただいております、避難先連絡届、これを元に、町の情報の発信をしていくなど、継続的な支援も行っていきたいと考えているところでございます。

なお、事業の実施主体は町となりますが、今後は社会福祉法人やNPO法人等への委託を行う予定としております。事業委託後におきましても、被災者をみんなで支えていくために、行政・関係機関と連携を十分に取り合いながら運営をしっかりと行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 地域支え合いセンター事業についてはですね、今後の委員会の中でもいろいろ詳しく聞かせていただいたところではありまして、概ね理解はしているところですが、最初のほうに言いましたように、取りこぼしが無いというところが、私のこの質問の一つポイントです。どうしてもですね、その包括支援センターとか、たくさんのこといろいろ言われますけれども、やはりそのこれまでも支援が必要だった人っていうのは、その分母というのが把握できているだろうし、それに対して対応していけばきちんと分子も埋まっていくだろうと思います。ただし、今回の地震によって、生活困窮の話がありましたけれども、経済的な面もあるでしょうし、もう一つ、心情的な面ですね、心の面において、やはりその支援が必要になった方、さっきもちょっと休み時間に話していた

んですけども、近くの人が新たに認知症を患ってしまったというような事例もあります。そのほかにも、表に出てこないでも、何か閉じこもってしまったりとかですね、そういった形で、今日に見えていない人たちをやはりその探し出す、まあ地域との連携ということはもちろん必要なんですけども、探し出して、そこを分母としてまた埋めていくというような、その取りこぼしのない取り組みというものがですね、ぜひ必要ではないかと。そのための手法として、地域支え合いセンターでは賄いきれないアウトリーチ型が必要ではないでしょうかということを申しております。そのアウトリーチ型の考え方についてですね、一つ、もう少しお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 佐藤議員のご質問にお答えいたしたいと思います。

今回の震災で最もはっきりいたしましたことは、やはり日ごろから地域の方々の絆が強く、自治会の働きがですね、活発なところほど災害時におきましても、迅速な応急救助とか、支援ができていたということでございます。その点では、今後とも地域福祉活動を広め、区長、民生委員さん、地域福祉推進員や関係者の方々が力をしっかりとあわせて、子どもからお年寄りまでみんなで支え合えるようなですね、地域づくりを目指すことが第一だと思います。

町長の先ほどの答弁の中にも述べられましたように、やはり今言いました、平素からの地域の絆づくりが、防災も含めて、しっかりと支え合うことができる力の源になるという観点から申しますれば、やはり地域支え合いセンター、今回の地域支え合いセンター事業、それから多くなっております、地域福祉活動事業、これらの事業をですね、十分活用をして、座談会や地域交流サロンなどを通じて、コミュニティの活性化につなげていきたいと考えております。その中で、いわゆる水先案内人といいますか、そういった役割として、現在、役場に地区担当職員等がおりますので、それらがパイプ役なり、先頭的な役割を果たすことで、当然、区長さんや民生委員さんのお力、それから地域福祉推進委員さんの皆様のご協力が必須ではございますけれども、やはり役場職員としての総合的なおつながり、いろんな各種団体のおつながりもできますので、その辺の専門性も活かしながらですね、復興に向けた地域づくりに参加させていただくということも大事なことではないかと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） はい、わかりました。私のほうから提案ということで、ここでやるとか、やらないとかいうことはお答えいただきたいわけではなくて、やはり誰もが取り残されないということがですね、共有できればそれでいいかと思っておりますので、今後もですね、ぜひ丁寧な対応を、取り組みをお願いしていきたいと思っております。

それでは、3問目に移りたいと思います。

3問目は、中学校での不祥事で、町教育委員会の責任はということであげさせていただいております。この不祥事の内容については、できるだけもう言葉にしないで進めていきたいと思っておりますので、答弁のほうもご協力をお願いします。

災害下の不祥事ということで、報道とかの扱いは非常に小さかったんですけども、実際は大変大

きな問題です。6月16日に発覚したわけですがけれども、その後の行動や報告から、その行為が発覚したのは、学校内であって、しかも授業中のことであって、これまでに何度も同様の行為が繰り返されていたということがわかっております。そして、その被害者は、生徒です。該当の教員と校長につきましては、既に県の教育委員会のほうで処分が決定しております。では、町としてはどうなのかということ。その中学校の設置者は大津町であって、その監督権も町にあります。トップには常に責任が伴います。町の教育行政の教育長は、この事件について当然責任を持つものと考えております。その責任の取り方は、今後の改善とかいうものではなく、もっとはっきりとした形で示されるべきだと思っております。教育長は、自らの責任の有無と、責任がある場合、その責任を果たせなかったことについて、この事件について、どのような対応をご自分になされるつもりなのか、そのお気持ちを伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

6月に発覚いたしました、町内の町立の中学校教諭の不祥事につきましては、関係者の皆様、特に被害生徒、あるいは保護者の皆様、また議会の皆様、町民の皆様大変ご迷惑をおかけしたことを深く申し訳なく思っており、お詫びを申し上げます。

今回の不祥事は、議員ご指摘のとおりでございますね、生徒に対して、しかも学校内で行われたということでもあり、私自身大変重大な問題であるというふうに認識し、服務監督権者としての責任を痛感して、不祥事発覚後には、まずは学校での保護者説明会に出席いたしまして、保護者の皆様へ直接謝罪の言葉を申し上げたところでございます。その後、記者会見、記者発表を開きまして、メディアをとおしまして、町教育委員会として、あるいは私の責任というものを明らかにし、謝罪を行ったところでございます。

また、不祥事再発防止に向けまして、学校長を通じて、教職員に対し教育長名で7月11日付で「各学校における不祥事根絶に向けた取り組みについて」、また、処分が出ました翌日の8月3日付で、私自身の思いということで、町立の学校・園のすべての教職員の皆様へという通知を行いまして、その後も全員研修会や校長会・園長会など、あらゆる場面において指導の徹底を図っているところであり、これを今後も継続していかなければならないと考えております。

不祥事発覚後は、個人情報の管理、ICT機器の使用については、学校の現状調査を実施し、再発防止に向けた制度整備を行い、今後、二度とこのようなことを繰り返さないようにすることが、町教育委員会並びに私の責任ではないかと考えております。

次に、教育委員会としての処分についてですが、県費負担教職員の懲戒に関しましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定によりまして、都道府県の条例で定めることとなっているため、当該教諭と監督者である校長の処分について、町教育委員会は7月22日に教育委員会会議に内申の承認を求める議案を諮り、県教育委員会へ内申を行い、県教育委員会は8月2日付けで処分をなされたと。こういう流れになっております。

併せて、同校の管理職である教頭につきましては、町教育委員会から8月11日付けで文書訓告処

分を行ったというところでございます。

町教育委員会としては、その責任を痛感いたし、様々な機会をとおして、すべての教職員へ周知・徹底を行い、あらゆる不祥事の再発防止に努めてまいりたいと考えております。

議員がお尋ねの私自身、教育行政のトップとしての責任についてでございますけれども、やはりその責任は重大であるというふうに痛感をいたしております。今申し上げましたように、様々な機会に謝罪を申し上げ、今後の対応について事細かに指示を出し、実際にやってきたところではございますけれども、過去の他行政の状況をみますと。このような不祥事が連続して多発してなかなかおさまらないと、そういう場合には、町教育委員会から教育行政のトップである教育長、あるいは担当部長に対しましてはですね、訓告あるいは嚴重注意等の処分が出ておりますので、その点も含めて、これは教育委員会としての処置になりますので、そういう面については、教育委員会に諮りまして、そのあたりについてはですね、今後進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 前半のところで、その保護者の向けの説明会の中で謝罪をされたというようなお話がありました。それについては、ちょっと私も保護者の方から話を聞いているところなんです、その保護者向けの説明会、基本的に次長が説明をし、教育長は自らは発言をされようとされなかったと。で、保護者に促されて発言をし、そして、その発言の内容は、教育論の話がほとんどで、何というか、非常に他人事のように感じられたということで、保護者からは非常な不満の声が聞かれているところです。全協の中でもですね、お話ありました。教員が置かれているストレスの状況とかですね、そうしたことをたくさんお話されましたけれども、最終的に、どうするんだというところについてなかなか話が及ばなかったというようなことも記憶しております。そういったこともありましてですね、今回のこの質問に至っているわけなんですけれども、教育委員会からの話で、今後の処分については考えられるということですが、もう一つ、その教育委員会の制度改正がありましてですね、新教育長というものがありまして、現在、その今現在の教育長の立場としては、その新教育長そのものには当たってはいないかと思っておりますけれども、今後、教育長の権限、責任はますます大きくなっていきます。そうした中で、教育委員会との関係の中でですね、そうした責任を取られるという場合に、教育委員会にその何て言うかな、それを言い出す話になるのか。それとも教育長が自らそれを言い出す話になるかというような問題もあるかと思っております。その辺も踏まえられて、ぜひですね、今後、子どもたち、本当に町はというよりも、学校は自分たちのことを考えてくれているのかというような疑問を持っている子どもたちもいるようです。また、こうしたその不祥事が根絶されない、根絶しない理由の中には、きちんと責任というものが、いつも明確に形になっていかないというようなもどかしさというものを感じる時もあります。ぜひ今後のご対応もよろしくお願ひしたいと思っております。

3問目も以上で終わりたいと思っております。

4問目に移ります。

4問目は、毎度申し上げております、町立幼稚園の保育料値上げの再検討をぜひご検討いただきました

いという話です。

保育料の値上げの適切さを判断するには、これまでの話を踏まえたところでは、今度の夏休みの状態とか、入園希望者の動向などを踏まえるべきではないかと考えておりますが、その条件がなかなか整っていないのではないかなというふうに感じるところで、この質問を申し上げます。しつこいかなと思いましたが、どうしても納得できないということがございますので、何回も質問させていただきたいと思っております。

まず、前回、昨年12月ですね、質問をさせていただいた質問の中から、議事録を見まして、要点を抜き出してちょっと申し上げますと、まず、この現在の保育料額の設定について、町としましては、公立施設としての役割、意義、公私間のバランス、保育所・保育料とのバランス、公立幼稚園を設置している他市町村の動向、町の今後の財政状況等を考慮し、総合的に判断したということになっております。また、現在のところ、国の制度改正や幼稚園を取り巻く環境の大幅な変化などがない限り、この方針によりまして進めていきたいと考えているところです。しかし、今後につきましては、新制度の動向や消費税の増税、幼児教育の無償化、町内私立幼稚園の新制度への移行時期などを総合的に考えて、平成28年度については経過措置でいかせていただき、見直すべきところは見直していきたいと考えています。こういう答弁が今年の議事録に残っております。ただそのよくわからない、この総合的判断というものについて、それはどういう判断ですかということでお尋ねしたところ、これは議事録を読み返してみてもなかなかよくわからないようなお話でございました。

今年がですね、この保育料値上げの移行措置の最終年度ということになりまして、29年度からは完全実施ということになるわけです。今年ですね、ですから、夏休みの長期休暇の保育というものがありません。私も1回ちょっと見に行かせていただきました。震災の応援に来てくれた読み聞かせの方をお連れしたような形なんですけども、そういうふうに夏休みの保育にも取り組まれたということで、そうしたその努力というものはきちんと評価はさせていただきたいと思っておりますけれども、その一方でですね、現在、入園者が減って定員割れしているという状況もあるということです。定員割れという状況を言い換えますと、町が持っている幼稚園という施設が、その価値を發揮しきれていないということも言えるのかと思います。子育て支援の給付施設が供給過剰になっているという状況ならですね、わからないでもないんですけども、現在の供給が不足している状況の中で定員割れが発生してしまう。それはどうしてなのかということを考えると、やはりこれまでも言われておりますように、大きな理由として、保育料が保護者の期待からすると高いということになります。通常、需要と供給というのはサービスとその対価のバランスによって取ることを一致するわけで、現状では、幼稚園が提供しているサービスよりその対価のほうが高いという評価を保護者はしているということです。いかがでしょうか、もう一度保育料の値上げについて見直す余地があるんじゃないでしょうか、お尋ねします。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 佐藤議員の町立幼稚園の保育料値上げの再検討をというご質問にお答えをいたします。

平成27年4月から、「子ども・子育て支援法」に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく、「子ども・子育て支援制度」がスタートをいたしました。この新制度に伴い、公立幼稚園の保育料の設定については、これまでの定額負担から保護者の所得に応じた応能負担へと大きく変わりました。

国から示されました、「公立施設については、施設型給付費の財源のすべてが市町村の公費負担となるものであることなどを踏まえ、国としては、公立施設用の公定価格や利用者負担基準を定めることは予定していません。公立幼稚園の施設型給付の額の設定については、設置者かつ財源負担者であるそれぞれの市町村における現状の費用の実態や新制度での費用の見込み、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス等を考慮し、判断すべきものと考えています。」との考え方を踏まえ、公立施設としての役割・意義、公私間のバランス、公立幼稚園を設置している他市町村の動向、町の今後の財政状況等を考慮し、判断いたしましたものでございます。

その結果、生活保護世帯やひとり親家庭世帯、市町村民税所得割非課税世帯及び多子世帯の軽減などで、保育料が安くなる世帯がある一方、負担が増える世帯のあることも事実でございます。

そこで町では、保護者の急激な負担増を緩和するため、平成27年度は、保育料をほぼ据え置き、平成28年度は、本来の保育料の中間値とする経過措置を設けた次第です。

また、私立と公立との間で大きく差があった保育サービスについても、今年の夏から保護者からの要望の高かった、「夏季預かり保育」を、陣内幼稚園と大津幼稚園で開始し、保護者のニーズに少しでも応えられるよう努力したところでございます。引き続き、保育サービスの向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

なお、今後につきましては、経過措置は平成28年度で終了することといたしております。しかし、ご存知のとおり、政府は今年6月に、「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定をいたしました。そのポイントとして、働き方の見直しや、子育て・介護分野を中心に、生活に直接関わる施策が多岐にわたって盛り込まれています。いずれも少子高齢化の克服へ向けた重要なテーマでございます。具体的な施策としては、保育士と介護職員の賃金の引き上げや、関連施設の整備などが盛り込まれております。

本年4月から、所得の低い世帯については、兄弟姉妹の年齢に関係なく、第2子は半額、第3子以降は無償にすることになりました。今後、国は、段階的に幼児教育の無償化の実現などに力を入れていく予定でございます。

こうした国の動向や町内の私立幼稚園の新制度への移行時期、他市町村の状況、熊本地震の影響及び定員割れしている状況などを総合的に踏まえ、見直しすべきときには見直していきたいというふうに考えております。

なお、「夏季預かり保育」の実績等については、担当部長より説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 教育部長市原紀幸君。

○教育部長（市原紀幸君） では、私のほうから夏季預かり保育の実績等について説明させていただきます。

子ども・子育て支援新制度により、子育てに関する制度が大きく変化し、特に幼稚園の保育料の考え方が大きく変わるようになっております。

そこで町では、保護者アンケート調査や保護者説明会及び意見交換会などを開催し、その中で、特に保護者の要望が多かった、夏季預かり保育を、今年度の夏から大津幼稚園と陣内幼稚園で導入したところです。保育の期間は、夏休み期間のうち、土曜、日曜、お盆等を除く日として、教員2人体制で行っております。その実績としましては、大津幼稚園では25人の申し込みがあり、利用延べ人員が147人、1日平均利用が7.4人、陣内幼稚園では26人の申し込みがあり、延べ利用人数が152人、1日平均利用が7.6人ということで、2園合計では51人の申し込みで、利用延べ人員が299、1日平均利用者が15人という実績になりました。

今回、この夏季預かり保育を実施した中で、保護者の方からですね、いろんな意見をいただいております。保護者が就労している家庭ではとても助かった。あるいは、急な用事のときに預かってもらってよかった。また、水遊びなど、夏ならではの遊びを取り入れてあり、子どもたちも喜んでいたなどの意見が聞かれております。利用された保護者の皆さんにはですね、好評でしたので、引き続き事業を継続し、保育サービスの拡充に努めてまいりたいと考えております。

なお、私立幼稚園とのサービスの格差はまだあることについては承知しておりますので、今後、保護者の皆様のご意見などを参考にしながら、引き続き町立幼稚園の保育サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 佐藤真二君。

○3番（佐藤真二君） 夏季休業中ですね、保育については、私も知っている人が保護者でしたので、どうでしたかと聞いたところ、よかったよということで、いい反応でしたので、そこについても頑張っておられるんだなということで、ますますいろんなサービスがですね、充実していくように期待するところではあります。

ただその保育料の問題にまた戻してしまいますけれども、先ほど教育長、最後のほうに、見直すべき時には見直すということで、これは前回の質問のときのお答えとほぼ変わっていないんですけども、見直すべき時っていつなのかって、言いますよ、今でしょうですね、やはり今見直すべきではないかなというところです。何よりもですね、その定員割れというのはですね、本当に大きな問題だと思います。町が持っている施設がフル稼働していないということですよ。フル稼働していないということは、そこに行政としてのそのロスが発生しているというような言い方もできるかと思うんです。そのバランスをとっていくものって何ですかというと、それはサービスの内容、質とその対価というところとっていきべきではないかというところです。ぜひ今考えていただきたいと思います。もしそれが総合的判断ということで、非常に複雑すぎるということであればですね、もう一つですけれども、前回の説明の中でこういう話もありました。階層の問題ですね、保育料の階層の設定、ちょっと読みますね。確かに、ご指摘のとおり、階層がですね、非常に厳しいところの階層がございます。やはりもう1年、今年もう1年ございますので、その辺の階層もですね、少し見直しをしていきべき

だろうというところで考えているところでございますという答弁もあっております。今年もう1年ありますというのが、この平成28年のことですね。非常に総合的判断というの、何回いつも読み返してもわからない、非常にあれも、これも、どれも考えなきゃいけないというような内容のようでございますので、それについても見直すべきとき、私はそれが今だと思えますけれども、それがもし叶わないのであれば、少なくともこの1年の間にこの階層の部分についてはですね、ぜひとも見直していただきたいと思えます。

5つ目のですね、質問につきましては、準備していたんですけれども、先ほどの午前中の一般質問の中で丁寧な説明がございましたので、それでもう私としてはここではもう申し上げない形よろしいでしょうか。議長、いいですか。

○議長（大塚龍一郎君） はい。

○3番（佐藤真二君） では、質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

2時から再開いたします。

午後1時47分 休憩

△

午後1時57分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 通告書にしたがいまして一般質問を行います。

今回、2点、町長と教育長に対してであります。

1点目は、熊本地震関連であります。恐らく多くの議員様方々がこの点については質問されるであろうと思ひまして、主題といたしましては、地震関連としております。できるだけダブリがないようにですね、質問をしてまとめていきたいと思っております。

私が今回の一般質問において、何を、どの要点で町長と議論すべきか考えました、やはり震災があってから今までの、初動から今までの状況までの対応、体制がきちんとやっとなったかという形になるかなと思ひます。今までの質問の中で、侃々諤々、こうすればよかった、ああすればよかった、こうじゃないか、ああじゃないかということが出てきておりますが、こういった災害というものは、我が熊本が初めてではありません。世界各国になると広くなりすぎますので、我が日本におきましては、先の東日本大震災、阪神淡路、いろんな大災害が起こっております。そういうことを考えますれば、実は、こういった熊本地震に対しましても、体制整備というものは、既にできあがっておるのが当たり前のことでありまして、また、そのことについて、我々議員は、そういった事件があるたびにですね、災害があるたびに一般質問なり、何なりに取り上げて、町と議論するわけでありまして、ですから、今回の災害に対しましては、最初にどういった体制を町が取られたのか。そしてまた、どういった指示をもって職員が動き、そして町民を確保し、そして現在に至っては、復旧・復興という計画を充実させていくという形ができあがったのかという形になりますが、私は、この自治体の管理体制を考え



たときに、今までの質問は別にしまして、違う観点から考えておりました、やはり重要なのは、町長のリーダーシップですね。やはりそのときにどういった指示をなすか。もちろん、早急にそういった震災に対する体勢を取るべく災害対策本部というものはすぐつくられました。また、そこにどういった情報が送られてくる。それを裁きながら、適切に優先順位を決めながら対応していくという形になります。このときに、非常時でありますから、もちろん職員の皆様方、その任務に当たる方々というものに求められるものは、ふだんからこれはもう身に染みているものですが、法令順守という形ですね。しかしながら、緊急時においては、それが当てはまらない部分があるということです。ですから、町長におかれましては、そのときに情報収集する中で、どういった対応が優先順位なのかというものをきちんと指示しなければならないと思うわけであり。最初の地震から2日後の本震まで、考えてみますれば、まさに我々町民もどう動いていいかわからない。また、動けないという状況でありました。その中でも、町長をはじめとする職員の皆様方も対応をどうすべきか、いろんな今までのですね、勉強の中で考えられてこられたかなと思っております。そういった自治体機能を失わずに、自治体というこの枠の中でですね、大津町は動かなければならないということで、私も選挙であがった人間でありますから、まずとった行動というのは、水道議会でも言いましたけれども、2回目の本震のあとに、私は、これはライフラインがきちんとしていなければ町が復旧できないということを念頭に置きました。ですから、本震のあと、その翌日ですね、自分のバイクで水源地、立野のところの水源地ですが、あそこまでバイクを飛ばして行きました。そして、水が確保されているかどうかという確認であります。もちろんライフラインの中の道路というものは悲惨な状態ではありましたが、車ではどうせ行けないだろうということでバイクを飛ばして行きました。そのときに、水道企業団の企業長がもう下から上がって来られて、ああ永田議員ということで、どうでしたかと、水は濁れてなかったですかということに対して、はい、濁ってはおりませんけれども、水量は確かなものであったという報告を受け、そこから帰って次にした行動というのは、災害対策本部の中に詰め込むことであります。その中で、間違った指示が出されていないか、そういったものを確認するために、職員の会議がある中で、横でずっといろんな形を数日間、私は見ておりました。いろんな情報が飛び交う中で、それを整理整頓して職員の方々がそういった意思を統一して復旧に臨まれたということを目のあたりにしております。もちろん、いろんな箇所箇所においては、困られた町民の方々に対して、いろんなその喉が渇いた、腹が減った、眠たい、いろんなものに対して対応しなければならない。しかしながら、重要なことというものを考えたときに、まず最初にするのは、電源が喪失してないかということと、水が濁れてないか。生きるに足りるか。もしこれがなくなったならば、その対応の仕方というのは大きく変わってくるということです。もし、水が濁っていたならばと考えると、恐ろしいものがあります。我々人間は、やはり水がなければ生きていけませんし、そして、またそういった用意はふだんの過程にはないということですね。ですから、濁りはしているけれども、途中寸断はされたけれども、水源が確保されれば必ずや復旧するということを確認、そして九州電力においては、電源は大丈夫ですという確認すれば、あとは支持の出し方というものは、ふだんの生活にいち早く戻れるように対応を行政としてしなければならないという順番になるかなということ。す。

ですから、最初の初動体制の緊急事態において大切なのは、もちろんご近所の皆様方と安否の確認をして、そういったいろんな対応をするのも大切ですが、町全体を考えたときには、町長が指揮をとって、この緊急事態において、こういった行動をやりなさいという指示を出すことではないかなということでもあります。そういったことが今回の対策本部において、私は本当にもう目のあたりにしましたので、そしてまた、職員の皆様方、本当にお疲れの中ですね、もうみんな対策本部の床とか、その階段のどこかにはですね、職員が疲れてそのまま寝てしまうというようなことを目のあたりにしております。やはりこの任の重大さをきちんと自分で全うされたゆえに、寝る時間も惜んでそういった対応に奔走されたのではないかと思い、本当にご苦労さんでしたと言いたい気持ちであります。

しかし、既にもう5カ月であります。ということは、まだまだ余震は続いてはおりますが、この自治体の管理体制というものが今度は問われてくるかなと思います。その前に、いろんな議員様方から住民サービスやいろんなものが寸断されてしまったということで、非常に使いづらいとか、いろんな形が提言されております。私もそう思います。現状を見てみますれば、この役場の状況をみれば致し方ない部分もあります。しかし、こういったときのように、BCP、すなわち事業継続がこんな災害時でも失われないで、きちんと行われるように計画しなさいというのは、東日本の後でしたか、私は一度一般質問をしております。そのときに、機能を失われてしまったからでは遅いんだということを指摘しております。しかし、それは確実に実を付けていなかったということではないだろうかと思えます。私も今日の新聞見まして、まさに私の一般質問にあわせたように出てきたのかなと思うのが、町長の先ほどの各議員の答弁の中にもありましたけれども、庁舎の中にまだ重要書類が残っているということです。これ非常にもうこれって重要な問題でありまして、危機管理体制はそこになってなかったということです。コンピュータあたりが発達しまして、インターネット発展していきまして、要はIT時代、すでにIOTという形で、インターネットを使っているいろんな機材がもう考える、シンクの時代になってきたよと言っておりますけれども、私はですね、まず基本的に今日の新聞でも指摘されました、バックアップ体制ですね、これが重要書類においてはなされていなかったということです。電子データにおかれましては、幸い電算室は助かっておりますので、これは大丈夫だったと。そしてまた、このそのバックアップ、ミラーリング、そういったものの体制におきましては、企業においては、東京の会社が、もし東京全体がやられたときには大変なことになるから、近くではなくて、東京の業者が沖縄とか、北海道とか、遠いところにですね、そのミラーリングをしてバックアップをするというような、そこまで安全対策をとっておられるということを指摘されておりました。ですから、危険な状態ではありますが、やはりその中でもそういった重要書類の持ち出しは今後やっていかなければならないということで、そういったこともその自治体の管理体制においては、非常に意識が弱かったというふうに言わざるを得ないと思います。

そしてまた、今日のこの新聞の中にもですね、我が大津町のことも書いてあります。各もう使えなくなった庁舎の自治体の一言が書いてありますけれども、機能の分散、八代においては、広いので分散型を今後取りながら機能回復をしていくとかありますが、非常にその分散すると使いづらいという点、そして、逆にメリットから考えれば、一部がもし火災とか、そういったものにやられたとしても、

分散しているがゆえに助かったということも考えられるということではなからうかと思えます。

ですから、そういったことを考えますれば、住民サービスの点からするならば、やはり1カ所でいろんな手続きやいろんなものが終わるのは、これはいいです。しかし、その点在するいろんなその部局においてですね、IT技術を使いながら、通信技術を使って、そういったものに対応できるような体制をつくるというのも案ではなからうかと思えます。そしてまた、それに動線と申しますか、もちろん人の行き来がきちんとできあがればこれにこしたことはありませんが、やはりそういったものも検討しなければならない。もうすでに5カ月と言いました。ですから、そういった復旧・復興体制というものはそういったものを考えなければならない。そして、また職員、その任に当たる職員において、一つ、ああこれも一つ問題ではないかなと思った点に、町外の職員がおられます。町外に住まれている職員と我が大津町とのライフラインがその寸断された場合、そのときに任に就けないんですね。こういったものもやはり問題になってくるかなと。要は、グローバル化ですから、これは世界じゃなくて、この日本において、自治体においても一緒です。住むところをあなたは大津町の職員だから大津町に住みなさいとは言えません。そういったものを求めているわけではありませんが、こういった緊急事態において、重要な役割を満たす職員がその任に就けないということも問題ではないかなと。こういったものの対応も必要になってくると思われま。

切りはないんですけれども、今回の災害に対して、我々も政策立案をしていかなければならないと思います。いろんなご指摘をもって町長が詫びる場面と申しますか、苦しい言い訳あたりも見てきましたけれども、ここで私も厳しい一句を述べております。今回の災害経験に対しましてですね、もういろんな政策立案をきちんとその町長、また議会がですね、示していかなければ、何のための議員かいと、議会かいと、何のための選挙で選ばれた町長かいて、こやんとときに力を発揮するのが町のリーダーではないかと。そしてまた、そのリーダーを日ごろから監視監督、そしてまた、批判けん制するのが議会の役割ではないかということで、厳しい一句を入れた次第であります。

ですから、私は、もうすでにかなり長い期間議員をやっておりますので、いろんなところに行って研修もしてまいりました。阪神淡路のときには、その後ですね、最初なつたすぐ2年目ぐらいだったですか、行って、地下にその水タンクを埋め込むというやつがありましたね。そういったものも一般質問で即座にして、検討したいと言われました。要するに、地下プールみたいな感じで、いつも水はそこを巡回しながら次に出ていくということで、いつも新しい水が地下プールに、ここの埋蔵されているんですよ。ですから、こういったときには、災害のときには、手動ポンプを使ってでもたくさん水が確保できる。しかし、それはもちろん資金がいることですし、そういった難しい問題もありますけれども、今回の地震においては、むぎむぎと、やはりそういった震災を受けたところはそういったところやっているなというところで、やらなかった、また、私も議員として押しが弱かったということを非常に反省しているところであります。

そしてまた、昨年度は、大津菊陽水道企業団において配水車、きれいなやつが導入されました。しかし、そこで問題になった議論というのは、配水車があっても、1台は1台なんですと。配水車タンクの中にはそういった受け皿というものをきちんと各箇所に置ければ、水を入れたら膨らむようなや

つがあるんですが、それを置いとけば、いろんな箇所に1台で何カ所も配水して、いろんなたくさんの方が助かりますよという議論は、昨年度、水道議会のほうでもあっているんですね。その点に対しましては、私は総務課に行って、どぎゃんかこれは町として対応でけんかというようなことも申し述べております。受け皿がないから、そこに今の世の中ですね、バケツを持ってこれに水を入れてくださいというのはほとんどないと思います。やはりきれいな水が確保された上で、飲料水としてもそういった形でできる体制を企業団はとってきたんです。しかし、自治体は及ばなかったという、こういったことがあります。ああいった水タンク、伸び縮みする、体積が増えることができる水タンク1つでもですね、各、先ほどありました、集会所やいろんなところに確保できれば、かなりこの災害に対しても、住民の方々に難儀することを少なく、より少なくして対応できたのではないかなということ、私の押しが弱かった点について反省するべきであろうかと思っておりますが、この自治体の管理体制、これをですね、きちんと今後とっていかなければなりませんので、今の状況においてもきちんと住民サービスをやっていかなければならないということで、これがどこまでできて、そしてまた、これからどういうふうに進展させていかれるのでしょうか。質問いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 永田議員の今回の地震災害関連等につきましての、町の対応関連と今後の反省点についてのご質問かというふうに思います。

今回の地震においては、町のすべての業務において町民の救済を最優先に取り組んできたところがあります。もちろん、議員がおっしゃるように、自助、共助と言っても、やっぱり町民の方たちは、行政を頼ってこられます。これは、これまで町がやる仕事だというような意識があつてのことだろうというふうに思いますけども、我々はこれまでに地域のこと、あるいは自分の命は自分で守るというような、地域の強さをつくっていただけるような意識改革を進めてまいったわけですが、なかなか急きよな場合には、その対応がなかなかできていない。先ほども申しましたように、マニュアル的なものをつくっておりましたけども、できなかったことを反省しておりますけども、今後そういうものをしっかりと活かしていきたいというふうに思っております。

災害につきましては、もうそのときから一番はじめに、我々としては対策本部もつくりましたけども、その中で対応しようというようなことは、まず避難所の運営、管理を一番にやります。もちろん、それと同時に、被災した道路とか、そういうものについての指示を建設業組合関係の役員も対策本部におりますので、箇所箇所の場所について。あがってきたものについて組合のほうにお願いをし、早急な復旧作業に入っていただくというようなことをやってきております。また、消防団の団長、副団長3名が常に夜も昼も待機しておりますので、彼たちの消防団の活動をしっかりと活用しながら、それぞれの地域の安全、あるいは避難関連等の状況関連等については、団長のほうから各分団のほうに、分団長に通知しながら積載車で各地域の班をしっかりと回っていただきながら、地域住民の安全に努めていただいたわけでございます。また、消防団のほかに、自衛隊の43連隊が対策本部に来ておりましたので、炊き出しや物資関係の配送・輸送関連等についても、しっかりと指示をしながら取り組みをしていただいたというような状況でございます。もちろん、そのほかに国交省や農水省のほうか

らも対策本部のほうに来ておられますので、それぞれの大きな災害関連等につきましても、職員の体制が我々としては不十分でございますので、国交省や農水省の職員の派遣をお願いしながら、その災害状況のマニュアルというか、設計関連をつくっていただいて、災害査定に間に合うような書類作成についてもお願いをし、あるいは、また状況の調査関連等についても派遣をしていただくというようなことで、関係省の皆さんの対策本部に詰めておられますので、そういう指示をやってきております。もちろん先ほど言われるような、停電と断水というようなことがありましたので、水道企業団の対策本部のほうと連携を取りながら、どこの地域がどのような断水であるか。あるいは、そのポンプとかいろんなものがある地域について、この貯水池からどの地域が今断水し、検査しながらどこまでが復旧しておるかというようなことも十分その情報を取り入れながら、住民の皆さんの生活の断水関連等の解決に向かってお願いをする、そういう指示を水道企業団のほうにもやってきたというような状況でございます。

そういう中におきまして、それぞれの災害関連等についての状況把握について、しっかりやったつもりでしたけれども、まだまだその辺の状況についての住民に対する対応が大変遅れ、あるいは、できていないというような状況もお断りを申し上げたいと思いますけれども、これについても、先ほどから申しておりますように、関係省、農水省や国交省のほうに、あるいは内閣府、あるいはそちらのほうにしっかりと要望関係を取り入れながら、しっかりと対応をしていただくようお願いをしておるところでもあります。また、庁舎関係につきまして、今回の地震で使われなくなって大変危険な状況でございますので、その辺の書類関連等については、ヘルメットをかぶりながら素早く対応ができる、そして危険状態からすぐ抜け出すというような状況で、職員の安全面もしっかりととらえながら、指導をしてきておるような状況でございますけれども、あの一般住民に対するオークスプラザの窓口業務関連等についても、しっかりと業務の再開にいち早く取り組むことができたというふうに思っております。そういう意味におきまして、まだまだ議員ご指摘のように、日ごろからのどの程度の緊急時に使えるように考えていたかというようなことについては、反省をすることがただたくさんあるというふうに思っておりますので、今後についても、危機管理体制については、今後、再度検討を行い、体制を整えなければならないというふうに思っております。

職員関係の管理職員関連についても、部長以下、対策本部におきまして、それぞれの係のほうに課長関係もおりまして、その都度、毎日、幹部会部、対策会議を開いておりますので、それぞれ全員集合して、全体的に会議の進行、あるいは情報関係等をしっかりと職員にも伝えておるような状況の中で、やはり給食センター、あるいは保育士や教諭関係についても、一体となって災害対策に取り組んでいただいたものでございます。そういう中におきまして、幹部職員関連等についても毎日のように、夜も昼も対策本部に詰めながらがんばっておるというような状況でございます。もちろん、今、幹部職員50人近くおりますけれども、町内に48名住んでおりまして、熊本市に1名、合志市に1名というような状況が今大津町の幹部職員の住まいの状況でございます。今後につきましても、職員につきましても、しっかりとすばやく対応ができるような体制をしっかりととっていただくよう、今後の職員についてもしっかりとお願いしたいということであります。もちろん、若い職員についても、大津に

住んでいただき、ホンダ車に乗っていただくようしっかりとお願いをしておるところでございますので、今後についても、大津を大好きな人間になるために、大津にしっかりと根をおろしていただき、そして、地域の状況をしっかりと把握していただくよう、今後は職員にもしっかりと指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

職員の問題の中で、幹部職員の中で2名ほど町外に住んでおられるということでしたが、これをです、まあ町長の思いとするならば、その大津町に住んでホンダ車に乗ってもらいたい。もう本町そうでしょ。ただこれはですね、言っても無駄なんです。その人が自分は何の任に就いているかと思うかどうかです。いうならば、この熊本地震があつて、そして自分の立場、住んでいるところを、それを考えたら職員は公務員として、地方自治体の職員として、幹部として失格ですよと我々は言いたい。ただその人がするかせんかは別です。それは強制するものではありませんから、言うならば。ただそういった話を聞いたら、町民の皆さん、そやんたいらんといいなつてしょうね、ほとんどの人が。これが町民の方々の意見だろうと思います。私も社会的責任において、全体の奉仕者である公務員というようなことを考えますればそうなるかなと思います。あとは、今回の件に対して、職員各位がですね、そういった何ていいますか、責任感を奮い立たせてやったかということです。今日、テレビをみておりましたら、やはり東京の豊洲、築地移転問題のことをやっておりました。そしてまた、ネットを見れば、石原慎太郎氏時代、そういった計画をなされた。しかし、石原慎太郎氏曰く、僕は騙されたんですね、職員からと、言っておられます。結局ですね、町長の、これをそのまま大津町に持ってきてはいけませんけれども、町長が指示しても、部下がやらないというようなことが、もう石原都知事時代に、これあつたということですよ。で、それって、確認するものがなかなか難しいから、まあ土壌対策の担当の人と、上物を建てる人はまた別々だから、そのいろんな疑義に対して答弁は別々で、違う答えが返ってくるということです。ということは、じゃあ何をどうすればよくなるんだとなったならば、こういった災害時に機能しないというのが一番恐ろしいですから、きちんと大統領制が、町長を頂点としてですね、敷かれることが肝要だから、地方自治法でそういうふうになっているんですよ。ですから、これっていうのはガバナンスの問題です、統治の問題ですよ。企業統治として、そういった職員に対して厳しい目をどのポイントで指摘してきちんとやるか、やらせるかということです。そして、いや、町長これはこういった法令においてはちょっと難しい問題がありますといった、どちらとも判断が取れないようなときに、町長がきちんと判断して右に行けというべきなんです。このとき、何かそのときに不具合が起きてても自分が責任を取るというのが町長です、言うならば。おれが責任を取るからやれというんですよ。これが本当に復興を早める、復旧・復興を早めるポイントです。ですから、前段の議員さん方々が言われるのは、今現状においての話だろうと思います。復旧・復興に対してから、本当はですね、まずそういった今までの経験を基にした、データを基にこういったときにはどういった手法を持って町の復旧・復興のまず基礎的なものをつくりあげるかというの、町長が支持するんです、判断して。そして、そういった形で大統領制で職員はきち

んと動いてもらう。これがないと昔の歴史に学んだ時に、戦いは勝ちません。この災害に勝たなければならぬ。勝ち負けで治めてはいけませんけれども、歴史は物語っております。やはり、優れた軍師が1人おるだけで、そういったものが大きく変わってくるということです。ですから、職員の中でですね、例えば、例は悪いですけども、町長がこうなさいと言ったときにですよ、どこかの国のセオール号かなんか沈んだときのように、その任に当たった人が一番に逃げ出すというようなことがあってはいけないということですね、私が言うのは。そういったところは、その上にトップがおるわけですから、きちんと指示した人のやはり責任になってきますので、そういったところはきちんと町長は統治をしてもらいたい。ガバナンスというやつですね。それを住民の方々は、もちろん情報発信しなければなりませんよ。今はこういったことが一番復旧を早めるんですという情報発信ですよ。今こういう状況だから、今検討しておりますじゃないんですよね。今こういうふうにやります。しばらくA、B、C、1、2、3番という優先順位は付きましたけれども、これは各総合的にみて、大所高所からみて、この優先順位が一番だと考えられたからです。しばらくお待ちください、私が責任を持ってやりますというのが情報発信ですね、トップの。そしたら、町民の方々も我々が選んだ、町長がこう言っておられると。だから、町長について行こうと。そして、一日でも早い、一刻でも早い復興・復旧を願うわけでありますので、そういった点というのは、もう少し町長は、ここでは言わない裏方でいろんな強い場面があるかもしれませんが、そういったものは必要と思いますが、じゃないと、この住民の意見を聞いて検討しますばかり言いよったらですね、恐らく前に進みませんよ。これって悪いですけど、東日本や、時にはもう進まなくて、数日前の新聞にもありました。東日本、本当お気の毒ですけども、復興住宅完成計画の6割しかまだなっていないと。もう5年半過ぎててもですね。そういった形ですね、これは強いリーダーシップの欠落だと、私は思っております。また、5年も6年もですね、こういった状況で進む気はありませんが、もう一日でも早い復興を成し遂げるには、やはり今までの経験と色々な事例から町長は英断して、いろんな判断を下して進むべきだと、ここが肝要かと思えます。この点について、再度質問いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 議員おっしゃるとおりに、我々も今国・県のほうにいろいろと調査の結果について、その結果をどうするかということをお願いしておりますけれども、なかなか返事がこないというようなことで、住民の皆さんに大変ご迷惑をかけておるというようなことでありますので、担当のほうには、ちゃんと調査範囲内の中での町独自のその支援の方法というか、その基準とか、そういうものをつくって、そして関係町村との連携を取りながら、町もう待っておれないからそれでやれというようなことで、今指示はしておるところでございますので、そういう中で、農業用関連等の施設については、そのような形で図っていきいたいというふうに思っておりますので、その辺については、また案ができれば、議会のほうにご相談しながら、ご了解をできればなというふうに思っております。

もちろん、一部半壊等についても、非常にこれについてもしっかりとやっていかなくちゃならない課題でございますので、近いうちにどういう方向になるか見えてくると思っておりますので、その辺につい

でもしっかりと町のほうの地方自治の業務として、我々もしっかりと早めに取り組みをやっていくように指示をしていきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 町長とは付き合いが長くて、町長の性格もある程度知っておりますので、恐らくここで言えないようなことの指示が飛び交っているのかなということも推測されます。そういった形で一日も早い復旧・復興がなされるように願うところであります。

2問目に移ります。

教育長に対してであります、今回の熊本災害に対してましてですね、やはりこれはこれからの人材を育てる上では、やっぱりきちんとそういった事実を伝承しながら、人材育成に寄与するような題材として、教育関係でも取り上げなければならないと感じるところであります。今までいろんなそういった難儀をしたり、苦しんだり、悩んだりした結果、よりよきものが生まれ出されたとか、そういったものもたくさんあります。そしてまた、そういった人材がですね、いろんなものについて、そういった災害だけではなくてですね、仕事にしても、何にしても生きていく上で事前対応がきちんと想定できるような人材、そして、今やらなければならないこと。それでどういった結果がなされるかという、そういった想定計画をできるような人材をつくるような、そういった教育であってほしいと思うわけであります。世はグローバル社会で、もう目まぐるしく経済状況も世界各国変わってきております。そう考えたときに、やはりその変化に対しても対応できるような人材が好ましいです。

そしてまた、東日本の大震災のあとには、これも新聞の切り抜きではありますが、1週間前ぐらいだったですかね、この大震災の教訓というものを、器材やドライヤー、そういったものを使って子どもたちに教えていく。そういった人たちも出てきております。ですから、そういった形で、民間のいろんな各位においてもですね、その後、二度とあってほしくない。しかしながら、自然社会というものはそういったものではないという、いまだに余震が続くこの事実、そういったものを考えますれば、やはり教育で何らかの形で取り上げるのが好ましいのかなと思います。

そして、また熊日にも、またこれも切り抜きであります。熊本地震の記録デジタル保存を公開しますということがこの載っております。熊本県がですね、この記録を防災教育に活かしていくと、被災自治体や民間企業などから収集した写真、動画、文書などをデジタルデータしたやつを公開していくということであります。

ですから、こういったものはですね、ぜひ風化させるわけにはいかない。うちは取り組んでおりますし、そういった新聞に多々載ってきます。そういったものをきちんと題材として取り上げて優秀な人材、世界で勝ち抜く人材、そして、また慈愛に満ちた人材をぜひ育ててもらいたいと思い、この質問をするものであります。

教育長の答弁を願います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員のご質問にお答えをいたします。

4月に発生いたしました今回の地震では、県下で大きな被害は発生し、大津町内においても多くの



家屋や施設が被災をいたし、多くの住民の皆さんが避難生活を余儀なくされました。そのような中、避難されてきた多くの皆さんのためにボランティア活動に汗を流す中学生や高校生、青年たちの姿があちこちで数多く見られ、多くの皆さんから感謝の言葉を実際に聞くことができました。

一例を挙げますと、災害発生後のボランティア活動を調整するために、町災害ボランティアセンターが開設され、町内外から多くの皆さんにボランティア活動をしていただきましたが、その中で、親子でボランティア活動申し込みをされ、親子で一緒に活動されたという姿も目の当たりにすることができました。それ以外にも、町の総合体育におきましては、日本で生活をされている台湾の皆さんが、震災直後から長期間にわたり炊き出しのボランティア活動を続けていただきました。最後にお礼に伺いましたところ、台湾の皆さんから、今回の震災で被災された方々に関わっている多くのボランティアの姿、特に学生たちの献身的な活動が素晴らしいと、日本人は素晴らしいですねというお言葉もいただいたところでございます。

今回の震災被災経験を受け、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ、他人と強調し、他人を思いやる心や。感動する心など、豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力などの生きる力、生きぬく力、そして生き長らえる力を育むということを基本に据えた防災教育を、町教育基本構想の中に、大きな柱として立てていかなければならないと、私は強く思っているところでございます。

ここで申し上げました、防災教育とは、従前のような教師による指導のみによって行われるべきものではなく、地域の特性という視点や地域住民の皆様、あるいは各主体が参画して行われるべきではないかと考えております。

先ほど議員がご指摘されました、災害時対応や危機管理能力が備わった人材とは、まさに生きる力をもった人材ではなかろうかと思えます。そのような人材を育てるための取り組みを推進していかねばならないと、そのように考えております。

災害対応や危機管理能力が備わった人材とは、まさに生きる力をもった人材であり、そのような人材を育てるためにも、このような取り組みを推進していかねばならないと思えます。

現在、町内の小中学校では、防災教育が行われていますが、中でも、護川小学校や大津小学校においては、すでにこれに近い独自の取り組みを行っております。具体的に申し上げますと、護川小学校の防災キャンプでは、災害時において、適切な行動をとれるように、避難所での生活を想定し、小学校で一夜を過ごす体験活動などを行うことにより、子どもたちの防災意識を高めています。また、護川コミュニティ・スクールの活動の中では、児童・教職員・保護者などが参加して、防災講話や炊き出し訓練など、地域を巻き込んだ取り組みが行われております。

一方、大津小学校では、同じく、地域を巻き込んで大地震を想定した総合防災訓練が実施され、地震に関する学習、避難訓練、ミニ避難所体験、保護者への引き渡しなどが実施されております。

その他、各学校や幼稚園・保育園等におきましても、様々な取り組みが行われており、震災後の臨時休校・臨時休園の際には、多くの生徒が震災対応のボランティアにも参加していたことは、そのような教育の成果の一つではないかなと思っております。

今後は、今回の震災を教訓に、護川、大津、両小の取り組みなどを参考にして上で、各校・各園独自のアイデアを生かした基本計画をまず立案し、これをたたき台にして、地域の特性や地域の組織・人材を取り入れたきめ細やかな校区防災計画を共有し、それに基づいた訓練を実施するなどの大津町ならではの取り組みが展開できればと考えております。

議員ご指摘のように、災害対応能力や危機管理能力が備わった人材は、どこでも、いかなる場合にも通用しますし、大津町を支える人材となってくれるものと確信をいたしております。

今回の地震は、多くの被害をもたらしましたが、この経験を教訓にするとともに、また、先進的な取り組み事例なども参考にしながら、大津町の子どもたちがより有為な人材として育ってくれますよう、学校・家庭・地域の連携をさらに強くし、各種団体の皆様のご支援もいただきながら、家庭で備え、地域で守る、みんなの暮らし、今私考えた言葉なんですけれども、家庭で備え、地域で守る、みんなの暮らし、これを基本理念としてその実現に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質問いたします。

ここの質問の要旨の中で、こんなときこそ教育長は、我が町教育ですね、長ですから、一つの長と  
いったならば、人のコピーでは駄目なんですね。オンリーワンじゃなければならないということです。  
別に変わりもんになれという意味ではありません。そしてまた、ポイントとして、世界に通用するよ  
うな人材を育ててほしいというものを出力しております。教育長が縷々今答えられた中に、まさにごも  
っともでしょう、そういうったことは、それこそほかの災害地域、東日本あたりでもいろんな取り組  
みがされておるとお思いますので、そういうったものもやはり勉強になるでしょう。また、それを広める  
方々もたくさんおられて、やっぱこの国づくりの一環ではあるわけですよ、この教育というものは、  
ですから、そういうったものが、今教育長が答えられたことがいかにこの後、5年後、10年後、そし  
てまた、今の小中学生あたりが10年後あたりにですよ、世界に通用する人材となり得るかどうか。  
そして、またそれがいい形で続いていくのか。もちろん、時代は変わりますし、考え方も変わって  
いくでしょうけれども、本質は変わらないものだと思います。人として、まずそういう得を持った人  
間をですね、たくさん排出してもらいたいということで、最後に、その中で一つ指摘したいことがあ  
ります。世界に通用するであろう、言うならば、世界を考えたときに、ただこの議会だけではあり  
ませんが、先の中国北京でのG20、終始各国の経済についてみんな頑張って自国の経済、GDPを  
維持しながら発展させていこうねって、それがグローバル社会の中で大切なんだよ、じゃないと、み  
んな一国が悪くなると、みんなに波及するというつながりがあるんだよというようなことで終わった  
かなと思いますが、そのあとに、各国の首脳たちが個別に、例えば、日本の首相は別のどっかの国と  
とかいうような形で、時間をとって話されたりします。その中でおもしろい事例がありまして、アメ  
リカのオバマ大統領がフィリピンの大統領と会談を持とうとしたんですね。したら、オバマ大統領は  
憤慨して、もう辞めたと、それは何でかというならば、国のトップとして出てきているのに正装して  
きていなかったと、相手が、ということです。この議場においても、町の最高議決機関でありますから、

この中で出てくるのは、正装が好ましいと思います。私も町長もきちんとネクタイをして出てきております。これは世界各国の、これは皆さんわかっていることだと思うんですよ。いくらノータイでもいいですよと言われても、それは各位の姿勢の問題なんですよ。それでいいと思うかどうかというのは、ただこうやって議論するときには、私は不快感をずっと持ってました。かなり過去に町長にも指摘しました。それではいけないんだと。トップたるものは、きちんと正装するべきだと、これは基礎基本ですよ。言うならば、礼儀作法です。節度です。ですから、それを拡大解釈して、ノータイでもいいですよととるようなのはふさわしくないと思うんですよ。教育長でしょ。問題はそこです。教育長が生徒の中に混じって一緒に運動したりとか、するんだったら別問題ですよ。ここは場所が違うんです。ほかの議員さんたちも考え方は違います。ただ私が教育長と対峙して話すときには、話すに足りないということですよ、言うならば。ここはきちんとっておきたい。ここは非常に長として、みんなが見ているんです。ですから、過去にも言いましたけれども、ネットワーク大津が設立されるときに、蒲島県知事が来られて、暑い最中にみんなラフな格好されている中、蒲島知事だけはきちんとした正装をもって、ネクタイをして現れました。非常に格好いいものであり、やはり、それは町民の皆様、町の皆様方に粗相をしまいとするその姿勢の表れだったということですよ。まずそういったことを踏まえないと、世界には通用しないということですよ。だからオバマ大統領はフィリピンの大統領に失礼だということですよ。言葉も汚い言葉を吐いたという言葉もありますけれども、やはりそういったことで、非常に基礎基本が大切であって、そのあとですよ、いろんな施策や教育理論を出すのは。そう思います。

この点について、再度質問しておきたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 教育長齊藤公拓君。

○教育長（齊藤公拓君） 永田議員の再質問にお答えをいたします。

大変今、重要なお指摘をいただき、本当にありがとうございました。やはり、その任に当たるものとしてですね。やはり常に緊張感を持って細部にわたるまでですね、しっかりやっていこうと、改めて決意してところでございます。

本当にありがとうございました。

○13番（永田和彦君） 終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

3時5分から再開いたします。

午後2時56分 休憩

△

午後3時04分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本田省生君。

○7番（本田省生君） こんにちは。7番議員、本田省生が、通告書に従い、一般質問を行います。

最初に、養護介護老人施設について質問します。

熊本地震で養護介護施設の建物の被害はないか。また、入所者の体調管理などはどうなのか。養護介護施設に娯楽室や医療施設または医療体制は十分にできているか、お伺いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 本田議員の老人施設関連等の医療関連の体制は十分であるかというようなことでございますけども、大津町でも、「誰もがありのままの姿として年をとり、地域に受け入れられるまち」を目指して、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。デイサービスや訪問介護などの在宅サービスのほかに、入所して介護を受ける特別養護老人ホームやグループホーム、または有料老人ホームなども高齢者の住まいとして地域包括ケアシステムの重要な役割を担っております。

大津町では、6月と7月に地域密着型の特別養護老人ホームとグループホームがそれぞれ開所し、特別養護老人ホームが2施設、グループホームが4施設、介護老人保健施設が1施設と養護老人ホームが1施設で、有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が7施設でございます。合計15の施設が、介護が必要になった高齢者の生活を24時間体制で支えられている状況でございます。

このたびの熊本震災におきましても、福祉避難所の開設や入浴設備の開放など、いろいろな面でご協力をいただきました。改めて施設の皆さんの社会的貢献の役割の大きさと重要さを感じた次第でございます。平常時におきましても、入所者が生き生きとした生活が送れるように、娯楽や医療体制について、各施設様々な工夫をされておるところでございます。

詳細につきましては、担当部長よりご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） まず、最初に、今回の地震で福祉関係の施設にどのような被害があったのかという点についてでございますけども、大小の被害の程度に違いはあれどですね、被害があったということで把握している部分が11施設ございます。その中で、9つの施設がですね、ある程度の被害が大きい施設がございまして、これにつきましては、老人福祉等災害復旧費補助金、これ1件80万円以上については該当になりますので、各施設にですね、発災後、4月に被害調査を行いました。被害が大きい分につきましては、このような制度があるというようなことを周知をさせていただいて取り組んでおります。それぞれ補助率違ってございまして、特養だとか、養護老人ホーム、グループホーム等につきましては、4分の3の補助、それから、老人福祉センター、これについては3分の2、あと介護老人保健施設等につきましては3分の1ということで、それぞれ補助率が違ってございます。中には、あと地震保険等に参加されている施設もございましたので、そういう保険で対応されている部分、あと軽い被害の部分につきましてはですね、ご自身でですね、対応されている部分もございます。

それから、入所されました高齢者が楽しく生き生きと安全に暮らしているかという件につきましては、これはもうご家族にとりましても大変ご心配されているところかと思えます。まず、その中で、医療体制につきましては、サービス付きの高齢者向け住宅を除く、特別養護老人ホーム、グループホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、これにつきましては、国や町が定める基準により、協力医療機関を定めて、契約を結んでおく必要があることとなっております。これはも

う施設の大きさに関係なく義務付けされているものでございます。各施設とも町内外の医療機関や歯科医院と契約を結ばれ、入所者の体調の変化について、いつでも相談ができて、必要に応じてスムーズな受診ができる体制を整備されておるところでございます。特に、医療的ニーズの高い介護老人保健施設につきましては、医師と看護師が常駐されておりまして、万全の体制がとられている状況でございます。また、ある施設におきましては、配置されている医師による週1回の問診を実施されておりまして、体調の変化にいち早く気づいて大事に至らないよう予防的なことにも力を入れて取り組んでおられるケースもございます。

基準などで医療機関との連携を規定されていないサービス付き高齢者向け住宅におきましても、自主的に協力医療機関を定め、契約を結ぶなどして医療体制の整備に取り組まれております。

どの施設におきましても、施設と医療機関と家族が協力をされておりまして、入所者の体調管理に力を注がれている状況でございます。

次に、娯楽室の関係についてでございます。多くの施設が娯楽室という専用の部屋は用意はしていないものの、広いスペースを有する食堂だとか、リビングやホールにおいて、入所同士の交流を図っている状況でございます。カラオカを歌ったり、ボランティアにより体操、舞踊、楽器の演奏などの披露を受け入れるなどして、入所者の楽しいひと時を作られておられるようでございます。また、ある施設におきましては、習字、それとか生け花、園芸、それから調理ですね、そういったもともとご自宅で楽しまれておったその生活をですね、引き続き趣味とかあいう部分でも楽しんでいただけるようなことで、そういう活動を続けることができるような環境をつくられておられます。

ほかにも、飲食店に外食に出かけたり、季節季節によってお花見、夏祭り、運動会、ぶどう狩りに芋ほりなど、そういった季節を感じ取れるようなですね、行事を実施されている施設も数多くございます。また、音楽療法を取り入れたにぎやかで楽しい時間を作りながら認知機能向上に力を入れておられる施設もございます。

各施設がそれぞれに工夫をこらしながら、入所者が楽しく生き生きと暮らすことができる環境づくりに努めておられる状況でございます。

町といたしましても、入所者が居室に閉じこもりがちにならないよう、地域ケア会議などにおいて、今後も引き続き協力を求めてまいりたいと考えているところでございます。

町長が冒頭で申し上げましたとおり、大津町のみならず、全国の市町村において地域包括ケアシステムの構築に向け、介護保険サービスに加え、生活支援サービスの整備や医療と介護の連携に取り組んでおるところでございます。介護が必要になっても、住み慣れた地域で、そしてできるだけ住宅において生活を続けることができるよう目指すものではございますが、いざとなったら施設に入所することができるという選択肢が確保されているものでなければならないと考えているところでございます。国におきましては、少子高齢化社会に対して、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢の実現」を目的とする「一億総活躍社会」に向けた取り組みを進めておられます。このうち、「安心につながる社会保障」に関連する取り組みの一環として、2020年初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止を図る、介護離職ゼロを推進し

ていくこととしておりました、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援に取り組んでいます。高齢者の介護度に応じて、また家族の置かれた生活環境に応じて、在宅サービスや施設サービスを上手に利用しながら、高齢者本人と家族がお互いに最善の環境において幸せに暮らすことができる社会をつくっていかねばならないと考えております。町内の施設に対しましては、引き続き安全面と、それから楽しみの面、両面を確保していただきながら安心して入所することができるよりよい体制づくりにご協力いただけますよう、今後とも働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7 番（本田省生君） 大変わかりやすい答弁でよくわかりました。去年はですね、全国で600人以上の介護の方が増えたそうでございます。介護の質問はですね、これで私は3回目になりますので、次の質問にいきます。

知的障害者施設の安全についてということですね、先月、7月26日未明にですね、相模原市で知的障害者施設で19人が殺されたということで、また27人負傷と、平成以降では殺人件数では最大の犠牲者を出した事件です。残念です。私たちにも数件ある入所施設内での安全は守られているでしょうか、お尋ねします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 知的障害の施設の安全性についてのご質問でございますけども、入所者の安全につきましても、厚生労働省や熊本県から管内市町村及び社会福祉施設に対して入所者の安全の確保に努めるよう注意奮起をお願いしているところでございます。

大津町にあります知的障害施設、つくしの里や三気の里、若草児童学園につきましても、事件前から大津警察署や関係機関との連携や防犯カメラ等の設置などを行っておられます。また、事件後は、現状の管理体制を強化するとともに、施錠の徹底やパトロールの強化を行っておられます。

障害者施設や介護施設などの社会福祉施設に関してはこれまで人員の配置や設備などの基準はありましたが、防犯に関してはありませんでした。相模原市の障害者施設殺傷事件を受け、厚生労働省が障害者施設などの防犯対策に関するガイドラインを新たに作成する方針を固め、遅くともこの秋までには全国の施設へ通知されると聞いております。

また、職員の方々の処遇改善も必要かと思えます。募集をかけても職場で必要とする人員が確保されないような状況があつては、職員の負担が大きくなり、十分なサービス体制、管理体制もとれなくなる恐れがあります。人のためになりたい、少しでも支えになり、感謝される人になりたい。そんな気持ちを持って働いておられる皆さん方の思いが花咲くような夢のある職場にしていくことが大事ではないかと思えます。

施設の安全は最優先事項でありますので、大津町としても国、県、施設との関連を図り、入所者の安全確保に努めていきたいと思えますし、国についても29年度の予算関係で職員処遇関係にもしっかりと取り組むというような話を聞いております。

現状につきまして、担当部長から説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） ご質問にお答えしたいと思います。

相模原市の事件後に、厚生労働省や熊本県から管内の社会福祉施設に対して、入所者の安全確保に努めるよう注意喚起のお願いがっております。町の各施設につきましても、聞き取り調査を行っております。各施設とも事件前から強化ガラスの導入、それから電子施錠、それからカメラの増設、これは画質の向上も含めてでございます。それから警察との連携を行ってきておられます。

事件後におきましても、各施設で対応は若干異なりますが、現状の管理体制を強化するとともに、パトロールの強化、職員の意識改革や自己啓発研修、ハード面では、夜間センター、防犯アラームセンサー等の設置、またはその検討をされているところでございます。また、夜間の職員の体制も2名から4名で対応し、早朝には職員を増員しているとのことございました。

今後は、防犯マニュアルの見直しを行い、施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における防犯措置を徹底していくと聞いておるところでございます。

厚生労働省のガイドラインについてでございますけれども、安全対策として、防犯カメラの設置場所など、不審者の侵入を防ぐ方法のほか、緊急時の警察や警備会社、関連機関への連絡体制、不審者の発見などの防犯体制の強化に向けた地域住民との連携について盛り込むことを検討しているところでございます。また、大規模な施設だけでなく、スタッフの人数が限られたり、十分な設備を備えられなかったりする小規模な施設向けの対策についても盛り込まれていると聞いております。

今回の事件は、元職員による殺傷事件で、障害者殺害を予告する内容の手紙を衆議院議長に手渡したり、同僚職員に、「重度障害者を殺す」などと発言したため、施設が警察署に連絡、診察した医師が判断し、精神保健福祉法に基づく緊急措置入院となっております。その際、大麻の陽性反応も確認されましたが、その後退院をしております。退院後の状況はどうだったのか、警察などによる観察はあったのだろうか、事件を防ぐ可能性はあったのではないかと。今となっては色々考えられます。被疑者は、事件後も取り調べの中で、障害のある方々の存在を否定するような差別的な供述をしています。平成28年4月から障害者差別解消法が施行されております。この法律は、障害があってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して暮らし、勉強し、働いたりできるように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目指しているところでございます。

今回の事件が極めて特殊なケースであることは間違いないとしても、今後も類似した犯罪が発生しないとは言い切れないと思います。暴力に抵抗できない障害者や子ども、お年寄りが集まる施設については、警備体制や防犯体制のあり方を再検討する必要があると思います。今後、二度とこのような事件が繰り返されることがないように、障害福祉の理解促進に努めるとともに、各施設との連携の強化は図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 本田省生君。

○7番（本田省生君） 大変よくわかりました。4月14日、熊本地震発生後、町長をはじめ、多くの役場の方が電算室でこの地震のですね、対応、今後の対応をしていました。緊急の話し合いが行われていました。その中で町長が、これで終わらと思ったらいかんぞということをおっしゃいました。その1日後ですかね、16日、もう本当にびっくりするほど大きな地震がありました。今後ともですね、首長として、大津町の復旧・復興に力を入れてください。

終わります。

○議長（大塚龍一郎君） これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後3時25分 散会



本 会 議

一 般 質 問

# 平成28年第3回大津町議会定例会会議録

平成28年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第3日)

平成28年9月15日(木曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲      兼 会計管理課長 中野 正継 副町長 田中 令児      兼 総務課行政係部長 宮崎 俊也 総務部長 杉水 辰則      兼 総務課行政係部長 本司 貴大 住民福祉部長 本郷 邦之      兼 総務課行政係部長 本司 貴大 経済部長 松岡 秀雄      兼 教育長 齊藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘      兼 教育部長 市原 紀幸 併任工業用水道課長 総務部総務課長 藤本 聖二      兼 農業委員会事務局長 田上 克也 総務部財政課長 羽熊 幸治

議 事 日 程 (第 3 号) 平成 2 8 年 9 月 1 5 日 (木) 午前 9 時 開議

日程第 1 一般質問

午前 8 時 5 6 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

坂本典光君。

○ 1 1 番 (坂本典光君) おはようございます。坂本典光が一般質問いたします。

今回の地震で被災された皆様にお見舞い申し上げます。それから、復旧のために寝食を忘れて尽力された役場職員の方々に感謝いたします。皆さん方と同じように、一度目の地震のあとは小さな余震が続いて終息すると思っておりましたが、どんという音で目が覚めました。地震の縦揺れだとわかりました。あまりの大きな音からして、次にくる激しい横揺れを予想して、柱を手で押さえて身構えました。ガタガタ、ガタガタ、体験したことのない揺れが続きます。天井の梁が外れるのかもしれない。柱が右に倒れ出したら左側に逃げよう、以外と冷静な自分がいました。揺れが止んだら停電で外は真っ暗、ただ大勢のせわしげな話し声があちこちで聞かれました。今のは一体何だったのか。何が起きているのか。情報がほしい。しかし、停電していてテレビが使えない、このときタブレットが役に立ちました。ワンセグから流れるニュースは前回よりもさらに規模の大きな地震の発生を報じていました。明け方に阿蘇大橋が崩落した映像を見たとき、自然の猛威を実感した次第です。

さて、本論に入りたいと思います。

細川藩時代、大津は阿蘇方面の米の集積地として手永が置かれ、賑わっておりましたが、その後、徐々に勢いをなくし、昭和の合併で 2 万 2 千人の人口は 1 万人台に減少していき、出稼ぎの町になっていきました。高遊原に飛行場ができたのをターニングポイントとして、本田技研工業の誘致に成功し、さらに中核工業団地、室工業団地を成功させて、工業の町として生まれ変わったのは、皆さんご承知のとおりです。熊本国体を前に、J R 豊肥本線が熊本駅から肥後大津まで電化され、交通の利便性が増しました。その後、交付税の不交付団体で表彰もされました。人口もほぼ 3 万 4 千人です。しかしながら、マイナス材料もあります。リーマンショック以来、企業誘致はうまくいっていません。産交バスの路線が大幅にカットされ、菊陽に拠点を持っていかれました。そういう中での今回の熊本地震です。町の人口を減少させてはなりません。6 月末の町の人口は、前月比で 1 8 人減少しております。一時的なことであることを願いますが、真剣な調査、分析、対応が必要だと思えます。

町長の見解をお聞きします。

少し付け足しておきます。ここで2015年10月1日の都道府県の人口速報があります。1位は東京都の1千350万人、2位、神奈川県912万人、最下位は鳥取県の57万人、熊本県は178万人で23位です。減少傾向が続いております。福岡県が9位で510万人です。九州は福岡県の一人勝ちです。日本のまち745の人口順位を見てみますと、2016年6月1日の推定人口です。1位、宮城県富谷町の5万1千人、18位、菊陽町の4万1千人、39位、大津町3万4千人となり、全国745町の中では、上位に位置しています。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆さんおはようございます。

本日もまたよろしくお願ひいたします。

早速、坂本議員の人口減少させてはならないというようなご質問でございますけれども、議員のご指摘のように、6月末から7月末にかけては、2カ月連続で人口が減少しております。しかし、8月には41人の増加に転じております。増加に転じたものの、2カ月連続で人口が減ったのは、熊本地震による影響ではないかと思いますが、この減少が長く続かないように、復旧・復興のスピードを上げてしっかりと取り組んでいかなければならないと考えております。

人口減少問題については、国は平成26年12月に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を定めており、その中で、人口減少に歯止めをかけるための目指すべき将来の方向を示しています。

大津町においても、国の方針を踏まえ、地域の特色や地域資源を活かしつつ、人口減少問題に特化した施策の推進に向けた、「大津町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を本年3月に策定したところであり、震災に対する、復旧・復興にしっかりと取り組んでいくとともに、総合戦略に基づいて、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立する必要があると考えております。具体的には、企業誘致課を中心として、町内での企業と学校の情報交換会や、より広域的な若者定着プロジェクトに取り組み、地元企業と就職希望者高校生とのマッチングを図ることで、地元で働くことのできる場を確保し、若い世代への人口増につなげていきたいと考えており、総合戦略を踏まえ、各種政策を今後展開してまいりたいと考えております。

今回の震災に伴い、住宅をなくされた方などに対し、災害復旧住宅を整備したいと考えており、現在、県に整備をお願いしていますが、このように住民の方たちが住むところに困らないように、また、人口が減らないようにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

そのほかにも、本年度、新たに保育所を整備するなど、今後とも待機児童対策をはじめとした子育て支援対策にしっかりと取り組み、子育てに夢が持てる町として、若者が住みやすい環境づくりに努めていきたいというふうに思っております。

お話によりますと、各社会福祉法人関連等の保育園、介護施設関連等においては、職員が不足しておるといことで、町外からの雇用を促進したいというような話も聞いておりますので、そのような方々の低家賃関連等の住宅が整備できればなというふうに思っておりますので、復興住宅関係をしつ

かりにご利用できるように検討をしてみたいというふうに思っております。

詳しくは担当部長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） おはようございます。坂本議員のご質問にお答えいたします。

多少議員が先ほどお話された内容と重複するところもございますけれども、大津町は、昭和31年8月に1町5村が合併して、現在の大津町が発足し、今年合併60周年を迎えたところでございます。

合併当時は、一時人口が減り続け、昭和50年には約1万8千人まで落ち込みましたけれども、その間、昭和46年には新熊本空港が開港し、翌47年には国道57号バイパスが竣工するなど、交通の便がよくなり、町の農村地域工業導入促進法による企業誘致政策を進めて、昭和51年に本田技研工業熊本製作所が操業を開始するなど、住環境や働ける場が整備され、昭和55年には国道325号バイパスが竣工し、さらに交通の便がよくなりました。人口も約2万人まで増えたところですが、その後も平成6年には中核工業団地が完売し、新たな工場も進出するとともに、JR九州による美咲野住宅団地が整備され、さらに、町では、子ども医療費の対象年齢を拡大するなど、子育て支援にも力を入れながら、大津町に住みやすい環境づくりに取り組んできたところでございます。その結果、今年の5月末には人口が3万4千215人になるなど、順調に伸びてきたところでございます。

今回、熊本地震が発生し、人口が2カ月連続で減少したところでございますけれども、その内訳は、転出によるものが多く、6月には159人、また7月には145人の方が大津町から転出されておられます。その転出先については、6月は約3分の2に当たる103名の方が、また7月には約半数に当たる71名の方が県外に出て行かれている状況でございます。なお、8月末の人口は、前月比でプラス41人と、人口増加に転じております。

転出の理由につきましては、異動届を提出していただく際に、その理由まで記載する必要がないので詳しくはわかりませんが、「熊本地震の影響で勤務先が被災したため、操業がストップし、県外の事業所に配属になった」といった仕事関係によるものや、「被災直後、自宅に住むことができず、しばらくは県外の親族の家に身を寄せている」といった住居関係によるものが多いのではないかと推測しているところでございます。

議員がおっしゃるように、今後、もう少し調査、分析をしながら対応していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 再質問いたします。

人口問題は、周囲に仕事があることが大きなウェイトを占めることは言うに及びません。先ほど部長が言われましたように、被災された企業等によその事業所等に配属されて行かれたという方が多かろうということは推測されます。今ですね、その先ほど申しましたように、熊本県というところは、非常にその人口が県全体は減少しておりますね。ついこの間までは185万人とってたけども、今は180万、さっき言いましたように、180万割っております。昔は、その熊本は福岡と張り合ってた時期もあるんですけども、今は、熊本県の人口は鹿児島の人とほとんど変わりません。そうい

うことで、これは本当は、県が頑張らないと、県が企業を誘致しないと県下全体が影響を被ると、そういうことで、本当は蒲島県知事にはもっと頑張っていたきたいんだけど、やはり以前不祥事を起こしたあそこの水俣病あたりの影響があるのかなと、いまだに。というふうな気もしますけども、しかし、とにかく県には頑張ってもらわないとどうしようもありません。今、県下でも大津、菊陽、合志は人口が非常に増加している地域でございまして、特に菊陽あたりは、町では全国1位じゃないですかね、その増加率というのは。大津もいいところをいっております。ということで、そういう減少する県の中でも、この3地域は非常によく頑張っているということでございまして。私たちは、議員であちこち視察しに行くことがあるんですけども、やはり相手先では、ホームページで大津町を調べてらっしゃいます。行きますと、さっき言いましたように、町といっても人口5万何千のところから、下のほうはもっと人口が少ないところありますから、行くところではどれくらいの町かなというふうにして、ホームページを調べられるわけですけども、そこで一番最初に見られるのが、その人口が増えているところか、減少しているところかというのをよく見られております。増えているということは、勢いのあるということで、いやいや私たちのほうが皆さん方から教えていただきたいと、こういうことはよく言われますですね。そして、中身を調べていくと、ああ本田技研さんがあるんですか、ほかにも企業がいっぱいありますねと。それから、あとホテルのことを言われますね。こんなそのここはとても3万4千の規模じゃありませんね、このホテルはと。これはやっぱり10万を超えたところの規模じゃないですかというふうにして、高く評価され、向こうのほうからやたらと質問されるというふうなのが、私が体験してきた現実でございまして。

しかしながら、こうやって被災を受けて、若干減りましたが、また回復の基調があるということ、しかしながら、これは時間がないからまだこれ以上は言いませんけども、しかし、その本当は人口増というのは、高齢者の人が増えるよりも若い人たち、若いご夫婦が増えるのがやはり一番町の将来のためだと思います。こここのところをですね、よく分析されて、対策を練っていかれるべきだと思います。今、私が今まで見てまして、その家入町長の子育てに対する姿勢、保育園に対する姿勢、私は非常に高く評価しております。だから、その企業の町であると同時に、子育てしやすい町ということで、若いご夫婦が、これ大津も菊陽も合志も一緒なんですけども、増えてきているということは間違いのないことだと思います。

しかしながら、やはり隣の菊陽さんがもう4万1千、4万を超えてやっていますと、やっぱり少々気にはなりますね。どうかその今後ですね、もっと企業誘致に力を入れる必要があるとも思いますし、まあいい意味で菊陽に負けないう、町長のさらなる意気込みをお聞かせください。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 人口減少を止める、あるいは増加するための政策、課題等につきましては、議員がおっしゃるように、町だけではなかなかできないというようなことは確かでございますので、これにつきましては、町内企業あるいは県のご指導のもとで、誘致企業、あるいは保育関連の事業等も進めさせていただいております。今回、だいぶ心配いたしましたまして、中核工業団地におきまして、企業が、大津を去るというようなお話を聞いて、熊本県と大津町でしっかりと補助支援をやりま

ら残っていただけるようお願いをしております、今現在、益城のほうで仮事務所で頑張っておられますけども、県の話によりますと、今回、グループ補助関係が確定して、大津町に残って再度操業するという話も聞いておりますので、ほんと安心しておるところでもあります。また、そういう中におきまして、既存の室工業団地内においても、新たな工場施設を増築するというようなことが、第4工場をつくれるということで、起工式をされて、今完成中でございます。もちろん、そのほかにも新たな企業が2社ほど大津に進出してくるというような形になると、本当に働く場所というものもしっかりと確保できるんじゃないかなと思いますし、そのための雇用の就労人口を確保するために、今後、先ほど申しましたような、災害復旧住宅関連等をしっかり県のほうに今お願いをしておるところであります。そういう人材を確保するためにも、大津町の町外からたくさん若い人が入ってくるためには、やっぱり低家賃の住宅が必要であるというふうに思っております。大津町については、大変高いアパートとかマンションがありますけども、安い町営住宅よりもちょっと高いような感じの住宅が今必要ではないかなというふうに思っておりますので、この辺についても、県のほうに今しっかりとお願いをしておるところであります。そういう意味におきまして、大津の活性化、議員ご指摘のように、まずは若者をいかに確保し、頑張ってもらおうかということで、しっかりとそういう形でお願いしたいと。もちろん今日の新聞にも載っておりましたように、待機児童47名、みなしが17、8名、熊日のほうで載っておりましたけども、4月に新たな保育園も民間でやっていただいておりますので、それにしっかりと対応ができていけるなということで、今一応ほっとしておるところでありますので、民間、社会福祉法人関係の頑張りにもしっかりと期待をしながら、我々も一生懸命支援をしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後ともご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 熊本県の南部に小さな村があります。その議会だよりから、議員の一般質問を覗いてみました。議員、「昨年、の国勢調査において、本村の人口は1千46人と発表され、このままでは少子化にますます拍車がかかり、将来において消滅集落が現実のものとなる恐れがある。対策はあるか。」という質問に、村長さんは、「やはり村内においてどう就業の機会を増やすかである。さらに、端的に、児童・生徒数が幾ら増えましたよと言えるほど単純にはいかない。」と答弁されております。周囲の環境が厳しい中、一生懸命に頑張ろうとする議員さん、村長さんの苦悩が感じ取れます。それに比べたら、大津町の環境は恵まれております。もっともっと頑張らないといけないと思ひます。

さて、2問目に入ります。

全国からの人材応援及び支援物資に感謝。今回の地震で町は全国の都道府県、市町村から人材応援を受け、また多くの団体から支援物資が届けられました。感謝に堪えません。矢護川の体育館に保管されていた支援物資を見る機会がありましたが、段ボールには様々な団体の名前が記載されておりました。これらの情報は、町民すべてが共有すべきものであり、支援者名簿を作成し、町民に配付すべきであると思ひます。町民は、それらの団体と接する機会があればお礼を述べ、いつの日か相手が苦

境に陥ったときには、真っ先に手助けしようではありませんか。

町長の所感をお聞かせください。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員がおっしゃるように、全国からの人材応援及び支援物資等に感謝をしているところでございます。4月の発災以降、大阪府をはじめとする関西連合や全国知事会など、多くの自治体からの人的支援を受けながら、刻一刻と変わる震災対応に対しまして、少しずつではありますが、着実に進めていることができまして、本当に感謝をしております。また、支援物資につきましては、全国の自治体や企業などの団体や個人の方からも様々な物資を提供していただきまして、特に、発災直後、水道などのインフラが寸断される中、滋賀県大津市や、あるいは四国の4つの企業、あるいは大牟田などから給水車を持ってこられ、給水活動を行っていただきました。さらに、個人の方においても、福岡から水に困っておられるだろうとあって、夜中にポリタンクで水を届けていただくような、本当に心温まるお世話をしていただいたことに感謝をしております。

このように、全国各地からの多くの人的支援や物資の提供により、何とか多くの困難は状況を乗り越えることができた感謝の念にたえません。

議員がおっしゃるように、支援者名簿につきましても、きちんと整理を行い、今回の熊本震災の記録を残すためにも保存していかなければならないと考えておりますし、また、支援いただいた自治体、団体に対しても、機会を見つけてはお礼を申し上げたいと思っております。災害はないにこしたことはありませんが、今後、いつ、どこで、どのような災害が発生するかわかりませんので、その際には、今回の震災で支援いただいたように、恩返しをする機会をしっかりと被災された地域に対しましても早急に手当て、応援をしていかなければならないというふうに思っております。例を申しますと、東北や中越の市町村、大津町あまり関係ないなと思うところの首長さんからも多額の金額を持って来られて激励をされたり、あるいは、大阪府関連等につきましては、人材を多く派遣していただいておりますので、10月30日から11月4にかけては、松原市、大阪市のイベント関係がございますので、大津町のからいもを持って行って、元気でやっておる姿を大阪の市民、そしてまた、大津市や名古屋、浜松のほうへ大津のからいもの販売を、促進を兼ねながら元気な姿を見せる計画を今やっておりますので、今後についてもしっかりとそのような計画を進めていきたいというふうに思っております。

また、町村会のほうからのお世話になりました、多くの町村に対しても、それぞれの町村長が各県のほうにお礼参りにまわる計画の日程も組まれておりますので、そちらのほうについてもしっかりとお礼を申し上げながら全国の皆さんに元気な大津町を示していく姿を今後しっかりと取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 私のほうから、今回の震災に伴います人的支援の状況についてご説明させていただきます。

一番早い支援は、自衛隊の方たちでございますけれども、被災直後の4月16日、午前10時から派遣していただいたところです。避難所の被災者の方たちに対する炊き出しや、物資の配送などの支



援をしていただいたところです。また、19日の明け方の午前6時には、先ほど町長が申しましたように、滋賀県の大津市ということで、同じ大津の地名を持つということで、こういったご縁で支援物資が届けられまして、翌日の20日から6名の方の支援をしていただき、5月20日まで1週間交代で支援していただいたところでございます。さらに、21日からは関西広域連合から大阪府の職員の方たちが中心となり、大阪府下31市町の職員の方たちとともに1週間交代で、毎回10名の体制で7月14日まで支援をしていただいたところです。最初は、中学校体育館での支援物資受け入れ、避難所への配送等業務、避難所における運営サポートなどを担っていただき、5月の連休中には、矢護川の仮置き場で、災害ごみの分別など、暑い中、大変な業務をお手伝いしていただきました。また、このとき、大阪府知事の松井知事が来庁され、大津町への災害見舞をされるとともに、ごみ仮置き場で頑張っている大阪府職員を激励されたところでございます。このあとは、罹災証明や生活再建支援の業務などをお手伝いしていただくとともに、最後は、被災家屋認定調査のお手伝いをしていただいたところです。このように、大阪府の職員の方には、発災当初から大変多くのお手伝いをしていただいたところでございます。また、東京都板橋区からも5月9日から6月2日まで、保健師2名を含め6名の職員を派遣していただき、避難所や地域家庭を巡回しての、健康相談の対応、災害廃棄物集積所における搬入者の受付事務、車両誘導、荷卸しの指示などのお手伝いをしていただきました。5月23日から7月31日まで、熊本県町村会から、相良村、苓北町、湯前町の3町村から、また山鹿市も熊本県市町村課を通じて、7月11日から15日まで支援していただき、特に湯前町は、全職員の方たちが交代で応援に来ていただくなど、大変お世話になったところです。さらに、全国町村会からも6月1日から7月11日まで島根県沖の島町をはじめ、広島県や兵庫県、高知県、愛知県及び長野県の市町村から7月19日から8月9日までは全国知事会から長野県や石川県、愛知県、岐阜県、三重県から派遣していただき、罹災証明などのお手伝いをしていただいたところでございます。そのほかにも、水源林造林関係で、宮崎県の日之影町や鹿児島県のさつま町からも派遣していただきました。また、避難所における環境整備や衛生管理についても、県外からご支援していただいております。発災直後の4月17日から、札幌医大のDMATチームをはじめ、全国の医療機関からDPAT、JRATなど、医療・看護チームを派遣していただき、また、保健師についても4月17日から福岡県、4月22日から千葉県、4月23日から茨城県から派遣していただき、5月末から6月12日まで各避難所での健康管理を担っていただいたところでございます。現在、応援職員はいなくなりましたけれども、中長期の派遣職員について、現在、要望しているところでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 本当にいろんなところから支援していただき、誠に感謝感謝でございます。トルコ人が日本人に親しみと感謝の念をいただいているのは、皆さんご承知のことです。それは明治時代に難破したトルコ軍艦の兵士を救ったからです。ポーランド人も日本に同じような愛情を持っているそうです。シベリアで餓死寸前のポーランド人の子どもたちを日本赤十字が救出して、本国に送り届けたからだと言われております。このように、苦しい時に受けた恩はいつまでも忘れないもので

す。甚大な被害を受けた南阿蘇の隣町として、大津町の名前は何度となくテレビで流されました。災い転じて福となすという言葉があります。使い方が適切かどうかは迷いますが、いずれにせよ、逆境をチャンスに変える機会だと思います。仕事先で、旅行先で感謝の言葉を伝えれば、そこからさらなる友情が芽生えるのではないのでしょうか。ただプリントして町民に配付するのではなく、この支援者、あるいは支援物資ですね、この名簿を少しきれいな装飾を施したものにしませんか。いかがですか。

○議 長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 再質問にお答えいたします。

きれいな装飾にしたかどうかということでございますけれども、今後、今回の震災の状況についてですね、まとめていきたいというふうに考えておりますので、こういった応援していただいたところにつきましてもですね、きちんとした、整理した上でやっていきたいというふうに考えております。

○議 長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 先ほど支援したところ、いろんなところ列挙されました、大阪府とかはじめ、いろんなところから応援いただいたわけなんですけども、私はたまたまその役場の前で杉水部長と何人か話されているから、そこに、ああこんにちは、といたら、たまたま滋賀県大津市から応援にいられた職員の皆さんでした。そのことについて少し触れたいと思います。

滋賀県大津市の職員の皆さんが応援に駆け付けてくれました。聞きますと、大津市と同じ名前だからだそうです。ここには大津高校というのがありますね、とかそういうことを言われました。私は歴史が好きでして、大津市に過去5回ほど行ったことがあります。ここは天智天皇の都があったところ、大津市坂本の地に日吉神社があります。そこからロープウェイに乗れば比叡山延暦寺に着きます。日吉神社は延暦寺の守り神だそうです。昔、大津町周辺は延暦寺の荘園があったところなんです。日吉神社もあります。大津市と似たところが多々あります。ここではこれ以上言及することは避けませんが、私は大津町の名前は大津市に由来すると確信しております。

大津市のホームページを開くと、家入町長と応援職員の方が一緒に写った写真が載っていました。これを機に、大津市とも仲良くしていけたらいいなと思う次第でございます。

3問目に入ります。

上井手の復旧について。地震で上井手が機能しなくなっており、今年は田植えもできませんでしたが、現況と復旧の見直しをお尋ねいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 今回の震災におきまして、上井手関連等の災害状況についてご説明をさせていただきます。

議員がおっしゃるように、加藤清正が構築いたしました上井手・下井手、その他の井手について、400年以上を刻んでおまして、現在も大津町の田畑を潤しておるところであります。このような歴史的遺産も今回の震災でかなりの被害に遭いまして、大津菊陽土地改良区では、5月に理事会を開催し、今後の方針が協議されまして、被害が少ない下井手は、仮応急工事を行い、田植えができるようにし、上井手は被害が大きく、また街中を流れているため、本格復旧まで通水はしないことに決ま

りまして、人命を考慮した上で、田植えを断念し、大豆への転換することになりまして、この重い決断に対して、町では今年中に通水できるように災害復旧工事を行っております、9月の8日には一時通水も行っておるところでもあります。

そのほかの工事進捗工事につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） おはようございます。

坂本議員の上井手の復旧についてお答えいたします。

まずはじめに、水路の災害復旧工事の進捗状況についてご報告いたします。

下井手につきましては、5月までに仮応急工事を行いまして、大林地区2カ所、陣内地区支線1カ所を行い、6月には通水を行っております。

上井手につきましては、宅地の崩壊が激しく、大変危険性がありましたので、本格的に復旧工事を行う必要がありました。幹線大林地区2カ所と室地区2カ所、支線室地区2カ所の工事をすでに終了しております。残りの大林地区の幹線1カ所につきましては、地質調査等が必要になりましたので、仮応急工事に対応しております。今後は、9月末から11月末までに国の災害査定を受けまして、査定が終わり次第、復旧工事を行いたいと思っております。現在、試験的に、町長も言われましたけど、5割程度で通水を行っているところでございます。

続きまして、水止めによる転作作物等への対応ですが、水止めによりまして約120ヘクタールあまりの水田が大豆等への転換が必要となっております。国・県の熊本地震対応産地支援事業等の補助事業を活用しまして、作物転換する際に種子代、種苗の購入代、農業機械が変わりますので、農作業の外部委託費用やレンタル代等に対する支援が受けられるようになっておりますので、広く利用していただきたいと思っております。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 坂本典光君。

○11番（坂本典光君） 早い復旧を願っております。これで終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

9時50分から再開いたします。

午前9時37分 休憩

△

午前9時48分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） こんにちは。12番議員の手嶋靖隆でございます。

通告に従いまして、防災の対応と今後の計画、見直しについて。それから、2項目目が市民農園、まあこれは町民農園になりますけれども、実態の今後と取り組みについての2項目について一般質問したいと思います。

まず、一般質問を行う前に、このたびの熊本地震に被災された、またご逝去された86名の方のご冥福を心からお祈り申し上げたいと思います。被災された多数の方々に、またお見舞いを申し上げ、一日も早く復旧・復興がなされますよう祈念申し上げたいと思いますとともに、それに関係団体各位の支援の感謝を申し上げたいと思います。

第1項目の防災の対応と今後の計画、見直しについてでございますが、先般、9月1日には防災の日でご承知のことと思いますが、これは大正12年9月1日に関東大震災が発生しました。死傷者に24万7千500人の被災された大地震でもございました。その教訓として、防災意識を高めることが昭和31年6月に制定されましたが、時代の流れに風化されてきて、ところが、平成7年の1月11日に阪神大震災で6千人強の死者が出ました。これには、国・地方自治体の対応が後手にまわり、救援、それから支援等が遅れ、情報収集の通信、消防救出などの広域体制の意義が問われ、弱体化が指摘され、多くの問題点と課題を残しました。それから、家庭、企業等の備えというのが自治体に対応策がなかったということも衰えておったようでございます。これを教訓に、さらなる各都道府県、市町村が災害対策基本法の指針に沿って、基本方針を定め、基本防災計画が策定され、地域内での防災上の重要な施設、管理について、さらには防災のための調査・研究、それから教育訓練、災害予防、警報発令等の見直しが行なわれました。緊急に対応した災害発生後の初動体制が整備されましたが、相互の援助体制づくりと、それから連絡通信手段等が被害推定を見通すことができなかったという実情も出てまいっております。

本町も日ごろ地震については、安心・安全な町であるといえるかということでもございましたけれども、日奈久布田断層があるということは、周知はされておりましたものの、半数以上は知っていないというような状況化でもございました。自然の脅威を身近に感じた現実でもございました。ただ今回ののは南海トラフが早くその熊本地震よりも発生するかなという予測的な感じはいたしておりましたけれども、今回は、直下型の地震が熊本を襲ったということです。大規模な損壊が拡大したなど感じられます。今後、震災に強いまちづくりを推進していくためにも、その基本となる現実、現況を踏まえた減災に向けての基本計画の見直しが必要です、この際、することが重要であろうというふうに思います。

危機管理の充実にどのように対処されるのか、所見を伺いたしたいと思います、下のほうに簡潔に書いておりますけれども、①本町における防災に関する課題と対応策、基本的な方向性を見出すための専門的な見地から地震対策専門部会を設置したらどうかということでもございます。それから、②被災活動にされる体制づくり、機関として避難場所を複数確保すると。いずれの点検と適正化に努めるとともに避難所の責任者を確定をすることでもございます。③に住民に対する防災意識の高揚、啓発、訓練、防災活動の基本的な点検を住民参加のための広域行政の中で、防災センターの設置を考えはないか。④に、ボランティアによる防災活動は、震災対策の大きな比重を占めていることから、協力組織として位置付け、環境整備の計画の中に樹立すべきではないかということです。⑤に、震災後の耐震実態の調査、支援措置は考えていないか。⑥一部損壊の被災者支援についての対策は考えていないか。⑦に、本庁建設の促進について、どのように推進されるのかをも伺いたしたいと思います。

以上、質問をおわります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の防災対応全般のご質問につきまして、まず、防災会議地震対策専門部会を設置したらどうかのご質問でございますけど、町の地域防災計画においても、地震対応についての記載がされており、今回の震災の経験を踏まえ、さらに地震に対する組織体制の見直しなど、町の防災会議において引き続き協議を進めるとともに、計画の見直しについても進めてまいりたいと考えております。

避難場所についてでございますが、今回の地震で、町の指定避難所である体育館などが被災し、避難所として使用できない状況もあり、近くの地元公民館で避難される方も多くおられました。特に地震などの突発的な災害に対しては、まず身の安全という意味においても、近くの公民館は大切なものであり、また、地域は地域でまもるという地域コミュニティの観点からも自治公民館は非常に重要であると考えております。また、今回のような大規模災害においては、公助の果たす役割も大きなものですが、自助・共助としての観点から自主防災組織をはじめとしたボランティアの育成にも力を注いでまいりたいと考えております。また、ふだんから防災に対する意識の啓発を行っていくことも必要なことであると考えております。地震に対する家屋被害については、8月30日現在、罹災証明願の申請件数は3千877件となっております。しかしながら、申請をされていない場合でも、自分の住まいがどの程度の耐震度があるかを確認したいと思われる住民の方も多いためと思われまます。本年度の当初予算では、耐震診断の事業を採択しておりましたが、今回の震災の影響で、事業を一旦取り止めているのが現状でございます。耐震診断については、来年度事業を実施するよう指示しておりますので、本年度については、要望を募集したいと考えております。

次に、広域による防災センターについてですが、今回の地震の検証を踏まえ、様々な災害に対応するためには、どのような機能を備えたセンターが必要であるかを考えていく必要があると考えております。

次に、一部損壊の支援については、公的支援がなために、瓦や壁などの補修に多額の費用が必要な方もおられ、半壊以上の住宅被害と変わらないような負担を強いられておられる方が多くおられることも認識しております。

国が被災者生活再建支援の対象としておらず、県の義援金の配分対象にもなっていないため、自己資金のみで補修をせざるを得ない状況で、資金の確保に苦労されておられると思います。しかしながら、一部損壊世帯は対象世帯が多く、国や県の支援がない限りで町独自の支援を行うためには、多額の一般財源が必要となります。

国に対しても、実情を訴えながら、一部損壊世帯への支援を要望していく必要があると考えております。復興基金の活用も含め、近隣市町村とも相談しながら、一部損壊世帯に対する支援についても検討をしたいと考えております。

次に、新庁舎についてでございますが、同僚議員の一般質問の中でも答弁させていただきましたように、早急に検討作業に入らせていただきたいと思います。

詳しくは担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 私のほうから町の防災会議についてご説明をさせていただきたいと思いません。

町の防災会議は、災害対策基本法第16条第6項の規定に基づき、大津町防災会議条例を定めて設置されており、その所掌事務として大津町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、町長の諮問に応じて大津町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること、前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること、と定められているところでございます。

手嶋議員の防災会議地震対策専門部会を設置したらどうかということですが、条例には、専門部会について何ら記載されていないことから、設置することも可能かとは思いますが、設置しても防災会議での位置づけや役割なども何ら保障されておりませんので、現時点では、設置しても防災会議で認知されない任意の会議となる恐れがあることが心配されます。ただ、防災会議とは切り離して、住民への災害対策の啓発の場として、地震対策について話し合っていくということにつきましては、今回の震災の検証を進めていく中で、議論できればと考えているところでございます。

また、避難場所の適正化や近隣の予備箇所を設けることにつきましては、座談会等においてもいろいろご意見が出ておりますので、復興計画の中で整理していきたいと考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 皆さんこんにちは。

手嶋議員の一般質問のうち、震災後の家屋等実態調査耐震補助支援等についてお答えしたいと思います。

耐震診断事業は、国土交通省の補助事業であり、診断に係る経費については、国が3分の1、町が3分の1が補助する事業となっております。補助限度につきましては、一戸建て住宅については13万4千円以内、一戸建て以外の住宅につきましては、面積等により変わってきますが、154万円を限度としているところでございます。

事業の採択要件として、耐震改修促進計画の策定が必須となっております。大津町では、昨年度この計画を策定したところでございます。耐震診断の対象は、旧耐震基準で建築されている昭和56年以前の建築について新耐震基準に基づいて耐震化することを目標としておりまして、本年度は、補助金交付要綱を策定して対応する予定としていました。今回の地震による影響によりまして、本年度は国土交通省への概算要望を来年度に事業を実施するための要望を募集したいと考えているところでございます。

なお、熊本県の耐震改修促進計画については、今年度策定されておりますので、基準や先ほど言いました、補助率の拡大を要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 要旨については、今回回答があったことでもあります。この今後の見直しです

けれども、これは今の現時点です、どう変わっているのかということを探しながらですね、今後の現状に使えるような計画をしなければならないということで一応出したわけでございますが、特に震災後の工面とか、救護活動、震災の軽減ということの計画策定が前提条件でもあろうかと思えます。さらに、各地でのシミュレーションを行いながらですね、地域の予測された被害を量的にあからかにするためにもですね、本町の防災に関する課題対応策として基本的に取り組んでいただきたいということで述べました。特に、防災においては、地球温暖化ということで、かなり局地的な豪雨対応等も出てきておりますので、そこら辺の土砂災害とか、崖崩れ等についてもですね、いろいろと事態が悪化しておるような状況でございますので、その点を再チェックしながらですね、町内外の独自の助け合い、意識の助長を図ることが一番重視されていくんじゃないかということでですね、計画の見直しをしていただきたいということです。

避難場所につきましては、これは場所をですね、設定していただきまして、自分らの点検をされてですね、被災者が右往左往しないようなパターンをつくっておくということが大事であろうかというふうに思いました。それと避難所の責任者をですね、明確にしていくことがスムーズにいく一つの方法だろうと思えます。

広域の防災センター設置につきましてはですね、これなかなか単独の市町村ではできないわけでございますので、できれば広域にですね、防災センターというのを設置できるようになればですね、それが一番いいわけですがけれども、やはりそういう声を目指していくということも大事だろうと思えます。やはり、このセンターがあることによってですね、日常の防災活動という位置づけができますし、多くの方々がそこで研修することもできるということで、大きな今後の減災につながるんじゃないかなということで出しました。

ボランティア活動につきましては、以前はですね、なかなかボランティアにきてですね、腰を据えて行動するということがなかなかできないような状況でもございました。そういうことも踏まえて、やはり防災企画かなんかにですね、ボランティアということも位置付けして、環境の整備をしながら活動していただければ最も効果的になるんじゃないかなということでございます。

震災後の耐震の実態調査ですけども、これは公的な施設はもちろんですけども、家屋とか震災後の実態を調査しながらですね、耐震復旧にも努めなければなりません。あとの2次災害等も出てまいりますので、そこら辺を十分支援措置を取ること。特に調査等は全部行政がみるということで、これ大きな行政の取るべき仕事であるというふうに感じておるわけですから、ぜひ実施していただきたいと思えます。

一部損壊の被災状況ですけども、これ今実際届けの中で調査終わりました、2次調査に入って、もうすでに終了に近いところであろうかと思えますが、2次審査にあげたあと、大体何戸ぐらいその半壊にあがったのか。そこ辺の状況をお教え願いたいと思えます。

それと本庁の建設等につきましては、これは当然ですね、被災しておりますので早く取り組まなければなりません。これはやはり防災本部の設置ということも大事ですが、防災の機能の拠点としてですね、住民のコミュニケーション場としても建設は急務かと思えます。これも今国会でも論議されて

おりますけども、これ地震にですね、含めまして、補助も出るようにですね、国会議員の方々も努力されております。これを現実化することを希望するわけでもございます。

各委員会も設置もされますが、もちろん議会でも委員会を設置して、このことについてはですね、早急に進めたいということでございます。

それと、やはり住民が主体でございますので、住民パブリックコメントですかね、これを大事にしながらかん建設に取り組んでいく必要があると思います。

そういうことで、その準備をですね、急いでやっていただくと、その手順に従ってそれぞれの段階でですね、住民と話しながらかん進めていくなれば立派な庁舎ができるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 手嶋議員の質問のうち、家屋調査の中で被害があがったのはどの程度かということでございます。半壊とはちょっと限りませんが、約2割程度が上昇しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） 2次調査対象者の中で2割が半壊にあがったということですか。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） すみません、再質問にお答えします。

前回、大規模半壊、半壊という3種類がございますもんですから、この上がる程度が2割程度ということで、ちょっと半壊の割合はちょっとその中に入っているということで、一部損壊が上がる割合が2割程度ということでございます。

○12番（手嶋靖隆君） これはずっと今まで状況については同僚の方々からですね、質問があつておりました、特に町村でもおかしいんじゃないかなということ言われておりました。これは我々が本部に行つてですね、感じたことですが、どうも大津は厳しい、調査が厳しいんだということも耳にしたことございまして。そのことがやはりそういう隣接の、それは熊本市あたりの行為がですね、反映したんじゃないかなと思いますが、その町村はですね、一律ずっとこの歩調をあわせながらかんおつたわけですが、その点、今回、県のほうに申し出がされておりますが、そのことについてはですね、ぜひ解決していただくということで、お願ひしておきたいと思ひます。

もともとが1次調査がですね、外見だけを見て行つたと、何分もかからんような状況で見て行つたというような状況でありますし、2次審査でも内部を見てみらんとですね、わからないわけです。内部を見てみるとかなりひどいということもございまして、またその時間が経つにつれてどんどんこう壁とか何とかが崩れております。そういうことをしますと、やっぱ数百万はやっぱかかるわけですが、内部だけでも。そういうことからすると、やっぱり一部損壊だけではどうしてもやつていけないというような状況でございますので、そういうことを踏まえながらかん、2次調査をですね、厳密にやつていただくことを切にお願ひ申し上げます。



震災の件については終わりたいと思います。

次に、2項目の市民農園の遊休農地解消対策として一応出しておりますが、現時点で岩戸の里に市民農園がありますが、その実態はどういうふうになっているのかということをごすね、お聞きしたいと思っております。

それから、今後、遊休農地あたりの解消対策の一環として、農園をすね、開設する向きはないのか、そこら辺をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 手嶋議員の市民農園の状況と今後についてのご質問でございますけれども、大津町におきまして、現在、市民農園は岩戸の里に併設する「大津町市民リフレッシュ農園」がございますけれども、オープン当初は、岩戸の里との相乗効果もあって、ほぼ全区画利用がなされておりました。近年の自然災害による被害の影響もあり、現在の利用は4割程度となっております。農園用地は、2名の所有者から20年一括で借り上げており、平成31年で期間が満了となりますが、今後につきましても、岩戸の里の状況、農園の利用率、利便性。維持・管理に関する経費を考慮し、期間満了の平成31年6月末をもって閉園の方向で検討してまいりたいと考えております。

市民農園の取り組み関連等について、また担当部長より説明をさせていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 手嶋議員の市民農園の実態と今後の取り組みについてお答えいたします。

大津町市民リフレッシュ農園は、岩戸の里から南へ約100メートル、岩戸の里の泉源に隣接し、平成12年4月にオープン後16年が経過しております。内訳は、一般用42区画、高齢者用8区画、障がい者用4区画の全体で54区画となっております。

オープン当初は、岩戸の里との相乗効果もあり、ほぼ全区画の利用がなされておりましたが、更新されなかった利用者の皆様にお話を聞きますと、風が強く作物に影響があったり、雑草の処理、草取りの大変さが身に染みた等の理由により、現在の利用は23区画、利用者12名、利用率42%、うち町内利用者は7名でございます。維持管理は、農政課のほうで行っております。1年1年の更新で8月末日が計画期間の満了となっており、本年度の申し込みは現在7名という状況でございます。

町長答弁にありましたように、平成31年6月末日で土地の賃借期間が満了となりますので、3年後をめどに閉園の方向で検討しているところでございます。

菊池管内の状況といたしましては、合志市で2カ所の市民農園が運営されております。旧合志市地内に5千51平米で124区画、旧西合志地内に654平米で21区画の農園があり、いずれも市民農園整備促進法により、市街地周辺に整備されたものでございます。菊陽町と菊池市には整備されておられません。

次に、遊休農地についてご説明いたします。

荒れた農地につきましては、法律や調査目的により遊休農地、荒廃農地、耕作放棄地の3つの表現がございます。再生可能な遊休農地、荒廃農地をA分類の農地、再生が不可能な農地をB分類の農地として区分し、国へ報告しております。平成27年度のA分類農地は42ヘクタール、B分類農地は

15.9ヘクタール、計57.9ヘクタールとなっております。5年前の55.5ヘクタールに比べ8.6ヘクタール、約12%減少している状況です。減少の要因としましては、農業委員による農地パトロール、適正耕作の指導、担い手農家への斡旋などの解消対策のほか、多面的支払交付金事業や耕作放棄地解消の補助事業等の活用によるものでございます。

しかし、主な発生場所が中山間地域の狭い農地や進入路がない農地、鳥獣害に遭いやすい農地であるため、解消と発生の繰り返しとなっております。大津町だけでなく、全国的にも解消対策には大変苦慮されているところでございます。

解消対策としての市民農園の取り組みについてですが、一般に市民農園とは、都市住民の方々がレクリエーションとしての自家用野菜や花の栽培、高齢者の生きがいをづくり、児童・生徒の体験学習などの多様な目的、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるために農園とされており、その開設に当たっては、明確な目的を持つことが重要とされているところでございます。

開設には3つの形態があり、1つ目は、市民農園整備促進法による開設です。大津町市民リフレッシュ農園は、この法律により整備されたものです。整備運営計画の申請・承認のほか、農機具倉庫やトイレ等の付帯施設が必須であります。開設地は市街化区域を原則とし、それ以外は市民農園区域の設定が必要となります。2つ目は、農地法等の特例措置である特定農地貸付法による開設です。付帯施設の整備は要件とされておきませんが、貸付規定を作成し、農業委員会の承認が必要となります。3つ目は、農園利用方式による開設です。付帯施設の設置は自由で、開設に当たっては特に法の定めはございません。農園に入場するという形ではなく、農園を利用してレクリエーション等の目的のため複数の農作業を行うものでございます。

開設主体は、地方公共団体、農業協同組合、農地を所有する農家等、農地を所有しない企業、NPO等の4つの開設主体が認められています。農業者農業者以外の企業やNPO等の開設要件は、平成17年度の法改正で緩和されたものでございます。これまでの市民リフレッシュ農園の運営等を踏まえますと、遊休農地解消のための市民農園の活用はなかなか難しい面があると思われまします。今後の市民農園につきましては、法に基づく行政主導型ではなく、法規制の民間による市民農園利用方式も有効な方策であると思われまします。遊休農地につきましては、今後国の方針に沿い、再生困難な農地は非農地化を図り、再生可能な農地は農業委員会と連携し、中間管理機構等を活用し、担い手への集積と発生の未然防止に努めたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 手嶋靖隆君。

○12番（手嶋靖隆君） ただいま詳しくご説明いただきました。町営の農園ですが、やはり状況が状況ですので、この廃園ということも仕方がないんじゃないかなという感じもいたします。目的そのものはですね、以前よりもだいぶ緩和されておるようでございますが、今までは特定農地貸し付け方式ということで、農業委員会との関連があったわけでございますが、今、若干市民の農園整備促進法が変わってですね、農地の利用方式が入園利用方式という形で、対等とその農家が入園者とやっておりますね、するというタイプですね。そういう方向に移動しておるなという感じがいたします。これ滞

在式の市民農園とか、その体験農園とかいろいろありますけども、これは私たちが農業委員会関係のときには120ヘクタールがあったんですね、十何年前。もう今はちょうど半分になっておる。それだけ遊休農地に対する解消運動が展開されたということで、大変ご苦勞であったと存じます。それと同時に、やはり高齢者が増えておるといふことありまして、健康生きがいを感じさせる、そういう生活の空間といいますか、子どもたちと土地に触れる場、あと食育活動とそのコミュニティの立場です、園芸福祉活動という形を目的で、市民農園を活用するわけですけども、やっぱりそういうことを行政も指導しながら取り組んでいってですね、やはり高齢者、健康者をですね、育てていくということも一つの施策ではないかなとも感じます。今後、だいぶ緩和されてきておりますので、そういうこともですね、行政として取り組む、指導されることを切望いたしたいと思ひます。あくまでも農業の多面的な機能をもつことと、市民農園というのは地域のコミュニケーションづくりですね。それから、市民の健康増進ということ大きなねらいでございます。そういう定義をですね、持ちながら取り組んでいけばですね、いいこの事業ではないかなというふうに感じましたので、今後とも何分検討されまして、そういう機会がありましたら、事業展開をお願いしたいというふうに思ひまして、これで終わりたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

10時35分から再開いたします。

午前10時25分 休憩

△

午前10時34分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を続けます。

松田純子さん。

○4番（松田純子さん） おはようございます。

通告順位9番、4番議員、松田純子が通告に従い、一般質問をいたします。

質問に先立ち、今回の被災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

では、一般質問に入ります。

私は議員になりまして4年目を迎えました。議員になった当初から一貫して防災についての質問や提案をしてきました。中身をあげてみますと、防災無線が聞こえないとのことへの対応、要保護・要支援者の方々への支援の仕方や名簿作成の状況、また、大規模防災訓練の実施の提案などをしてきております。これらの案件は、実施されたものもあり、検討段階のものもあり、継続しているものもありと様々です。今回の質問も防災関係を中心にしていきたいと思っております。

14日、地震の夜です。私は、オークスプラザの前で災害対策本部の職員、消防団員らが集合した中に同席しておりました。私も消防団員ですから、集合しました。そして、本部の指示に従い、避難所の一つ、大津小学校に行き、避難所での活動に入っておりました。15日の朝、避難者がすべて帰

宅したあと役場に戻り、解散報告をしたあと家に戻りました。恐らくこれで終わったと思った人が多かったと思います。しかし、すぐあと、16日の深夜の本震です。家族と近隣の高齢者の安否を確認して、すぐ大津小学校の避難所に行きました。2時過ぎだったと思います。そのとき、大津小学校の体育館は壁が崩れ、避難者は運動場に固まって避難しておりました。そのあと校庭は、車で避難してくる人で溢れました。そのとき停電しており、真っ暗闇の中です。ですが、朝の5時ごろ少しづつ日が差すとともに人々は帰っていきました。ですが、また夜になると避難者は増えて、体育館のかわりに避難所となった教室とか、玄関、ロビーは人で溢れておりました。その夜は朝までそこに待機し、次の日から5月3日の避難所が閉鎖されるまで毎日避難所に通いました。その間、役場職員や消防団の働きをずっと見ておりましたが、私の見た職員や団員さんは不眠不休、自宅の被害も捨て置いて、住民のために懸命に働いておりました。頑張っている姿はうれしいものでした。住民の中には、役場職員だから当たり前という方もあろうかと思いますが、このようなときに当たり前のことを当たり前に行えるということが住民にとってはかけがえのないことだと思います。しかし、これで終わったわけではないことを心得ていただきたいと思ってもいます。8月31日、また大きな揺れがありました。2日前にもありました。地震は終わってはいないと思います。昨年の9月14日、覚えておいででしょうか、阿蘇山が大きな爆発をしました。阿蘇山の爆発、これもいつ何時起こってくる災害かもしれません。今スーパー台風が近づいております。台風の被害、洪水、心配の種は尽きません。ここで、防災計画を見直し、次に備えなくてはいけないと思います。復興へと関心は移っていますが、並行して防災計画を見直し、すぐさま対応可能な状態にしなくてはなりません。そこで、現在の防災計画の見直しや強化など、現状についての質問と、対策への可能性についてを中心に質問したいと思います。

質問は3つです。防災計画の周知徹底、避難所運営について、それと座談会でも話が出ました、公共トイレについてです。同僚議員からの質問と重複しているところは省いていきたいと思います。

一つ目の防災計画の周知徹底についてですが、防災計画で大事なことは周知徹底ではないかと思えます。今回の地震でどれだけの家族が食料品を求めて避難所に戻ってこられたか。どれだけの人が我が家の食糧は足りているとしておられたか。防災計画では、家族の3日分以上の食糧、水のストックをあげていたはずですが。各家庭は安全確認、避難経路、避難場所を理解しているか。被災地の生活や環境の整備など考慮しているのでしょうか。台風、大雨、洪水などの避難するときは、各自毛布などの防寒用具を持って避難所に来るようにと防災無線は伝えていたかと思いますが、今回の地震では、身体一つで逃げてくる方も多かったように思います。町はストックの毛布を出し、足りないために日赤にもらいに行き、避難した人々にもれなく行き渡るように手配しました。しかし、災害用毛布は後日廃棄されることになっていると聞いています。

私は今回、アルミの防寒シートを使ってみました。実際につかってみて、防寒には適しております。使用後はまた小さくたたみ、元通りにできますから、使いまわしが可能です。住民の周知の一つとして、毛布からアルミ防寒シートへの意識改革も必要ではないかと思えます。今回の災害でわかったことは、住民の災害対策への理解が不足していること。不足していたのは、住民への広報が十分ではな

かったこと。もちろん、住民が問題視していなかったことも周知徹底の大きな壁であったとも思います。問題は今後です。この意識のあるうちに防災への関心、特に自助防災への心がけを住民とともに学習し合う必要があると思います。住民周知の取り組みの一つとして、まず転入世帯に対して考えてみました。転入手続きをしますと、区長の紹介とか、ごみステーションのことなど知らせるかと思いますが、そのときに災害発生時について説明するのはどうでしょうか。例えば、住居より最短の避難場所、地図を用いて説明するとか。防災として、自分たちで家族が準備するものを知らせる。また、世帯に要保護とか要支援者がいる場合、区長や民生委員さんと相談して、非常事態に備える相談をする。夜のこともあり、昼間のこともあり、そしてからいも君メールの説明と登録、簡単に書いたものを読んでもらうだけではなく、きちんと説明を聞いてもらう。時間をつくって避難所の場所などを確認してもらうというのはどうかと思います。

二つ目に共助ですが、今回、防災計画を準備し、実行できたこと、全く機能しなかったことの差がはっきりしたように思われます。自主防災組織は、60から70%、でもその中で機能が発揮されたところはどれぐらいでしょうか、組織のないところはどうだったのか。今後検証は必要だと思いますが、自主防災組織の立ち上げは100%を目指さなくてはなりません。そのために一つ提案があります。各区長に区の防災計画を立てて提出してもらってはどうか。計画の要綱は役場で作成してもらい、記入式でもチェック式でもかまわないと思いますが、災害が起こったときの安否確認の仕方。例えば、ある地区は家を出る前にポストにタオルを突っ込んでいく、すると、あとからここは避難が終えたと了解する。ポストに何も入っていなかったら室内で家具に挟まれているのではないかと想定できます。家がつぶれたからそこが被害者がいるというだけではなく、家がつぶれていなくとも、家具に挟まれているということはよくあることです。そのほか、避難場所の確保、周知の仕方をどうするか。避難所運営はどうするか。町の本部との連絡、住民との連絡方法、避難が長期に及ぶ場合を想定して、地域の生活の支え方をどういうふうに考えますか。動物共存について、地区ではどのように対処するか。要保護・要支援者の方々へのアプローチをどうするか。計画がつくれぬ、難しいという区には、地区担当の職員や防災士を交え、相談しながら作成してもらいます。また、住民の意見が必要であるなら、地域で懇談会も開いてもらう。しぜんと防災士と地区役員たちが顔なじみになります。広報活動がしやすいと思います。防災用品の補助申請のときに防災計画を作成すると思いますが、その計画は万全でしょうか。私は議員になる前に世帯数860あまりの区長でした。区長になって研修を受けまして、区長は地区の安心・安全を考慮し、防災組織の最前線であることを理解しました。しかし、どうすれば地区を守れるかと考えましたが、なかなか思いつきませんでした。そんなときに、女性消防団の一般募集がありましたので、まず、消防団に入り、自分自身が消防団員となって地域を守ろうと考えました。そのころはまだ防災士という存在は普及しておりませんでしたので、知りませんでした。私以外の区長もそれぞれ実際にどうすれば防災組織をつくれるか、守れるかと悩んでおられる方もいるかと思いますが。実際に計画書を提出してもらうとなれば理解しなくてはいけない点、準備しなくてはいけない点、地区住民に知らせなくてはいけない点などいろいろ発見することも出てくると思います。これらの段階を経て、防災計画が出来上がれば、自主防災組織をつくることが

できるのではないのでしょうか。

公助についてですが、住民の方々には、自助・公助、内容をしっかり理解、把握していただき、それで公がすることを理解してもらうことが重要です。そのために意見を聞くこと。聞いてもらうことなど、意思の疎通を日頃より醸成することが大事だと思いますが、今回の3地区での懇談会は大変よかったですと思います。しかし、若い方の意見が聞けなかったのは少し残念でした。

この3点を含めた上で、防災計画の周知徹底、今後の町の計画、または方針を伺いたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の町の防災計画関連等についての提案なり、ご質問でございますけれども、議員が言われますように、災害を軽減するためには、やはり自助・共助・公助が重要であると言われております。

防災計画には、自助の部分として、防災知識普及計画の中に、一般住民に対する予防知識の普及事項として、避難先や避難方法について、平常時において確認しておくことが、あるいは3日分の食糧や飲料水などについて、自分たちで備蓄しておくことなどについて周知を図っていくこととしております。また、共助の部分としては、自主防災組織整備計画の中に、地域住民等の自主防災組織として、既存の町内会や自治会等の自治組織を自主防災組織として育成していくことを基本として、平常時には、防災訓練等の実施や、災害時には、情報の収集や伝達、避難誘導などに取り組むこととしております。公助の部分としては、議員がおっしゃるように、自助、共助の範囲を超える部分を公助で担うものであると思います。

今回の地震は、町の職員だけではとても対応ができるものではありませんでした。自衛隊をはじめ、県内や全国の市町村から大変たくさんの職員の方が応援に駆け付けていただき、また、多くのボランティアの方も参加し、被災された方に対する生活再建支援などのお手伝いをさせていただいたところであります。また、区長さん方をはじめ、民生委員や消防団、そして議員の皆さん方にも多くのお手伝いをさせていただき、感謝をしているところであります。特に、消防団の方には、巡回、見回り、災害状況の調査など、大変多くのことにご尽力をいただいたところであります。

防災の基本は、自助ですが、これはまず自分を守ることにとり、家族や友人・隣人を助けることができる、つまり共助のベースになるからです。自助、共助、しっかりしている地域が災害に強いとも言われております。

しかしながら、多くの住民の方々には、やはり役場を頼りにされておられます。これはある意味で仕方ないことではございますが、自助、共助、公助について、もう一度住民の方々とは十分なお話をさせていただき、今後は防災計画の見直しを行う中で、防災訓練についても、地域における訓練を充実させ、「自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助ける・どうにかする」という考えのもと、自助、共助、そして公助について、周知徹底を図っていかなければならないと考えております。

自助関連等につきましての説明を担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 松田議員のご提案について答えさせていただきます。

まず、転入世帯に対し、詳しく災害時の対応について説明をしたらどうかということでございますけれども、確かに、初めて大津町の住民になった場合、避難所がどこにあるのかなどの情報がわからないのではないかと思います。また、からいも君メールの登録などについてもこのとき紹介すれば登録者数も増えるかもしれません。転入手続きをし、来られた方に対し、詳しく説明をするということにつきましては、長時間拘束をすることになりまして、中には嫌がれる方もおられるのかなと思いますので、転入手続きをしている間にパンフレットなどをお渡し、待っている間に見ていただくという方法もあるのではないかとこのように考えられます。もちろん、説明を必要とする方には説明をすることもできるかとは思いますが、パンフレットなどにつきましては、来年度防災マップの改定版をつくりたいというふうに今考えておりますので、議員がご提案されているような内容を盛り込んだものをつくることも検討してみたいというふうに考えております。

いずれにせよ、転入世帯だけでなく、すべての町民の方に対し、自助に関する周知徹底というのは必要でございますので、様々な方法を通じて行っていきたいというふうに考えております。

また、区長さん方に対し、自分の地区の防災計画を立てて提出してもらおうという、共助に関するご提案でございますけれども、確かに、各地域で防災計画を立ててもらっていただければ災害時に的確な対応ができるのではないかとこのように思います。

ただ、地域によっては、区長さんが1年ごとに交替されていたりしますので、できれば自主防災組織をつくっていただいて、自主防災組織と区長さんが連携しながら対応していただくことが一番ではないかと思っておりますけれども、地域の状況がそれぞれ違いますので、今後、区長さん方とも十分話し合いながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 広報するためのその新しいのは来年つくると言われましたけれども、遅くはないのかということが一つ、遅くはないのか。まあこないだ台風が来るというテレビの放送がありましたけど、そのときに、お店に行ったらカップ麺とかそういったものがほとんどもう売り切れてて、皆さん、そういったときはきちんと対応されているということが、改めてわかったんですけど、やはり来年に改訂版を出すというよりも、もう少し早い段階で、もう来年になると、1年経つと大体人々の意識というのはすごく薄れてしまいますよね。ですから、できれば1日も早くそういうものをつくっていただいて、広報活動をしていただく。いろいろなやり方で周知徹底をされていくと言いますが、いろいろな中でどういった方法があるか、今までのやり方以外に何か考えている方法があれば教えていただきたいと思っております。周知徹底していないということは、今までの広報の活動の仕方において、いいやり方ではなかったんじゃないかという思いがありますので。なるべく皆さんに知っていただく、それというのは大事なことでございますけれども、今までのやり方では、そういったものは広がってはいかないと思っております。ですから、その改訂版をもっと早期につくることはできないかが一つ。そして、皆さんに周知徹底するやり方について、今までのやり方以上に何かやり方を考えていることがあるのか。もしくは、早急に広報活動についてのやり方を考えるのか。

それと区長さんの件ですけれども、自主防災組織をつくってくださいって、これはこちらから訴え

てもできないところはできないと思うんですよね。そこの地区で盛り上がってもらって区長さんやってくれていうふうな、立ち上げてくれというような人たちがいれば、その地区は盛り上がってつくっていけると思いますけれども、往々にして、そのまあうちはね、うちはもうこのままでいいや、区長さんも、もう大変だから無理してもらわなくていいやとか、そういうふうに思って、区長さんを思いやってそれ以上もう強要しない地区があったりとか、様々あると思うんです。それは本当に地区地区で様々ですけれども、でも、ある一定の義務化したものをこちらから提示してしていただくということをする、何がなんでもつくらんくちやいけないということになってくると、やっぱり動いてくれるんじゃないかと思うんです。私もそうですけれども、防災組織を立ち上げてくれと、もし言われたとして、自分が区長だったとして、じゃあどうしましょうか考えてしまうと思うんですよね。立ち上げるには、じゃあ地区の役員の中で何人か自分の、きちんとした自治会ができているとすれば、自治会の役員さんたちとは相談ができますけれども、ただ小さい区もあるかと思うんですよね。そういう区だと区長さんだけが動いておられるというところもあるかと思うんです。そういう人たちは、さあ相談しようと思うと、もう近場の人に相談するとか、まあそういうこともないかもしれないけれど、積極的に動かれる、その地盤というのがあまりない可能性もあります。ですから、そのしっかり各区の防止計画を全部つくってもらおうと思えば、ある程度こちらからそういったものを提案をして、つくってもらって、そのつくってもらったものの中で、これは難しいんじゃないかとか、これはできないんじゃないかとか、そういったことが必ず出てくると思うんですね。防災計画の中で、例えばですよ、安否確認をどうしますか聞くわけですよ、その間に。そしたら、組長が1件1件回って確認をするとか、そういうことが出るとしますね。だけど組長さんが大丈夫ですか、大丈夫ですか、もし10件の組長さんだとしたら、10件全部を回るか、そんなああいうばたばたしているときに、一遍に10件は回れませんよね。そうすると、組長が安否確認をするというのは、組長がいつ、どこで安否確認を、どこの段階で安否確認をするのかとか。安否確認をしたら、じゃあみんなが避難したところで安否確認をするかということ、避難する場所はどこか、そういうことまで詳しく調べていかないとできない。そういうふうに思うんですね。ですから、そういったこと、こまごましたことまできちんとできるというのは、やはり計画をきちっと立てて、その中で少し足りないところを次から次に助言しながらつくっていく、そういったシステムというのが大事だと思いますが、最初の出だし、その出だしとして、そういったものを作成してもらおうという案は、もう一度お伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） まず、防災マップのほうの作成のほうが来年に予定しているということが、遅くはないかということでございますけれども、確かに、今の時期にですね、的確にもう素早くやったほうが本当は一番いいとは思いますが、ただ中身を見直すにおきましても、多少やっぱり時間がかかりますし、また現在、予算化もしておりませんので、その辺のところですね、若干やっぱり申し訳ないんですけれども、少し時間がかかるのかなというふうに思っているところでございます。おっしゃるように、早ければですね、12月とか3月の予算に補正ということも考えられることもな



いとは思いますが、それでやったとしても印刷までいくのにはもう少し時間がかかるのかなというふうには思っておるところでございます。

それから、周知方法、自助関係の周知方法の関係でございますけれども、これまでは大体広報おおづ関係ですかね、これあたりを通じての周知というのがほとんどではなかったかなというふうに思っているところでございます。あるいは、その年に1回の防災訓練ですかね、そういったことを通じながらいろいろと周知を図ってきたというようなところがございます。これからのその周知方法ということでございますけれども、やはり防災訓練というのが、これまではその町の役場を中心にやっていたものですから、それを各地域でやっぱりやっていくということが周知ということにつきましてもですね、一番有効な方法ではないかなと思いますけれども、これにつきましても、やはり各地区の住民の方のご協力といいますかね、それがなくなかなかできないとは思っています。そういったことを考えますと、やはり自主防災組織というのを中心にしたところでのやっていただくというのが一番いいのかなというふうには思っているところがございますけれども、ただ議員さんがおっしゃるように、なかなかつくってくれと言ってもつくっていただけないところも地区はもちろんあるかと思いますが、その中で、町から何らかのマニュアル等ですかね、あたりを提示しながら各区といいますかね、各地域で自主防災組織をつくる、あるいは計画あたりなんかについても、各地区でつくってもらえると、そういったことをやったらどうかということがございますけれども、マニュアル等につきましても、まだこちらのほうでどういったことをした方がいいかということについては、まだできておりませんので、そういったことにつきましてもですね、あわせて各区長さん方ともですね、十分話をしながら、どういった方法が一番いいのかですね、ということをもた今後お話をさせていただきながら進めさせていただければというふうに考えているところがございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） 区長さん方をお願いします、お願いしますと言われてもなかなか動かないというのが今までの経験ですので、よろしく皆さんに、くれぐれも地域の防災ということが第一に考えていただけるように話していただければと思います。

では、2番目の質問のほうにまいります。

避難所運営というのがいろいろありますけれども、今回の災害で大津町は、被災した他の市町村に比べて認知された避難所は83カ所、他を圧倒するほど多かったんですが、この数の多さというのは、いかに地域を理解しているというか、避難所を調べて情報をあげているという点に関して、感嘆すべきことであると思います。ですが、これほどの数ではなかなか統率はとれないし、職員の疲弊は増すばかりではないでしょうか。町内を幾つかに分けて拠点となる避難所を設定、その周りの避難所をサテライトとして物資の搬入、情報の伝達などを周知し、拠点となる避難所に避難する。もともとそのようにしてあったと聞いていますが、実際はうまく機能していなかったように思われます。今後はきちんと区分けをして、日頃より各人が自分の避難すべきところを知ることには大事です。避難所は、校庭がある学校がいいんじゃないかと思いますが、今回の震災でも車の避難が多かったのは周知の事実です。多くの人や車が集まる場所では、情報の伝達も早いと考えます。

2つ目に避難所の管理ですが、拠点となる避難所には、固定した管理者、または代表者を数人配置する必要を感じます。今回の発災当初、役場職員が交代できていました。毎日人が変わるので、日々の変化や注意事項がうまく伝わらないことがありました。開設当初の不安定な時期をスムーズに経過させるためには、当初より取り決めがあればいいと思います。マニュアルですね。避難所ができれば数人の管理者をつくって運営する。そして、その中に必ず、管理者の中に必ず女性を入れてもらう。もと千葉県知事で男女共同参画と災害復興ネットワークの堂本暁子代表と日本女性学習財団の村松泰子理事長が男女共同参画センターはあもにいを訪れまして、地震による避難所生活などでの女性に対する配慮の状況を聞いたという記事がありました、新聞記事です。はあもにいには調査をして、女性用更衣室、授乳室などを設置しているところは多かったが、要望がないとの避難所もあったといいます。女性が声をあげにくい状況ではないかという分析が出ていました。そして、記事は、東日本大震災の被災地と比べると配慮は進んだ印象がある。ただ行政の防災担当者は、ほとんどが男性、女性も自主防止組織に入り、発信力を持つなど、防災力を身に付ける必要があると締めくくられておりました。

それらのことを含めた上で、管理者の中に女性を必ず入れるようにし、女性が相談しやすい状況をつくる必要があると思います。管理者に女性がいれば、更衣室、授乳室、洗濯干し場など、相談して決めることはできます。今回も女性を中心になって運営した避難所があったと聞いていますが、これをマニュアル化してもらえればいいんじゃないかと思います。

運営内容についてですが、発災後、数日間は女性による夜間の見回り、巡視をしてもらいたいということ。見回ることでの性的暴力の抑制になると考えます。今回の災害で、若い女性は避難所への避難を避けていたようです。いろいろな情報が飛び交いました。避難所での性的暴力はどこまで本当かと思う方がいるかもしれませんが、私の娘の友人などもそのような理由から避難所はいかないという声を聞きました。車でも避難も危険が伴いますが、避難所はもっと怖いと思われるようです。SNSでもそのことが流れていました。デマとは一概に言えません。新聞の読者相談に、避難所で性的暴力を受け、今も苦しんでいる女性の記事がありました。触れられたら跳ね返すか、声をあげて拒否すればいいのにと、つい思いがちですが、皆が我慢しているこんなとき、自分も我慢しなくてはと思ったとありました。避難所には、目の届かないところがあります。女性は好きでそのようなところに行くのではなく、次々と入ってくる人々に押されながら奥へ奥へと入っていくんでしょう。そのようなところを見回り、男性に囲まれた女性がいたら、女性の多いところに誘導したり、不安そうな女性に声を掛けるなど、できることがあります。では、誰が見回るか、不安な時期は数日だと思います。その間、役場の職員に負担がいくんではないかと思います。夜間の見回りをしたら、次の日は休ませるとか、配慮をしてもらうなど、行政のバックアップも必要です。女性職員の負担にはなりますが、理解してもらい、女性のための大津モデルをつくることはできないでしょうか。

私は、本震後、体育館が避難所として使えなくなったんですが、教室を避難所としていただいた初めての夜、1時間ごとに見回りました。見回りながら、そのような人たちが避難しているかを把握したり、具合の悪い人はいないか、困っている人はいないか、寒そうにしている人はいないかと、見て回りました。性的虐待を受けているような状況はありませんでしたが、家族に遅れて来た避難者が毛

布もなく、家族の隅っこで丸まって寝ている人がいました。そういう人に毛布を掛けたり、裸で歩き、何かを探している高齢者を家族のところに誘導したりもしました。私の前身が看護師ですので、このようなときに見回り、ケアすることは当たり前だと思っていますが、誰もかれも看護師ではありませんから、女性が夜定期的に起きて見回るといふ看護師としては当たり前と思っても、普通の人だと当たり前ではないことを今後大津町の方にお問い合わせすることになるかと思えます。しかし、大津町は女性がしても安心という大津モデル、それをつくりあげて普及すると、とてもいいことだと思えます。女性職員の負担があるかと思えますが、女性同士助け合うことも今後の課題とともに考えていかなくてはならないことだと思えます。

4番は飛ばしまして、5番目に、機能別避難所の整備または設置についてをします。

公的建物はほとんどが避難所になっておりますが、全部を避難所にするのではなく、要支援者、要保護者、障がいのある人、病気、けがの人、そういう方々を一般の避難者を入れない避難所にしてはどうかと思えます。例えば、母子センターですけれども、今回、インフルエンザの発症があったり、認知症の高齢者がいたり、多ニーズの中ではパニックを起こす小児がいたり、保健師は、避難先を確保していたとはいえ、大変であったらと推察しています。一つの避難所で発熱した人がいると連絡を受けると、保健師がそこまで出向き、病状を診た上で受診を進めたり、感染症であったら隔離室を確保するために走り回っておりました。はじめから母子センターと、そういう方は母子センターへと決めておくと、すぐ母子センターに行ってください、来てくださいと指示すれば母子センターで対応ができ、ほかの活動もしやすいと思えます。当時、保健師2名、4チームで各避難所に出向き、健康状態のチェックや要支援者などのフォローもしていたということでしたが、それに加えての病人の対応、障害者の支援、オーバーワークではなかったと思われてしまいます。福祉避難所はもともととしてあったと聞いていますが、発災当初の保健師の負担は、間近に見ていて大変だと思いました。また、1階を緊急避難所のようにして、2階を女性専用にするれば、単身の女性、妊婦、授乳中の女性など、安心して避難することができるんじゃないでしょうか。

今回の震災の混乱を踏まえ、今後は機能別避難所をきちんと整備して、スムーズな受け入れ態勢を確立してはどうでしょうか。お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 松田議員の避難所運営についてのご質問でございますけれども、議員が言われるように、今回の災害により、大津町は被災した他の市町村に比べて認知された避難所は最大83カ所となっております。大変多くの避難所で、または車中や広場での避難をされております。当初、すべての避難所に食糧などを配付していましたが、途中で指定避難所を中心に配付することに切り替えてまいりました。この過程で、住民の方と多少のトラブルもありましたが、全体としてはうまくいったものではないかと思えます。議員が提案されておられるように、主軸となる避難所を指定し、その活動区域の小中規模の避難所は、サテライトとして、情報収集、発信、支給物品等の依頼、受け渡しをしたらどうかということでございますが、当初からこの方式でやるということを事前に住民の方に周知を図っておく必要があるということを感じたところであります。今後は、避難所運営訓練等

を通じて、周知徹底を図っていかなくてはならないと考えております。そのために、これまでには防災指導員という制度をつくらしていただいておりますけども、今回について、やはり主体となるのは地域自主防災組織であり、区長さんを主体とした地域での避難運営管理関係等を区長会のほうにご相談しましたわけでございますけども、なかなかどさくさまぎれのときでございましたので、話がなかなか先へ進めないというような状況でございました。今後については、今回、区長さんの研修も福岡西方沖地震で災害を受けた福岡市、あるいは佐賀県の市町自治体のほうに研修に行かれますので、まずは自らの研修を磨き、この震災体験しておられる中で、相当苦勞されておりますので、これを行動へ移されるというような方向へいていただくように、町もしっかりと区長さんたちと一緒に自主防災組織の充実を図りながら、いざというときの第1次避難所の運営管理関係等は、地区の民生委員さんをはじめ、消防団あるいは地域福祉関係の皆さん、そして、その中に議員おっしゃるように、女性の方も入っていただく、そのようなリーダーとなるような方々の中での地域運営の避難所をできていければというふうに思います。そういう第1次避難所について、しっかりと今後充実を図るために、各地区の役員の皆さんと相談をしながら進めさせていただきたいというふうに思っております。

今後につきましても、そういう形の中で避難所を管理等についてもしっかりと運営ができる体制を地域で、自分たちの地域でやっていただくというようなことをお願いをしたいというふうに思っております。その運営関係については、日ごろから防災関連等の地域活動支援事業を支援しておりますので、その辺がしっかりと生きていけるような、生かされるようなことが今後も大きく支援をやっていきたいというふうに考えております。

そういう意味におきまして、住民の方への情報発信でございますけども、これもそういう指定避難から町からのお知らせで、関連等も発信をしながら、うまく届くような面も、そういう避難所を活用しながらやっていければというふうに思っております。そういう検証をしながら、今後十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

今回の震災において、一般の避難所で対応が難しい高齢者や障害者・障害児などの要配慮者に避難していただく福祉避難所を5カ所開設しました。平成25年度に災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結していた6法人のうち、養護老人ホーム光進園、小規模多機能型居宅介護おおづセンターホーム。障害児入所施設若草児童学園の3施設と、協定は締結していなかったものの、実質的に福祉避難所としての機能を担った老人福祉センターと県立大津支援学校の2カ所で、合計5カ所の開設となっております。南阿蘇村からの避難者もあわせて89名の要配慮者の29名の家族の合計118名の受け入れを実施しております。混乱の中で、町と施設とが協力して受け入れを実施したところでございますが、当時の受け入れ状況、反省点関連等について、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 今回の災害に対しまして、避難所をどのように開設・運営してきたかということについてご説明申し上げます。

避難所につきましては、4月14日の前震のとき、町の指定避難所など17カ所に職員を配置して

解説し、その他の自主避難所も含めて29カ所の避難所に1千800人弱の方が避難され、町で備蓄していましたアルファ米などを供給したところでございます。そして、16日の本震のときには、最大83カ所に1万3千人弱の方が避難されました。備蓄していた食糧は、前震のときにすべて使いましたので、食糧の確保が一番の課題となりましたが、幸いにも近くの大型スーパーの協力を得られ、パンや飲料水を確保することができたところでございます。

当初、支援物資については、職員を配置している指定避難所だけに配付をしていましたけども、パンやおにぎりは、すべての避難所にも配付していたところでございます。

4月19日に緊急囑託員会議を開き、被害状況などの説明を行うとともに、食糧の配付については、4月19日の時点で39カ所の避難所へ配付していたところでございますけども、これを指定避難所18カ所に集約して配付したいので協力をお願いしたいということでお願いしたところでございます。これにより、4月21日から、先ほど町長も述べられたように、パンやおにぎりについては、18カ所の指定避難所にだけ配付を行うこととし、集会所などで避難されている方については、指定避難所へ取りに来ていただくことにしたところでございます。このことにより、避難所も18カ所の指定避難所に集約されていきました。

また、4月26日も囑託員会議を開き、学校の再開に向けて、小学校での避難所を閉鎖し、12カ所に集約するとして協力をお願いしたところです。このことによりまして、学校については、連休明けから再開することができました。

26日の囑託員会議では、避難所の運営についても囑託員さんのほうでできないかということについても協力をお願いしたところでございますけども、このときの協力依頼内容については、昨年12月に作成していました、避難所運営マニュアルから抜粋し、囑託員さん方を中心に避難所運営委員会を組織していただき、施設内の掃除などの施設管理や炊き出しなどについてやっていただき、管理や炊き出しにかかる費用については、町から運営委員会へ補助金を出すという内容でしたけれども、一部消防団等で引き受けられた避難所もありましたけれども、結果的には、多くの避難所では引き受けいただくことはできなかったという状況でございます。

以上のような避難所運営における反省を踏まえ、議員のご提案内容を検討し、避難所運営マニュアルに反映させていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 松田議員のご質問の中の福祉避難所の関係についてご説明申し上げます。

まずは、当時の福祉避難所開設から受け入れ状況についてご説明申し上げます。

16日の本震が発生した直後の早朝、協定を締結していた各施設を巡回いたしまして、施設自体の被害状況の確認と福祉避難所としての開設の要請を実施いたしました。被害が小さかった、おおづセンターホーム、光進園、若草児童学園が開設準備をいち早く完了し、それぞれ16日、18日、22日にちから受け入れを開始されております。その後、被害が大きかったおおづかの郷とつくしの里においても、受け入れ体制を整えられ、開設準備が完了してございましたが、実際には受け入れまでには至

っておりません。三気の里につきましては、被害が大きく受け入れ体制を整えることは困難な状況でした。

要配慮者の避難誘導については、保健師が一般の避難所や自宅を巡回し、健康状態の把握を行う中で、福祉避難所へ誘導することが適当と判断した場合に、保健師や災害対策本部が福祉避難所を運営する施設と連絡調整し、避難誘導を実施しております。また、実質的な福祉避難所の機能を担った老人福祉センターと大津支援学校につきましては、町が避難誘導を実施するほか、自主的に避難されてきた要配慮者について受け入れを実施されております。具体的には、身体の状態や認知症などの症状から、一般避難所では生活が難しい高齢者や障害者、集団での生活が難しい障害児とその家族などの受け入れを実施したところでございます。

次に、その中で反省点や改善すべき点についてご説明申し上げます。

まず、福祉避難所について、住民の皆様やケアマネジャーの皆様への周知が徹底できていなかった点でございます。地域防災計画の中では、福祉避難所について定めており、ホームページ上では公開はしてはりましたが、皆様が十分に認知している状況には至っておりませんでした。そのため、避難所では生活ができないであろうとお考えから、あえて避難をせずに自宅に残られた要配慮者もおられたものと推測されます。自宅に残られた要配慮者のうち、担当ケアマネジャーがおられない方などについては、町の保健師や応援派遣された県の保健師などが自宅訪問し、必要に応じて福祉避難所に避難誘導を実施してまいりました。よりスムーズな避難のためには、福祉避難所の周知徹底が必要であったと考えております。

また、今回の熊本地震につきましては、受け入れ可能な人数に制限がある都合上、保健師による判断を必要としてまいりましたが、明らかに一般の避難所では生活が難しい、介護度が重い高齢者や重度の障害者や障害児等の要配慮者については、保健師の判断を必要とせずに、直接福祉避難所へ避難できる個別計画を策定する方法を検討する必要があると思われまます。福祉避難所に一時的に避難し、施設入所の手続きができ次第、介護サービスや障害福祉サービスを利用した施設入所へ切り替えていくなどにより、安定した生活への再建のスピードも速まるものと考えるところでございます。

今後は、ケアマネジャーさんや福祉避難所である施設、民生委員さんなど関係者と連携をとりながら、今回の反省点を検証しながら、よりスムーズで効果的な避難誘導が実施できる改善を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、一般の避難所の中におきましても、議員ご指摘のように、インフルエンザ、ノロウイルス、おたふくかぜなどの発生に伴い、また疑いに伴いすね、そういった住民が発生した場合、隔離する部屋の準備を考えていく必要がありました。それぞれの避難所におきまして、空き部屋に移動したり、一時別の場所に移動させるなどして臨機応変に対応していただいていたところですが、それぞれの避難所においてすね、どの部屋を傷病者用に確保しておくべきなのか、事前に決めておくこともすね、非常に重要であると、今回の中で、またこれもまた一つの反省事項ということで、今後の計画等にはすね、明記しておく必要があるのではないかと思つたところでございます。

以上でございます。

○議 長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4 番（松田純子さん） 福祉避難所に関しては、今回のこういうことがありましたので、次回からはスムーズに行くかと思えます。ですけど、一つは、やっぱり震災があったときはそれほどインフルエンザというても、発生したとしてもそういった大流行するようなシーズンではありませんが、もしこれが流行のシーズンに発災があったとすると大変なことになりますので、そういった面も含めて今後の対応というのを考えていただければと思います。

それから、女性に対する問題に関しましても、今後またこれはやっぱり女性が女性で守り合いというような内容ですから、そういったところで女性たちとまたいろいろ話し合い、検討しながら、こういったことができればいいというふうなことで話を進めていただければと思います。

3つ目の公共トイレに関する質問をいたします。

こないだの座談会でもありました、障害者用のトイレが少ないとか、まあ人が集まる場所には障害者用のトイレを置いてほしいとか、いろいろありました。小学校の体育館に来たときにですね、本震のときに、高齢のご夫婦が体育館のトイレに来られたんですけど、大津小学校の体育館は崩れておりまして入れませんでした。隣のその簡易に付けてあるトイレを使ってくださいというのが和式だったもんですから、その方、そのご夫婦は車椅子引いておられたんですけど、中じゃないと入れないからといって無理して入られました。そのときも危ないと思いましたけど、そのときは私も一緒に付いて行ってトイレを使うようにしました。車椅子の方とか、障害のある方というのは、そういった障害者用のトイレというのはなくてはならない存在でしょうし、今後そういったものを取り付けということに関しても考えていただきたいと思えます。

今回、すごい停電がありまして、停電があったときに、女性の場合、まあうちの中で停電あった場合は、ろうそくなり、灯りなり、何か乾電池の灯りなり使えますけど、今回のように地震で飛び出て、家の中には帰れないのでトイレに行きたいと、そうすると公共のトイレを使うしかありませんが、どこもかも真っ暗です。まあ懐中電灯を持ってくると思いますがけれども、その男性はそんなに考えたことないと思えますけど、女性の場合は、トイレ使うときは両手を使いますから、いざ懐中電灯、どうすればいいかと考えてしまいますよね。ですから、私が提案したいことは、各壁にですね、ドアをパッと開けた正面、正面に懐中電灯かけるフックをですね、取り付けていただければ、それで懐中電灯をともしながらトイレを使える。そういった女性に優しい、何というんですか、対応というのを求めたいと思うんです。今後、下水道賞に輝いたマンホールトイレとか、それから携帯用のトイレとかの普及とか、そういったことに関しても大事なことでと思いますが、このトイレが足らなかったという問題に関し、町ではどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 松田議員の避難関連等に関する公共トイレに対するご提案関係についてでございますけども、議員がおっしゃるように、本当に震災においてのトイレの不足、また水洗トイレについて断水により水が出ないと、利用できないと、本当にトイレについて、必要であるということを再確認させていただいたところであります。

都市公園における公共トイレの状況でございますけれども、町内の都市公園の中には、供用開始から相当な期間を経過しているものであり、障害者用トイレが未整備である公園もありまして、トイレなどの改修を行う場合、相当な経費が必要となりますので、どうしても補助金を利用することになります。

本年度は、補助金を利用して公園の長寿命化計画を立てるところでございますので、この計画によりまして、都市公園の具体的な改修を実施していきたいと考えておりますので、議員提案のように、停電時の対策がある公共トイレをどれだけつくるか。あるいは、太陽光発電を設置してきた施設が、現在、大津にも生涯学習センターや総合体育館などで幾つかございますが、これらの施設には容量は大きくはありませんが、蓄電池を備えており、非常灯や事務室などの必要最低限で利用できるようになっており、トイレについても、基本的には停電したときも明かりがつくようになっております。

また、議員提案の懐中電灯をかけるフックの設置についてでございますが、太陽光を設置していない施設については、議員が言われるように、設置したほうが安心して利用できる、費用的にもあまりかからないと思いますので、費用や設置箇所を調査した上で、なるべく早く対応させていただければと思います。

次に、トイレの不足問題についてでございますが、今回の震災に伴い、仮設トイレを主な避難所に設置したところでありますが、確保するのが困難な状況であったことから、県外の業者から取り寄せましたが、全然足りないというような状況でございました。

今後、トイレの確保をどうするかということでございますが、住民座談会においても、トイレの不足についてご指摘を受けており、その中で、中央公園にあるようなマンホールトイレを増やしたらどうかなどご意見を寄せていただいております、どのような対応ができるか、復興計画の中で検討したいと考えております。

内容につきまして、また状況について担当のほうよりご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。簡潔にお願いします。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 松田議員の質問にお答えします。

先ほど町長が申されましたように、都市公園の長寿命化計画で昨年度調査を行い、本年度計画を立てているところでございます。まだ下水道に接続していない公園もございますので、国庫補助を利用しながら改修をする計画でございます。

また、停電時に利用できる公共トイレですが、27年度に整備しました上井手公園のトイレについては、停電した場合、非常用電源により点灯する機能が付いております。ほかに、中央公園におきましては、災害時に使用することができる非常用トイレを10個設置しておりますが、その他の公園のトイレにはそのような機能は付いておりませんので、これらの機能につきまして、公園の防災としての機能も考慮しながら設置を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 松田純子さん。

○4番（松田純子さん） ありがとうございます。復興にのみ邁進するのではなくて、次に、大きな



地震が来たらどうするか。そういったことを常に考えて、今後の対応にあたっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

午前11時34分 休憩

△

午後 0時56分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 皆さんこんにちは。

お許しをいただきましたので、通告に従い、議席番号1番、金田英樹が一般質問を行います。

まず、今回の地震で被災された皆様に心からのお見舞いを申し上げます。また、様々な形で被災者を支援してくださった皆様や復旧・復興にご尽力いただいたすべての皆様に深く感謝申し上げますとともに、私自身も今後とも継続して復興に向けて全力を尽くすこととお約束いたします。

今回は、通告書に記載のとおり、すべて熊本地震に関する質問となります。今議会では、多くの同僚議員が震災関連の質問を行っていますので、すでにご答弁をいただいている内容に関しては割愛しながら進めてまいります。

さて、災害発生後の緊急対応は数時間から数週間の勝負ですが、復興は、数年から10年以上の長いローテです。阪神淡路大震災においては、復興政策や事業が間違っていたために発生したと指摘される復興災害という言葉も生まれています。また、東日本大震災では、創造的復興という言葉が繰り返し用いられました。確かに、震災前よりもよいまちにしていくという決意と気合いは必要ですが、町全体の発展的な復興を考えるあまり、被災者一人一人の生活再建がおざなりになっては本末転倒です。経済や雇用、交通の利便性などが震災前より向上しても、一方で、多くの被災者が仮設住宅やブルーシートのかかる家屋での生活からいつまでも抜け出せないようでは、真の復興とは言えず、まち全体に目が行き過ぎて、一人一人の人間が埋もれることがないようにしなければなりません。私は、これから数カ月間の対応で、町の数年後の姿が決まり、数年間の対応で数十年後の姿まで決まるといっても過言ではないと考えております。復興生活の貧困さや誤りが被災者、そして、我が町に新たな人災を引き起こすことがないように、過去の復興事例も研究しながら、一方で、それに止まらない、大津町独自の新たな復興モデルを描いていく必要があります。

以上を今回の4つの質問全体の前提におきまして、最初の復興期における役場組織、人員体制の見直しに関する質問に入ります。

今後、震災対応によって手付かずとなっている事業への対応を含め、復興に向けて必要となる膨大な業務を迅速かつ適切に進めていくことは容易ではありません。これから様々な改善案が出てくるものと思われませんが、道路施設の復旧等に要する予算の確保はもちろん、事業の実施主体となる役場職

員の人的措置ができなければ、すべて絵に描いた餅となります。昨日の一般質問でも、人員体制計画に関するものがありましたので、ここでは単純な職員の加配措置ではなく、復興に関する専門的な知見や経験のある人材の導入という面に絞ってお話いたします。先に述べたような、人災とも言える復興災害が発生リスクを少しでも減らしながら、大津町が力強く、そして、早期の復興を成し遂げるためには、事例研究を綿密に行いながら対応していくことは当然として、類似局面での職務経験のない町の職員だけで対応するのではなく、一定の知見を有する人材とともに取り組むことが必要であると考えております。もちろん、一人の人材の経験、知見は限られていますが、これらの人材には、それぞれの母体となる組織とのネットワークがあるため、個人の知見を超えた働きが期待できます。

以上を踏まえまして、1つ目に、復興に関する専門的な知見経験のある任期付き職員の採用、2つ目に、国・県からの同じく専門的な知見のある人員の受け入れ、3つ目に、東日本大震災や阪神淡路大震災における復興局面を体験している自治体との人事交流のいずれかが実現できるように、まずは具体的な準備交渉を努めていく考えがないかを伺います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の今後の復旧に対する人材関連の活用についてのご質問かと思えますけど、今言われたように、任期付き職員を募集したり、あるいは国・県からの人事交流、あるいは被災地を経験された職員を活用できるようなことの実現はできないかというようなご質問でございますけど、まさしく議員おっしゃるような方法で対応することが一日も早い復旧に繋がっていくものというふうに考えております。役場内のこの復旧について、議員がおっしゃるように、1日も早い、そしてまた、本年度中にはちゃんとした計画をつくるという約束をしておりますので、そのためには、やっぱりそういう人材が今すぐにも必要でございますので、この辺につきましても、国・県にもお願いしているところでございますけども、現状では非常に厳しいところがございますので、これにつきましても、今後の交流人事については、県のほうも11月過ぎからの対応というような形に受け入れを検討する状況でございますので、任期付きの専門的な復興職員を任用することが可能ではないかなと思っておりますので、これにつきましても、公募をしながら、希望される方を募ってお願いできればなというふうに思っております。

組織体制の見直しにつきましても、やっぱり今の現状の体制では、平常の業務もありますし、それプラスアルファの復興についての対応は大変今見てみますと厳しい状況であるというふうに自覚しております。そういう状況におきまして、例えば、庁舎建設関連等についても、今は財政のほうで国・県とのどういう形のものかどれくらいの補助関係が出てくるかというようなことを下調べをしっかりと行わせておりますので、そういう災害対策関連の職員関連をしっかりと設置しながら、今後については、そういう形で対応できていければなというふうに思っておりますので、議員がおっしゃるように、そういう専門の、あるいは大津を好きになるような地域協力隊員関連等の、今すぐにもできるような方々をすぐにも募集できればなというふうに思っておりますので、今そういう仕事の内容についても、今こういう人員が欲しいなというようなことを、今後そういう形の中で募集をすぐにもやっていきたいなというふうに思っております。現在の体制関連等について、よければ、担当部長のほうか

らご説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 現状の動きについて承知いたしました。確認になりますが、すでに検討が国等とは調整を進めていて、それとは別に町独自でできることは町独自のほうとしてもすでに具体的な検討や準備を進めているという認識でよろしいでしょうか。

お願いします。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 町のほうでの独自の動きでございますけれども、現在、人員派遣ということですね、こちらにつきましては専門職というわけではございませんけれども、一般的な事務のその支援をしていただくということで、別の市町村のほうからですね、応援をしていただくということで、今準備を進めているところでございます。おっしゃるように、その専門職のほうの募集とか、そういうことにつきましては、今後またその町長が申しましたような形でですね、公募しながら募集していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 相手ありきのことですので、その専門的知見を有する方を取れるか取れないかは、また別の話になってくるんですけども、おっしゃるとおり、今進めているとおおり、その取るための作業と努力を継続して進めていただければと思います。

続きまして、2つ目の防災・減災に関する質問に移ります。

先日実施された住民座談会や、今議会での一般質問においても、熊本地震での対応に対しては、庁舎の耐震問題や避難所指定、運営、備蓄、住民への情報伝達、組織間連携など、すでに多くの反省・改善点が見えています。そんな中で、今後の防災・減災対応を考える上で外すことのできない観点として、今回、大いに助けられた外部の支援も期待できない、広域的大震災の対策も含め、今後は如何にして検証を行い、体系立てた改善策を練っていくか問われています。

以上を踏まえまして、通告書には3つの項目を記載しています。

こちらもすでにご答弁いただいた内容が複数含まれていますので、それ以外の部分に絞って質問をいたします。

1つ目が、検証方法とスケジュールについてです。住民を交えた検証に関しては、すでに幾つか答弁されていますので、私は、職員さんにしか見えていない役場内部の動きに関する、職員目線での自律的な検証の状況についてお伺いいたします。

今回の答弁では、より強固な防災・減災体制の確立のためには、住民による自助・共助を求めていく必要があるという趣旨の答弁が多く聞かれますが、一方で、職員対応においては、内部でのマネジメントが可能で、即効性もあるため非常に重要で、優先度も高い項目であると考えております。

2つ目の項目には、具体的に4つ書いていますが、最初の地域公民館の復旧や機能強化に向けた金銭的支援については、復興基金によりある程度のめどがついているということで理解しましたので答弁は結構です。

次の分散備蓄に関しては。今回の結果も踏まえた町の対応計画をお伺いします。

次の住民への情報伝達手段としては、震災を契機に約2千件まで登録数が向上したからいも君メールの活用率向上を中心に据えながら、防災無線の聞こえない地域への対応も検討していくということで理解しましたので、答弁は結構です。ただ、からいも君メールの登録率の向上に向けては、広報紙などによるお願いだけではなく、部署間で連携しながら、例えば、お年寄りの方々には、地域のミニデイなどで一緒に操作をしながら登録をしてあげるなどの、より踏み込んだ対応をしながら登録数を向上させていただければと思います。

次の組織間連携に関しては、町の防災士連絡協議会防災訓練などで炊き出しを行ってくださっている食生活改善推進協議会、ボランティアセンターの運営主体となる社会福祉協議会などとの緊急時における依頼や連携が必ずしもうまく機能していなかったと感じています。この件に関する町の見解と反省点があるのであれば、その改善計画について伺います。

3つ目の防災教育訓練に関しては、今後はより実践的訓練の導入も検討していくということで理解しましたので、答弁は結構です。

以上になります。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 金田議員の防災対応に対す職員の対応関係についてのご質問につきましては、職員にもしっかりと今回の地震を体験しております。そして、我々は、幹部だけでの対策会議の中で方向性を決めておまして、それを下に流しておったというようなことで、若い職員については、全体的な流れというのがしっかりと掴めていなかったんじゃないかなというような反省もしておまして、これにつきましては、先の3つの集落の説明会、意見交換会の中で、それぞれ各3カ所に関係する地域の地域支援職員を全員参加していただき、そして、地域の意見やそういうものをしっかりと捉えながら、今後町の計画の中で職員の意見を聞きながら、それを生かしていきたいというふうにも考えて、今回、研修関連等に参加させていただきました。また、そういうのにおきまして、今後についてもメール関係でなくても、地域職員の今後の地域でのいろんな行事とかいろいろありますので、そういう中で、彼たちも地元のご意見をしっかりと取り入れながら今後の大津町の支援に役立っていただきたい。そういうふうにおいて、今後については、敬老会とか、いろんな防災訓練がございますので、そちらのほうに足を運びながら、我々の思いと地域の思いの橋渡し、そして、若い職員の意見をしっかりと取り入れていくように我々も努めていきたいというふうに思っております。

そして、地域の今後の第一次避難関連等について、それぞれの集落関係の集落においては、それぞれ自ら炊き出し関連等をしっかりやっていただいて、しっかりと我々も感謝しておるところであります。そうでない地域も確かにありまして、役場頼りというか、頼りにしておられるところもたくさんあったんじゃないかなと思いますけども、今後、そういうやり方の方向については、先ほど同僚議員の中で言いましたように、地域避難所を自衛消防的なものを消防団とか、民生委員あるいは地区の役員、福祉関係のそれぞれの役員をしっかりと形成していただきながら、その運営費を町で一応出すというような形の中で、今のその地域運営費用を出しておるやり方を見直しながら、次の運営、防災

の運営のやり方について、その費用を今後検討をさせていただきたいというふうに考えておりますので、今後については、十分地域の区長さん関連等と相談しながら、そういう自主的な運営をやってくれるリーダー、地域リーダーを育成するようにお互い一緒になって支援をしていきたいというふうに考えております。

内容については、また担当部長のほうから説明させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 今回の震災に伴う、検証関係の内容及びスケジュール等についてお答えいたします。

役場内部の動き体制に関する職員目線での自律的な検証でございますけれども、議員がご指摘されているように、マネジメントの面で大変重要な項目でありまして、地域防災計画で対策本部の組織について定められているところでございますので、本当に機能したのかどうかも含めて検証していかなければならないものと考えております。

すでに一部職員の中から反省点などの意見も出てきておりますので、今後は全職員を対象に調査を行い、検証していきたいというふうに考えております。スケジュール的には、復興計画につきましては、今年の12月までに素案をまとめるところで進めていきたいと考えておりますので、課題等の整理につきましては、12月までにはまとめたというふうに考えているところでございます。

次に、分散備蓄ということでございますけれども、基本的には指定避難所に分散備蓄するというのが最善の方法とは思いますが、他の議員さんの一般質問でもありましたように、まずは自助であり、必要なものは普段から個人で備蓄しておくべきであるというようなお話もあっているところでございます。

今回の震災では、前震で備蓄していた食糧はすべて使い切り、協定を結んでいた大型スーパーから仕入れた経緯もありまして、このような対応が今回はうまく機能したのではないかとこのふうにも思っているところでございます。このことから、まずは自助を促し、食糧については、大型スーパーなどとの協定を結び、災害時に対応していくというのがよいのではないかとこの思っているところでございます。

また、備蓄する場所が現状では確保されていませんので、指定避難所ですね、指定避難所における場所が確保されておきませんので、何をどれくらい備蓄したらよいのかというようなことを整理した上で、検討していく必要もあるのではないかとこの思っているところでございます。

また、からいも君メールにつきましては、議員ご提案のように、各課で連携しながらイベントなどの行事を利用して登録者数を増やしていきたいというふうに考えております。

組織間連携につきましては、それぞれその防災士連絡協議会や食生活改善推進協議会、あるいは社会福祉協議会などございますけれども、それぞれの町のほうの部署が違っていたりして、その辺のところの連携がうまくできていなかったのではないかなというふうに考えております。災害時に対応していくためには、定期的な会合といいますかね、災害時を想定したところの会議、こういうのを定期的にやっぱりやっていくというのが一番必要じゃないかなというふうに思っているところでござい

ます。今後はそのような会議のほうも、社会福祉協議会のほうと相談しながらできればやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 再度質問いたします。

まず1点目が、検証に関してなんですけども、スケジュール的には12月までにはという話だったんですけども、その具体的なやり方というのを、今構想段階でもよろしいので、決まっているところまで教えていただければと思います。

私個人の考え方としましては、例えば、総務委員会に提出されたような職員からのコメントとか、アンケートのような形ももちろん大事なんですけども、やはり、例えば、グループワーク形式で職員の方々一人一人が当事者意識、主役意識を持って改善案を相互に提案し合うような、そういった形にもっていければよりよいものができあがっていくのではないかと考えているところです。

2つ目の分散備蓄に関してなんですけども、こちらは先ほど自助で詰めるのが前提というお話で、おっしゃるとおりではあると思うのですが、現実的に町が必死に呼びかけたとして何割の方が準備してくださるかという話があると思うんですよ。そうした中で、自助でこのくらいが期待できる。分散備蓄でこの程度を用意する必要がある。それで、さらに保管として、スーパーでこの程度で、そこをある程度定量的に整理した上で進めていかないと、まさにこちらにも絵に描いた餅になってしまうのではないかと考えているところでございます。

最後、3つ目、組織3つ出しましたが、一番気にしているところは、やはり防災士連絡協議会のところで、私自身も加入しているので、今回、もちろんメンバーは個々それぞれで素晴らしい活動・活躍をしてくださったのですが、組織としての動きはやはりなかなかできていなかったのが現状ですので、こちらやはり町から予算を出して、防災士の資格も取らせていただいて、そういう経緯もございまして、ある程度町もより深く、協力・連携しながら進めていければと思っておりますので、その計画をもう少し詳しくお伝えいただければと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 3つの再質問でございまして、職員の意見をどうまとめるかというようなことではございますけど、今幹部のほうに9月いっぱいそれぞれ職員の関係について、しっかりとレポートを出してくれというふうをお願いしております。そのレポートの中で、いろんな課題が出てくると思いますけども、その中でまた10月にそれを集約しながら、12月までの素案づくりの中に入れていければなというふうに、今お願いをしておるところでもあります。

また、分散しての備蓄関係でございまして、今消防団のほうにブルーシートを各詰所のほうに100枚近くずつ配布しておりますけども、食糧関係でございまして、このへんの各地域の確保できる場所がどれくらいあるかなと、どれくらいの量ができるかなというような問題も出てくるかと思っておりますけども、今回願っております、大津町の防災倉庫関係を1億近くで建設予定しておりますので、その辺との連携を取りながら、どこの地域に何を必要であるかというのを検討しながら、その防災消防の見直しをやってくれというような、当初計画より中の内容を書いてくれんかというような指

示を今やっておるところでもあります。

もう一つ、防災関係の指導員の関係を結構頑張っていたいておる指導員の皆さんでございますけれども、いざと言うたとき、今回あまり見えてこないというか、やっぱり大変その地域地域で個人的にいろいろと動いて支援されたものと思いますけれども、こういう組織をしっかりと今後各地域の自主防災組織をつくられた中において、指導的な立場でしっかりと彼たちが活用できるような形を今後取っていければなということで、しっかりとまた研修関連等をしっかりとお願いしながら、地域との連携を、そしてまた、役場との連携もしっかり支援をしていきたいというふうに思っておりますので、議員がおっしゃるように、その辺の組織、育成の費用もしっかりと補助をしていかなくちやなかなか回ってくれないかなというふうに思っておりますので、これについても今後の検討事項として早急に新年度の予算関連等をお願いできればなというふうに考えておるところであります。

また、補足的には、担当部長のほうからご説明をさせます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 職員の検証のあり方でございますけれども、幹部職につきましては、先ほど町長が申しましたように、レポート関係あたりで集約していきたいということでございますけれども、議員がおっしゃるように、グループ枠といいますかね、アンケートだけではなくて、そういったものが必要であるというふうにはもちろん思っているところでございます。例えば、その避難所運営に携わったものたち、あるいは、大津中学校のほうでその支援物資を集配したグループ、あるいは、生活者再建支援のほうの受付窓口をしたところとかですね、それぞれのところがあるかと思えます。それぞれのところにつきましてですね、それぞれグループごとにどうあったのか、どうあるべきなのか、そういったところにつきましてですね、いろいろと意見を聞きながらその今後の地域防災計画あたりなどの検証にさせていただければというふうに考えておるところでございます。

それから、分散備蓄につきましては、現実的な話ということで、まずは先ほどの自助ですね、自助ではなかなかすべて自助で持ってこられるということはないと。確かにそうだと思います。確かに自助で全部持ち寄っていただければですね、備蓄する必要はもちろんないんですけども、それはまずその大きな災害が起きたときには、きのみきのままでやっぱりいかれるという場合ももちろん想定しなければいけませんので、ある程度の備蓄というのはやっぱり必要かというふうに思っております。そういったところで、そのどの程度やっぱり必要になるのかですね、このあたりというのは、非常にやっぱりこの数字的に出すというのは、難しいものがあるとは思いますが。そういったところでですね、食糧につきましては、先ほど言ったような形ですかね。で、ある程度の協定を結びながらやっていきながら、またアルファ米とか保存がきくものですね、そういったものにつきましては、ある程度の備蓄というのは、やっぱりしていかなければいけないのかなというふうには思っているところでございます。それをどれくらいしたほうがいいのかということにつきましては、今後もう少しいろんな事例を研究しながらですね、やっていく必要があるのかなというふうに思っているところです。

それから、防災士の連絡協議会につきましては、先ほど町長が申し上げましたように、組織育成のほうの補助をやった中でですね、いきたいということですので、組織的な動きをですね、組織的にど

う動いていくのか。そういったところの組織の育成というようなことで今後取り組ませていただければというふうに思っているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 今後復興に向けて、あるいは今災害が停まっていた業務の回しも含めて業務量膨大化と思いますが、先ほど同僚議員からお話あったように、そちらももちろんしっかりやっていきながら、震災が次いつ起きても対応できるような準備を一層、私も頑張っていきますので、一緒に進めていければと思います。

では、続きまして、3つ目の被災者の暮らしの再建に関する質問に移ります。

復興と一言で表現されがちですが、町全体の復興のみに目を奪われ、被災者一人一人の暮らしの再建が埋もれてしまわないように丁寧に対応していく必要があります。そして、暮らしの再建には、主に住居と生業の確保が必要です。こちらもすでにご答弁いただいた内容が複数含まれていますので、それ以外の部分に絞って質問をいたします。

1点目の自力再建が難しい世帯への復興公営住宅建設計画に関しては、4分の3の国からの補助があるものの、まずは県営の住宅を町内につくっていただけるように、県と調整交渉していくということで理解しました。ただ答弁のニュアンスとしては、非常にそれは難しい状況であるように、個人的には感じましたので、町として、いつまでにその可否の判断をし、不可であればどのような事前策を考えているかを伺います。

次に、2点目のみなしを含む仮設住宅入居者のケア、支援に関して、仮設団地入居者については、社協に託した地域支え合いセンターを軸に支援をしていくということで理解はしましたので、一方で、町外を含めたみなし仮設及び3点目に入りますが、損壊住宅で生活を続ける被災者とはどのように関わり、支えていくかについてお伺いします。

同じく、3点目の一部損壊世帯への金銭的な補助に関しては、他の市町村と足並みを揃えながら検討や国・県へ要望をしていきたいとのことで理解しました。しかし、被害状況も必要な支援メニューの優先度も市町村によって異なります。また、昨日町長からご紹介もありましたとおり、すでに独自策を行っている自治体も複数あり、そもそも国や県の制度から漏れてしまう部分を救済し、寄り添うのが地方自治体の大きな役割の一つであると私は考えております。そこで、一部損壊という区切りは、あまり被害の幅が広く、一部自治体が行っているような被害度を問わない補修実施世帯への一律の金銭支援では、町の負担も莫大になり、かつ一定額以上の修理を行った世帯への補助策では、修理すらできない世帯が救われません。例えば、先日状況をお伺いした高齢者世帯では、十分な蓄えがなく、年金支給のたびに、1枚ずつ破損した網戸の補修をお願いしているとの切実な声を聞いています。そうした状況も踏まえ、大津町においては、罹災証明発行調査時のデータをもとに、例えば、被害が10%以上20%未満などの基準で、比較的被害度の大きな一部損壊世帯への生活再建支援資金としての一律補助を検討しないかを今一度お伺いいたします。

4点目に、生業の再建に向けた農家、中小企業、個人事業主及び震災による失業者への町独自の支援策の現況と検討状況について伺います。



○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 被災された方々の暮らしの再建の支援化等についてのご質問かと思えますけれども、まず、災害公営住宅の建設等の関係でございますけれども、県のほうに県立でつくっていただければなというような話はしております。もちろん、今仮設住宅、みなし関係の住宅に県のほうは追われておりまして、県の担当のほうについては、もうしばらく時間をいただいて、その辺を検討して、災害復旧住宅関係等については、今後の対応をさせていただきたいというような返事をいただいておりますので、今後についてしっかりと県のほうに要望していきたい。それはこの前から言っておりますように、大津町民外の人、ぜひ大津の暮らしのよさを知っていただくために来ていただくのが第一条件でございますけれども、それができない場合にどうするかとなると、今まで申しておりましたように、町立の4分の1を出して、町立でつくる方向も検討していかなくちゃならないというふうに思っております。今回の町営住宅関連の大津町における改修関係の費用も出るというふうに聞いておりますので、その辺も含んだところで、町立でやる場合はそこまで検討をしながら、今後お願いをしていければなというふうに思っております。

それから、災害の一部損壊の状況の持っている人と持っていない、困窮者の方々については大変厳しい状況であるのは確かでございます、もちろん生活支援、先必要な方については、今、社会福祉協議会のほうで生活支援の貸付をやっておりますけれども、あくまでも貸付でございますので、生活についての支援も大変厳しい状況の中で、このまず住まう場所をどう確保するかというのは、大変厳しいことは認識しておりますので、菊池市のほうでは、生活困窮者というか、所得制限関連、所得の低所得者関連等についても、今検討されておりますので、我々としても市町村、自治体において、しっかりと足並みを揃えながらやらしていただければなということで、町村会のほうに申し入れをして関係で、独自でやるとまたいろいろほかの町村にもご迷惑をかけるというか、今県下でも同じように被災を受けておりますし、ひどいところ、そうでないところ、多々あるかと思っておりますけれども、基本的には足並みを揃えてやっていただければなというふうに申し入れしておりますので、その辺のところを考えながら、十分対応ができる方向のほうで検討していかなくちゃならないというふうに前々から思っておりますので、時間がちょっとかかるかもしれませんが、一部損壊の家庭、家族関連等についても、何らかの措置をやっていかなければならないというふうに思っております。

あとについては、また担当部長のほうからご説明させていただきます。

○議 長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 災害復興住宅関連についてご説明申し上げます。

災害公営住宅につきましては、町長より指示を受けまして、災害県営住宅の建設を県の災害対策本部に提案いたしているところでございます。最終的な回答はまだいただいておりませんが、再度要望したいと思っておりますのでございますけれども、災害公営住宅につきましては、事業主体は地方公共団体ということで、県であり市町村ということでございますので、先ほどと同じでございますけれども、今回、激甚災害でございますので、高率の4分の3の補助とですね、事業残に起債が充当されるという事業でございます。県がつくるにしても、町がつくるにしても、着工時期としては、仮設住

宅を閉鎖する1年前が理想ということが言われておりますので、今後仮設住宅及びみなし仮設の方へのアンケート調査等々を行いまして、そちらのほうの要望の把握をしたいということを今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 住民福祉部長本郷邦之君。

○住民福祉部長（本郷邦之君） 金田議員の2点目のみなしを含む仮設住宅入居者への件についてでございますけれども、全般的、いわゆるその仮設住宅の入り方については、これまで答弁の中で申してまいりましたので、そちらについては割愛させていただきます、それ以外ですね、部分につきましては、阪神・淡路大震災以降ですね、高齢化率が高く、地域のつながりが弱い地域においては、コミュニティ関係が希薄なために、高齢者の孤独死や孤立化が深刻な社会問題になっております。東日本大震災の被災自治体においても、仮設住宅・みなし仮設住宅、それからそのまま在宅のまま被災されている方、それぞれの生活環境状況、復興時期の局面によっても課題が変わってきております。

例えば、仮設住宅暮らしの場合は、仮設住宅入居の長期化による不安の増大、それから住民同士の自発的な交流機会の減少等の課題が見られております。あと、みなし仮設住宅暮らしの場合は、近所付き合いの希薄化、既存の仮設住宅コミュニティとの格差間などがあげられます。それから、在宅の被災者の場合については、自立可能世帯と自立が困難な世帯の二極化による課題などがあげられるということでございます。

これらのことからですね、一応老人ホーム跡やホンダ独身寮跡の仮設住宅とか、もとの雇用促進住宅のみなし仮設についてはある程度まとまった箇所におられますので、これまで申し上げてまいりました、各種相談事業や座談会、地域交流サロン等の開催が可能かと思えます。その中で、健康づくり事業だとか、いろんな相談事業を行うことで、安心して生活していただくような生活再建に向けた取り組みが可能かと思えます。

ただ一方で、議員ご指摘の個人で見つけてこられましたみなし仮設住宅や被災された家屋で引き続きお住まいの方のケアにつきましては、みなし仮設住宅入居者自体の把握は、住宅係のほうで受付をしておりますのでその所在について把握ができております。ただし、被災住宅で引き続きお住まいの方については、これは区長さん、民生委員さん方から情報をいただくことからまずは始まるということで考えております。その後、支え合いセンター事業の紹介とかですね、各々のアンケート調査などを行いながら、それぞれに必要とされるニーズの把握に努めていきたいと考えております。これらの場合は、訪問して相談事業を行うということが主な事業の取り組みになるかと思えますが、その中で必要とされているいろんな各種サービスへのおつなぎや生活再建のための支援を行っていただければということと考えております。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 金田議員の農家や中小企業、個人業主、震災による失業者への支援策についてお答えいたします。

独自事業ということで、国・県の補助事業につきましては省かせていただきます。

農業関係ですけど、4月の震災後、農地等の災害報告が500件以上あげられております。国の災害査定が9月末から11月にかけて行われますが、当然、国の災害復旧事業の対象外となる被災農地が出てきます。また、町内の28の団体で行われております多面的機能支払い交付事業の中で、簡易な災害復旧事業ができますが、事業を実施していない地区等もあり、国の補助事業で対応できない被災した農地を復旧するための方策として、農地の単独災害復旧事業補助金を、今回、9月の補正予算で計上させていただいたものでございます。

続きまして、中小企業等ですけど、中小企業、個人事業主への復興支援はグループ補助金を基本に進めていきたいと考えております。申請書類の簡素化や添付書類の削減がなされていたので、今後は広報活動や相談事業に力を入れていきたいと思っております。また、商工会と協力いたしまして、店舗改装等利子補給制度等もありますので、今後も進めていきたいと思っております。

続きまして、震災による失業者への支援策ですけど、大津町独自の無料職業紹介所が商工観光課内にあり、専門の相談員を雇用しております。5月以降、熊本地震関連で解雇になった町内8人、町外5人、計13人の方が相談にお見えになっておられます。企業からのですね、雇用等の相談も大変多ございますので、今後求職活動の紹介を続けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 大きく4点についてご答弁いただきました。

1つ目の復興公営住宅に関しましては、ポイントとしましては、県営のものを今後も強く求め、交渉していくということだったんですけども、そのスケジュールの問題で、この交渉がまとまらないからなかなか今の住民の避難民の方々が住居を構えられないということがないように、スケジュールを組んで判断の時期も定めて進めていただければと思っております。

2つ目の一部損壊世帯の補助に関しまして、やはり足並みを揃えて行くというお話だったんですけど、複雑な事情があることも十分承知しております。個人的には、やはり地方自治体ですので、その独自の判断等もする中で、その自治体ごとに適した補助をしていければと思っはいるんですけども、足並みを揃えることでより手厚い補助、支援が被災者に対してできるのであれば、そのように進めていただければと思います。

3点目のみなしや損壊住宅への被災者なんですけども、こちらは言うまでもないかもしれないんですけども、単に被災者だとか、仮設入居者という区切りではなく、それを一つ一つ細かく分解していく、どういった方がいるのかということをもまず定めて、その上で一つ一つ適した対応を考えていくのがやはり行き届いた、寄り添った対応につながっていくと思いますので、継続して進めていただければと思います。

4つ目の農家や中小企業等への支援に関してですが、こちら、部長からもお話ありましたが、お金の面は町の財政の状況もありまして、町の財布もつながっておりますので、限界はあろうかと思いますが、その情報提供や事務的支援等のソフト面的な支援もより一層進めていければと思っております。

るです。

それでは、4つ目の町としての復興に関する質問に移ります。

震災からの復興に向けては、大津町が復興や防災・減災の先進都市、被災地域への支援、視察拠点となり、域外からも多くの視察や支援等を迎い入れることのできる、立地も活かした震災復興に関連する新たな地域戦略を描いていただきたいと考えています。長期的な落ち込みが予測される産業支援になることはもちろん、町内資源だけで日常生活から文化に渡る多様な復興を実現するのが難しい現状において、外部からの多様な支援の獲得と、相互協力によっていち早い復興を進める効果も期待できます。実際に、東日本大震災においては、企業や研究機関、支援団体との連携窓口をしっかりと構えていた一部の自治体に人的・物的支援が集中したという事例もございます。さらに、全国的にも震災が多発する中で、大津町がモデル都市として視察なども受け入れながら、全国の取り組みをリードしていくことは、町や近接地域への恩恵を超え、社会的な意義も大きいといえます。

以上を踏まえまして、1点目に、町外団体及び町内ボランティア団体等が相談、調整、コラボレーションできる総合調整機能を有する支援連携窓口の設置を行わないか伺います。なお、被災者支援に向けては、地域支え合いセンターが一部類似の機能を担うことになるかもしれませんが、今回提案しているものは、大学や企業などとも連携した経済面なども含めた町全体の復興も意図した取り組みを行うための窓口です。

2点目に、こうした一連の取り組みにおける人員的な負荷を軽減するためにも、復興コーディネーターとして、国から全額の予算措置もある地域おこし協力隊の募集採用を行い、機動的に活動してもらう考えはないか伺います。

3点目、最後になりますが、全体像として、復旧・復興計画に、復興、防災・減災先進都市及び県内の近隣自治体とも連携しながら復興拠点としての役割を果たしていくことを盛り込み、積極的に取り組んでいく考えはないか伺います。

以上、3点になります。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 金田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずは、ボランティア関連等の窓口や企業の窓口の関係をどうするかということでございます。本日に今回、社会福祉協議会でボランティアのセンターをしていただきまして、今でもボランティアの窓口をやっていただいております。そういう意味におきまして、大津町のボランティア協議会の皆さんも毎日足を運んでいただいて、それぞれのボランティアの方々を十分認識しておられると思いますので、今後については、そういう個人的なボランティア育成を図っていただくような形のボランティアの活動がしっかりとできるような形を今後社教、我々としっかりと相談しながらボランティア協議会とも連携をとってやっていけるように頑張っていきたいというふうに思っております。

また、企業関連とか、学生さんを利用しての町全体の起点とする、防災起点とするようなシステムについては、大津町においても大変企業関係についても、今回相当の痛手を受けておりますし、それぞれの企業にもやっぱり関係の企業関連の人たちが1日やっぱり100人もカップヌードルとかいろ

いろ食べながら、その企業の再生に向かって頑張っておられたその絆、そういうものをしっかりまた企業のほうとも連携をしながら、大津町の企業連の今後の活躍というか、防災活動関係についてもしっかりと今後検討をしながら、活動できる防災を入れたところのすごい大津町企業連をつくっていただければなということで、今後、そういう連携を町と企業連との中で取り組みをさせていただければなというふうに思っております。

それから、先ほど地域協力隊の関係についても、即やらずにちやならないというような状況でございますので、先ほど申しましたように、募集をしながらその協力隊の方に大津町の防災起点となるような知恵を出していただいて、頑張っておいただければなというふうに思います。もちろん、県知事のほうもこの熊本を防災起点とするような構想の中で頑張っておられるというようなことを聞いておりますし、その起点となる大津町には、場所的にも今後の創造的復旧に向かう、その知事の思いが一番大津町に適しているところじゃないかなというふうな思いをしておりますので、県のほうとも十分支援をいただきながら、その起点となれるような防災関連の町、強いまちづくりをお願いをしていただければなというふうに思っております。

そういう状況の中で、細部については、また担当のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 総務部長杉水辰則君。

○総務部長（杉水辰則君） 金田議員ご質問の外部機関との調整、連絡等の窓口の設置関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど町長が申しましたように、企業との連携、こっちのほうをしっかりとやっていきたいということでございますけれども、どのような連携ができるのか、まあこういったところ。あるいは、今の町の人員体制でどこまでできるのか。こういったところを少し検討させていただければというふうに考えているところでございます。

また、2点目の地域おこし協力を利用した復興コーディネーターですかね、こちらの活用ということでございますけれども、こちらのほうにつきましても、先ほど町長が申しましたように、募集を早急にでもやっていきたいということでございますので、募集のほうを、手続きのほうを進めさせていただければというふうに思っております。

それから、3点目に、復旧・復興計画に拠点としてといいますかね、復興拠点としてのまちづくりを加えたらどうかということでございますけれども、こちらにつきましては、被害の大きかった益城町とか、南阿蘇、こちらのほうの周辺自治体、こちらにつきましても、今後復旧・復興が進んでいくものと思われま。このような状況の中です、当町が今後どのような役割を果たすべきなのか、その状況の推移を注意深く見守りながら、住民の方々の思いとか、あるいは周辺自治体との関係の中で、その役割を見定めて、今回の震災の記憶とか、経験をどう繋げていくのか、こういったところにも、議員ご提案の内容も参考にしながら考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 3点につきまして、全体的に前向きなご答弁をいただいたと思います。1点だけですね、少し誤解等もあるようでしたので、外部との相談連携窓口について、少し補足と再質問をさせていただきます。

これがですね、例えば、私今仲間とともに中間支援団体を立ち上げておりまして、こういったことをやっておりますかという、例えば、外部の団体が陶器等を被災者に寄附したい。あるいは農業ボランティアを送りたい、あるいはマッサージやネイルケアをしてあげたい。そういったものをお繋ぎをしているんですけども、そういった団体の方がおっしゃるのは、支援したい思いはものすごく強いんですけども、自治体のほうが非常に忙しくて連絡をしてもなかなか取り合ってもらえなくて、支援する先がないと。ただそこを我々の団体で受けているわけですが、やはりそのほかにも大学から復興のシティプロモーションのお話等もいただいたんですが、我々の人的な資源だとか、あるいは信頼性の問題で成立できていないものもやはり幾つか出てきている状況でございます。そうした中で、役場の人員的負荷のお話もありましたが、そこに地域おこし協力隊の方を、例えば2名、3名配置いたしまして、そういったとこの総合的な繋ぎ、及び町内団体との連携というのを推進することができれば、その対外からの企業や大学研究機関からの多様な支援等も受け入れながら大津町自身の発展と復旧、そして益城あるいは西原、南阿蘇等の近隣自治体への支援等も大津町が担っていけないのではないかと、この考えのもとで提案しているところです。そちらを踏まえまして、その実施可否も含めた見解のほうをお伺いしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 議員のおっしゃるように、外部の窓口関連等について、各団体の方が何を、どこで、どうやっていいかわからないというような状況のようでございますので、大変そういう温かい思いを我々はしっかりと掴んで応援をお願いしなくちゃならないんですけども、おっしゃるように、もう議員もずっとボランティアセンターで活躍していただいております、全国うらうらからの方々の話を十分お聞きになっておると思いますので、そういう意味におきまして、先ほど申しました、ボランティア協議会の協議会の皆さんを窓口にしなごら、その人たちと行政、あるいは社教とか、そういう関係の中でのボランティアする仕事とか、場所とか、いろんなものがたくさんあると思います。そういうものをしっかりとまとめながらお願いをしていくような方向を取っていければなというふうに思っておりますので、またボランティア協議会の皆さんともその辺のところを社教を交えて、今後の検証につないでいければなというふうに思っております。

そういうことで、この飛行場周辺関連の支援を我々としても、この空港周辺活性のために、やはり一番被害が少ない菊池郡2町について、今後しっかりとその支援対策を検討していくように、また空港周辺の首長さんたちもご相談をしながら、我々でできることはしっかりとやっていきたいということで、今立野地区からの支援もしっかりやっておりますので、そういう意味におきまして、そういう被災地の課題事項もしっかり捉えながら、大津でできる限りのことは今後やっていければなというふうに思っておりますので、しっかりと今後相談をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大塚龍一郎君） 金田英樹君。

○1番（金田英樹君） 時間もきましたので、町の一層の早い復旧・復興と、被災者の方々のいち早い生活への再建を祈念することと、より一層、私自身も尽力をお誓いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。

2時05分から開始します。

午後1時55分 休憩

△

午後2時04分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を続けます。

府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 皆さんこんにちは。

熊本地震から5カ月が過ぎ、多くの方々が亡くなりました。亡くなられた方々にお見舞いを申し上げるとともに、被災されたすべての皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思います。

8番議員、府内隆博が通告に従いまして、一般質問を行います。

最初に、国道57号線北廻り復旧ルート計画と迂回路となっている県道（ミルクロード）について、町の対応はということで質問させていただきます。

熊本地震で国道57号立野地区で大規模な土砂崩れが発生、国道が通行止めとなり、急きょ県道北外輪山大津線（ミルクロード）が阿蘇市や大分県への主要道路となり、通常の何倍もの車両が通行するようになり、大渋滞が発生しています。また、国土交通省は、国道57号北廻り復旧ルートを発表し、熊本県や大津町、阿蘇市と協議しながら、九州を結ぶ幹線道路の整備を提案、早々に地元説明会を開催し、住民の声を聞いたり、アンケートによる意見聴取などがなされた。国交省によると、3年から4年で高尾野地区や古城地区を夢にも見なかった国道57号が整備されることになり、下記の点について、町の対応を聞きたいと思います。

国道57号北廻り復旧ルート工事に伴い、現在の渋滞状況からみても作業専用道路を新小屋地域から国道57号に通じる道路を国交省に早急に要望できないか。

2番目、三吉原線や美咲野地域、新小屋地域の住民から振動苦情が出ていると聞いているが、舗装の継ぎ目を改修したり、アスファルトを厚くする対策ができないか。

3点、この際、三吉原線からミルクロードまでの町道を県道に昇格お願いできないか。

4点目、ミルクロードの通行量を少しでも緩和するため、下り線だけでも、二重の峠の交差点から真木方面へのルート表示を県に要望できないか。

以上、質問させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の国道57号の崩壊による災害復旧事業としての国が北外輪山線、あるいは計画推進を図ってきました、中九州高規格道路関連の中での北ルート計画が今なされており、今実行に移されておるところでございます。この道路につきましても、57号の復旧関連につきましても、2車線の復旧を3、4年見込んでおられるんじゃないかなというふうに思っておりますとともに、北ルート外輪山関連の線につきましても、トンネルを掘るといような状況でございまして、これにつきましても、そのルートもトンネルを出て、中核工業の北側を通過して、平川の上にあがってく

るといふようなルートがもう地元関連等で発表されております。そういうようなルートにつきまして、しっかりと町としても早期完成を目指してご協力をしていかなければならないというふうに考えておるところであります。先の全協の中でもお話をしましたように、大津町の町有林関連等につきまして、トンネルの捨土関係、あるいはミルクロードの拡幅関連についての町有林の活用をお願いできればなというふうに国交省のほうからお話が出てきておりますので、その件については、十分協力をしてまいりますけれども、ただし、今議員おっしゃるように、町道関連等について、地域住民の皆さんの生活、あるいは農免道の関係の農作業の関係について。大変ご迷惑というか、交通量のために生活あるいは農作業に支障を来しておるといふような状況であるとともに、北中学校関連等、あるいは室小学校関連のスクールゾーンの関係で、交通の事故関連等も非常に危険を危惧しておるところでもあります。そういう意味におきまして、十分な地元の要望書関連等を持って。国・県のほうにしっかりと今要望をさせていただいております。県・国についても、明確な回答はされておられませんけれども、今後について、町道関連等についても前向きで検討していきますというふうな返事をいただいておりますけれども、議員、あるいは地域の新小屋、高尾野地区については、今が一番大事な時期であるというふうに言われておりますので、その辺についてもしっかりと国のほうに今要望をしておるところであります。そういう中で、町道関連についても、三吉原には、もう前々から県のほうで県道昇格をして引き取ってくれないかというふうな話をしておりますけれども、県としては、本通りの植木線を交換してくれんかというふうな条件を出していただいておりますので、ここはともかくとして、瀬田地区、大林地区を走っている県道ならば検討してもいいですよというふうな話をして、なかなか先へ進んでいないというふうな状況でございますので、この町道については、もう議員の見たとおり、多くの一般の車両が通過しておりますので、県のほうでしっかりと管理をお願いできればということで、しっかりと今申しておるところでございますので、今後についても、しっかりと県のほうに要望していきたいというふうに思っております。

今後の北ルートやあるいは代替道路の現況状況については、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 府内議員の一般質問にお答えします。

1番の作業専用道路につきましては、町長が申しましたように、国道57号北廻り復旧ルートの話が出たときから、国土交通省にお話をしているところでございます。議員が言われますように、林業の振興には、道路の整備が不可欠であると思われまます。以前から国土交通省熊本河川国道事務所にお話をしておりますので、検討を進められると考えております。また、今後もその話を続けていきたいと思っておりますので、検討を進められると考えております。また、今後もその話を続けていきたいと思っております。

続きまして、2番の町道三吉原北出口線等々の県道北外輪山大津線については、地震で被害を受けた道路に、計画をはるかに超えた車が入り込み、沿線の住民の方に多大な心労を与えております。町としましては、極力この振動を抑える方策としまして、ミルクロード・三吉原北出口線・新小屋桜山線の各所に、「段差あり・徐行」の看板を設置しました。また、三吉原北出口線の延長で、菊陽町か



ら大津町に入る手前に、「ミルクロードは右折」の看板で、町道へ入らないような案内看板も設置しております。大津警察署には、ミルクロード・三吉原北出口線・新小屋桜山線の制限速度を落とせないかの相談を行っておるところでございます。また、スピード違反の取り締まりもお願いしているところでございます。また、熊本県・大分県トラック協会と自衛隊にも町道を通らない依頼文を出しております。全線を一度に舗装しなおすのが一番だと思いますが、それには相当な経費が必要となりますので、マンホールまわりの補修や段差の解消の部分的な対応は、今現在町で行っているところでございます。基本的には、先ほど町長が申されましたように、国・県に何らかの措置をお願いしたいというところで、今また要望しているところでございます。

3番の町道三吉原北出口線の熊本県の移管については、以前から菊池振興局にお願いをしております。ただ県が引き取る場合、今あるいずれかの県道を町道に移管することが条件として提示されておりますので、なかなか実現しておりませんが、これからも、この県道移管だけは粘り強く要望していきたいと考えているところでございます。

真木方面へのルート標示を行った場合、真木地区への進入車両が多くなる可能性が十分あります。真木集落内を通る主要地方道菊池赤水線も狭いところがありますので、十分に検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 再質問させていただきます。

1についてはですね、これはもう国のほうに、ぜひとも渋滞緩和として、安全な工事ができるような体制を整えていただくために、早急なこう専用道路を確保していただきたいように思います。

2番、3番については、同僚議員からの質問あつていましたので省いて、4番目について、現在こうミルクロードの渋滞ということで、やはり若い人はもうカーナビ等で知っておられると思いますけれども、朝夕、町道真木線、私のところのすぐ目の前の町道を朝6時半から7時15分までが結構こう車が上っておりますし、また、夕方は7時過ぎになったらもう帰宅ということでですね、もう真木線のほうが結構早いということで、距離は長いんですけども、時間的にはですね、かからないということで、こう非常にこう通行量が多いということで、私が心配するのは、地域内のスピードをですね、徐行運転できないかと、そういう看板が県にお願いできないかということをお願い、再質問させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 再質問にお答え申し上げます。

スピードの制限ということでございますので、地元の区長、また管轄の大津警察署等とも協議しましてですね、最終的に菊池振興局のほうとご相談したいと思っております。

以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） もう1点だけ質問させていただきます。

国道57号北廻りルートで、近い将来は高規格道路との接続があるということを知っておりまして、近年、あの地域では非常にイノシシやシカなどが増えて、事故防止対策ということを要望していただければと思いますし、フェンスなど、それと小動物が行ったり来たりするようなボックスあたりもですね、横断に埋けていただければということでも要望しますが、そういったことを国に要望できるかどうか、お願いをしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 土木部長併任工業用水道課長大塚敏弘君。

○土木部長併任工業用水道課長（大塚敏弘君） 府内議員の再質問にお答えします。

国土交通省熊本河川事務所国道事務所のほうにですね、今のような小動物、イノシシ、シカに関することについても相談をしたいと思います。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） ぜひお願いをしたいと思います。

では、2問目に入りたいと思います。

熊本地震後、町内の山間地や原野など、亀裂調査はできているか、ということで、熊本地震から5カ月が経過、一歩ずつ復興に向かっているが、山間地や原野に生じた亀裂や小崩落はその後の大雨や雨、台風などのきっかけで大規模な災害も引き起こす危険性がある。林野庁は、早急に事態を調べる必要があると判断し、空からの写真では見にくい点から、緊急調査では空港レーザ測量を活用する。調査は震度6弱以上を観測した地域を対象に実施、計測したデータを基に危険箇所を割り出して、該当する自治体に伝えるということで、町も計測したデータを基に町内の山間地や原野などを調査して今後の危険箇所の判定に活用できないか。

1、林野庁は、計測したデータを基に危険箇所を割り出して、該当する自治体へ伝えるとしているが、町もデータを調べて今後の防災計画に活かすべきではないか。

2点目、集落近くの危険箇所の亀裂調査ができているかを質問させていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 府内議員の山林関連につきましての災害関連等についてのご質問と言うふうに思いますけども、林野庁につきましては、災害直後につきまして、林道関係の調査をしていただいて、復旧に向かっている調査関連等の資料も作成していただいておりますとともに、2度に亘る大きな震災と6月の大雨によりまして、それぞれの各地で山腹崩壊が起きて、大津町においても瀬田裏や外牧を中心に山腹崩壊や亀裂が生じております。今回、林野庁にお願いいたしまして、航空レーザ計測は、航空機に搭載したレーザ計測装置を使用し、地形を3次元で計測するシステムで、空中写真等では特定が困難な森林区域の亀裂箇所の特定ができます。現在、林野庁からいただいております資料は、町の東南部の一部です。今後、町内全域の資料ができあがる予定ですので、町内で情報を共有し、町の防災計画等に活かしていきたいというふうに思っております。

詳しくは担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 府内議員の質疑にお答えいたします。

現在、町が進めております林業施設の災害復旧は、林道7路線中、6路線が被災しております。災害復旧事業で対応できるように進めております。また、山林の崩壊を復旧する事業は、主に県が行います治山事業が中心となっております。しかし、早急な対応ができない場合が多く、今回の補正予算でも外牧地区と岩坂地区の2カ所は大きな災害となる前に、町のほうで応急仮工事を行う予定としております。

さて、ご質問の航空レーザ計測の資料ですが、林野庁のホームページに掲載されております。精度はあまりよくありませんが、大まかな場所はわかります。現在、集落近くの亀裂調査は目視のみとなっております。危険箇所の可能性がありますので、このデータを基に、大津町防災マップの土砂災害危険箇所図や急傾斜地崩壊危険箇所図等に活かし、町民の多くの方に認識していただきたいと思っております。

また、この震災に役立つようにと、大津町建設業組合より、ドローン等の寄附があつておると聞いておりますので、あわせて今後利用していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 震災後、すぐに県が林野庁にお願いして、このレーザ測量をお願いしたと聞いておりますし、第1回目の説明かが7月の4日にあつたということで、そのときには、大津町のデータは、南部地域の本当に一部だったということで、第2弾、第3弾とこう林野庁は測量分析が終わり次第に各市町村に説明会をするということで、そういったことで、またデータがわかり次第また皆さん方に公表していただきたいと思ひますし、その第2番目の集落近くの危険箇所の亀裂調査ということで再質問させていただきます。

このことについては、先ほど町長も言われたように、外牧地域で山腹崩壊ということで、地震のときに亀裂が発生し、その後、大雨による大規模な災害が起きておるわけでございますけれども、錦野地域において、中栗地域、ここは急傾斜地域指定ということでなっておりますけれども、その上部、山の部分がですね、人が入っていくような亀裂が入っておるということで、一部分については、重機が入っている部分については、埋め戻しがされたということでございますけれども、重機が入らない山の部分についてはそのままということで、今後そのような対策を講じられていくかお聞きしたいと思ひますし、平川地域においても、宮本地域の県道の上、これは吉良食品の倉庫から東へ向かって酪農家も1軒ありましたけれども、この畜舎の傾いて尿溜めが崩壊したということで、やむを得ずに移転を強いられたということで、即座に牛7、80頭の牛は、即搾乳ができないということで、売られたということで、また1キロほど離れた地域にまた移転を考えられているということでございますので、こういった場所について、今後どのような対策を講じられていくかお聞きしたいと思ひます。

○議長（大塚龍一郎君） 経済部長松岡秀雄君。

○経済部長（松岡秀雄君） 府内議員さんの再質問にお答えいたします。

区長さんや地権者の方から災害の報告があつたものにつきましては、すべて現地調査を行っております。ただ町内全域の亀裂ということに関しましては、一応把握できていないという現状にあります。

今後、林野庁から、先ほど言われましたように、詳しい資料等がまいつてまいるかと思っております、それとあわせて防災計画に活かしていきたいと思っております。

また、大規模な山腹崩壊になりますと、町自体がとても厳しいものがありまして、熊本県の実施します治山事業や砂防事業とですね、連携しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議 長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 非常にこうまた今後大雨等も考えられますので、どうか一つ早い、一日も早い対策を講じていただきたいというふうに思います。

では、3問目に移らせていただきます。

家入町長の今後の行財政運営の舵取りについてでございます。3期目の本年4月に発生した熊本地震、大津町も甚大な被害が発生し、庁舎も被災、今後復旧・復興事業など、難題が山積する中で、町長の今までの政治経験と手腕が発揮されることを期待したいと思います。

町長は、平成16年12月の町長選挙にて初当選以来、肥後大津駅周辺整備では、ビジターセンターや大津駅北口整備熊本空港間ライナーの開通、道路整備では、駅前楽善線や三吉原北出口線の完成、教育施設整備では、美咲野小学校開校や全学校空調施設整備、江藤家住宅の復旧工事の推進、子育て支援では、保育所待機児童解消対策で新規保育所4園、家庭的保育事業や子ども医療の中学生までの無料化、健康づくりでは、子育て健診センターの開設、農業活性化では、農地集約や迫井手地区土地改良整備事業の完成、土地改良区の合併、大津ブランド、からいもを台湾高雄市に販路開拓など、また、役場職員人材育成では、地区担当職員制度や人事評価制度、安心・安全まちづくりでは、防災備蓄倉庫を整備、自主防災組織整備、防災士、防災指導員の充実や防災行政無線のデジタル化、まちづくり基本条例や男女共同参画条例、まちおこし大学、新エネルギー導入や地域福祉の推進などの事業の一端を述べましたが、ほかにも数多くの事業も着実に成果をあげてこられたと思います。そして、町全体からみてもバランスの取れた行財政運営だったと思います。体育系の町長でありますので、身体はタフであろうかと思いますが、今後も町民主体のまちづくりの基本理念のもと、地域の再生、命を守る子育て教育の推進を重点施策として、本町発展のため、再挑戦されるか伺いたいと思います。

○議 長（大塚龍一郎君） 町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 大津町の舵取りについてどうするかというようなご質問かと受け取っております。今府内議員のいろいろと12年間、私の仕事というか、いろいろと携わってきたことについて、今懐かしくも思い、また、その中でいろんな喜びや感動を日々過ごさせていただいたことについても町民の皆さんや議員の皆さん、そして役場の職員の皆さんのご協力のもとに、このような仕事のできてきたものと厚く感謝を申し上げたいというふうに思っております。仕事につきましては、いろいろやらせていただきましたけども、先立つものは金でございます。大津町振興総合計画に基づいた、町の行財政運営にしっかりと取り組んでまいってきました。そういう時期におきまして、もうよかろというような思いをしておったところ、今回の熊本震災が発生いたしまして、前震だけでなく、本震で大きな町民の皆さんの生活が壊されてしまいました。一日も早く元の生活に戻れるように、しっかり

と、スピーディに取り組んでいかなければならない、そんな大事な時期であるなど。これまでしっかりと避難や、あるいは対応について過ごしてまいりましたが、今5カ月が過ぎましたが、まだまだ住民の皆さんの思いに応えられなく、苛立ち、そしてやっぱりしっかりとこれはやらなきゃいかんという強い責任感を重く感じております。今後は、国・県と、また知事が言っておられる創造的復興に向かって、しっかりと町民の暮らしを、そして被害に強いまちづくりに、そしてそれぞれの企業や経済の発展に、また皆さんとともに元気な大津町をつくっていただければなど、そういう郷土の心をしっかり持って、皆さんとともに汗をかきながら、一日も早い復興へ向かって挑戦していただければなどというふうに思っておりますが、これもみんな議員をはじめ、町民の皆さんの温かいご理解とご支援なくしてはやっていけないことですので、そしてまた私も己の体力と気力をしっかりと養いながら災害復旧への道を切り開いていくために全身全霊で仕事に打ち込んでまいる覚悟でございます。今後につきましても、多くの皆さんのご支援をいただきながら、元気な大津町の舵取りに挑戦してまいりたいという思いでありますので、今後とも素晴らしい大津に向かって頑張っていきたいという覚悟をしておりますので、今後ともよろしくご指導のほどをお願いできればなどというふうに思っております。

○議 長（大塚龍一郎君） 府内隆博君。

○8番（府内隆博君） 町長の思いを伝わったかと思えますけども、力強い言葉をいただきました。これからの震災復旧・復興計画、町民の生活と安心・安全の対策、庁舎問題や学校避難場所の整備、それから、集会所、コミュニティの場所の活用と、人の力、マンパワーによる自助、共助、公助、協働によるまちづくりを待ったなしだろうと思えます。力強い町長の旗振りを期待して、今後活かしていただきたいと思えます。

質問を終わります。

○議 長（大塚龍一郎君） これで、一般質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

午後2時36分 散会

本 会 議

委 員 長 報 告

# 平成28年第3回大津町議会定例会会議録

平成28年第3回大津町議会定例会は町議場に招集された。(第4日)

平成28年9月16日(金曜日)

出席議員	1番 金田 英樹      2番 豊瀬 和久      3番 佐藤 真二 4番 松田 純子      5番 桐原 則雄      7番 本田 省生 8番 府内 隆博      9番 吉永 弘則      10番 源川 貞夫 11番 坂本 典光      12番 手嶋 靖隆      13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸      15番 荒木 俊彦      16番 大塚 龍一郎
欠席議員	
職務のため出席した事務局職員	局長 豊住 浩行 書記 佐藤 佳子
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 家入 勲      兼 会計管理課長 中野 正継 副町長 田中 令児      兼 総務課行政係長 宮崎 俊也 総務部長 杉水 辰則      兼 総務課行政係長 本司 貴大 住民福祉部長 本郷 邦之      兼 総務課行政係長 経済部長 松岡 秀雄      兼 教育係長 齊藤 公拓 土木部長 大塚 敏弘      兼 併任工業用水道課長 教育部長 市原 紀幸 総務部総務課長 藤本 聖二      兼 農業委員会事務局長 田上 克也 総務部財政課長 羽熊 幸治

## 会 議 に 付 し た 事 件

同意第 4号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 5号	大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 6号	大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて



議 事 日 程 (第 4 号) 平成 2 8 年 9 月 1 6 日 (金) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 3 委員会の閉会中の継続調査申出書について 議決

日程第 4 新庁舎建設特別委員会の設置について 議決

日程第 5 同意第 4 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 5 号 大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 7 同意第 6 号 大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前 9 時 5 7 分 開議

○議 長 (大塚龍一郎君) これから本日の会議を開きます。

日程第 1 諸般の報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 1、諸般の報告をします。本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第 2 各常任委員会の審査報告について

○議 長 (大塚龍一郎君) 日程第 2、各常任委員会の審査報告についてを議題といたします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長永田和彦君。

○経済建設常任委員長 (永田和彦君) ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第 4 0 号関連、議案第 4 2 号、議案第 4 4 号、認定第 1 号関連、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 6 号、認定第 8 号の 8 件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、9 月 7 日に関係する 1 5 カ所の現地調査を行い、8 日、9 日に役場仮庁舎、大会議室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

議案第 4 0 号関連、平成 2 8 年度大津町一般会計補正予算 (第 5 号) についてであります。

経済部農政課におきまして、委員より、農地小災害の町の補助率が80%の根拠は何かとの問いに、執行部より、今年度の災害は激甚指定を受けますので、国の災害復旧事業は90%の補助率を見込んでおります。また多面的支払事業の復旧は100%の補助率となっております。単独災害復旧事業ですので補助事業と差をつけておりますと答弁がありました。

また、委員より、現時点での農地災害の申請件数や農家からの意見はどのような状況かとの問いに、執行部より、被災直後から災害受付を開始し、継続して梅雨時期後も随時受付を行ったところ、500件を超える申請があつております。その中でも復旧額40万円以上の国庫補助事業に該当するのは2割程度かと思われまゝ。国庫補助事業に該当しない被災についても何らかの補助が必要と判断し、多面的機能支払交付金事業による復旧や町単独補助による復旧をお願いするものであります。

また、委員より、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金では、総事業費が15億2千420万7千円ということで、町も2割を負担するとかかなりの額になると思われる。今回は6月末までの要望額との説明であるが、それ以降の要望についてもかなりの件数が上がっており、これらを含めるとさらに事業費が伸びると思われる。また今回の事業については、事前着工も可能ということで周知されているが、既に事前着工を行っている農家の割合を把握しているのか、6月末以降の追加要望件数と総事業費の見込みは把握しているのかとの問いに、執行部より、今回の事業では事前着工が可能とされております。特に甘藷貯蔵庫は、既に収穫が始まっているところもあり、早急に着工する必要があるということで、数件の農家から事前着工届の提出をいただいておりますが、全体の件数における事前着工割合までは把握をしておりません。また追加要望につきましては、8月末に第2回目の要望を締め切り、現在集計中ではありますが、把握している件数は110件程度で、総事業費は約7億円程度となっておりますと答弁がありました。

また委員より、強い農業づくり交付金事業は、カントリーエレベーターの大規模改修との説明であるが、JAから一般財源の上乗せ要望等はなかったのかとの問いに、執行部より、JAからの要望について実際には9月上旬に町長への申し入れをされておりますが、今回の9月補正に合わせて要望がある可能性もあり、財政への相談は行っておりました。しかしながら、震災対応で10億円事業の財政調整基金を取り崩し、被災農業者向け経営体育成支援事業を含め、今後も多額の一般財源を要することが推測されることから、JAの回答につきましては、一般財源の上乗せは非常に難しいと財政からの回答をいただいておりますと答弁がありました。

委員より、今回の事業は大津町・菊陽町、両町のカントリーエレベーターを大津町に統合するもので、大津町が窓口となって事業申請を受け付けていることだが、菊陽町に対しても要望は出されているのかとの問いに、執行部より出されていると聞いております。

また、委員より、地域農業組織の法人化が進んでおり、強い農業づくりに向けた効率化・低コスト化が進むことは非常によいことだと思われる。しかしながら農業法人に対して補助を行うのであれば、行政として農業法人の経営状況を把握し、適正に運営が行われているのか関与する必要があるのではないかとの問いに、執行部より、ある農業法人においては、税理士との業務委託により毎月監査を実施し、決算に関しては別の第三者に監査を依頼しているところもあります。また、行政に対しては、

毎年総会の案内をいただいております、総会において決算状況等を確認させていただいておりますとの答弁がありました。

また委員より、総会における決算状況等の確認だけでなく、行政として法人の経営理念や運営計画に沿った事業が実施されているのか確認するののかとの問いに、執行部より、農業法人の運営に対する補助は行ってないため、町による団体監査はありません。しかしながら機械導入等の事業補助は実施しておりますので、これらの事業実施の際に指導・助言を行うことが可能と考えております。さらに毎年の総会における決算状況等に対しても、行政として意見を言えるように努力していきたいと考えておりますと答弁がありました。

続きまして、経済部商業観光課におきましては、さしたる質疑はありませんでした。

土木部都市計画課におきましては、委員より、公園の災害復旧については、元の形の戻すのかとの問いに、執行部より、元あった形に戻すことで国の査定を受けております。あずまやにつきましては、既製品で対応することとしておりますとの答弁がありました。

また、委員より、清正公道公園の西側のトイレは使用できるのかとの問いに、執行部より、あと2つありますが使用できない状況であります。国、県による仮設トイレが設置されておりますとの答弁がありました。

委員より、そのトイレも査定の対象になっているのかとの問いに、執行部より査定は60万円以上の被害となっておりますが、対象としておりますと答弁がありました。

また委員の意見といたしまして、公園のトイレについては、震災以前から水洗化等の問題について長寿命化計画等で検討してきた経緯があり、災害復旧と整理が必要であるとの意見をいただきました。

土木部建設課におきましては、委員より、地震や大雨で、何箇所も大きな山崩れが起こってるが、誰が復旧をするのかとの問いに、執行部より、国営、県営での復旧になると思いと答弁がありました。

土木部下水道課におきましては、委員より、合併浄化槽について、震災関係での補正ということだが、場所とか地域が限定されるのかとの問いに、執行部より、合併浄化槽の補助対象地域は、公共下水道と農業集落排水の処理区域外となっており、現在、問合せ等がある場所は限定されておられませんとの答弁がありました。

採決の結果、議案第40号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきもの決しました。

議案第42号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、この地震が下水道使用料に対してどのような影響を与えているのか、将来の予測はどうなっているのかとの問いに、執行部より、直接徴収分と企業団に委託している分があります。直接徴収分で8月末の試算によると影響部が4千100万円ほどの減額、企業団委託分は100万円ほどの減額であります。企業団委託分については、現在、震災前と同じ状況となっております。8月末、全体で4千200万円程度の減額となっております。9月以降、中核工業団地の1企業の復旧によりますが、復旧しないままだと予算から見れば、多く見積もって7千万円ほど不足、復旧しても2千万円

ほど不足する状況でありますと答弁がありました。

採決の結果、議案第42号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第44号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてであります、さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第44号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成27年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

最初に農業委員会につきましては、委員より、農業委員会の制度移行に伴い、何か変わった点はあるのかとの問いに、執行部より、本年4月から、新たな農業委員会制度が施行されております。大津町の場合は、現在の委員任期が来年の7月19日までとなりますので、任期までは現行制度のままとなります。

改正後の農業委員会定数の上限定数は14名とされており、新たに設けられる農地利用最適化推進委員とともに、遊休農地の解消や農地の集積など、農地利用の最適化を図ることが法律に明記されました。本年度中に条例改正等を行うこととされております。

また委員より、来年から新たな体制に移行するというのでいいのかとの問いに、執行部より、そのようになります。農業委員の選出に当たっては、公職選挙法に準じた選挙による選出が廃止され、推薦・公募を行い、町長が議会の同意を得て任命する方法に改められましたと答弁がありました。

また委員より、推薦・公募とのことだが、同じ地域から何人も選出されると弊害もあることから、地域ごとに委員が選出できるような取り組みが必要ではないか、大きな課題として考えておく必要があるとの問いに、執行部より、選任に当たっては、あらかじめ地区や団体ごとの定数枠を設けて、推薦を求めることは応募機会を制限することから適当でないとの指導がなされており、どの市町村も対応に大変苦慮しているところであります。今後はご指摘の内容を踏まえ、合志市など新制度に移行している農業委員会の事例調査、現農業委員及び地元区長さんとの協議を行いながら進めていきたいと思っておりますと答弁がありました。

続きまして、経済部農政課におきましては、委員より、岩戸の里について、平成27年度の繰り越しで、不動産鑑定等の業務委託を予定していたが実施状況はどうか。また、今回の地震により施設も泉源もかなりの被害を受けているが、今後の方向性について、どのような検討しているのかとの問いに、執行部より、平成27年度の繰り越しで不動産鑑定等を実施し、岩戸の里の財産価値を見出して、民間への売却を検討するために、業務委託契約を行い一部着工しておりました。しかしながら、震災により不動産鑑定調査の続行が不可能となり、出来高による委託料の支払いを行っております。今後の方向性について、九州農政局や県に現地を確認していただき、施設の方向性を相談していきます。今後は、施設の被害判定や復旧金額等を業務委託により明確にし、災害報告書を作成した上で、国・県に提出を行い、施設廃止に伴う補助金返還を免除していただくよう協議を進めていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また委員より、団体等への補助金に対する成果や結果に対する評価は行っているのかとの問いに、

執行部より、総会等で各種団体や農家と話をすることがあり、町に対する補助金増額等要望もありますが、スクラップ・アンド・ビルドやゼロベースでの検討が必要だという話をさせていただいております。なお、各種団体等から補助金実績報告書の提出が4月末にあります。同時期に当年度の補助金申請書も提出されており、内容を比較することが可能となっておりますので、これらと確認することで意見や指導を行うことが可能と考えておりますと答弁がありました。

また委員の意見として、町補助金については、有効・有益に利用していただきたいと思うので、厳しい意見も含めて、しっかり指導をしていただきたいと助言がありました。

また委員より、農業を効率化するうえでは、農地の面積が基礎になると思うが、時代とともに農業機械も進化しており、農地と機械はマッチしているのかとの問いに、執行部より、昭和50年代から事業を行っております大津バイパスから陣内地区においては、1筆3千平方メートルで進んでいたかと思えます。平成26年度に終了しました迫井手地区におきましては、1筆5千平方メートルを基準として整備し作業の効率化を図っております。農業機械も最新のものはGPSを搭載したコンピューター管理の機械等もあり、2ヘクタールくらいの圃場等大区画に対応した機械も出てきております。しかし、中山間地域などはかなりの高低差がありますので、一律に大区画化はできず、2千から3千平方メートルで、その地域や場所にあった区画を考えていかなければならないと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、圃場整備を推進する上で問題となっているのは、担い手不足ではないかとの問いに、執行部より、担い手不足問題は、非常に深刻な問題ではありますが、真木地区では「もやいネット真城」が法人化しておりますが、組織のない矢護川地区においては集落営農の組織化を目指した推進を行っておりますと答弁がありました。

続きまして、歳入に移ります。

委員より、平成26年度から平成27年度に変わったことで、国・県補助金等の歳入面で厳しくなった面はあるのかとの問いに、執行部より、町有林保育事業は事業費の68%の補助ではなく国・県が設定する基本額の68%ということで、実際には開きがあると感じるころはありますと答弁がありました。

続きまして、経済部商業観光課におきまして、委員より、中心市街地照明灯の年間電気代等の経費は幾らかとの問いに、執行部より、今回採用しているエバーライトは最大6万時間点灯可能で、一日11時間点灯した場合は約15年、また、LEDは最大4万時間点灯可能でエバーライトと同じ点灯をした場合、約10年で交換が必要である。またエバーライトとLEDの明るさを比較した場合、エバーライトが明るく、ランプ単体はともに同じくらいの価格であります。電気料金は定額料金契約であり月905円、年間1万860円、15年間で16万2千900円であり同額ですので、経済的に有利なエバーライトを採用しましたと答弁がありました。

また委員より、地域おこし協力隊は3年間の活動であるが、今の現状での効果等があるかとの問いに、執行部より、地域おこし協力隊は商業観光課で現在3名雇用しております。1人は今回の震災に伴い、「大津応援セット」を設定し、被災された店舗を回られ、販売することで販路の確保を図って

おります。特産品関係をしている担当は、大津高校生と一緒にLINEスタンプを作成しております。もう1人は観光協会関係で小国ツアーを企画し10名程度の申し込みがっておりますと答弁がありました。

また委員より、陽の原キャンプ場はかなり老朽化しておるが、今後の方向性はどうかとの問いに、執行部より、今回の震災でバンガローやキャビンは壊れていて、修復するのも難しいと思われまので進入禁止にしております。経費と収入を考えると今後の将来性はないと思われまので。町が管理するのではなく、地元の活動団体をお願いするなど真城地区全体で行ってもらえればと考えておりますと答弁がありました。

また委員の意見として、町としても後押しをしながら、民間などをお願いする方向性も考えてもらいたいと要望がありました。

また委員より、今回の震災に伴う雇用対策で、失業などの相談はどうかとの問いに、執行部より、熊本地震による解雇の相談が12件、うち町外からの相談が5件であります。雇用保険を受給されている方が多く、受給期間が200日から300日あるので、期間にまだ余裕があると考えている方が多いと思われまので。60歳以上の人が半分以上なので、ゆっくり考えている人がいると思われまのでと答弁がありました。

また委員の意見といたしまして、地震による解雇は、業務縮小の解雇か事業所閉鎖の解雇なのか、また正当性のある解雇なのか、住民保護の面から丁重に対応をお願いしたいと。また主要な施策の成果の位置づけをどう考えてるのか。住民が見てわかるような記載にしなければならない。そのためには、文書を通してのコミュニケーション能力が必要となる。この部分を考えた上で今後作成をしていただきたいとの意見がありました。

また委員より、利子補給につきまして、震災の関係で金利が安くなっている場合、金利が高いときはありがたい。新しく事業をやりたい人が励みになるような補助をやりたい。農政課の補助事業は事業の何%となるが、商工関係の場合、競争社会で自ら生き残っていかなければいけない。時代に合った利子補給などに変えていく必要がある。今回の震災に関してこのような議論はなかったのかとの問いに、執行部より、グループ補助の中では無利子の貸付けというものが出てきております。今回のグループ補助は完了後の4分の3の後払いが発生してきますので、事業運転のための無利子貸付けが出てきています。町としても今後制度を考える必要があると思われまのでと答弁がありました。

続いて、経済部企業誘致課におきまして、委員より、菊池地域企業誘致推進プロジェクト協議会のパンフレットの中で、大津町のメリットなど、十分にアピールができているのかとの問いに、執行部より、工業団地の集積、補助金制度、税制の優遇措置や交通の利便性について4ヶ市町分を記載しております。関東や関西に行っても、PRしても、菊池という場所がわからないという声を聞くので、パンフレットを利用して、熊本市と阿蘇の中間地点に位置し、利便性が良いということを利用してPRするためにパンフレットを利用しておりますと答弁がありました。

委員より、税制優遇措置というのは、固定資産税の不均一課税のことか、またどれだけの期間優遇されるのかとの問いに、執行部より、期間は3年間でありますとの答弁がありました。

委員より、ほかの市町で、大津町とは異なる優遇措置はないのかとの問いに、執行部より、菊池地域の4ヶ市町では、ほぼ条件的に変わりはありません。現在の企業誘致の状況であります。土地の照会が今年度は現時点で6件、平成27年度が8件でしたので増えております。また、不動産業者30社へ土地の照会を行いました。返答がなく紹介できる用地が少ない状況でありますと答弁がありました。

また委員より、中核工業団地の工業用水は、町が供給する良質でほかと比べて安価な水が豊富なので、その点をPRして、大津町への企業誘致を進めていくべきではないのかとの問いに、執行部より、中核工業団地に進出された企業の中には、実際に良質な水があったために大津町に立地されました。また、南部工業団地に立地される予定の企業は野菜のカット工場であります。井戸を掘って地下水を利用されます。このように、熊本県は水に恵まれた地域であり、また交通の便や工場を集約している点などをPRして、企業誘致を進めていきたいと考えておりますと答弁がありました。

また委員より、台湾の企業が日本の企業を買収するなど勢いがある。また、熊本・高雄線の空路もあるので、それを利用し台湾の企業を熊本へ誘致できないのかとの問いに、執行部より、昨年、台湾を訪問した際に、台湾の企業に話を聞きましたが、熊本へ進出するような状況には今はないということでありました。しかし、今後も状況を見ながら、そういった企業があれば誘致を進めていきたいと考えておりますと答弁がありました。

土木部建設課におきましては、委員より、熊本地震により道路や水路がいたんでいるが、対応の進捗状況はどうかとの問いに、執行部より、調査や報告を受けている分については、速やかに対応しておりますが、箇所数が多いため補修が追いついていない状況であります。

また委員より、現況の把握はどのように行っているのかとの問いに、執行部より、緊急時は3班体制で道路等の見回りを実施し、被害があった場合は業者に修理を依頼しております。また、区長さんより情報をいただいた箇所については、現地確認後、修理を依頼しておりますと答弁がありました。

委員より、2年前より道路の維持管理を業者に依頼していると思うが、連携は大丈夫かとの問いに、執行部より、受注されている業者の担当者とは、携帯電話により連絡が24時間取れるようにしております。平日以外でも対応するように心がけておりますと答弁がありました。

続いて、土木部都市計画課におきましては、公園の町寿命化計画について、昨年度はどこまで進んでいるのかとの問いに、執行部より、都市公園11カ所の現況を把握するための調査を行っておりますと答弁がありました。

また委員より、震災の影響による再調査は必要となるのかとの問いに、執行部より、地震で壊れている現況を含めて、再度調査を行う予定でありますと答弁がありました。

また委員より、室住宅の被害はどうだったのかとの問いに、執行部より、比較的軽い被害でありますと答弁がありました。

委員より、公営住宅で老朽化していて、倒壊の危険があるので早急に退去してもらう必要があるのではないのかとの問いに、執行部より、用途廃止を決定し、住民課住宅係が退去を勧めており、修理も行っていない状況であります。

また委員より、公営住宅である以上、倒壊の場合責任問題が発生するのではないかとの問いに、執行部より、関係係と協議し早急な退去を勧めていきますとの答弁がありました。

また委員の意見といたしまして、あけぼの団地は改修して非常によくなった。しかし、今後の高齢化社会を考えるとエレベーターの問題は今後出てくると思われる。あけぼの団地の形状を考えると単にエレベーターを付けるだけでは解決せず、大規模な改修が必要となる。それよりも4階、5階の住民には家賃を優遇するなど何らかの対策を行っていく必要があるのではないか。今後建設費と全体計画を見ながら検討してほしいとありました。

また土木部下水道課におきまして、委員より、合併浄化槽から下水道への接続が可能な世帯が、本当に下水道へ接続したならば、下水道会計の歳入に寄与して、歳入、歳出のバランスがよくなるのではないかとの問いに、執行部より、合併処理は個人が管理するので、水質的に不具合が出る場合があります。また、合併処理の家庭が下水道接続しますと下水道使用料が増えますし、合併浄化槽の汚泥関係が全て下水道に入りますので、菊池広域連合へのし尿処理関係の負担金の削減が可能ではないかと考えますとの答弁がありました。

また委員より、合併浄化槽から下水道接続のための推進施策を考えていくことが必要ではないかとの問いに、執行部より、下水道区域内で合併浄化槽により処理して流されている家庭は、早急に下水道へ接続していただくため、戸別訪問による下水道接続の推進を続けていくとともに広報やホームページで推進していきますと答弁がありました。

採決の結果、認定第1号関連につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号、平成27年度大津町外四ヶ市町村共有財産管理处分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。さしたる質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第3号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号、平成27年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、下水道の公債費の中で繰上償還できるものはないのかとの問いに、執行部より、繰上償還につきましては、利率が5%以上の起債につきましては、平成19年度から平成21年度に12億ほどの借換え措置をしており、約3億5千万円ほど利子が安くなっております。まだ、利率が3%から4%の起債が残っていますが、財務省からの照会とかはあっていないが、今後制度があるなら活用していきたいと思っておりますと答弁がありました。

また委員より、下水道使用料について、近隣の市町村との比較をしたことがあるのかとの問いに、執行部より、大津町は平成元年から供用開始して、下水道使用料の値上げの実績はありません。今後、収支関係を検討する中で、使用料の値上げをお願いする時期がくるのではないかと考えております。現在、県内の使用料につきましては大津町が一番安い料金体系となっておりますと答弁がありました。

また委員より、県内の下水道使用料の平均値からすれば、何%低いといった数字は出ているのかとの問いに、執行部より、県内は20立方メートルで3千円が平均値であります。大津町は2千100円となっております。平成30年度までに企業会計へ移行しますが、経営状況、財政状況を的確に把



握して、住民の方に値上げの説明をしていきたいと思っておりますと答弁がありました。

採決の結果、認定第4号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、生活困窮ということで、不能欠損が出ているが、その方々の現在の生活状況はどうなっているかとの問いに、執行部より、現在も生活困窮という状態で住まわれております。

委員より、現在も生活困窮して下水道を使われているが、使用料が入ってこない状態が続くことになるのかとの問いに、執行部より、国税滞納処分の例により、本来は分納誓約等の形で時効の中断措置を取る必要があるが、下水道の使用料、負担金に関しましてはそこまでの処理までは進んでいない状況ですと答弁がありました。

採決の結果、認定第6号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号、平成27年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

委員より、今回の地震の関係で中核工業団地に被害があったと聞いておるが、その影響度を聞かせてほしいとの問いに、執行部より、各企業からの要望により契約水量を減らしてほしいということで減らしております。8月末に今後の動向についてお尋ねしたところ、1社が工場閉鎖されて研究部門だけ残される、1社は工場を閉鎖されており、今後も未定である。一番水を使われていたところが、3割から4割使われており、今後の生産計画の見直しをされております。現時点での試算では4千万円近くの減収になりますが、今後、企業の復旧が進んで使用水量が増えれば、その分減収は縮まる見込みでありますとの答弁がありました。

採決の結果、認定第8号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

今回の認定につきましては、全般に及びまして、やはり本年度の熊本地震の影響等照らし合わせた点が多かったと思われまます。

続きまして、毎回定例議会の時に出しております継続調査の申し出について例年のごとく、私たち経済建設常任委員会関係5団体と経済懇談会を開催しております。熊本地震を受け、5団体からの意見、要望を聞き、執行部の対応について意見交換を行ったところであります。

以下、その要旨を述べます。

菊池地域農業協同組合については、被災農業者向け経営体育成支援事業において、震災により甘藷貯蔵庫が被災しました。国の補助事業では、貯蔵庫の復旧工事に関して全国的に例がないとして、基準が明確化されておられません。修繕・再建のめどをどうすればいいのかという問合せがあり、町のほうからは、執行部のほうからは、国の指針で見積業者から修繕が不可能と証明があったものは補助の基準は再建対象となるという答弁がなされました。

また、出荷できずに廃棄した甘藷に対する国の補償はないのかということに対しては、町からは既に国への補償の陳情をしている状態でありまますという答弁がありました。

また、強い農業づくり交付金において、震災により、JAの大津町と菊陽町のカントリーエレベーターが被災しております。大津町のカントリーエレベーターに集約して事業を継続したいので、国・

県とあわせて町からも補助金を検討してもらいたい、事業費が12億7千980万円の中で、国・県から補助を受けると、5億6千880万円がJAの負担となると質問がありました。それに対しまして、町の答弁といたしましては、震災により町の財政状況は大変厳しいものがある。震災対応で、財政調整基金は10億円以上取り崩しております。農政課が今回計上している被災農業者向け経営体育成支援事業は、第1回受付で全体事業費が15億円、町単独補助金も3億円弱、2回目の要望も全体事業費7億円以上、町単独補助金は1億円以上予想されております。JAからの要望前に財政課と強い農業づくり補助金の町単独補助について協議しましたが、このような財政状況では大変厳しいとの回答を受けております。また、他の市町村に当事業の補助金について調べたところ、菊池市・合志市は震災により財政状況が厳しいので、市単独補助はしない、菊陽町は要望書について組合長の印もない、日付もないので、文書としては保留している状況でありますと答弁がありました。

また、その中で委員より、意見・要望を真摯に受け止めながら、町全体の予算には限りがあるので、優先順位の中で検討して、説明責任を果たすようにとの意見がありました。

そしてまた、畜産振興対策事業の補助について、JA菊池より、震災で酪農4戸、養豚1戸が被災しました。その中で、今年度も畜産振興対策事業補助金をいただき、優良牛の導入事業は継続していきたいと思いますがとの問いに、町からは、補助金について監査事務局や議会から指摘されることは実績報告と申請の時期、補助事業の内容であります。実績報告は4月末まで、申請は半年が過ぎようとしているが、本当に必要なのか。事業補助は毎年同じ内容では補助金にそぐわない。ゼロベースで検討してほしいという厳しい回答が出ております。

菊池森林組合におきましては、組合より、町有林の施業を受託しておりますが、国の補助対象が厳しくなっておりまして、下刈が6年生から5年生に、くぬぎについては4年と今年から短くなりました。私有林の搬出間伐補助について、町で予算を確保してもらい感謝しております。今回の震災を含めて自然災害の抑止に山林の適正管理が重要となりますので、今後も進めていきたいと考えております。林道・作業道の復旧については、町で行ってもらってますので、引き続きお願いしたい。また、庁舎建設時に管内で生産された木材の使用をぜひお願いしたいと要望がありました。

この中で委員より、山腹崩壊で山へのアクセス道路が被害を受けている。また、国道57号線が寸断し、ミルクロードが渋滞している。復旧作業の中でアクセス道路を建設することはできないのかとの意見も出ております。これにつきまして町からは、国は国道57号線の代替道路としてミルクロードを整備する計画であるが、これと別に国道57号線へ抜ける作業用道路を国へ要望しております。また、ミルクロードの渋滞についても写真館から先が狭いので、拡幅の計画があつておりますとの答弁がありました。

また委員より、瀬田裏の山の神の記念碑が壊れております。神事関係に町は関与できないが、山の安全祈願ができないのもどうかと思われる。基本財産林保護委員と協議してもらいたいという意見が出ております。

大津町商工会におきましては、大津町中小企業店舗新築、改築、工場機械及び駐車場設備融資金利子補給制度についてであります。商工会より、熊本地震で被災し、グループ補助金の申請等を行

復興に向けて各事業者は取り組んでいるが借金による負担は大きい。町の利子補給制度の特例措置をお願いしたい。利子補給の期間3年間の延長、また融資限度額の1千万円の上限の撤廃という意見がありました。町からは、今回の経済建設委員会でも審議がありましたが、熊本地震の激甚指定によるなど入れれば対応は可能であります。特例措置について検討を行っていきたいと答弁がありました。

また委員より、急を要することありますので、執行部は12月議会に向けて対応をお願いしたいという意見が出ております。

また、肥後おおづ観光協会におきましては、大津町情報発信・おもてなしに関する事業についてありますが、情報発信につきまして、熊本地震後、大津町の現状・宿泊情報・交通状況・飲食情報などの問合せが多数ありました。昨年度中国系サイバー攻撃のホームページ破壊によりインターネット上での対応ができなくなりました。現在は、阿蘇の玄関口として、阿蘇方面の交通事情問合せや大津町の宿泊の問合せが多い状況でありますとの報告があり、要望といたしまして、ホームページの再生策の予算をぜひお願いしたいとありました。前回の作成時は約100万円かかっております。町の答弁といたしましては、ホームページを3年前に補助金で整備したばかりで、予算化が難しかったのを覚えております。今後、またそういった理由での予算化は難しいと思われるという答弁でありました。

委員より、急を要しているの、何らかの対応が必要であると。観光を町の中心と捉えれば、ホームページは必須事業であり、今後どのように進めていくか方向性を示さないと進んでいかないと、担当を決めて対応をしてほしいという意見がありました。

そしてまた観光協会によりますれば、案内所の設置についてであります。昨年も要望した案件であります。大津町には町外者に対する案内が可能な場所が欠けており、数年前から要望があります。熊本地震後は特に情報提供が急増している中、対観光客・対旅行会社に対応する案内所がないため、経済効果が町外に流れ、大津町の観光による経済効果もチャンスを逃しているのではないかと。熊本県夢チャレンジ事業にて、道の駅大津内にカウンターを設置しました。現在パンフレット・各地の案内マップを設置しております。イオン大津店より店舗内に案内所設置要望もあっておりますとの要望があり、町からは、ビジターセンター待合室での案内業務を行っておるが、待合室の形態になっているので、販売所としてのスペースがないので、そのままになっておりますという答弁がありました。

委員より、駅南のコインパーキングのスペースが生かされていないので、あの場所を有効できないかということが必要であるというような意見が出ております。

そしてまた観光協会より、大津町海外販路拡大等推進事業に伴う事業において、台湾高雄市への誘致事業が熊本地震により停滞している中、観光業としては担当者レベルの交流・懇談が必要であると考えられます。現在、熊本地震被害が少ない山鹿市・玉名市・菊池が今年度積極的に誘致活動を行い誘客を伸ばしております。外国語表記がないため、見込める消費を逃しております。現状の大津町内外国人宿泊者数は5月から7月ほぼ100%キャンセルであり、8月1週間にバス一、二台宿泊、で台湾からのみでありましたとの説明がありました。町からは、台湾からは12日の週に、13日だったですね、小学生が交流に来ます。今後は修学旅行の受入れを考えて、来年2月に台湾の修学旅行を専門にしている旅行者の誘致事業を行おうと思っております。今後も台湾との交流を進めていきたい

というふうな意見が出ております。

建設業組合であります。震災による仕事の増加で人件費等が設計単価より高額になっているため、資金繰りに苦慮している。社会動向にあった価格での発注を要望したいとの意見が出ております。町からは、設計単価については県より単価変更の文書が通知されるため、それに併せて単価の変更を行うこととしております。ただ、実勢単価との比較においては、タイムラグが生じることは認識しております。しかし、会計検査時に単価の根拠等と求められた場合、町独自の単価は認められる可能性は低く、結果として補助金返還の可能性があるため、県からの通知が届き次第、直ちに単価変更を行い、工事の発注を行う計画であると答弁がありました。

以上、当委員会に付託されました案件は今申し上げたとおりであります。

議員各位におかれましては当委員会の決定にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。11時05分から再開いたします。

午前10時53分 休憩

△

午前11時02分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を続けます。

文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第39号、議案第40号関連、議案第41号、議案第43号、議案第45号、そして認定第1号関連、認定第2号、認定第5号、認定第7号の9件でございます。

当委員会は審議に先立ちまして、9月7日に関係する10カ所の現地調査を行い、引き続き研修室で執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、審議経過の概要と結果を要約してご報告申し上げます。

議案第39号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

教育部子育て支援課関係では、委員より、今回の改正は、建築基準法施行令の改正によるものだが、事業所内保育は町に幾つかあるが、今回の改正を受けて、町は監査等の指導は行うのかという質問に対しまして、執行部より、町にある事業所内保育所は、全てが認可外施設となりますので、1年に1回県の監査が行われます。その際には、町も同行しておりますというという答弁がございました。

採決の結果、議案第39号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号関連、平成28年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、補正予算に計上されている悪臭の件について詳しく説明を求めたいという質問に対しまして、執行部より、引水地区の工場で、パルプかすから強い臭いがして、近隣から悪臭の苦情が出ております。町と保健所で注意を行い、対応すると説明を受けました

が、解決に至っていないため、今回臭いを測り、悪臭防止法上問題がないか確認したうえで、先方と再度協議を行う予定ですとの答弁がございました。

委員より、被災家屋の解体順序について、危険家屋を優先すると聞いているが、具体的にはどう判断しているのか。現地確認なのかそれとも区長からの申し出なのか。執行部より、現在700軒ほどの申請があっており、基本は申請順で危険度については、申し出によります。公道等に家屋が傾いて、通行止めになっている場合などは優先することになります。申し出の方法は、地元区長だけでなく、直接申し出も受けております。生活再建支援金の関係があり住宅が優先だとは考えています。

委員より、1件の解体期間と1カ月あたりに何件解体できると見込んでいるのかという質問に対しまして、執行部より、労働基準監督署から来てもらい、町内の業者にアスベスト関連の説明をしてももらいました。そのことによりすぐに解体作業に取りかかれない業者がいることがわかりました。当面動けるのは9社で、母屋と納屋がある場合は1件当たり10日間くらいかかると思われま

す。また委員より、母屋、納屋は同時解体なのかという質問に対しまして、執行部より、当初解体対象は母屋だけでしたが、その後納屋が、続けて中小企業が公費解体対象となりました。住居の関係などで一緒に解体することが非常に難しい場合を除き、同時解体を原則としておりますということでした。

続きまして、住民福祉部住民課関係では、委員より、応急仮設住宅ユニットハウス借上げは、本来、県が事業主体となっていく事業ではないのか。また、繰替支弁費交付金とは何かという質問に対して、執行部より、県が行うべき事業だと考えておりますが、県も多くの事業を抱えており市町村の状況も違いますので、市町村の判断で採択する事業となります。その際、町が一時支払を立て替え、後日、繰替支弁費として、県から支払われるものでありますという答えがありました。

住民福祉部福祉課関係では、委員より、介護ロボットはどういったものなのか。また、導入後の効果はという質問に対しまして、執行部より、センサーによる見守りを行うロボットになります。人のシルエットを検知し、動きがあればすぐに職員が駆けつけられる対応が取れるものでございます。

また委員より、3事業所とあるが、どこの事業所なのかという質問に対しまして、おおつかの郷に3台、つつじ山荘に4台、勝久病院に2台設置される予定です。当初は300万円が補助限度額でしたが、申請額が国の予算を超えたことにより92万7千円が補助限度額になり、当初の導入予定数より少なくなっておりますという答弁がございました。

それから委員より、地域支え合いセンター事業の具体的な内容はどのようなものなのか。また県補助金の充当内訳はどの事業かという質問に対しまして、執行部より、社協に拠点を設置し、被災者を対象に心配ごと相談、家計相談、就労支援、心のケアなどの総合相談、仮設住宅等を訪問してニーズ調査、コミュニティ形成のために集会所でのミニデイや座談会、引きこもり防止のために送迎付きの運動教室を実施するほか、既に実施している生活困窮者自立支援事業を拡大し、被災者の相談を受け体制を強化いたします。県補助金は、地域支え合いセンター事業委託に2千571万1千円、生活困窮者自立支援事業の補正分と当初予算分も含め491万6千円に充当しますという答弁がございました。

それから、また委員より、災害弔慰金の支給内訳はどれに何名該当しているのかという質問に対しまして、3名が災害関連死に認定され、生計維持者が1人、その他の者が2名となっております。また障害見舞金として生計維持者に1人、250万円を支給するものでございますという答弁がございました。

住民福祉部健康保険課関係では、質疑はございませんでした。

それから次に、教育部学校教育課関係です。委員より、美咲野小学校プレハブ賃貸借の件だが、児童数の予測によって、学校建設時にはここまで見込めなかったのかという質問に対しまして、執行部より、学校建設の補助申請では、原則として、認定申請時の新設校の児童数から学級数を決定し、補助対象の建築資格面積を得ることになっております。美咲野小建設事業におきましては、大規模団地内の学校でもありますので、児童数の増加を見込んで文部科学省の特例加算（前向き加算）を加えておりますので、事業認定申請を行った平成22年度から3年後の平成25年度までの増加率を定められた最大値で計算し、事業申請をしております。しかし、想定以上に世帯・児童数が増えたため、今回教室の増設をお願いいたしましたという答弁がございました。

また委員より、人口推計は美咲野の4丁目をどうするかが問題であった。大津北中の増築も4億円ほどかかったが、補助事業であり、今回のプレハブは単独である。増築する場合との比較はできるのか。しばらくすると美咲野の児童数も減少に転じるかもしれないが、ほかの開発も考えられるため、そこまで見込めないのだろうか。民間の土地も造成され、町道三吉原北出口線北側も家が増えている。震災もあり、国道57号線が通れずに、主要な道路になりつつある。阿蘇方面の方も土地を欲しがられているようだ。5年、10年先に児童数減少にはならないのではないかとということで、執行部より、児童数の推計は、主に年齢別人口での推計をしておりますので、新規の住宅開発要件に関しては含めておりません。今後の開発等につきましては、関係課から情報を得ながら、学校施設の整備については支障のないように考えていきたいと思っておりますという答弁がございまして、意見として、室小でも児童数が増えていて、人口推計はなかなか難しい。しばらくはプレハブで対応することには賛成である。また、現状だけではなく、ほかの住宅開発も意識してほしい。それから意見として、以前、大津小学校でプレハブ建設をした時、阪神淡路大震災の後で、粗悪な材料が使われていたということ聞いた。材料等について十分な監理を求めるといった意見もありました。

また委員より、プレハブが5年リースであるが、児童数が減少しなかった場合は延長するのか、見直しをして増築するのかをどの時期に判断するのかという質問に対しまして、執行部より、今後、児童数の増加の状況により増築などを検討するような時期になりましたら、通学区域及び教育施設検討委員会にもお諮りし、住民の皆様の意見も取り入れながら検討していきたいと思っておりますという答弁がございました。

また委員より、児童数がもし千人以上になったらまた分離するのかという質問に対しまして、執行部より、過大規模校の解消につきましては、校区を見直すか、分離するのかというところから検討していくことになると思います。そのような場合にも、通学区域及び教育施設検討委員会にお諮りすることになると思いますという答弁がございました。

続きまして、教育部生涯学習課関係では、意見として、以前、新小屋区から清正公道公園の埋立てについての請願があり、町は文化財保護のため埋めないと回答していたが、今回、埋めることになった経緯は担当課と連携して地元の説明をお願いしたいという意見でございました。

続きまして、教育部子育て支援課関係では、委員より、難聴児用補聴補助システムは、対象児童が小学校入学時には小学校の備品として移管していくのか、使い方などを小学校に受け継いでいけるかという質問に対しまして、執行部より、入学予定の小学校に備品を移管する予定です。室小学校や大津北中学校では、備品として使用されている実績がありますので、使い方や管理の方法は伝える予定です。

また委員より、高校入学に当たっては、中学校から備品を委譲していくことはあるのかという質問に対しまして、執行部より、町立の小学校、中学校など、町立学校間の移管しか今のところ事例はありません。高校入学に当たりましては進学する学校に導入を働きかけることになると思いますという答弁がございました。

採決の結果、議案第40号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正（第2号）についてであります。

委員より、熊本地震の保険料の減免の影響はどうかという質問に対しまして、執行部より、国民健康保険税の減免の影響については、大津町で罹災証明書の半壊以上の認定を受けて、国民健康保険税を払っている方、1カ月前の数字で全額減免の全壊が56件、約900万円、2分の1減免の半壊以上が471件、約5千300万円、合計の6千200万円ほどの減免がされるだろうと予測しております。この補填については、10分の8が国が補填してくれると考えております、残りは要望している補助率の引き上げがどのくらいになるかということですが、最悪の場合2割の負担となりますので、1千200万円ほどの影響があると考えておりますという答弁がございました。

また委員より、熊本地震関係で療養費の補正額がかなり大きい。元々の医療費があって、3割負担している。その3割の一部負担金を減免するということだが、今回の2千100万円の補正は、3割を減免するのに対して当初より、大きくなるのはどういうことか。被災したことにより、医療を受ける人数や回数が増えたのか、それとも別の理由によるものなのかという質問に対しまして、執行部より、今回、2千100万円を償還払い分として見込んでいます。通常、自己負担となりますので、療養費には反映されません。今回、半壊以上の認定を受けた方は、一部負担金が免除となりますが、地震発生以降に病院で支払われた分を申請により、償還払いで返すということになります。当初予算で見込んでいた療養費とは別のものですという答弁がございました。

また委員より、法定外繰入について、もう少し減らせるのではないかと思います。この額にした理由は何かという質問に対しまして、執行部より、繰越金については今年度が約2億円、昨年度が約1億6千万円ということで、過去を見ても大きな繰越金になったと考えております。要因といたしまして、給付費が昨年11月、12月分について、過去最高のひと月あたり、1億5千万円以上を記録いたしましたので、その後の1、2、3月を見込んで、補正を行いました。結果として、1から3月

の給付費が落ち着いたことが、繰越金が増えた一番の要因と考えております。平成28年度予算で、7千万円を法定外繰入としてお願いしておりますが、地震の影響もあり、9月の段階で法定外繰入金まで補正してしまうのはどうかというのが実情でございます。給付費がどのような推移を見せるのかというのもありますので、現段階では、予算上の法定外繰入はそのまま考えておりますという答弁がございました。

また委員より、窓口での償還払いの還付のスケジュールをお尋ねしたい。早く還付してほしいという要望もあると思う。スケジュールを示してほしいのと可能な限り早く還付をしてほしいという声がある。それに対しまして、執行部より、窓口での償還払いができると国が示したのが7月末になります。その時点で8月の広報紙に間に合いませんでしたので、広報9月号で周知しております。窓口では、8月の準備ができた時点で受付を始めております。支払いのスケジュールですが、現時点で100件ほど申請がっております。支払いについては、第1回目を9月20日に予定しており、近隣の市町村の中でも一番早いほうになるのではないかと考えております。第1回目に間に合うのが、55件、約170万円を予定しています。月一、二回の支払いを予定していますが、申請が集中する場合も想定されます。極力、早めの支払いを考えております。このほか、大津町で半壊以上の罹災証明書を発行している方、申請があった方については、10月から必要となる免除証明書の発送を9月下旬に予定しておりますので、こちらでも周知していきたいと考えておりますという答弁がございました。

それから委員より、国民健康保険の免除要件の中の「半壊に準ずる」など、本会議での質疑の内容はようになったのかという質問に対しまして、執行部より、本会議での質疑は法的根拠と「半壊に準ずる」ということはどういうことかの2点だったと思います。国民健康保険、後期高齢者医療については、国からの通達が来ておまして、それを元に一部負担金については、減免を行っています。国民健康保険税については、国民健康保険税の減免の特例に関する条例、後期高齢者医療保険料については、熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険料の減免取扱要綱第2条で定められています。介護保険料については、介護保険法の第142条で町は条例で定めるところにより、減免ができますとあります。町の介護保険条例では、町長は震災、風水害、火災その他これらに類する災害があった場合、減免ができるとあります。その中で、平成28年熊本地震被災者に対する介護保険料減免取扱要綱を新規に制定して定めております。2点目の一部負担金の猶予免除の件ですが、厚生労働省からの通知においては原則、住家の全半壊が対象となっております。このうち、「これに準ずる被災」については、対象となる住家の被災状況に鑑みて、保険者で判断いただくということになっております。保険者で判断という難しい部分もありますが、住宅にほとんど被害がなくても、土地に被害があつて、住み続けることが困難だという場合、県で長期避難世帯と指定されます。全半壊に準ずるケースの具体的な例といたしましては、長期避難世帯があげられます。住宅の被害認定調査も減免も町が行っておりますので、町が行った被害認定調査の結果を原則として、減免を行うべきものではないかと考えております。例外的には、今申しました長期避難世帯が対象となります。仮に自分で半壊だと思うということであれば、町は二次調査、三次調査を行っていますので、納得いただけない部分については申請をしていただき、最終的には、その判定に基づいて、減免を行うべきと考えておりますという答弁



がございました。

また委員より、申請があった方に対して、半壊以上が出るまでは対象とならないのかという質問がありまして、執行部より、各医療機関に行かれて、まずは猶予となります。家屋調査はすぐにはできませんので、猶予については医療機関の窓口で、本人が「半壊」と申し出ることによって猶予となります。その後、判定が出た段階で猶予していたものを免除するかどうか判定することになります。判定が出ていない状況であれば医療機関で申し出ることによって、一部負担金を猶予することは当然でありますという答弁がございました。

採決の結果、議案第41号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

委員より、介護保険料やサービス利用料の減免・免除の影響額は見込んでいるかという質問に対しまして、執行部より、保険料減免・免除の対象者が1千600人で約5千680万円、サービス利用料の免除対象者が300人で約3千万円を見込んでおり、特別調整交付金で660万円が補填される見込です。第2号被保険者分の保険料、国・県・町分は各負担割合にて負担し補填を行います。町の負担分は4分の1の負担割合で、約380万円を見込んでおりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第43号につきましては、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第45号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

委員より、徴収費の当初予算96万6千円（うち職員手当は25万5千円）から時間外勤務手当6万円の減額、時間外の徴収ができなかったということだが、4月14日に地震が発生して、徴収できなかった期間が3カ月であれば、4分の1減るということが一つの見方だと思う。時間外徴収できなかった期間やどれくらいの影響があったのかという質問に対しまして、対象者が後期高齢者医療の被保険者になりますので、基本的に年金を受給する偶数月に徴収に行きます。今回の減額は、4月分と6月分の一部で、地震対応で時間外徴収ができなかったものになりますという答弁がございました。

採決の結果、議案第45号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、認定第1号関連、平成27年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、委員より、新エネルギー推進費について、当初は1千400万円ほどの予算が決算時には840万円ほど。中身を見ると補助金が主である。協議会は開催されず報酬は支出なしだが、旅費は支出されている。事業全体のバランスがとれているのか確認をしたいという質問がありまして、執行部より、昨年度は身近でできる省エネ推進と、地域資源をエネルギーとして活用し、地域活性化を目指すことを目的として、予算を計上しておりました。当初からの減額について、一番大きかったのが小水力補助金です。実施設計費で400万円の補助を組んでおりましたが、九電の送電線容量不足問題の関係で行えなかったのが原因です。省エネ推進のための太陽光発電補助金も全額分の申請がなかったため減額をいたしました。また協議会ですが、まず環境審議会について

は、地球温暖化対策として町の今後の省エネ、再生可能エネルギー事業の方針を協議するため、4回開催いたしました。一方、農山漁村活性化基本計画作成等協議会については、小水力発電やメガソーラーを行うために第一種農地を転用したい場合に開催するのですが、昨年度は開催されませんでした。旅費については再生可能エネルギー事業推進のため、職員の国への情報収集や要望活動用に計上し、支出をしたものですという答弁がございました。

また委員より、震災を要因として増える見込みの公害と、その解決策をどう考えているかという質問に対しまして、執行部より、現時点では、解体を早く進めてほしいことや、震災ゴミの仮置き場の受け入れを確認するための連絡が多い状況です。今後は、町による解体が進めば、現場近くからの騒音やほこりの苦情、台風による2次災害の懸念が考えられます。アスベスト飛散防止も含め、公害が起きないように対応してまいりますという答弁がございました。

次に、住民福祉部住民課関係では、委員より住宅使用料口座振替の推進を成果指標にあげてあるが、事務の軽減に繋がっているのか。また最近3年間実績として65%程度と変わらないが増やすのは難しいのではないかと質問がありまして、執行部より、納付書の紛失や支払期日を忘れてたりされる方も多くて、催促事務や徴収などに多くの時間がかかるので、事務の軽減に繋がっています。加入率を上げるのは難しいと思われませんが、新しく入居された方にも今後も口座振替を推進していきたいと思えます。

また委員より、納付書はどのような形で渡しているのかに対しまして、半年ごと2回に分けて郵送しております。

委員より、一括払いにすると割り引くとか、年金支給月に納付書を郵送したりすると収納率が上がるのではないかと。それに対しまして、執行部より、参考にさせていただき、ほかの自治体の事例の研究をしたいと思えますという答弁がございました。

続きまして、住民福祉部福祉課関係では、委員より、地域密着型の介護施設建設事業繰越について、公募した際にいつまでに建設しなければならないことは示してあるはずである。選定が甘かったのではないかと。また、施設はいつ開設し、遅れた影響はあるか。町として遅れたことに対して何か対応は考えているかという質問に対しまして、執行部より、公募要項では平成28年3月31日までに建設完了することとして公募しています。今回繰り越しになった理由は、用地取得の遅れと県の補助金決定が遅れたために、結果12月に着工となり、4カ月では労務者の確保が難しいとのことで繰り越しになりました。施設開設日ですが、地域密着型特別養護老人ホームは6月1日から、また地域密着型グループホームは7月1日から開設しております。特養の方は開設後すぐに満床になりましたが、グループホームは職員の確保ができず、現在定数の半分の方が入所されております。建設が遅れたことに対し、法人に対して特に対応は考えていませんという答弁がありました。

委員より、公募の時点で繰越前提の必要な工期を示すことができたのではないかと質問に対しまして、執行部より、県より年度内での建設計画で公募するようにと指導がありましたので、3月31日を工期としていました。

また委員より、借地に関する説明を求める。執行部より、当初は売買で考えておりましたが、町の

不動産鑑定と法人の不動産鑑定の価格に大きな差がありました。また、売買は議会の議決事項であることから、スケジュールの問題上、5年間の賃貸借ということで借地料の調整をし、合意に至ったということでございます。

委員より、臨時議会を開いてでも売買にすべきではなかったのか、また借地でも特に影響がないのか、町や町民にとってどちらがよかったのか見解を求めるとい質問に対しまして、執行部より、まずは3月までに竣工をして、翌年度には施設の利用開始をしたいという強い思いがあったということと、将来的には売買をするということで借地としておりますので、借地相当額に敷地にあった建物等の撤去費用などを勘案しながら調整いたしました。現在は売買に向けて価格の交渉を詰めている状況ですという答弁がございました。

また委員より、土地の借地の件で、値段の要件が折り合わない課題は解消したのか。できていないのなら、その状況で建物を建てたら揉めるのではないか。路線価格は決まっているので、大きな乖離はありえないのではないかという質問に対しまして、単価については詰めを行っている状況です。当初に相手方が不動産鑑定を行った時点では、まだ樹木やハウスがあり農業用施設という状況だった。その後造成を行い更地になった状態を鑑定して差が出ていると認識しております。当初、相手方が持ってこられた鑑定額は、町の評価額よりも安いものでしたので、正式に売買するに当たっては、町も不動産鑑定を行う必要があると判断したのが10月頃でした。折り合いがつけば臨時議会というスケジュールで考えておりましたが、折り合いがつきませんでした。町の不動産鑑定には時間を要するため、まずは賃貸借として不動産鑑定を行った後に、その金額をもって調整をお願いしたいということになりましたという答弁がございました。

委員より、実際に繰越の協議があったのはいつか。執行部より、県から事前に12月25日に繰越調査があっており、実際に申請したのは2月24日となっています。

委員より、事業者から、工期変更の協議はいつあったのか。執行部より、12月25日の調査の時に繰越の協議がありましたという答弁がございました。

また委員より、事前に町有地の活用について売買などの話があっており、その後に公募があるということはその土地ありきのプランであって、プランが上がってきたら、そのプランに決定するというのは当然ではないかという質問に対しまして、執行部より、先方が持っているプランでしたらその土地になりますが、他の事業所のプランであれば所有してる土地や買い求めた土地となると思います。それが今回はありませんでしたが、ほかの事業所がまだ購入していない土地に施設を作りたいということで応募してきて、決まったら購入するという方法もあり、いろいろなパターンの中の一つということだと思いますという答弁がございました。

それから委員より、災害時避難行動要支援者について、今回の地震での運用状況はどうだったかという質問に対しまして、執行部より、同意があった585人分は平常時から区長・民生委員に渡しています。災害時は同意がなくても名簿を渡せるため、前震後の15日未明に出力をし、区長へ事前に電話連絡の上、区長発送にて渡しました。その後電話で安否確認状況を聞き取り、安否確認ができなかった人には町の保健師や他県からの応援保健師などで訪問して確認をいたしました。今後は同意が

取れるよう、区長、民生委員と一緒に進めてまいります。

また委員より、今回の検証はするのかという質問に対しまして、執行部より、名簿の整理を行った上で、今回の課題を検証し、災害種類や発生時間帯などを想定した個別支援計画を作り、防災訓練の中で避難誘導訓練を取り入れたいと考えておりますという答弁がございました。

また委員より、障害児支援費事業の事業所の受入状況はどうかという質問に対しまして、執行部より、大津町でも発達障害を持った児童が多くなってきております。以前は、受け入れができる事業所は菊池市しかありませんでしたが、現在は大津町でも受け入れる事業所が多くなってきていますが、今後もいろいろな障害と持って児童が増えてくると考えられるため、事業所の数も増やしていかなければならないと考えておりますという答弁がございました。

続きまして、住民福祉部健康保険課関係では、委員より、妊婦健診、乳児精密健診委託について、受診者減の要因は出生数の減によるものか、それとも受診率の低下によるものなのかという質問に対しまして、執行部より、実績として妊婦健診の受診率が下がっていることは、数字上では表れておりません。出生数が減っていることが要因ではないかと思われます。

また委員より、フッ化物洗口について、需用費の中の医薬材料費はフッ化物洗口関係の費用だと思われるが、実施については慎重に進めなければならないと思っている。実際どのように進めているのかという質問に対しまして、執行部より、医薬材料費はフッ化物洗口関係の費用です。保育園や幼稚園の園児を対象に実施しております。進め方は、まずフッ化物洗口の目的や方法などについて、歯科医師や歯科衛生士から職員や園児の保護者への説明を行っております。そのうえで希望する園児に対してフッ化物洗口を行っております。

委員より、小中学校では始めていなかったのかという質問に対しまして、小中学校ではモデル校3校を指定して平成27年度末まで行っていました。この震災後は行っていない状況ですという答弁がございました。

次に、教育部学校教育課関係では、委員より、児童送迎委託について、真木地区の児童がタクシーを利用して登下校しているが、地区と距離のどちらで分けているのかという質問に対しまして、執行部より、北部3校を統合した際に、旧矢護川小校区については、バスの定期券を補助することになりました。旧真城小校区については、最寄りのバス停が遠いため、タクシーを利用することになりましたという答弁がございました。

また委員より、児童送迎業務委託金について、県の委託金ということは、児童の通学を保障するのは県の役割なのか、町でなければならないことだが県もお金を出しているということなのかという質問に対しまして、執行部より、大津東小学校の錦野地区の児童送迎につきましては、九州北部豪雨災害で代官橋が流失したため通学路が寸断されました。県道であるため県が復旧工事を行っておりますが、まだ復旧工事が終わっていないために、タクシー通学にかかる費用は県が負担するということが町が委託金をもらっておりますという答弁がございました。

それから、夏休み中のプールの監視について、指導員の費用はどのくらいかかったのかという質問に対しまして、執行部より、小学校のプール監視補助につきましては、学校教育推進事業補助金の中

に含めています。夏季休業中のプール開放ということで、PTAが主体となって実施されています。全校ではありませんが、クラブおおづにも協力してもらっております。監視費用につきましては、学校の規模によって差はありますが、7校分の合計で154万円です。保護者が交代で監視されている部分のほかに、心肺蘇生法を習得されている方などを監視員として配置する必要がありますので、その費用に対して町が補助するようにしておりますという答弁がございました。

また委員より、コミュニティ・スクールの状況を教えてほしいという質問に対しまして、執行部より、現在、護川小学校と美咲野小学校が学校運営協議会を立ち上げてコミュニティ・スクールの活動をしております。護川小学校の方が、歴史が長いので、地域が学校にうまく溶け込んだ活動をしております。美咲野小学校はスタートした段階ということで、これから組織の充実を図っていかねばならない状況だと考えております。震災後の校区の動きを地域の方や私たちも見てきましたが、この2つの校区は避難所等も含めて、地域の方が精力的に見える形で動いておられたと感じました。これが学校運営に生かされていくと学校運営協議会の求められているものにも一歩ずつ近づいていくのではないかと考えております。

また委員より、護川小学校はうまくいっているという話を聞くと、美咲野小学校は最初からなかなか運営委員になる人がいなかったという状況で、現状として具体的にどうしているのか、もしうまくいっていないのであれば町としてどういう支援ができるのかという質問に対しまして、執行部より、学校運営協議会では、地域の方が、自分が主体的に学校運営に関わっていくという意識を持っていただくことが大前提だと思います。運営協議会でないと地域からはいろいろな要望だけが集まり、それを具体的にどうするかという論議にはなりません。運営協議会ですと、課題があれば協議会の中でいろいろな意見を出してもらいます。美咲野小学校はまだ運営に関しての論議をするところまでは至っていない部分があり、今後発展させるためには、私たちも含めて地域の皆さんでそういう意識を持って運営協議会の活性化を図っていくことが必要だと思いますという答弁がございました。

続きまして、学校教育課の学校給食センター関係では、委員より、給食費の支払いについて、口座振替の登録率と未納率はどのくらいなのかという質問に対しまして、執行部より、要保護及び準要保護児童で、学校から直接支払われる人や書類不備で登録できていない人以外はほとんど口座登録しております。口座振替後の未納率は約1割弱で、口座資金不足によるものが主な理由ですという説明がありました。

また委員より、給食費の口座振替前と後では徴収率はどのように変わったのか。執行部より、徴収率についてはあまり変動ありませんが、現金持参による徴収では多くの未納があった人が、口座振替では毎月収納されている事例がありますという答弁がございました。

次に、生涯学習課関係では、委員より、総合体育館の地中熱空調システムの熱交換器（ヒートポンプ）を最大出力で使用したことはあるのか。最大出力で使用していれば、その時の温度変化はあるか。執行部より、熱交換器を使用し最大出力で使用したことがあります。本年度温度変化について検証していく予定でした。アリーナ全体の温度測定はしていませんが、熱交換器の使用による温度変化は

アリーナの吹き出し口周辺で2度から3度ありました。

また委員より、小学校運動部活動の社会体育への移行はどこまで進んでいるのかという質問に対しまして、執行部より、小学校の部活動総会に参加し社会体育移行について説明を行いました。3月に教育委員会とスポーツ関係団体で会議を行い、5月をめどに検討委員会を開催する予定でしたが、地震で中断しております。社会体育移行については、各学校の考え方や地域の実情も踏まえ、検討委員会で協議していきたいと考えております。また、町スポーツ推進審議会では、先進地研修を行い、指導者育成及び資質向上を併せて考えていきますという答弁がございました。

次に、生涯学習課図書館関係では、委員より、書庫にある書籍も、インターネットで検索できるのか。また持ち出し禁止や貸出し状況もわかるのかという質問に対しまして、執行部より、書庫の本も含めて図書館にある本は全てインターネットで検索できます。書籍の持ち出し禁止や貸出し状況の確認や予約もできますという答弁がございました。

続きまして、生涯学習課の公民館関係では、委員より、イベント時の文化ホールの安全確保は主催者か町のどちらになるのかという質問に対しまして、執行部より、イベントの主催者には事前に安全確保等の説明を行い、誘導員は主催者で配置するように会場責任者に指示をしております。責任の所在は火事や落下物等それぞれの項目で、過失部分があるので、その都度異なると思います。また、文化ホールでは、舞台の吊り物等は定期点検を行い、職員及び日直は、消火訓練、避難訓練等を行っており、緊急時は安全に避難誘導できるようにしておりますという答弁がございました。

続きまして、子育て支援課関係ですけれども、委員より、保育料の収納率は、子ども・子育て支援新制度に移行して、どのように変わったのかという質問に対しまして、執行部より、平成27年度の収納率は、全体で98.97%に対しまして、平成26年度の収納率は全体で99.03%のため、0.06%下がりました。

また委員より、保育料の不能欠損は、5年以上経過した11件分を落としたということだが、平成13年度分まで残っていたというのは、通常の進め方で行ったのか。また、時効の取り扱いはどのようにしているのかという質問に対しまして、執行部より、過年度分については、年2回督促状を送付して、訪問も行っております。督促料や延滞金については、現年度分も含めて徴収しておりません。また、時効については5年以上経過しても落としていませんでした。しかし、町外に転出し、所在が不明な人などについて、今回整理をしたものですという答弁がございました。

委員より、要保護児童対策事業の通告・相談件数が昨年45件から86件まで増加している理由何か。また、子育て支援総合コーディネート事業の相談・支援件数は一昨年が360件で、昨年は1千784件と増加したのは数え方を変えたと聞いたが、今回は3千635件と増加している理由は何なのかという質問に対しまして、執行部より、要保護児童の通告・相談が前年度と比較して増加しているのは、親の育児放棄等の増加によるものです。精神保健福祉士が学校等を訪問して相談を受けておりますが、先生や民生委員と話す中で事情のある家庭件数が年々増加しております。その対応に苦慮しています。また、特殊なケースについては、児童相談所に入ってもらい支援方針を検討しておりますが、すぐに問題が解決するわけではありませぬので、回数を重ねて支援の取り組みを行っております。

す。また、子育て支援総合コーディネーター事業の相談・支援件数が増加しているのは、育児相談が8種類の項目に分けて相談を行い、生活習慣、親の関わり方、子育て支援について昨年と比較して増加しているためですという答弁がございました。

委員より、病児保育事業について、今後の方針について病児保育の実施の検討を行うとあるが、現在の状況はどうなっているのかという質問に対しまして、執行部より、病児保育について、現在調査を進めており、町内の保育園や病院関係の施設で病児保育ができないかをお願いをしております。病児保育について、設備や人員等に経費がかかり、町の補助があっても赤字の自治体が多いのが現状です。

委員より、よろこび保育園が病児保育をやってもいいという話を聞いているが、赤字や施設の問題等の関係があるのか。執行部より、来年新設される（仮称）第二よろこび保育園の計画には、病児保育専用の部屋があります。ただし、実施するかは財源等の問題があるため、今後検討します。また、町内病院の中には認可外保育施設がありますが、先般子ども・子育て支援新制度に伴い、企業主導型保育所が創設され募集がかけられました。これは町を通さずに、国が直接整備費の4分の3を助成するものです。別に50人規模の保育所を建設し、その内30人を従業員向けにし、残り20人を地域に開放したいとの意向で、併せて病児保育も検討したいという話がありました。

また委員より、企業主導型保育所の設置は、町が出資しなければならないのかという質問に対しまして、執行部より、企業主導型保育所というのは、国が整備費や運営費を助成し、町の持ち出しはないと聞いておりますという答弁がございました。

続きまして、大津幼稚園・陣内幼稚園関係では、委員より、私立幼稚園振興補助金は、研修に対する補助と聞いているが、研修の内容はどのようなものなのかという質問に対しまして、執行部より、体操研修、安全運転講習会、認定子ども園講習会などを行っている園や講師を招いて年4回、発達の研修や園の行事、場面記録の検討などの研修を行っております。

委員より、研修は別々に行っているのかという質問に対しまして、執行部より、別々に実施しておりますという答弁がございました。

次に、子育て支援課の大津保育園関係では、委員より、増設園舎借上料は、このまま支払いが続くのかという質問に対しましては、執行部より、今年の8月で支払いは終わりました。その後は町に無償譲渡になっております。

委員より、今後もプレハブのままなのか、プレハブ園舎は大丈夫なのか。また解体撤去の費用は契約の中に入っていたのかという質問に対しまして、プレハブ園舎については、今のところ問題なく使用しております。解体撤去の費用については、無償譲渡となっており、将来の解体改築は町負担となりますという答弁がございました。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、国民健康保険が平成30年度から県に移行するが、実態としてはどこも破綻している。

大津町の国民健康保険税は熊本市と比べて高いのか、安いのかという質問に対しまして、執行部より、国民健康保険税の算定方法は所得割、均等割、平等割の3方式となっており、一律に比較はできませんが、菊池郡市内の中では安いほうになっておりますという答弁がございました。

また委員より、特別調整交付金の内容について、当初予算が200万円だったのが決算では2千167万1千円と、内容はどうなっているのかという質問に対しまして、執行部より、県の特別調整交付金は、国の特別調整交付金で算定されない災害等による減免、収納率の向上、レセプト点検、保健事業等に要した経費などが対象となります。不確定要素が大きい部分がありますので、当初予算は200万円としております、今回の決算で主なものとしては、国保の保険財政共同安定化事業で拠出金と交付金を比較した時、拠出金が交付金を1%以上、上回っていた場合に交付されるものが約1千万円、徴収率のインセンティブに関わるものが約500万円です。また平成27年度については、大津町のデータヘルス計画の内容が評価され、300万円交付されています。これらを積み上げて決算額の数字となります。

また委員より、平成27年度の法定外繰入について、当初予算で1億7千万円だったものが、結果として5千万円の繰入であった。繰越が2億1千万円ほどある。あと5千万円返せなかったのかという質問に対しまして、結果として保険給付費の不用額が5千159万円となりました。給付費の最後の支払いは4月ですが、繰入金は年度内の3月までに結論を出して繰り入れる必要があります。4月に遡ってやめるということではできませんので、今回の決算になりました。

また委員より、平成30年度に県単位に移行する場合、繰越金や基金、平成29年度が終わった時点で国保の特別会計に残ったお金はどうなるのかという質問に対しまして、執行部より、国保は県単位になりますが、給付や保険料の事務は残ります。後期高齢者医療と同じように、国保の特別会計は残りますという答弁がございました。

採決の結果、認定第2号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号、平成27年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、通所型介護予防事業について、参加者数が年々減少傾向にあるが、要因は何か。執行部より、参加人数について、フットケア参加者数と含めていませんでしたので、その分参加人数が減っています。それ以外の減少要因としては、介護にならないために包括が本人をお誘いして事業に参加してもらっているのが、途中でリタイアされる方や介護認定を受けるケースがあるため参加者数が若干減少しております。

また委員より、リタイアが多いということは予防したい人を予防できていないことになるが、どう分析するかということに対しまして、執行部より、参加者数が減少していることは確かです。リピーターが多く、新規参加者は包括がお誘いして参加してもらっている状況ですという答弁がございました。平成28年度からは名称を「ほりだし健康教室」に変え、これまでの栄養教室、運動教室、口腔教室を統合し、一緒に事業展開することにしました。今後は新規参加者を掘り出し、参加してほしい人にアプローチをしていきたいと考えておりますという答弁がございました。



採決の結果、認定第5号につきましては、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第7号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

委員より、後期高齢者医療の対象者は年間どのくらい増えているのか。執行部より、平成27年度末の被保険者数が3千663人です。一年前と比べて68人増えている状況ですという答弁がございました。

採決の結果、認定第7号については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますよう、お願い申し上げまして、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） しばらく休憩いたします。午後は1時から再開いたします。

午後0時04分 休憩

△

午後0時59分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務常任委員長荒木俊彦君。

○総務常任委員長（荒木俊彦君） ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第40号関連、認定第1号関連の2件であります。

当委員会は審議に先立って、9月7日に関係する8カ所の現地調査を行い、8日と9日に大津町町民交流施設研修室で、執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果について、主なものを要約してご報告申し上げます。

最初に、議案第40号関連、平成28年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

まず会計課関係で、委員より、会計課関係でのマイナンバーの費用はどうなっているかとの質疑に、執行部より、平成29年1月から、税務署に提出する書類にマイナンバーの記載が必要になり、会計課では、委員・講師等へ支払う報酬謝礼に伴うマイナンバーの登録事務を行っており、平成28年8月末時点で376件の申請が出ていますとの答弁でした。

続いて、総務部総務課関係で、委員より、消防車両の防災学習・災害活動車の内容はどのようなものかとの質疑に、執行部より、平常時の場合は、防災活動車として、災害時には、災害活動車として使用できる。主な装備品は、消火訓練機器、AEDトレーナーセットなど。また災害時の装備品として、簡易水槽や消火器などがあり災害現場で活用できるとの答弁でした。

委員より、合併60周年記念事業に計上されている207万9千円の用途はどのようなものかとの質疑に、執行部より、表彰式関係及び台湾との国際交流事業に充てている。当初予定していた合併60周年実行委員会は、発災により立ち上げを中止にしたので、今回の補正で予算の組み替えを行っているとの答弁でした。

また委員より、表彰式の実施時期はいつ頃になるかとの質疑に、執行部より、今年が60周年の年であるため、年内には実施をしたい。今年の12月に実施をするところで日程調整をしているとの答弁でした。

続きまして、総務部総合政策課関係で、委員より、震災復旧復興計画策定業務委託の全体像が不透明だが、どのような内容かとの質疑に、執行部より、計画の策定内容につきましては、先日開催しました住民座談会をはじめ、今後、住民アンケートやワークショップ等を開催し、震災における住民の皆さんのご意見や要望等を最大限に計画に反映させたいと考えている。また各種団体や企業からの意見も取りまとめて、年内に素案を作成し、再度ご意見を伺いながら、最終的には年度内に完成の予定であるとの答弁でした。

委員より、震災の検証はまだ行われていないが、今後どう進めていくのかとの質疑に、執行部より、総務課で災害対策関連の検証を行い、総合政策課で復興プランの策定を行い、連携して全体を取りまとめていく予定であるとの答弁でした。

委員より、この復興計画に対して、専門家の意見が入っていないように思うが、計画策定に、専門家が必要ではないかとの質疑に、執行部より、今回の計画は、まずは震災に関して住民の皆さんのご意見を伺い、大津町としての震災対応に関する反省や検証を行い、将来に向けた創造的な復興に向けた計画を策定したいと考えている。専門家の導入につきましては、予算も関係しますので、県や県立大学等にも相談しながら進めていきたいとの答弁でした。

また委員より、今後、各地区の意見を聞く手段として、地区担当職員制度をより充実させてほしいとの意見もありました。

委員より、県の復興基金について、今回の復興計画に入れる必要があるのかとの質疑に、執行部より、直接的には関係ないと思いますが、関係事業があれば復興計画に入れていきたいとの答弁でした。

総務部財政課関係で、委員より、旧庁舎の中にある大事な備品の移設については、今回の予算計上分で最後になるのかとの質疑に、執行部より、大きな備品については最後ですが、使用頻度が少ない書類や議事録等が旧庁舎1階の書庫や議員控え室に残っているとの答弁でした。

また、エレベーターは使えないのか、使えないとしたらどうやって運ぶのか。またエレベーターを直したほうがよいのではないかなどの質疑に対して、現在エレベーターは使用できません。エレベーターが使えないので、大きな印刷機などは専門家の方に運び出しを依頼する予定である。またエレベーターの修理については、現在のところ見積りまではとっていないという状況との答弁でした。

委員より、大きな備品はこれで終わりということだが、書類が残っている。使用頻度は少ないがなくては困るものであるが、今後いつ地震が起きるかわからない。屋根が壊れ、雨漏りすれば書類がだめになる。そういうことも想定しておかなければならない。早急に対応しないといけないと思うがどう対応するのかとの質疑に、執行部より、文書保管用として仮設庁舎南側にプレハブを建てているが、冷暖房がないため長期保管について課題がある。旧庁舎の解体時期も関連してくるが、保管対策や容量についてもなるべく早く対応したい。ただ、災害に伴う事務量増加等により職員の余裕がないことも現状であるとの答弁でした。

委員より、廃校など、現在利用していない建物を利用することは検討できないかとの質疑に、執行部より、矢護川コミュニティーセンターなどがあげられますが、重要書類や個人情報が含まれたものがあるので、セキュリティ対策、あるいは保管対策も考慮しなければならないため、早急に対応可能かどうか検討したいとの答弁でした。

委員より、震災復興寄附金について、この寄附金を財源に一部損壊の方たちへ支援の検討はできないかとの質疑に、執行部より、現時点での支援はありませんが、政策的に方向性が決まれば一般財源扱いなので出せないことはない。ただ被災者への支援となれば義援金があり、どちらかと言えば寄附金よりも義援金のほうが支出の性質的にはより近いと思われるとの答弁でした。

委員より、一部損壊の中でも、被災程度に幅がある。比較的ひどい一部損壊に支援するといった考えはないかとの質疑に、執行部より、一部損壊の方をどう救うかになるかと思うが、先日の新聞報道で、新潟大学の先生の話がありましたように、どこかで線引きをしなければならない。線引きする以上、現行制度に沿って行うしかないと考えている。しかしながら、被災区分によって大きく支援の差が出る現行の制度については、もう少し細やかな対応ができるよう、国に対して改善の要望を行うべきと思っているとの答弁でした。

委員より、寄附金と義援金の違いは何かとの質疑に、執行部より、義援金というものは、被災した方に対する生活再建の支援として、直接被災者に渡されるもので、復興寄附金は町が行う復旧復興に対する支援として町に渡されます。

また委員より、日赤の義援金、県の義援金、町の義援金、この流れがわかりづらいがどうなっているかとの質疑に、執行部より、日赤の義援金はまとめて県に渡し、県の配分委員会により被災自治体へ配分される。町の義援金は町独自で集めているので、町独自の配分委員会により配分することになるとの答弁でした。

配分委員会は誰がなっているのか。執行部より、まだ決定していませんが、福祉課サイドで調整をしていると思いますとの答弁でした。

委員より、一部損壊で家に住めなくなった場合などに対して、町の義援金配分委員会では支援するといった考えはないか。執行部より、配分委員会の中で検討することは可能と思われますが、物理的要因と精神的要因の区別が非常に難しいと思われまるとの答弁でした。

委員より、旧庁舎から移動させる備品のリストは作っているかの質疑に、執行部より、大きな備品については、今回が最後です。ただし、備品以外に電気・水道、こういったものの基本料金がかかっていますので、減免申請中ですが、早く対応したいと考えているとの答弁でした。

以上で質疑が終わり、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第40号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。続きまして、認定第1号関連、平成27年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

最初に議会事務局関係で、委員より議会費の中の通信運搬費は4階の無線LANの費用のことかとの質疑に、執行部より、そのとおりです。旧庁舎4階の無線LANは設置する時に50万円ほどかか

っている。現在の議場では、無償で無線LANのルーターをお借りしていますので、それを利用して  
いますとの答弁でした。

委員より今は簡易的なものが付いているが、本来はそれがかかるといふことか、これからも同じよ  
うにやっていくのかとの質疑に、執行部より、現在は災害用としてルーターを借りている状態なので、  
もし撤収するということになれば、議場でWi-Fiが使えなくなり、そのため、これからは議場で  
だけでなく、全庁的に考えていかなければならないと考えているとの答弁でした。

続いて、会計課関係では質疑はありませんでした。

総務部総務課関係で、委員より、一般管理費の中のコミュニティ傷害保険について、主要な施策と  
成果は載っているか、また、せつかく掛けている保険で何か足りないとか、まかないきれないという  
声は出ていないかとの質疑に、執行部より、主要な施策の成果は載せてはいません。実績について昨  
年度の支払実績は3件申請があり、それぞれの事故内容については、コミュニティ活動中のものであ  
り、夏祭りの準備中に足をけが、区の清掃中や伐採作業中にけがをされた分になります。また、保険  
で足りないといった意見は出ていませんが、補償は最低限のものになるので申請時に説明を行い、ご  
理解をいただいているところですよとの答弁でした。

委員より、この保険が導入されて久しい。良い制度であるが、他の自治体との比較はしているか  
との質疑に、執行部より、以前に調べた時の記憶ですが、補償内容は他の自治体と比較して遜色はな  
かったと思われまふとの答弁で、保険会社はどこかとの質疑に、執行部より、エース損害保険で扱っ  
ていますとの答弁でした。

委員より、人事秘書費についてだが、監査委員からの決算報告の中で人件費の推移が説明され、平  
成27年度は人件費がかなり上昇しているとのことだったが、増加に理由はあるかとの質疑に、執行  
部より、前年度より増額となっている分については、報告書にも書かれているとおりに、退職者の増加  
や非常勤職員の伸びが影響している。高齢の職員が占める割合や非常勤職員の人数などが大きく影響  
しているものと思われるよとの答弁でした。

委員より、監査報告だけでは内情が詳しくわからないのだが、非常勤職員などは物件費などにカウ  
ントされる場合などもあるのではないか。執行部より、非常勤の割合や退職者の推移などについては、  
詳しく分析してみたいと思ひますよとの答弁でした。

委員より、企画費についてだが、広報おおづをアプリで見られるようにできないかと3月議会の時  
に質問した際、検討するということだったがその後どうなったかの質疑に、執行部より、まだ取り組  
めていない状況なので、早急に確認したい。

委員より、交通安全対策費の工事請負費に不用額があるがどうなっているのかとの質疑に、執行部  
より、役員さんたちに設置の必要性などを個々に精査してもらっています。その結果、カーブミラー  
や交通標識の設置箇所が少なくて済んだものですよとの答弁でした。

委員より、せつかく予算があるのだから、もっと設置してもよかつたのではないか、交通安全対策  
については、主要な施策と成果には載っているかとの質疑に、掲載していませんので、先ほどのコミ  
ュニティ保険と併せて掲載を検討しますよとの答弁でした。

委員より、防犯対策費の防犯灯・街灯について、電球のLED化でどのくらい電気代が節約が変わってきているのか、ここ数年間の推移などがわからないかとの質疑に、執行部より、主要な施策と成果には単年度分のことしか掲載していませんので、推移はまとめていない。

委員より、同じく防犯対策費の防犯パトロール業務委託についてだが、初めて数年になるが成果は上がってきているのかとの質疑に、執行部より、駅北にパトロールセンターを設置した頃からずっと続けてきているもので、パトロールをしているシルバー人材センターの方には適宜、どのような状況だったかは確認している。パトロールを行うことで、抑止効果は十分上がっているものと思うとの答弁でした。

委員より、朝の通学時間と少しずれていないか。もう少しパトロールと実施する時間を精査してもらいたい。執行部より、登下校時の時間帯にあったパトロールの実施を調整できないか検討してみるとの答弁でした。

委員より、地域づくり推進費の中の地域通貨・水水について、主要な施策と成果にも新たな制度を検討する必要があるとされているが、どうなっているかとの質疑に、執行部より、地域通貨についてはボランティア活動をしたことに対して、地域通貨を使っただけという予定だったが、あまり浸透が図れなかったため、今後はマイレージ制に変更することで準備を進めているとの答弁でした。

委員より、高砂市がWAONカードと提携したりしているので、こういう方式も検討してみてもどうかとの意見に、執行部より、ポイント利用だけでいいのか、店舗なども巻き込むのか、今年度十分に検討したいとの答弁でした。

委員より、地域づくり推進事業の実績表などはないかとの質疑に、執行部より、実績の一覧表を確認いただきたい。

委員より、地域づくり活動支援事業の取り組み地区数は増えているのか、ぜひ広めて続けていってもらいたいとの質疑に、執行部より、取り組んでいる地区については、数値的には横ばいで新たな地区というのはなかなか出てきていない。今後継続していくためにも、極力負担感のない事業にしていきたいと考えている。また、行政区嘱託会議の時などで周知に努めていきたいとの答弁でした。

委員より、地域づくり活動支援事業は、補助率が3分の2の災害防止活動もあると思うが、その災害防止活動の実績はあるかとの質疑に、執行部より、つつじ台で消火器などの設置などをした実績があります。これまでも地域の中での防災整備に役立ててもらっています。

委員より、選挙費にあるポスター掲示場についてだが、行政区ごとに掲示場の設置数が決まっているのか。新設はできるのかとの質疑に、執行部より、投票区の面積や人口によって設置数が決定している。要望によって、その投票区の中での設置数を調整することは可能であるとの答弁でした。

委員より、以前は掲示場所があったのに、どこかいつかの時点からか、なくなったという地区もあるらしい。そんなことがあるのかとの質疑に、執行部より、投票区が再編されてきた中で設置場所が変わったのかもしれませんが、そういう意見も踏まえて、今後検討していきたいとの答弁でした。

また委員より、ポスター掲示場の設置場所について、安全確認はしているかとの質疑に、執行部より、業務委託を発注した後に、選挙前にきちんと確認をしているとの答弁でした。

また委員より、かなり高い位置の危険な場所に設置してあるのも以前は見受けられたが、最近では改善されたようなので引き続き確認をしてもらいたいとの意見がありました。

委員より、消防費についてだが、これまでも防災行政無線が聞こえないという意見が必ず出てくるという声にどう対処するつもりかとの質疑に、執行部より、からいも君メールを推進していこうと思っています。今回の地震で登録者数も増えております。

委員より、それでもメールが見られないという方が多いが、そういった方にはどうするのか。防災無線を100%聞こえるようにしてほしいという方もいる中で、個別受信機を配布するとか、消防団の広報でカバーしていくかなどは考えられないかとの質疑に、執行部より、個別受信機で全体的に整備する方法もありますが、単価が高額である点もあり、要援護者などについて区長さんや消防団などと連携しながら、地域での取り組みを踏まえて検討していく必要があるとの答弁でした。

委員より、住民の方に100%防災無線が聞こえるようにするのは無理ということを理解してもらって、その上でどういう方法があるかをきちんと伝えたほうがよいのではないかと。もしかしたら、個別受信機を配布しなくても、個人で購入を希望する方もいるかもしれないとの質疑に、執行部より、現在の状況などをきちんと伝えて、一家に1人だけでもメール登録してもらえるように推進を図るなど、対策を講じていきたいとの答弁でした。

委員より、消防団の定員数について、不足数を職員などで補いながらもそれでも不足している現状があるのではないかと。実働人員数はさらに厳しいものがあると思うが、今回のような災害時に消防団員が果たす役割も大きく地域からの期待も大きい。消防団員の加入推進や分団の統合など、さまざまな手だてを検討してもらいたい。そういった意見は幹部会議で出ていないかとの質疑に、執行部より、そういう意見は確かに会議で出ています。人口割で団員数を簡単に減らせるかということ、人口が少ない地域ほど管轄面積が広くて危険箇所も多いし、反面、人口が多いところは危険箇所もそんなにないという状況で、バランスをどうとっていくのか難しいところです、併せて機能別消防団の検討もしている。広報活動に取り組んでまいりますとの答弁でした。

委員より、防災訓練についてだが、防災教育が必要であり、これまでのような年1回半日程度の防災訓練をどうしたほうがいいのか検討されているかとの質疑に、執行部より、防災訓練は、毎年開催してきたが、今回の震災を踏まえ、どのようにすべきかを検討していきたい。参加を促し、参加されない方にどう啓発していくかも併せて検討していくとの答弁でした。

委員より、防災士の力も借りて、地域ごとの課題に対してどう取り組むかを考えてもらってはどうかとの質疑に、執行部より、地域の防災リーダーの育成も大切なので、防災士などとの連携も図っていきたいとの答弁でした。

委員より、地域防災活動支援事業で8カ所新たに作ったということだが、実際にはどのような内容かとの質疑に、執行部より、自主防災組織が新たに8カ所作られました。資機材購入補助は51件利用がなされていますとの答弁でした。

委員より、自主防災組織が8割程度整備されていて、その中でどのくらいの組織が活用しているかとの質疑に、執行部より、平成27年度では8カ所と言いましたが、自主防災組織全体では25カ所

あって、その中で事業を活用してもらっています。

委員より、以前は8割程度自主防災組織があったのではなかったかとの質疑に、執行部より、大村町長の頃のミニ特区事業で、防災事業に取り組んだ団体などを含めていた時はそのぐらいの割合でしたが、改めて地域防災活動支援事業を行う上で、65地区中25地区で地域防災組織が作られているというのが現状ですとの答弁でした。

委員より、元・高尾野の営林署の土地に水をためていたところを防火水槽として使っているようだが、蓋もなければ柵もない。事故防止の方策はどうなっているのかとの質疑に、執行部より、現状を確認して対応したいと思いますとの答弁でした。

委員より、歳入についてだが、電源立地対策の交付金は、白川発電の関係だと思うが、今回の地震被害はなかったのかとの質疑に、執行部より、被害報告は特に受けていませんとの答弁でした。

総務部総合政策課関係で、委員より、「地方創生」に関する大津町の取り組み状況が、町民に伝わっていないように思われる。テレビ番組で取り上げられたりしたが、インターネットを使った情報発信は行っているかとの質疑に、執行部より、3月にイベントを実施し、テレビ番組でも取り上げられたあと、キャンペーンを展開する予定だったが、震災の影響でできていない。ただ、インターネットを使った情報発信については、3月のイベント実施の際には、10日前からSNSを使ってカウントダウンを行ったり、台湾での販路拡大に関しては、約50万人の台湾の方が見ているSNSで情報発信したりすることで、大津町のファンを作るように働きかけているとの答弁でした。

委員より、SNSも良いが、大津町の公式なもので情報発信をしてはどうかとの質疑に、執行部より、町のホームページ管理については、総合政策課で実施していますが地方創生に関する情報について、町ホームページに掲載すれば見てもらえるのか、フェイスブックやツイッターといったSNSなどを有効活用したほうが見てもらえるのかなど、今後勉強していきたいとの答弁でした。

委員より、台湾（高雄市）への販路拡大について、今後どのような取り組みを考えているかとの質疑に、執行部より、例えば、青森県がここ十年間、台湾で毎年催事を行って、「りんご」と言えば「青森」というイメージが定着しているそうです。熊本だと「牛乳」と言えば「阿蘇」のイメージだそうですが、「からいも」のイメージはまだないので「からいも」と言えば「大津」というイメージを定着させるよう、現地に継続的に出向いて売出しするなどの取り組みが必要と考えているとの答弁でした。

委員より、地域防災力活動支援事業について、今後取り組む具体的内容は何かとの質疑に、執行部より、一行政区について10万円の補助を引き続き実施し、自主防災組織の強化に取り組みたい。また、町の防災訓練を行う中で、地元の防災力を高め、町全体の防災力向上に繋げていきたいと考えているとの答弁でした。

委員より、空き家調査についてはどのような状況かとの質疑に、執行部より、空き家調査につきましては、一般住宅は町内全域を調査し、該当家屋が200戸、店舗は、役場周辺の店舗を調査し、該当店舗が35戸となった。いずれも外観調査でデータ化をしている。3つの判定レベルに分け、そのままの状態でも利活用可能なものをランク1、老朽化が進み外壁等の補修が必要なものをランク2、再

利用は見込めないものはレベル3と分類している。

委員より、震災後に再度、追跡調査を行ったのか。執行部より、震災後にランク1とランク2から抽出をし、37戸を被害状況調査も含め調査を行っていた。

意見として、今後の空き家の利活用について、震災後、特に耐震補強が必要であり、その支援対策も含め、調査結果を生かしてほしいとの意見がございました。

委員より、総合情報メールサービス（からいもくん便り）の登録件数の現状はどうかとの質疑に、執行部より、震災直前の4月13日時点で890件でしたが、震災後の4月25日には1千498件、8月下旬時点では2千件と増えておりますとの答弁でした。

委員より、町のホームページがリニューアルして約10年と聞くと、スマートフォンでアクセスをした場合、少々読みにくい状態と思われる。他自治体で実施している「スマートフォン専用ホームページ」を作り、もっと読みやすくする予定はないかとの質疑に、執行部より、リニューアル後の現行ホームページはウェブサイトとしてすばらしいと全国表彰を受けるなどしており、その後大きな見直しをしておりません。10年経過しているため、議員ご指摘の点も含め、ホームページのあり方を考えたいと思う答弁でありました。

次に、総務部財政課関係で、委員より、地方債の残高が129億円ほどあるが、このうち、臨時財政対策債の残高は幾らかとの質疑に、執行部より、平成27年度末で約64億4千500万円が臨時財政対策債でありますとの答弁でした。

次に、総務部人権推進課関係で、委員より、熊本地震で、人権啓発福祉センターも避難所になっていたが、運営状況はどうだったかとの質疑に、執行部より、人権啓発福祉センターは、4月14日の前震から避難所になり、一番多い時は約50人の方が避難していた。5月31日に閉鎖しましたが、これまで行ってきた「人権のまちづくり事業」などを通じて、地域との交流があったので、地域住民のボランティアなどの協力もあり、食料や物資の配布などスムーズに運営ができましたとの答弁でした。

委員より、南杉水地域の人口について、増加傾向にあるのかどうかの質疑があり、執行部より、人権啓発福祉センターのある南杉水地区では、源場区は少子高齢化が進んでいる状況であり、つつじ台区についてはアパート等もあり、単身者世帯が増えているとの答弁でした。

委員より、男女共同参画推進プランの進捗状況についてどうかの質疑に、執行部より、推進プランの数値目標にもあげております審議会等における女性委員の登用率ですが、平成26年度は20%、平成27年度は22.8%と2.8%上昇している。また平成28年度では、23.7%と0.9%と上昇傾向にあります。今回の推進プランは、中学生へのアンケートを実施しており、その結果から男女共同参画の認知度の低さから中学生への啓発の必要性を感じ、朝の読み聞かせボランティアを利用し、審議会委員と一緒に啓発をしているところです。また、小学生に関しましても夏休みの学童保育を利用した啓発を行っておりますとの答弁でした。

次に、総務部税務課関係で、委員より、平成24年度に税の執行停止が大幅に上昇している理由は何かとの質疑に、執行部より、執行停止は法律に基づいて、税金が払えないまたは差し押さえる財産



がないと判断したときに徴収の執行を停止するものです。3年後に欠損となりますが、平成21年度のリーマンショックが原因で、平成24年度の数字が上昇したものとされますとの答弁でした。

以上で、質疑を終わり、討論はありませんでした。

採決の結果、認定第1号関連については、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上であります。

最後に、当委員会は閉会中の継続調査といたしまして、去る7月25日に阿蘇市で行われた「復興に関する研修会」に参加しました。元熊本大学文学部教授の徳野貞雄さんをコーディネーターとした、新潟中越地震からの復興に関わってこられた稲垣文彦さんの話や、阿蘇復興に関わる経験についてを中心とした講演会でありました。熊本地震の被害状況は、新潟の中越地震での被害に匹敵をするようですが、大津町の被害地域は点在しており、あの中越の山古志村のような全地区避難という状況ではありません。全地区避難せざるを得なかった南阿蘇村、西原村には大いに生かせる経験ではなかろうかと思われましたが、また大津町とは、そうした状況が異なっておりますが、復興に当たってとりわけ使い道の自由度が高い復興基金に触れられました。集落の集会所やあるいは神社等の復旧にもこの復興基金が充てられた、そういう経験をお話を聞いてきたところでもあります。

以上、継続調査の報告も申し添えましたが、議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同をいただきますようお願い申し上げます、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（大塚龍一郎君） 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第40号、一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。文教厚生常任委員会所管であります。

初日に、質疑しましたところでもありますけれども、美咲野小学校のプレハブ教室の賃貸借の債務負担行為の補正についてであります。本日、プレハブの資料として追加資料をいただきましたけれども、ますますわからなくなる点が、まず第1点は、最初質疑の時に申し上げました、開校してまだ3年ほどしか経っていないのにプレハブって計画の甘さですね。本日頂いた資料によりますれば、児童数が増えることに対して、平成22年の5月にですね、どれぐらい増えるかを確定させなければ実施計画はできないということで、人口の増減に対してからは、非常に敏感になっておられたことは推測されます。しかしながら、その計算があつていなかったということです。債務負担行為を、これをしかも補正予算で出してきたと。この教室が足りなくなるっていうものは、もう前年度からわかっていたのではないかなと。当初予算にきちんと載せるべきで、もう行き当たりばったりの補正予算ではないかなと思われる点であります。もう来年度からお願いしますよという、これはそういった形で今意識づけをされているのかなと思う部分もありますが、内容を見てもみすれば、期間が平成29年度から5年間と。まずこの5年間というのが3年で計画が合わなくなったのに、5年という形が果たして、また変更が迫られはしないかという危惧というのが出てきます。ということで、こういった公教育の施設を作るときの積算あたりが、条件を照らし合わせるときに、その条件が少なかったんじゃないか

などと思います。もちろん民間の開発というものは、予測の付かないものというものがあるかもしれませんが、町が行う土地計画あたりのインフラ整備、そういったものに大きく左右される部分も出てくるかと思えます。ですから、そういったものをきちんと把握しながら計画することによって、土地計画によるそういった人口に対していろんなものに対しての調整機能、そういったものも加味されて、そういったものも積算条件に加えて、こういったものを出してくるべきではないかなど考えるわけがあります。そういった形で、今回の補正予算に載ってきましたこの債務負担行為についての内容のそういったところですね、今後出した、また5年以内にそういった大きな変更がまた迫られるというふうなことであるならば、一体何をやってるんだとそれこそ思われますので、この債務負担行為についてはいろんな角度から検討の結果、こういった形が好ましいだろうという答えが出たのかなということに対して、どういった審議が行われて全員賛成になったのか、この点について質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 今、永田議員の質問に対してですけれども、当委員会では先ほど意見が3名ほどはありましたけれども。今の質問に対しての審議というのはしませんでした。そういう意見はありませんでした。もうなかなか人口推計はですね、なかなか難しいということで、平成30年頃には人口が減るだろうという予測もありますので、先ほど言いましたように、3人のほうからもいろいろ意見がありましたけれども、それ以外のことはありませんでした。以上です。

○議長（大塚龍一郎君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたしますけれども、ただいまの委員長の答弁によりますれば、平成30年あたりは人口が減るだろうという予測もあるということなので、その予測というものはどこから出てきたものなのか、再度質疑いたします。

○議長（大塚龍一郎君） 文教厚生常任委員長源川貞夫君。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） いや、それは減るかもしれないという、こればかりが予測です。また児童数、人口が増える予想もあります。こればかりは予測ですのでどこから出たというじゃなくて、執行部のほうからそういう話があったということでございます。

○議長（大塚龍一郎君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時44分 休憩

△

午後1時52分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 会議を再開いたします。

源川貞夫委員長。

○文教厚生常任委員長（源川貞夫君） 先ほどの審議は、審議というかこの質疑についてはですね、審議はしなかったじゃなくて、審議はありました。ありましたけども、その内容について先ほど渡して

ありますこの美咲野小プレハブ資料ですね、これを見てもらえるとわかるんですけども。委員の質問ですね、人口推計は美咲野4丁目をどうするかが問題でございました。けど、このときの説明の中の前向き加算、これは3年後を見通してするわけですけども、その規定の中にはですね、この美咲野4丁目は入っておりませんでしたので、その人口増の見通しがそこまでできなかったというようなことでございます。それで、それからほかの住宅開発等もどのくらい住宅開発が進んでいくかというのなかなか見通しがわかりませんので、今後はですね、それを今回の場合実施してほしいという意見も出たということでございます。この3年後を見越してするんですけども、美咲野小は最大の0.45加算で事業を申請しております。それ以上という子どもの数が増えたということの結果になると思います。そういうことで、審議した結果、全員賛成したということでございます。

○議長（大塚龍一郎君）　ここで、ご連絡いたします。田中令児副町長、並びに藤本聖二総務課長、早退の届けがっておりますので、ご連絡いたします。

それでは会議を続けます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番（荒木俊彦君）　私は、今定例会に提案されました議案の中で、認定第1号と認定第5号について、反対の立場から討論を行いたいと思います。まず、認定第1号の平成27年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。この議案については、当初予算についても反対意見を述べましたが、とりわけ少子高齢化といわれておりますが、大津町はうれしい悲鳴ということで、子どもさんの人数も増え、また保育を希望される保護者の方が増えております。そういう意味でこの間保育所の新設、定員増等、町担当も相当苦勞なされて頑張ってきたことは当然評価できることでありますが、とりわけその一方で、子ども・子育て支援新システムが導入される中、保育料の軽減は先送りということになされております。要するに国全体からすると少子化がますます進行しているわけですね。そういう意味で子どもさんというのは町の宝であり、国全体の宝でもありますから、本来は国がもっと予算をつぎ込んで、こうした保育の負担の軽減を図るべきだと思いますが、県内でも比較をしますと大津町が決して安いほうではないということ指摘したつもりであります。そういう意味で新年度にあたっては、来年度ですかね、とりわけ所得の中間から下のほうの所得の少ない世帯に対する具体的な軽減措置が必要であると考えます。

もう1点は、毎回言っておりますが人権対策費ですが、部落解放同盟という一つの民間の運動団体に300万円近い補助金が毎年出されると。地対財特法が廃止をされたのが2002年。今年でもう14年になるわけです。ですからもう法にも根拠もない補助金なんですね。永遠と続けられるということは、1年で300万円だとして10年で3千万という町民の税金がこの一つの民間団体に投入されるのはいかがなものかと。これが本当に人権の問題に解決に役立つかどうか、私は逆行すると思います。ましてこの熊本地震のさなか、困っている方はたくさんおられるわけありますので、もうこうした法に基づかない補助金は返納して、町民のために回してほしいと使ってほしいと、そういう意気込みがあつてしかるべきだと思うからであります。以上が、平成27年度一般会計の決算認定であ

ります。

認定第5号の介護保険制度であります。もう皆さんご承知のとおり、要支援、要1、2ですかね。こうした介護の軽度者が介護保険から外され、同時に介護の保険料は3年ごとに値上げをされてきているという状況です。今度は要介護1、2は、また今度は介護保険から外そうという答申も出されている。当初の介護保険の目的はですね、老後の安心だったわけですね。その一つは、その人が安心して暮らしながら払える保険料でなくてはならない。いざ介護の状態になったら、ちゃんとしたサービスが受けられなくてはならないそれが老後の安心ということで、介護保険制度がスタートしたにも関わらず、この大目的に反する自体がどんどん続いているということで、私は、自分の親の実情を見てもですね、また高齢者がもう幾ら頑張ってもお金を稼ぐことはできないわけです。そういうとりわけ年金の少ない高齢者にこれ以上の負担増を課してはならないと強く思っているところであります。

以上、認定第1号と、第5号について反対の討論といたしたいと思います。

**○議長（大塚龍一郎君）** ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

**○13番（永田和彦君）** 私は、議案第40号について反対の立場、そして認定第1号、第5号について賛成の立場から討論いたします。

まず、議案第40号であります。先ほど質疑もいたしました。債務負担行為について、今後の予測というものがきちんとされていたのかという質疑に対して、答弁が二転三転しておりますので、どうも信じ難いし、本当に委員会に付託をして、しっかり審議したのかなというふうな疑義しか思われできません。長たる者がその委員会をつかさどって、全ての委員の意見をまとめてここで答弁するべきではないでしょうか。最初とまた訂正するという言葉もなく、何かしら追加の言い訳みたいな形で出てこられても、どれを信じていいのか分かりませんし、この議会をきちんと理解して町民の負託に応える審議をしなければならないのに、その前段の部分でもう既に審議の中に疑義を残したという報告ではなかったかなと思います。実際、そういった人口動態の変化でいろんな対応を迫られるのが町でありますから、そういったものに対して、私は質疑したわけでもなかったし、今後の対応に不備がないようにきちんとした積算をするべきではないかと、そういったものはなかったかという疑義に対して、やはりその答弁では反対せざるを得ないということであります。ですから、議案第40号に対しましては、反対の立場から討論するものであります。

そしてまた、認定第1号と第5号に関しましての賛成、討論であります。認定第1号、一般会計につきましては、保育料の問題というものは非常に大きなものがあるかもしれませんが、一つの線引きを示さないとなかなか前へ進めない部分もあります。実際人権問題に対しましても、300万円の予算が組まれているということも、よくよく考えてみれば一緒のことでありまして、どこで線を引くかということではないでしょうか。例えばその人権問題、勉強をすればするほどそういった被害に遭われたと。人権無視のひどい仕打ちを受けたというものは実際あったわけですし、その時代に翻弄された方々というものが、やはり風化させてはならないという形で頑張っておられる部分もあるわけでありまして。しかし私が議員になってかなり経ちますけれども、中身はかなり変化しております。い

い方向に向かっていると感じたからこそ、ここは賛成の立場に回るものであります。最初は私が議員になった20年ほど前はですね、非常に無理難題の請求を町にしたりとか、そんなものもあったのかなという部分もありましたが、現在は違います。そういった形で、ここはここで進化してより良き方向に向かっているのかなという、それとまた時間の問題ですね。やはりそれに当たっておられた方っていうものが、かなりご年齢を重ねてこられているという部分ではないでしょうか。保険料については私も残念ではありますが、やはりどこかに線を引いて、それをまた悪いのであるならば議論してより良き方向、100%皆様方がうんと言えるような答えはなかなか出ないと思いますけれども、そういったところを知恵を絞って、我々は政策立案しながらそのより良きものに積み上げていかなければならないと思いますので、現状ではこの保育料は容認すべき範囲のものと、そういうふうを考えられます。

また、認定第5号についてでもあります。やはりここも、どこかに線を引かなければ、先立つものはやはりお金がなければ、そういった医療機関や介護施設あたりも使えないという事実がありますので、そういった介護保険制度の維持を図るためにも、どこかに線引きをしなければならないということでもあります。ですから、介護を受ける立場にならないように各位が努力されて健康に過ごされるという、そういった願いを込められたものでもあるというふうにとってもよろしいのではないかなというふうに考えますので、認定第1号、第5号に対しましては賛成の立場から討論するものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第39号、大津町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成28年度大津町一般会計補正予算（第5号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、議案第40号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成28年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告

のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、平成28年度大津町公共下水道特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、平成28年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、平成28年度大津町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、平成28年度大津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は簡易表決によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成27年度大津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する各委員長の報告は認定するものです。各委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第2号、平成27年度大津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決

します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第3号、平成27年度大津町外四ケ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第4号、平成27年度大津町公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第5号、平成27年度大津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第6号、平成27年度大津町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第7号、平成27年度大津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立多数です。したがって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、認定第8号、平成27年度大津町工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。この決算に対する委員長の報告は認定するものです。委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

### 日程第3 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題といたします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに、決定いたしました。

### 日程第4 新庁舎建設特別委員会の設置について

○議長（大塚龍一郎君） 日程第4、新庁舎建設特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

この本件につきましては、新庁舎建設の調査については、8名の委員で構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託して、平成29年2月末日まで調査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、本件については8名を委員として構成する新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託して平成29年2月末日まで調査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、新庁舎建設特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、府内隆博君、源川貞夫君、坂本典光君、手嶋靖隆君、永田和彦君、津田桂伸君、荒木俊彦君、大塚龍一郎君の8名を指名いたします。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました8名の方を、新庁舎建設特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ご連絡いたします。委員会条例第9条第1項の規定によって、正副委員長の互選をお願いいたします。委員会の会議室をご案内いたします。集会室をお使ください。

しばらく休憩いたします。

午後2時18分 休憩

△

午後2時22分 再開

○議長（大塚龍一郎君） 休憩前に、会議を開きます。

報告いたします。委員会条例第8条第2項の規定によって、新庁舎建設特別委員会の委員長に津田桂伸君、副委員長に坂本典光君が互選されました。これで報告を終わります。

#### 日程第5 同意第4号から日程第7 同意第6号まで一括上程、提案理由の説明

○議長（大塚龍一郎君） 日程第5、同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第6、同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、日程第7、同意第6号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての3件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

同意第4号、同意第5号、及び同意第6号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号、同意第5号、及び同意第6号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町長（家入 勲君） 皆様、こんにちは。

本定例会に追加、提案申し上げます前に、本定例会に提案いたしました全ての案件につきまして、ご審議、ご議決、ご認定をいただき誠にありがとうございました。早速、提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の河北恵理様が、平成28年9月24日をもって、任期満了となられますが、引き続き、菊池郡大津町大字引水557番地13、河北恵理様を、教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。河北恵理様は、平成24年9月から大津町教育委員として、教育委員会活動の充実に努め

られてまいりました。また、小学校のPTA役員を歴任し、精力的に活動されるなど人格が高潔で、教育、学術、文化に関する高い見識を持っておられ、引き続き、教育委員会の委員として適任と存じます。

次に、同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございますが、委員の合志文夫様から、一身上の都合により平成28年9月30日をもって、辞職の申し出があり、教育委員会会議においてもその同意がなされたので、新たに菊池郡大津町大字中島97番地、中尾精一様を教育委員会の委員として任命いたしたいと思うものでございます。中尾精一様は、36年間大津町役場職員として勤められ、そのうち11年間は教育委員会の業務に携わっておられました。退職後は、若草児童学園の園長として社会福祉の分野で活躍されておられます。また空手道の指導を通して、青少年の健全育成にも貢献されておられますとともに、社会教育主事の資格を持ち、社会教育にも精通していることなど、人格が高潔で、教育、学術、文化などに関する高い見識を持っておられ、教育委員会の委員として適任と存じます。

教育委員会の委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

続きまして、同意第6号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございますが、現在、審査委員会委員の杉水英治様が、平成28年9月24日に任期満了となりますので、再度、菊池郡大津町大字室247番地11、杉水英治様を、固定資産評価審査委員会委員として、選任いたしたいと思うものでございます。杉水英治様は司法書士として、固定資産の評価について学識経験をもたれ、2期6年間、審査委員会の委員として活躍され、固定資産評価審査委員会の委員として適任と存じます。選任につきましては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議のうえ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大塚龍一郎君） 提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚龍一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

同意第4号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

た。

次に、同意第5号、大津町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。  
この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号、大津町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（大塚龍一郎君） 起立全員です。したがって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成28年第3回大津町議会定例会を閉会いたします。

午後2時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月16日

大津町議会議長 大塚 龍一郎

大津町議会議員 手嶋 靖隆

大津町議会議員 永田 和彦